令和７年せたな町議会決算審査特別委員会　第１号

令和７年９月１８日（木曜日）

○議事日程（第１号）

１　委員長の互選について

２　会議録署名委員の指名について

３　副委員長の互選について

○出席委員（９名）

委員長	本多　浩君	副委員長	石原広務君
委員	桝田道廣君	委員	藤谷容子君
委員	福嶋　豊君	委員	横山一康君
委員	橋本一夫君	委員	大湯圓郷君
委員	菅原義幸君		

○欠席委員（１名）

委員　吉田　実君

１　本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	上野朋広君		
次長	松原孝樹君		
主事	神野翔亜君		

開会　午後４時０６分

○臨時委員長（菅原義幸君）　それでは委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。

よろしくお願いいたします。

吉田委員から欠席の届け出があります。ただ今の出席委員９名で定足数に達していますので本特別委員会は成立しました。

よって、これよりせたな町議会決算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第１、委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

全員協議会で確認のとおり投票により行います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君）　異議なしと認め、委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（菅原義幸君）　ただいまの出席委員は９名です。

次に立会人を指名いたします。

臨時委員長において、立会人に橋本一夫委員、大湯圓郷委員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（菅原義幸君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君）　配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時委員長（菅原義幸君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載ください。

ただ今から投票を行います。窓側の席の石原委員から順次投票願います。

（投　　票）

○臨時委員長（菅原義幸君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君）　投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

橋本委員、大湯委員、立ち会いをお願いいたします。

（開　　票）

○臨時委員長（菅原義幸君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数９票、これは出席委員数と符合しています。

そのうち有効投票９票、無効投票はありません。

有効投票のうち本多浩委員９票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票であります。したがいまして本多委員が委員長に当選されました。

会場の出入口を開きます。

（委員会室開鎖）

○臨時委員長（菅原義幸君）　ただ今委員長に当選されました本多委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

○委員長（本多　浩君）　大変不慣れではございますが、副委員長と共に粛々と努めさせていただきます。

委員の皆様にはご協力方よろしくお願いいたします。

○臨時委員長（菅原義幸君）　これで臨時委員長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございます。

本多委員長と代わります。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時１３分

再開　午後　４時１４分

○委員長（本多　浩君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

整理番号第２、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、委員長において菅原義幸委員、石原広務委員を指名いたします。なお、この指名は本特別委員会開会中の指名といたします。

整理番号第３、副委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○委員長（本多　浩君）　ただ今の出席委員は９名です。
　次に立会人を指名いたします。
　委員長において立会人に橋本一夫委員、大湯圓郷委員を指名いたします。
　投票用紙を配付いたします。
（投票用紙配付）
○委員長（本多　浩君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と言う者あり）
○委員長（本多　浩君）　配付漏れなしと認めます。
　投票箱を点検いたします。
（投票箱点検）
○委員長（本多　浩君）　異状なしと認めます。
　念のため申し上げます。
　投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名をご記載ください。
　ただ今から投票を行います。窓側の席、石原委員から順次投票をお願いいたします。
（投　　票）
○委員長（本多　浩君）　投票漏れはありませんか。
（「なし」と言う者あり）
○委員長（本多　浩君）　投票漏れなしと認めます。
　これで投票を終わります。
　これから開票を行います。
　橋本委員、大湯委員、立ち会いをお願いいたします。
（開　　票）
○委員長（本多　浩君）　選挙の結果を報告いたします。
　投票総数９票、これは出席委員数と符合しています。
　そのうち有効投票９票、無効はありません。
　有効投票のうち石原広務委員９票、以上のとおりです。
　この選挙の法定得票数は３票であります。したがいまして石原委員が副委員長に当選されました。
　会場の出入口を開きます。
（委員会室開鎖）
○委員長（本多　浩君）　ただ今副委員長に当選されました石原委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。
○副委員長（石原広務君）　告知をお受けいたします。委員長の先ほどの発言粛々と進めたいと、私も粛々と協力させていただきます。
　よろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　本日の本特別委員会はこれで休会とし、明日９月１９日、午前１０

時から議場において再開しますのでご参集願います。

以上で本日の本特別委員会は散会いたします。

ご苦労様でした。

散会　午後４時２１分

委員会条例第２８条の規定により署名する。

令和７年１１月２８日

臨時委員長　　菅　原　義　幸

委　員　長　　本　多　　浩

署名委員　　菅　原　義　幸

署名委員　　石　原　広　務

令和７年せたな町議会決算審査特別委員会　第２号

令和７年９月１９日（金曜日）

○議事日程（第２号）

１　認定第　１号　令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算について

○出席委員（１０名）

委員長	本多　浩君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	桝田道廣君
委員	福嶋　豊君	委員	横山一康君
委員	橋本一夫君	委員	吉田　実君
委員	大湯圓郷君	委員	菅原義幸君

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君		
教育委員会教育長	小板橋　司君		
農業委員会会長	原田喜博君		
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君		
代表監査委員	残間　正君		
監査委員	熊野主税君		

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君		
総務課長	髙橋　純君		
まちづくり推進課長	阪井世紀君		
財政課長	佐藤英美君		
税務課長	佐々木正人君		
町民課長	濱口喜秋君		
福祉課長	中川　譲君		
健康推進課長	河原泰平君		
農林水産課長	吉田有哉君		
建設水道課長	平田大輔君		
会計管理者	杉村　彰君		

国保病院事務局長	手塚　清人	君
認定こども園園長	本田　和矢	君
総務課長補佐	尾野　裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	中山　康春	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
福祉課長補佐	長内　京	君
福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
健康推進課長補佐	古守　亜珠	君
子ども家庭センター副所長	垣本　利子	君
認定こども園副園長	浜高　あけみ	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
農林水産課長補佐	伊藤　哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民課主幹	三浦　三津枝	君
地域包括支援センター副所長	大久保　麻未	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養　和伯	君
農業センター副所長	北山　典孝	君
建設水道課主幹	川上　佳隆	君
建設水道課主幹	吉田　一也	君
建設水道課主幹	大野　秀幸	君
建設水道課主幹	岡島　譲二	君
建設水道課主幹	村井　貴大	君
出納室主幹	竹内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	山川　彩子	君
国保病院事務局主幹	大庭　啓	君
総務係長	竹内　佑輔	君
地域生活係長	栗城　惇史	君
情報管理係長	又村　智	君

広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
包括支援係長	山崎	記代子 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
健康推進係長	干場	美沙代 君
子ども子育て支援係長	清水	美千子 君
業務係長	池田	裕之 君
下水道係長	小川	寛雄 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真理子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	浜高	正明 君
次長	高橋	真一 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君
給食センター学校給食係長	伏見	尚志 君

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁 君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	髙橋	純 君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（本多　浩君）　皆さんおはようございます。

全員が出席しておりますので決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより本委員会に付託された令和６年度各会計歳入歳出決算の認定第１号から認定第９号までの審査に入ります。

お諮りいたします。

議案配付から相当期間が経過しており、各委員におかれましては内容を十分調査されているものと思いますので、説明は配付済資料、決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により副町長、財政課長、税務課長に概要説明を求め、一般会計の審査は歳出から配付済資料の報告書により２款ごとに担当課長の説明を求め、質疑を受け２款ずつ進めることといたします。

続いて歳入については説明は求めず、歳入全款一括で質疑を受け、終了後、歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。また特別会計も歳入の説明は求めず、歳出は配付済み資料の報告書により全款一括担当課長の説明を求め、質疑は歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認め、そのように取り進めることに決しました。

説明員に申し上げます。説明及び答弁は挙手を行い発言の許可を受けてから行ってください。

各委員の皆さんに申し上げます。質疑は発言許可のあと質疑内容が明確になるよう決算書、あるいは資料のページを示してから簡略に発言するようにお願いいたします。

それではこれより付託案件の審査に入ります。決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により施策の成果等について副町長、財政課長、税務課長に概要説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君）　別冊の令和６年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書でございます。１ページでございます。令和６年度決算に係る主要な施策の成果でございます。令和６年度の我が国の経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却しデフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。こうした中、政府は賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするため日本経済、地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心安全の確保を３つの柱とする国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を策定しました。その裏付けとなる令和６年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていくとしています。せたな町に目を向けますと基幹産業である農業については、４月から降雨が少なく晴天が続き順調に農作業は進みましたが、高温多照により苗の移植時の苗質が徒長傾向となり一部で移植後の剥がれが見られました。８月には一部の地域において降雨と強風により土砂流入や倒伏が発生したところであります。また小豆の着莢

不良など、高温による生育障害や馬鈴薯においては秋の多雨により品質低下と収量が減となりました。そのような中、基幹作物の水稲では昨年度の夏季の暑さに比べると影響も少なく、品質も平年並みとなり作況指数１０３に対し、当町を含む渡島、檜山管内では１０４のやや良の作柄となりましたが、品質は精米タンパクが高く登熟期間中の高温により一部の品質で白未熟粒が見られましたが、青未熟粒が少なかったため品質は平年並みとなりました。水産業については、主要魚種であるスルメイカ漁の漁獲量が昨年と比較し増加したものの、平年の６割程度となりヤリイカ量においても漁獲量や水揚げ金額とともに昨年度より減少となりました。令和に入ってから依然として低水準で推移している状況であり資源量が危惧されているところです。また秋サケ漁については不漁だった昨年をさらに下回る結果となりました。前浜の重要資源であるウニ､ナマコ漁については､ウニは漁獲高にも恵まれ水揚げが伸びる結果となりましたが、ナマコについては、社会情勢の影響から取引価格が５割程度に下落するなど厳しい状況となりました。こうした状況のもと、私たちの生活様式を一変させた新型コロナウイルス感染症が３年間の様々な制限や自粛などを経て令和５年５月８日から感染法上の２類相当から５類へ引下げられ、本町における社会経済活動も徐々にではありますが日常を取戻し、町民が安心して暮らすことができる笑顔あふれるまちづくりを念頭に誠心誠意取組をしてまいりました。また一次産業の基盤整備の評価や地球温暖化対策実行計画におけるゼロカーボンの推進など、地域経済の循環による活性化やふるさと納税及び企業版ふるさと納税制度を活用したさらなる財源確保し第２次せたな町まち、ひと、しごと創生戦略の下、輝くせたな新時代、未来につながるまちづくりの実現を目指してきました。新規事業としては、次世代型店舗づくり事業、スマート農業支援事業、水産物生産向上事業、高性能林業機械導入支援事業など、継続事業では、町有施設解体事業、衛生センター最終処分地整備事業に係る負担金事業、温泉ホテルきたひやま長寿命化改修事業などを実施してきたところであります。このように多岐にわたる施策を展開できましたことは、ひとえに町民の皆様をはじめ、議員各位の温かいご理解とご支援の賜物であり深く感謝を申し上げます。急速な人口減少による、町の依存財源である普通交付税の減額を見据え、引き続き持続可能な行財政運営を進めるため危機感を持って全ての職員が一丸となって取り組んでまいります。令和６年度予算の執行にあたっては議決をいただきました趣旨に背くことなく適正に執行してきたところであり、ここに令和６年度の各会計の認定を求めるにあたり主要な施策の成果についてご報告を申し上げるものであります。なお各施策の内容につきましては２ページから１１ページに記載しておりますが朗読は省略をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（本多　浩君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　それでは１２ページでございます。１の令和６年度決算の健全化判断比率及び２の令和６年度決算の公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、昨日の第３回定例会におきまして報告第１号、第２号で説明をしておりますので説明は省略させていただきますのでご了承願いたいと思います。

次に３、令和６年度決算に係るせたな町の財政指標等でございます。財政力指数は０．１７

で前年度と同数でございます。経常収支比率は８７．６％で前年度より１．６ポイント増加しております。公債費負担比率は１４．７％で前年度より０．１ポイント増加、税徴収率につきましては９９．５％と前年度と同数でございます。

次に１３ページでございます。第１表令和６年度各会計別歳入歳出決算額総括表でございます。特別会計と簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計につきましては、後ほど会計ごとに説明をいたしますので一般会計について説明します。令和６年度一般会計の収支差引額は３億６，４０３万８，０００円の歳計剰余金となったものでございます。この剰余金につきましては備考欄に記載のとおり繰越明許費、繰越財源２，８７３万４，０００円の一般財源を翌年度に繰越ししますので残りの３億３，５３０万４，０００円のうち剰余金の２分の１以上の額１億７，５３０万４，０００円を基金条例第４条第２項の規定に基づき財政調整基金に積立て、残り１億６，０００万円を令和７年度に繰越したところでございます。

次に１４ページの第２表令和６年度一般会計款別決算額構成比調べでございます。歳入歳出の主なものについてご説明いたします。はじめに歳入ですが１款町税の決算額は８億１，２６８万４，０００円で構成比は８．１％、１０款地方交付税の決算額は５１億８，３３６万６，０００円で構成比は５１．５％で歳入の５割以上を占めております。１８款繰入金の決算額は６億７，０７８万１，０００円で構成比は６．７％、２１款町債費の詳細の決算額は１２億２，３６０万円で構成比は１２．２％でございます。

続いて歳出ですが、３款民生費の決算額は１６億１，１１４万３，０００円で構成比は１６．６％、４款衛生費の決算額は１７億１，５５８万３，０００円で構成比は１７．７％、１１款公債費の決算額は１０億８，７１２万９，０００円で構成比は１１．２％、１２款職員給与費の決算額は１２億６，４２０万円で構成比は１３％となっており、経常的な経費であります１１款公債費と１２款職員給与費を合わせますと構成比で２４．２％を占めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（本多　浩君）　佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君）　続きまして１５ページの令和６年度町税収納状況についてでございます。表の令和６年度の徴収率で説明させていただきます。まず町民税でございますが、これは個人分と法人分を合わせたもので徴収率は現年度分９９．３％、滞納繰越分３５．５％、合計９７．６％でございます。次に固定資産税では、現年度分が９９．５％、滞納繰越分が１２．２％、合計９７．４％でございます。次に軽自動車税でございますが、これは環境性能割と種別割を合わせたもので現年度分９９．４％、滞納繰越分３１．２％、合計９８．８％でございます。町たばこ税と入湯税につきましては、現年度分１００％でございます。次に国民健康保険税でございますが、現年度分が９９．２％、滞納繰越分が１７．２％、合計９１．２％でございます。税の合計では、現年度分９９．４％、滞納繰越分１９．９％でございまして、合計では９６．４％、前年度と比較して０．３％の上昇という状況でございます。

続きまして１６ページでございます。令和６年度町税及び国民健康保険税の不納欠損の状況

について説明いたします。第３表の２でございます。１の執行停止によるもの、これは地方税法第１５条の７第４項関係でございまして、滞納処分の執行停止が３年間継続し納税義務が消滅したものでございます。個人住民税が２件、固定資産税が６件、国民健康保険税が４件、合計で１２件、６３万２，０１７円でございます。この執行停止による理由でございますが、生活保護により執行停止した者４名、生活困窮により執行停止したもの１名分でございます。

次の２の執行停止、即時消滅によるものにつきましては、該当するものはございませんでしたが、例年、該当がない場合にも記載しているものでございます。

次に３の消滅時効によるもの、地方税法第１８条関係でございますが、これは５年の時効により納税義務が消滅したもの、また執行停止後３年を経過する前に時効を優先したものでございます。個人町民税が３件、固定資産税が２９件、軽自動車税が１件、国民健康保険税が２件、合計で３５件、９５万８，８４３円でございます。この消滅時効による理由でございますが、生活保護世帯で執行停止中に時効となったものや出稼ぎ、町外居住等により折衝ができない状況が続き時効になったものなど３２名分でございます。不納欠損につきましては、徹底した財産調査や時効管理を適正に行い法令に基づき滞納処分を実施しているところであります。

以上でございます。

○委員長（本多　浩君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　続きまして１８ページの第４表令和６年度末地方債現在高調べでございます。合計額でご説明いたします。令和５年度末現在高Ａ欄ですが７４億４，６２４万３，０００円、令和６年度中に借入れした額、起債額Ｂ欄ですが１２億２，３６０万、令和６年度中に返済した額、償還額Ｃ欄が１０億４，４７３万８，０００円で、これを差し引きますと令和６年度末の現在高は７６億２，５１０万５，０００円となったところでございます。

続いて１９ページの上段の第５表、令和６年度各会計起債償還に係る交付税算入でございます。一般会計から公営企業会計までの元金利子合わせた償還額は総計で１３億９，９５９万４，０００円で、これに対する交付税算入額は９億２，３６２万５，０００円、交付税算入率は６６％となりました。

続いて下段の第６表地方債借入先別、利率別現在高の状況でございます。令和６年度発行額Ｂ欄は借入先別に３の地方公営企業等金融機構が７億６，３６０万、５のその他の金融機関が４億６，０００万円、合計で１２億２，３６０万円を借入れしております。令和６年度償還元金額Ｃ欄の合計１０億４，４７３万８，０００円、差引現在額Ｄ欄の合計が７６億２，５１０万５，０００円となります。償還利率につきましては、右側の利率別内訳で利率の最も高いものが５％以下で合計２４万９，０００円、３％以下のものが合計で７６億２，４８５万６，０００円で大半を占めております。

続いて２０ページの第７表年度末起債残高、元金償還金、借入額の推移でございます。一般会計分になります。折れ線グラフが起債残高を示しており概ね減少傾向となっており、令和６年度末の残高は７６億２，５１０万５，０００円となっております。また償還額については赤色、白色の棒グラフで示しておりますが、令和６年度は元金償還額１０億４，４７３万８，０

００円、利子償還額４，２３９万２，０００円となっております。次に黒い棒グラフは借入額で、令和６年度は１２億２，３６０万円を借入れしております。

次に２１ページの第８表各種基金運用状況でございます。基金の総合計欄で説明いたします。令和５年度末の基金と備荒資金組合納付金の現在高は６９億８，８８０万１，８６０円で、令和６年度末の基金現在高は６５億８，６６９万６，２３４円、令和５年度末より４億２１０万５，６２６円減少しております。

次に２２ページの第９表債務負担行為の状況でございます。債務負担行為限度額では、１物件の購入等に係るもの、その１の（３）その他の物件購入に係るもの３８７万９，０００円につきましては公用車の購入に係るものでございます。３その他（１）利子補給等に係るもの４，５８１万８，０００円につきましては、農業経営基盤強化資金や新型コロナウイルス対策資金融資利子補給などでございます。（２）その他１億２，７３２万８，０００円につきましては、地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘運営事業助成金や産業担い手育成事業補助金でございます。合計欄、債務負担行為の限度額は１億７，７０２万５，０００円となっており、令和６年度において支出された額Ｂ欄１，７４７万３，０００円で、Ｂの財源内訳ですが国庫支出金１３万６，０００円、その他財源３４万１，０００円、一般財源が１，６９９万６，０００円となっております。右側の部分は令和７年度から令和１２年度までの支出予定額で、上段が年度別の償還額、下段がその償還額に占める一般財源を表しております。合計欄の令和７年度では１，３５４万６，０００円の支出予定額が令和１２年度では１８万７，０００円と年々減少する見込みとなっております。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（本多　浩君）　概要説明を終わります。

整理番号第１、認定第１号令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。決算に係る主要な施策の成果に関する報告書２３ページです。総務費の説明を求めます。

髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　それでは報告書の２３ページでございます。第１０票事業効果表になります。２款総務費で決算書は５４ページからになります。行政情報ネットワーク更改業務で決算額６１０万５，０００円、全額一般財源でございます。ホームページサーバーのソフトのバージョンアップを実施しシステムの安定した運用を図ったものでございます。

○委員長（本多　浩君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして広報せたな発行事業で決算額２３４万６，０００円、その他財源２８万１，０００円は広告料、残り２０６万５，０００円は一般財源です。町広報紙の発行実績については記載の表のとおりで、事業効果につきましては、町政の状況や取り組み、地区懇談会の結果、地域の話題や出来事などを掲載したことにより町政への関心の高まりや地域の情報を広く周知しております。

○委員長（本多　浩君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　続きまして町有施設解体事業、決算額１，０２８万５，０００円、財源内訳は地方債１，０２０万残り、８万５，０００円は一般財源です。事業実績といたしまして、記載の２施設の解体工事を実施し施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図ったものでございます。
○委員長（本多　浩君）　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長(阪井世紀君)　続きまして友好交流都市交流事業で決算額１８３万８，０００円は全額一般財源です。友好都市交流協定により愛知県豊山町との産品交流や小学校オンライン交流事業のほか、中学生派遣事業として町内中学生８名を派遣し、食のＰＲと魅力発信、町の未来を考える機会の創出に努めたものでございます。
次に渡島地域半島振興広域連携促進事業で決算額２８７万円、国庫支出金１７８万円は半島振興広域連携促進事業補助金、残り１０９万円は一般財源です。今金、せたな２町連携特産品開発協議会を設立し、２町の農産物を活用した特産品開発事業を実施することにより一次産品のブランド力の強化、高付加価値化を図るもので米麺とソースが完成し令和７年４月より販売を開始しております。
続きまして２４ページになります。空家等除却事業補助金で決算額２４７万８，０００円、国庫支出金１２３万９，０００円は地域住宅計画関連事業交付金、残り１２３万９，０００円は一般財源です。不良住宅及び特定空家等の除却補助事業を実施し、危険な空家等を除却することにより環境整備が図られたものでございます。事業の推移につきましては記載の表のとおりでございます。
次にテレビ共同受信施設維持管理補助金で決算額１３万６，０００円は全額一般財源です。東丹羽地区のテレビ共同視聴組合が管理する地上デジタル放送受信施設の改修事業に補助することで、地域住民の負担を抑えるとともに受信施設の改修を実施したものでございます。
次に地域おこし協力隊支援補助金事業で決算額１９９万３，０００円は全額一般財源です。地域おこし協力隊員の起業に要する経費を補助することにより定住支援が図られたものです。
次に都市部に住んでもせたな食堂で決算額３９万５，０００円は全額一般財源です。食材送料の一部補助により町内産食材の流通を活性化するとともに、飲食店における町のＰＲが図られたものです。実績につきましては記載のとおりでございます。
次にせたな町産業等活性化補助金で決算額８４３万３，０００円、その他財源８０３万３，０００円は企業版ふるさと納税並びに産業振興基金繰入金で、残り４０万円は一般財源です。せたな町産業等活性化補助金における新規事業補助金並びに雇用奨励補助金など１６件の補助を行い、地域産業の安定と定着に寄与したものでございます。実績につきましては記載のとおりでございます。
続きまして２５ページになります。せたな町出会いの広場事業で決算額１２４万１，０００円は全額一般財源です。出会いの広場実行委員会において、町内に在住する独身の方と道内の独身女性を対象に町内で婚活イベントを開催して出会いと交流の場を提供することができました。

次にふるさと応援寄附金推進事業で決算額１億７２０万６，０００円は全額その他財源でふるさと応援寄附金です。ふるさと応援寄附を行った方々に対して特産品を返礼し、寄附された方々の意向により担い手育成基金など８基金に積立てを行っております。

次に結婚定住奨励金で決算額９０万円は全額一般財源です。婚姻し定住する９組に対し商品券を交付することにより、定住の促進や未婚者の婚姻の奨励を図ったものでございます。

○委員長（本多　浩君）　髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　次に公共施設等防犯カメラ設置工事、決算額４９万５，０００円、全額一般財源でございます。公共施設敷地内に防犯カメラを設置し犯罪に関する抑止力の向上及び安全で安心なまちづくりの推進を図ったものでございます。

○委員長（本多　浩君）　阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　続きまして地域公共交通活性化協議会負担金で決算額５４８万８，０００円は全額一般財源です。地域公共交通活性化協議会の取り組みとして、瀬棚須築線、北檜山太櫓線、檜山海岸線の３路線のデマンド化のほか、大里線及び若松線のデマンドバス実証運行を実施しております。今後はせたな町地域公共交通計画に基づき各種施策を推進するものでございます。

続きまして２６ページになります。生活交通路線維持費補助金など４件の補助金でございます。決算額８，５１９万６，０００円、その他財源８，４８８万８，０００円は生活交通確保対策基金繰入金で、残り３０万８，０００円は一般財源です。各補助金により生活交通路線の維持に努めるとともに、檜山北高等学校へのバス通学者の負担軽減を図ったものでございます。実績につきましては記載のとおりでございます。

次に移住定住促進住宅奨励金で決算額１８０万円は全額一般財源です。町内に住宅を建設する者または住宅を購入する者に対し奨励金を交付し、移住定住の促進と地域経済の活性化を図ったものでございます。実績につきましては記載の表のとおりでございます。

以上で２款総務費の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では５３ページから７２ページまでです。１款議会費、２款総務費の質疑を許します。

横山委員。

○委員（横山一康君）　それでは決算書の５８ページです。総務費の文書広報費であるまちづくりモニター謝礼のところです。これ私、予算でも決算でも毎回やらせていただいておるんですが、今回もやらせていただきたいと思います。これまちづくりモニター本来、予算額３万円のところ１万３，０００円ということで半分以下の執行となっておりますが、これモニターの人数と何回アンケートを行ったかということと、アンケート内容についてお願いしたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　西田広報統計係長。

○広報統計係長（西田幸恵君）　質問にお答えいたします。昨年度のモニター員の方は全部で

１３名おりました。アンケートは２回実施いたしまして１回目のアンケートがせたな町のまちづくりということで様々なご意見をいただいております。２回目につきましては、再生エネルギー、省エネについて質問をさせていただきました。
　以上でございます。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　広報せたなのほうでもアンケート結果を皆さんにわかるような形でやっていただいてるんでこれはこれで非常にいいことだなと思います。それで昨年の決算のときに私いろいろここでも質疑させていただいたんですが、このとき昨年から運用してるＬＩＮＥのアプリを使ってこのようなものをやるというふうなことも答弁の中であったと思うんですが、ＬＩＮＥアプリを使ってのこのモニターをやってるかどうかっていうことをお聞きしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　西田広報統計係長。
○広報統計係長（西田幸恵君）　ＬＩＮＥを使ってのアンケートにつきましては、申し訳ございません。まだちょっと実施できていなかったです。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　昨年のこの質疑の中で、できるだけ努力したい、やってみたいというふうなことだったんですが、これやれなかった理由というのは何かあるんであれば教えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　西田係長。
○広報統計係長（西田幸恵君）　失礼しました。理由としては、ちょっとシステムの操作のほうにまだ不慣れな部分がございまして、ちょっと今勉強しているところではございます。申し訳ございません。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　そこは多分、役場内、特にまちづくり推進課の中ではそのような操作得意な方もいらっしゃると思いますので、そこは課の中で臨機応変にやりながらできるだけ多くの人に予算執行できるような形で今後努めていっていただきたいし、ＬＩＮＥというのは非常にいいツールだと思いますので、そこをしっかり新年度に向けて考えていっていただきたいと思います。あともう１点なんですが、これ広報せたなでアンケートを受けたものの結果を町民の皆さんにお返しはしてるんですが、これ私読んでみても、なかなか町としてこの結果をどう生かしていくんだっていう視点があまりないように感じるんですが、アンケートをモニターの皆さんに回答していただいたその結果をどうまちづくりに生かしているのか、そこら辺、教えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、令和６年度に実施した２回のアンケートにつきましては、役場内で情報共有はさせていただいております。２回

分実施させていただいておりますので、課長会議等でも話をさせていただいておりますし、役場内で共有させていただいております掲示板、インフォメーションそちらのほうでも流させていただいておりますが､ほかの課からの反応というものは少ないという形ではあります｡今後、今年もまだこのモニターのアンケートは実施しておりませんが、今後、実施する予定でおりますので、このアンケートの内容というものも庁内で共有させていただいて、ほかの課の取り組みの中に共有できるものがあれば、そういったアンケート調査を実施して、それも結果また公表させていただきながら町政のほうに役立てていきたいと考えております。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　せたな町というのは協働のまちづくり、町民と職員皆さんが一丸となってまちづくりをするということ。まちづくりの柱として謳っているところでありますので、ここはやはりこの町民モニター、このアンケートを受けて役場庁舎内で当然情報共有するのも大事なんですけど、アンケートした結果こういうふうにまちづくりに反映しますよというようなことも当然返していくべきだと思いますので、ここも新年度に向けてしっかり考えていっていただきたいなというふうに私は思います。こういうモニター制度やってる自治体たくさんあると思うんですが、ある自治体のこういうモニターの結果を見ると、広報できちんと、町の考え方はどういうふうに反映しますか、皆さんから受けたアンケートをどういうふうに町政に反映するかということ書いてるところ結構ありますので、そういうところを参考にぜひ今後検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ほかの自治体のものをちょっと見たことがないのでそちらも見させていただいて、参考に取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　関連して今、公式ＬＩＮＥのことかなと思うんですが、総括で伺おうと思ったんですけど。今のやりとりを聞くとまちづくりモニターが１３名の方がいらして、横山委員の発想ですとＬＩＮＥのアプリの利用も検討していただきたいということでしたが、この１３名のモニターの方からＬＩＮＥを通じて意見集約をする方向だというふうに理解してよろしいんですか。そこをお知らせいただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　西田係長。

○広報統計係長（西田幸恵君）　お答えいたします。委員のおっしゃるとおりＬＩＮＥでもアンケートの集計をできるようにしたいと考えております。

　以上です。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　それはモニターの方１３名の方に限定した形だということですか。課長頷いていただいてるので、それでよろしいですか。というのはこの公式ＬＩＮＥ、いろいろな利用がされてるわけです、役場庁舎内でも。総括やろうと思ったんですけどせっかくですか

ら、災害あるいは熊の出没、自分認識がなくて７月の大成でのイベント、打ち上げというか反省会というか、その場で片付けをした役場職員が、席を外れて一生懸命ＬＩＮＥ打っているんです。それを上司の方に確認を求めて、そしたら確か熊の出没の情報だったんです。ああいった取り組みをしているのは私認識がなくて、これ時間関係なく役場の職員そういうふうにやってるんだなというふうに改めて思いしらされたというか敬意を表するところなんですけど、以前に私の認識不足で朝早くなんですけど、町道に風か何かだったと思うんですが倒木があって通れなかったことあるんです。そのときにパークゴルフ場の近辺だったのでパーゴルフ場というとまちづくりだと決めこんでしまって、どなたとは言えませんけど朝早く連絡してしまったんです。そういった緊急のときの情報というか、こういうのも警察サイドに言うのが筋かと思ったんですけど。そういった情報の共有発信、こういうことまで広げてしまうとかなり大変だと思うんですけど、そういった限定した使い方、あるいは利用によっては大雨注意報、警報、今ちらっと見たらふれあい市場の開催状況も入ってるんです。そういったところへの幅広く情報共有をするという考え、取り組みというのはかなり困難だと思うんですけど、今やりとりを聞いてね。できる範囲って限られると思うんです。担当課としてどのように進めたいと思うか、今の段階での考え方で結構です。お示しいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのＬＩＮＥの情報提供の部分になりますが、まず災害の連絡っていうのは自動でされることになっておりますので、こちらの職員の手がかかってないということになります。ほかの緊急的な情報につきましては、担当課それぞれで対応のほうをしているような状況でございますので、本当に熊の出没ですとか、すぐ知らせなきゃならない情報というのは担当課対応している状況です。イベントですとか、前もって日時とかわかっているものについては、各担当が入れて日時を決めてＬＩＮＥを送るっていう方法もできますのでそういったことで各課では対応をしていただいている状況でございます。本当に休みの日とか、そういった対応での緊急的な情報共有っていうのは各課本当に大変なところもあるかと思いますが、できるだけの町民にお知らせしたい緊急的なものっていうのは対応のほうをしていければというふうには考えております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　繰り返しになりますけど、このまちづくりモニターの意見をＬＩＮＥのアプリを利用するということは、１３名の限定された方々から意見を集約する方向で検討ということでよろしいわけですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのとおりでございます。昨年それから今年度につきましては、募集のほうはＬＩＮＥでもさせていただいておりますので活用の幅は今後も広げていきたいというふうには考えております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　活用の幅を広げていくということは、モニターの方がこういったすば

らしい公式ＬＩＮＥを活用したいと。１３名が１５名、２０名になる可能性もあるわけです。ぜひそういった方々の貴重な意見を取り入れて町政に反映されるような形で担当課として取り組んでいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのとおり進めてまいりたいというふうに考えます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　その上で毎年度になろうかと思うんですけど、担当課のほうで、大変だと思うんですがモニターに名のりを上げてくれた方々、一度集めた形で意見交換して方向性を決めたほうがいいのかなと思うんです。なぜかというと、以前に竜巻が突然発生して役場に、要はその画像とかを流してほしいっていう率直な意見あったんです。テレビ局に申し入れたら何とかかんとかいろいろあったんです。ですからそういったことは、できないことはできない、できる範囲のことはできるというような意見交換もされた中でいい方向で進めていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　一堂に会してできるかというと、足の問題ですとか、来ていただくためには費用弁償とかっていうところも発生するのかなというふうに思いますので、そこはちょっと検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　町政に反映するんであれば、多少の費用弁償も次の町長はよしとするかなと希望を持って私は考えていますので、ぜひ担当課のほうでご尽力いただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのように取り組むように努力したいと思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかに質疑ございませんか。
　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　出会いの広場事業についてお尋ねします。報告書の２５ページです。出会いの広場で昨年度は何回やったかわかりませんけども、５組のカップルができたということで報告があります。いいことだと思います。それで町外から女性を要請して参加させるということは悪くはない、いいことだと思いますけれども、これ地元の３区の中で、あるいはその中で参加していただけませんか、地元の男性、地元の女性。そういうことは町側では考えたことあるのかなと思いますけど、どうでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　大湯委員のご質問にお答えいたします。地元の女性と地元の男性、そういったイベントについてどうでしょうかというご提案ですが、近年では札幌圏を中心に女性を募集しまして実施しております。地元の女性と地元の男性と出会い、婚活

という性質上なかなか地元同士っていうのはちょっとなかなか恥ずかしいというかなんというか、やっぱそういったところもありまして、やはりこれはちょっと町外から来て初めて会う方同士で、この第一印象から始まっていろいろ育んでいただきたいという思いで今のところは実施しているところではございます。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　３区ありますから、お互いにせたな町と言いながら出会いの回数が男女間、瀬棚、大成、北檜山と回数はないんじゃないか。出ていって戻ってきた地元の女性あるいは男性もいらっしゃるので、そういうのも地元同士っていうことも考えても悪くはないんでないかなと思いまして、費用をそんなにかかるわけでもございませんし、そういうのも一つ考えていただきたいなと思いますけどいかがでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　こちらの出会いの広場実行委員会という組織がございますので、そちらの委員さん等とも相談しながらそういった部分についても検討していきたいと思います。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　また関連させていただくんですけど、５組のカップルを成立させることができた、これ町外からこのイベントに参加して結婚するということは、定住につながったというふうに判断するんですけど結婚につながったというふうに理解してよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　事業としてはそうなってくれれば１番うれしいところでございますが、この５組のカップルで婚姻したというお話は聞いておりませんので、実績としては結婚はしていないという形になります。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　質疑する予定ではなかったんですが、ちょっと余りにも理解し難いので伺うわけですが、このカップル成立という規定は何をもって、こういう規定になるんですか。理解し難い説明なんです。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　この事業でございますが、このカップルというのは、それぞれ男女が１番印象のいい方、２番目にいい方、３番目にいい方というような形で投票を行います。その投票でマッチングした方たちというのを一応カップルと、お互いに思ってる方同士をカップルとしまして、そのあとにこちらからは個人の交際に繋がるのか、お友達から始まるのかというところのマッチングしたものをカップルというふうに呼んでいるところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　ですからねこれを否定するつもりはないんです。ないけれども一時ここだけではなくて、いろいろな取り組みの中でブームというと語弊のある表現になりますけれども、要するに公的な資金で特定の町に行っていろいろイベントに参加して、楽しい思いをして、そこが主目的になって参加をするということで終わってしまうという傾向が見られたということについて一時随分、取り上げられていたことがあるんです。そういたしますと、この目的に沿った成果、成果というと極めて堅苦しい方になるんですけれども、どこに求めるのかということなんです。そうした根本的なことも合わせて考えませんと、要はカップル成立しましたと、大変結構でしたというところで完結するべき事業なのかどうかっていうことなんです。表現非常に難しいので慎重に表現をさせていただきますけれども、課長どう思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、成果と言えばやっぱり結婚していただくのが最終的な目標の成果になるかというふうに考えます。この事業は令和元年から実施をしておりますけれども、この参加していただいてカップルになった方が結婚したというのが今までございません。そこも担当としては大変心苦しい部分ではあるんですが、何とか続けることによってそういう１組でも２組でも結婚する方が出てくればというようなことでこの出会いの場と言う形で今は実施のほうをさせていただいておりますが、何分カップル成立という判断も先ほど主幹の稲船からご説明させていただいたところではあるんですが、まずはマッチングをさせてあとの継続的なお付き合いに発展して結婚までっていうことになると、これは本人同士の部分になってしまいますのでなかなか行政としてお手伝いできるというところはないんですが、あくまでもそのきっかけをまずは作って、その後本人たちに、主に男性になるかと思いますが頑張っていただきたいというような形で進めております。菅原委員おっしゃられたように旅行気分できている方もいるのではないかというような趣旨のご質問もありましたが、そこまで町として参加していただいてる方に問いかけることもできませんので、そこはなかなか難しいのかなというような判断にはなろうかと思いますが、町としては今年も実施の予定でおりますので、一生懸命、本当に結婚に結びつけたい男性の方もいらっしゃいますので、町としてもそういう方の応援を今後も引き続き行っていければということで考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　どうもやっぱり今の答弁ではすかっと理解し難いです。ましてや実際に結婚に至ったケースっていうのはゼロですとなりますと、そもそもどういうことで継続していくんだという原点が問われるわけです。ここで課長に無理くり答弁を求めるというものではありませんので、問題の提起というところに留めておきたいと思います。私も決して狭い意味で申し上げているわけではありませんので、今後も継続するということであるならば原点に立ち返った行政としての検討をしかるべき形で行って当然でないのかということを提起しておきたいと思うんです。それからこれも以前から思ってることなんですが、地元の方が男性で、来ていただく方が女性だと。この企画っていうのはどっから来るもんなんですか。

○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　先ほども申し上げましたとおり令和元年からこの事業をスタートしております。令和元年のときには町内の男女の出会いの場という形で最初は持たせていただきました。そのときの参加者につきましては男性９名、女性３名でした。その年は３回、実施を予定しておりまして、２回目が男性が５名、女性が１名ということでだんだん町内での女性もそうですが参加者が減ってきていると。この町内で実施したときには各事業所も回らせていただいて参加を促したんですが、なかなか参加がしてくれないというような形でございました。3回目につきましてはちょっとコロナの関係で実施のほうはできませんでしたが、令和２年度もコロナで中止で、令和３年度からは実行委員会持っておりますので、その実行委員会の中でいろいろ判断させていただいた中で女性は外から連れてきたほうが参加が多いのではないかというようなことで町外から女性を連れてくるような形で実施のほうをさせていただいている状況でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これ以上は質疑いたしませんが、私はジェンダー平等という観点に照らしてみて極めて検討に値する答弁だなというふうに思います。その点だけ申し上げて終わります。
○委員長（本多　浩君）　石原委員、会議から１時間過ぎましたので、ここで休憩をとりたいと思います。１１時１５分まで休憩に入ります。

休憩　午前１１時０５分
再開　午前１１時１５分

○委員長（本多　浩君）　休憩前に引き続き会議を再開します。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　この出会いの広場ですか、これ少し質疑を継続させていただきたいんですけど、あまり深めていくと、いやあんたちゃんとしろよって言われかねないので、これは本当に私としては少し大げさになるかもしれませんけど、各課横断的に考えてもおかしくないような事業だと思うんです。この下に同じページ数で、例えば町としては、結婚定住奨励金こういった事業も展開してるわけです。もちろん担い手育成これも町全体として事業として展開してるわけです。その中には具体的な例を、これは少数かもしれませんけどここで取り上げさせていただきますが、事業を展開していて後継ぎが女の子しかいないんだというところも実際にあろうかと思うんです。そういった観点から要は私としては定住に結びついていただきたいんです。町外からせたな町に興味を持っていただきたいと思いますし、町はこういう事業を展開してるんだと。であれば町に住みたいね、できれば結婚にもしたいねというような思いに結びついていただければなということも個人的に考えますので、先ほどのモニターではありませんけど来年度に向けてそういったモニターの方からもそういった方向でも意見集約していただ

いて、せたな町の事業としてすばらしい方向で展開していただきたいと思います。担当課長かなりいろいろ難題も抱えている本当にまちづくり推進課の課長ですが、考え方としてお示しいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　貴重な意見ありがとうございます。今後この取り組みにつきましては検討の余地があるというふうに判断しますので実行委員会もございますので、実行委員会と共に検討を進めてどういう方向がいいのか。もともとやってたものもありますし、そういったものも検討の材料として引き続きこの事業できるような形で進めていきたいというふうに。まだどういったこの方向性になるかっていうのはわかりませんけれども実行委員会を中心に進めてまいりたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　冒頭で主幹のほうから説明をいただいて昨年度もたしかこの決算委員会の中で触れさせていただいたんですけど、課長のほうでは事業所にも協力をあおいだと。事業所のほうでも町側に協力をするという意味で働いてる労務者、私は良いことだと思ったんです。というのは働いてる若い方の意志も確認しないまま申込みをしていたっていう事例があるんです。これ本人たちから聞いてますから。それでも私はきっかけとしていいと思うんです。主幹のおっしゃった基本的に楽しい場なんです。だけど町としての取り組みはこういった事業を展開して人口減に少しでも人口減少に少しでも歯止めをかける。１組でも２組でも１人でも２人でもせたな町に住みついていただきたい。それは結婚に結びついていただいた上でだということで内部でぜひ幅広い検討をしていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのように進めさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。
○委員（藤谷容子君）　結婚っていうのはすごくプライベートなことなので、結婚を目的にというと非常に難しいことだなというふうに思います。この事業がどうなのかということについては本当にいろんな角度からしっかり考えていただきたいなと思うんですけれども、今ちょっと隣の委員といろいろ話をしながら女性版というのも作っていいんじゃないかと。だから地元女性と地元外の男性との出会いの場というのもあってもいいんじゃないかというのも一つありますし、またシングルマザーの方に来ていただくとか、この町のシングルマザーの方とのマッチングとか、それ逆ですねシングルファザーの方もいらっしゃいますし、そういうマッチングもあってもいいんじゃないかなというふうに思います。本当にいろんな方の意見をしっかり聞いた上でジェンダー平等になるような取り組みをしていただきたいなと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　貴重な意見ありがとうございます。そのようにいろいろ検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
○委員長（本多　浩君）　ほかに質疑ありますか。

横山委員。
○委員（横山一康君）　それでは報告書の２４ページ、せたな町産業等活性化補助金についてお伺いしたいと思います。これは令和２年度から令和６年度までの５カ年の事業だったと思うんですけど、これ今回延長して令和７年度もやってますが、ここに出てる数字だけ見てみましても３つの補助金があるんですけど、かなり偏った成果が出てると思うんですが、これ５年間の評価について町側としてどのように考えてるのかお伺いしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、企業における雇用奨励補助金、これにつきましては新規学卒者を雇用した場合に年間５０万、継続３年間という事業でやらせていただいております。この雇用奨励補助金の金額が件数についても非常に多いというような状況で、せたな町出身者の方の地元採用もあれば町外からの採用もあるということで非常に幅広く使っていただいております。新規事業補助金につきましても年１件、２件という形で推移しております。この新規事業補助金につきましては、現在営んでいる事業のほかにまた新たに事業を実施するという形の中で補助を出しているタイプになります。１番利用者の少ない新規企業者等応援補助金、これにつきましては産業担い手育成奨励金に該当にならない新規で町に入った方がこの補助金で対応させていただいているということで、この件数につきましてはちょっと少ない状況ではありますが産業担い手育成奨励金のほうでカバーできているのかなというふうに考えております。この２年から６年度の実績ではないんですが今年度新たに新規起業者応援補助金１件ございます。比較的リタイアしてからこちらに来て起業されるという方につきましてはこちらのほうが１番使いやすいのかなというふうには考えております。過去５年間の実績としましてはそういう形になっておりますが、まだまだ浸透していない部分もあろうかと思いますので、継続的に今後も広報のほうをしていければというふうには考えておりますが、まずは今非常に使われている雇用奨励補助金、こちらのほう事業者にとっても人手不足の一助にもなればというふうに考えておりますので、重ねてにはなろうかと思いますが引き続き使っていただけるような広報活動で広めていきたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　５年間の評価を今私聞いたんですけど、ちょっとそこら辺、数字をもってお答えいただきたいと思います。これ５年間で新規企業者応援補助金は何件でいくらがあったのか、新規事業補助金が何件でいくらか、雇用奨励補助金が何件いくらかというここをしっかりまず伝えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　山崎係長。
○商工観光係長（山崎英人君）　お答えします。令和２年度については、新規起業補助金が２件で２００万、雇用奨励補助金が６件で３００万、令和３年度が新規起業者等応援補助金が１件で２６万、新規事業補助金が１件で３５万、雇用奨励補助金が１２件で６００万、令和４年度、雇用奨励補助金が１９件で９５０万、令和５年度新規起業者等応援補助金が２件で１９３万１，０００円、新規事業補助金が１件で１００万、雇用奨励補助金が１９件で９５０万、令

和６年度、新規事業補助金が１件で９３万３，０００円、雇用奨励補助金が１５件で７５０万となっております。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　それ５年間を全て足したデータっていうのは持ってないんですが、もし出てるんならすぐ言っていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　山崎係長。
○商工観光係長（山崎英人君）　合計としまして、５年間、新規事業者等応援補助金が３件で２１９万１，０００円、新規事業補助金が５件で４２８万３，０００円、雇用奨励補助金が７１件で３，５５０万円、全て合計で４，１９７万４，０００円となります。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　今、山崎さんのほうからそのようにお答えいただきました。この産業等活性化補助金というのは３つの補助事業で成り立ってると思うんですが、これバランスについて圧倒的に雇用奨励補助金が多い８割以上が雇用奨励補助金ということになってるんです。これはこれで私は先ほど課長がおっしゃったように、町内の雇用を生み出すために非常にいい事業だと思ってるんですが、ほかの２つ新規起業者等応援補助金と新規事業補助金、これ５年間やって２つ合わせて８件、このような数っていうのは私はあまりにも少ないなというふうに思うんですが、この辺制度的にこれは当然あっていい事業だと思うんですけど、この補助金の名称と中身、実態とかなり５年間やってみて乖離してきてるんじゃないかなというふうに思うんですが、この点町側としてどうお考えになってるのかお聞きしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問ですが、大変ちょっと難しい部分ではあるんですが、先ほども言いましたように新規起業者等応援補助金につきましては、担い手育成奨励金との兼ね合いもありますので、年齢的に該当されない方の新規企業についてはこちらのほうでカバーしているということで５年間で３件という形になってるのは、そういった形もあるのかなというふうに考えておりますが、新規事業補助金につきましては、漁師さんが６次化に取り組むときの新たな取り組みということで補助金を出しております。過去の事例見ましても思いつくところでは機械の導入ですとか、新たな事業に伴う機械の導入、そういったものに使われておりますが、引き続きこちらのほう分析的にはちょっとわからない部分もありますが、手を広げて今できるっていう状況が町の中でどれくらいあるのか、そういった部分も非常に気になるところではありますので、引き続きこちらのほうは商工会ともいろいろ相談しながら。この産業等活性化補助金につきましては商業だけでなくて、農業も漁業も使える制度になっておりますので、そういった部分での取組というのも今後必要なのかなというふうには考えておりますので、引き続き広報活動、それから各課横断的な部分も含めて対応のほうさせていただければというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　課長の言うのも十分理解できますので、そこはそこでやっていただきたいんですが、これ５年間の事業で成果がこれだけ極端にアンバランスだというようなことは、やはりこれまた５年延長してるんですから、５年延長してるっていうことはこれをもっともっとやっぱり使い勝手をよくしないと次に繋がっていかないっていうふうに私考えますので、これ延長してるんですが、私はこれだけ雇用奨励補助金が７０件あってあとの２つが合わせて８件、これだけアンバランスになってるっていうことは何か制度的にうまくいってないところがあるというふうに押さえますので、ここに関しては別立てっていうか、雇用奨励のほうはそのままやっていただきたいと思いますし、その前の２つに関してはもっと周知させるためにも、こういう事業が独立してあるんだよというような、こういうようなことで周知をしていかないと、今までどおりの周知の仕方だったら５年間やって合わせて８件というような結果でありますので、ここはひとつ真剣に検討していただいて新年度に生かしていただきたいと思いますが、いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　５年間の成果としてはこの件数に留まっているということでありますので、担当課としてもただいまいただいた横山委員の意見を参考にしながら横断的な部分も含めて対応のほうさせていただければというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　１款議会費、２款総務費の質疑を終わります。
ここで説明員交代のため暫時休憩をします。

休憩　午前１１時３３分
再開　午前１１時３６分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開いたします。
３款民生費、４款衛生費の説明を求めます。
中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　それでは報告書の２７ページ民生費でございます。決算書は７６ページからとなります。はじめに社会福祉協議会運営事業補助金、決算額３，０４３万２，０００円で全額一般財源でございます。人件費及び事務費について、それぞれ補助率を基本に社会福祉協議会の運営に対して補助を行ったものでございます。
次に老人クラブ運営事業補助金、決算額１２６万５，０００円で道補助金５８万円、残りが一般財源でございます。老人クラブの運営に対して老人クラブ連合会に補助を行ったものでございます。
続いて２８ページでございます。介護保険居宅サービス（通所介護）事業補助金、決算額４，７０９万７，０００円で全額一般財源でございます。北檜山区については社会福祉法人雄心会、

大成区につきましては、社会福祉法人大成慈恵会において実施しておりますデイサービスセンターの運営に対して補助を行ったものでございます。なお事業実績等は記載のとおりでございます。

続いて２９ページでございます。地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘運営事業助成金、決算額１，３００万円で全額一般財源でございます。社会福祉法人雄心会が運営する地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘の運営に対して協定書に基づき財政支援を行ったものでございます。

次に障害者地域活動支援センター業務、決算額１，０６８万１，０００円で、その他財源の５３万７，０００円は利用者の居住市町村負担分、残りが一般財源でございます。障がい者地域活動支援センターの運営管理をＮＰＯ法人せたな共同作業所ふれんどに委託し、在宅障害者の日中活動の場として作業等を行い外出機会や自立促進の支援を行ったものでございます。

次に障がい者グループホームのぞみ指定管理料、決算額３４８万８，０００円で全額一般財源でございます。障がい者グループホームのぞみの指定管理者を有限会社松神建設に指定し、地域生活を望む障害者の居住の場として自立促進の支援を行ったものでございます。

続いて３０ページでございます。瀬棚総合福祉センターやすらぎ館高圧受変電設備更新工事、決算額１，６０６万円で全額その他財源は公共施設整備基金でございます。経年により老朽化した高圧受変電設備を改修したことにより、施設利用者の安全確保が図られたものでございます。

○委員長（本多　浩君）　西田三杉荘所長。

○三杉荘所長（西田良子君）　続きまして、老人ホーム運営費、決算書は８３ページからです。決算額８，０２０万５，０００円、財源内訳といたしまして、その他財源７，７８３万３，０００円、各町からの老人ホーム入所措置費負担金でございます。残り一般財源が２３７万２，０００円、瀬棚養護老人ホーム三杉荘の運営管理に努めたものであり、毎月１日現在の入所平均人数は４９人、入所率９８％でございます。

以上でございます。

○委員長（本多　浩君）　中川課長。

○福祉課長（中川　譲君）　続いて３１ページでございます。生活支援ハウス運営事業、決算額４，００２万６，０００円で、その他財源の３３２万１，０００円は利用者の費用負担分、残りが一般財源でございます。北檜山生活支援ハウス及び瀬棚生活支援ハウスの運営管理に要した費用でございます。

○委員長（本多　浩君）　濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君）　続きまして重度心身障害者医療費助成事業で決算額２，１１４万６，０００円、国道支出金８２３万６，０００円、その他につきましては被用者保険の高額医療費立替分で３３８万２，０００円、残りが一般財源でございます。重度の障害を持つ方に対して医療費の助成を行ったもので、令和６年度の助成件数は４，６５４件でございます。

次に、ひとり親家庭等医療費助成事業で決算額１１４万３，０００円、国道支出金５３万９，

０００円､残りが一般財源でございます｡ひとり親家庭に対して医療費の助成を行ったもので、令和６年度の助成件数につきましては５９４件でございます。

続きまして３２ページをお開き願います。妊産婦医療費助成事業で決算額３０万７，０００円、全額一般財源でございます。子育て支援の充実のため妊産婦に対し医療費の一部助成を行ったもので、令和６年度は認定者１３名に対し助成実績は４６件となりました。

次に、子供医療費助成事業で決算額１，５７２万８，０００円、国道支出金１７９万７，０００円､残りが一般財源でございます｡高校生までの子供を対象に医療費助成を行ったもので、令和６年度の助成件数につきましては７，１０６件でございます。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　続きまして保育アプリ導入事業、決算額３４０万円で国庫補助金１４２万９，０００円、残りが一般財源１９７万１，０００円でございます。認定こども園、大成保育園、瀬棚保育所に保育業務を支援する保育アプリを令和７年度から利用開始するためのネットワーク環境を整備するとともにタブレット端末を購入いたしました。令和７年度から記載のとおり連絡帳、出欠管理など保育業務全般を効率化し、保育士と保護者のコミュニケーションを図っているところでございます。

次に北檜山学童保育所整備工事設計業務、決算額９４６万円で地方債８９０万円、これにつきましては合併特例債でございます。残りが一般財源５６万円でございます。令和８年度に開設する北檜山学童保育所の設計業務を委託したものでございます。

次に子ども子育て支援事業計画策定業務、決算額２８６万円、全額一般財源でございます。令和７年度から令和１１年度までの５カ年間を計画期間といたしまして、第３期せたな町子ども子育て支援事業計画を策定したところでございます。５年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての支給計画として策定が義務づけられているものでございます。

次に母子健康診査等業務、決算額４２４万７，０００円、道補助金４９万８，０００円、その他財源４，０００円につきましては親子料理教室負担金でございます。残りが一般財源３７万５，０００円でございます。母子保健対策といたしまして、各種健康診査や健康教育を実施いたしまして母子支援に努めたものでございます。事業実績などにつきましては記載のとおりでございます。

次に３４ページでございます。予防接種事業、決算額１，４５６万１，０００円で、その他財源９９万６，０００円は国保事業特別会計の繰入金でございます。残りが一般財源１，３５６万５，０００円でございます。町民の皆さんに対しまして、予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施いたしますとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めたものでございます。事業実績などにつきましては記載のとおりでございます。

次に健康づくり事業、決算額１，４１９万３，０００円、国道補助金７４万８，０００円、その他財源４１１万７，０００円、残りが一般財源９３２万８，０００円でございます。町民

の皆さんの健康づくり、健康保持のため各種がん検診及び健康教室などの実施に努めたものでございます。事業実施などにつきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（本多　浩君）　濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君）　続いて資源ごみ回収奨励金で決算額８０万円、全額一般財源でございます。資源ごみ回収を行っている町内会など３６団体へ奨励金を交付したものでございます。

続きまして３６ページをお開き願います。合併浄化槽の設置補助金につきましては、令和６年度の申請はなかったことから決算額はゼロでございます。

続きまして公営温泉浴場管理費で決算額４，３０３万１，０００円、その他は温泉使用料などで９７８万３，０００円、残りが一般財源でございます。瀬棚区の温浴施設やすらぎ館の運営費、大成区の貝取澗公社温泉浴場の指定管理料のほか、施設の維持修繕などを行ったものです。昨年度の利用者数等は記載のとおりでございます。

次に衛生センター組合負担金で決算額７億２，７４４万９，０００円、地方債５億３，６９０万、残りが一般財源でございます。令和６年度の普通負担金が７億１，９０４万６，０００円、算入費用負担金で８４０万３，０００円でございます。また最終処分地整備事業における令和６年度の負担金としまして５億３，６９０万１，０００円となり令和７年３月で完成したものでございます。

以上で３款民生費、４款衛生費の説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では７６ページから１００ページまでです。３款民生費、４款衛生費の質疑を許します。

桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　決算書の７７ページ１番下の福祉灯油についてお尋ねしたいんですけれども、この決算資料を見ますと申請者が見込みよりも少なかったということで、見込みが９２０世帯で実績として７５６世帯ということで１７０世帯ぐらい少なくなってるように思うんですけれどもこの理由を教えていただけますか。

○委員長（本多　浩君）　栗谷課長補佐。

○福祉課長補佐（栗谷一樹君）　福祉灯油に関しましては、申請されて交付する形になっておりまして、予算では９２０世帯で見ておいておったんですけども、それの見込みがちょっと少なくなったということで、北檜山区だと３５９世帯、瀬棚区が１６９世帯、あと大成区が２２８世帯となっております。

○委員長（本多　浩君）　桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　ありがとうございます。予定よりも下回ったその理由は人口減とか、いろいろあるかと思うんだけどどういうことが要因なのかを教えてもらいたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　中川課長。

○福祉課長（中川　譲君）　まずこの福祉灯油の購入助成事業、あくまでも申請主義ということでございます。あらかじめ予算を組む段階で非課税世帯等の対象世帯がいくつあるのかということでの予算計上をしておりますけども、実際申請された方がそれを下回ったということでの内容だと思います。
○委員長（本多　浩君）　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　この事業はかなり前からされてる事業だと思うんですけれども、過去何年間に遡って利用されてる件数というのはそれほど変わってないというふうに、見込みとしての数もそうですけれども、実際の利用をしている世帯も例年それほど変化がないというふうに捉えてよろしかったでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　栗谷課長補佐。
○福祉課長補佐（栗谷一樹君）　それでよろしいかと思います。
○委員長（本多　浩君）　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　それでよろしいということは、例年利用されてる方が７５０件前後だというふうに理解していいということでよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　栗谷課長補佐。
○福祉課長補佐（栗谷一樹君）　今６年度しかデータがなくて５年度とかちょっと持ってきてないんですが、件数はそれほど変更はないのかなと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　すみません、手元に令和６年度の資料しかなかったというので、あとで資料提供させてもらいますんでよろしくお願いします。
○委員長（本多　浩君）　昼休み用意できますか。
　ほかに。ちょうど１２時になりますので昼食休憩に入ります。
　１時まで休憩します。

休憩　午前１１時５４分
再開　午後　１時００分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　吉田委員より早退の届出がありました。
　午前中に引き続き質疑を許します。午前中に請求された資料に関しては、ただいま準備中です。
　横山委員。
○委員（横山一康君）　ほかの案件はよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　よろしいです。
　横山委員。
○委員（横山一康君）　それでは質問させていただきます。決算書の７７ページと決算資料の

４ページになります。避難行動要支援者訪問調査業務についてお伺いしたいと思います。これも私ライフワークのように何度もやらせていただいている案件ですので、お願いしたいと思います。執行残この決算資料見ると４８万９，０００円、予算が１９５件で実績１９件というふうになっておりますが、これはこれで間違いなかったかどうかお伺いします。
○委員長（本多　浩君）　栗谷課長補佐。
○福祉課長補佐（栗谷一樹君）　件数については１９件で間違いございません。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　これ３万６，０００円しか執行してないということで１割未満の執行率ということになっておりますので、これはかなり予算から見て乖離がある。このことは指摘させていただきたいと思います。それで今朝の報道を見てても集中豪雨や竜巻っていうふうなことがありますし、私たち大雨の報道も毎月、毎日のように耳にしている状況です。これ私、確か令和２年１２月定例会で一般質問させていただいた件なんです。避難行動要支援者名簿で個別支援計画をしっかり立てていく必要があるんではないかということで一般質問させていただいて、たしか町長はそのとき作業は進めていくとこのようにご答弁されております。それから５年経ちました。まだ経ってないですけどやや５年経ちそうな感じです。そういう中で今ほとんど予算が執行されていない。私はここについて早期に今、個別支援計画、要支援者名簿を作っていく必要があると思ってるんですが町側はどうお考えになっていますか。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　横山委員のご質問にお答えします。私も避難行動要支援計画進んでいないということの部分は昨年、令和５年度の決算の横山委員の質問の会議録を見て、これは早期に取り組まなきゃないというところの自覚もさせていただきましたし、私として気を配れなかったところの部分かなっていうところの反省はあります。それで実際は平成２２年からこの計画、途中名称変わりましたけども計画始まって、当初は平成２０年から２７年ぐらいまでかかって要介護３以上こちらの対象を調査をさせていただいたと。そのあと令和３年に災害対策基本法の改正もありましたけども、町のほうでは要介護３以上を対象するんではなくて、要支援１以上を対象にしたということで対象者を拡大したところでございます。ただ実際にそのあと令和４年の６月頃から当初は職員だけで訪問調査をしたりして調査を実施してきてましたがなかなか調査が進まず、そのあと介護の居宅事業所さんにも、あと社協さんにも委託業務として発注してお願いしてるんですけども、例えば令和４年度でいきますとトータル１１８件の調査、それと令和５年度でいきますとトータル１６０件の調査、令和６年度は今ご指摘のとおりトータル２４件の調査、そのうち委託として出てるのが１９件です。あとは包括職員ということになるんで、実際に６年度だけ見ても全然進んでいないというところの状況となってます。なので私としてはこの調査は、調査を１回すればいいということではないんで更新作業も当然必要になってきます。なかなかこれ今の委託料の金額で居宅介護事業所さんにお願いして仕事の片手間という形でやってもらってますから、果たしてそのやり方がいいのかっていうところもあります。実際にまだ財政サイドには確認してませんけども交付税措置もされてるとい

うこともありますんで交付税措置されてる予算を活用して集中的にまず調査をするということと、あと対象を要支援１以上でなくて、要支援２からっていう対象に絞ってやらせてもらいたいなということで考えてます。報告書の６８ページです。こちらのほうに令和６年度末の要介護、要支援認定者数こちら載ってますけども、この調査業務は障害のほうも関わってきますんで一概にこの数字ではありませんけども、トータル令和６年度末で要支援１から要介護５まで認定された方が６８４名、そのうちの１９３名、約３割が要支援１になってると。この要支援１を除いただけでもかなり対象者は絞れますし、その調査を全て終わった段階でさらに要支援１に拡大すると、そういうスキームをちょっと立ててやらない限りはなかなか今のやり方ですと本当に調査が進まないのかなっていうところの反省があります。これちょっと改めて持ち帰らせていただいて課内でもう一度協議して、もう１回１からやり直すのか、そういうところも含めて協議をさせていただきたいと思ってます。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　非常に丁寧なご答弁でありがとうございますので、やはり町のほうもしっかり今認識してるということを聞いて安心しました。ただこれは本当に災害いつ起こるかわかりませんので、そこだけはしっかりしてやっぱりスピーディーにやるってこと大事だなと思います。もしかしたらわかってるかと思うんですけど、昨日私、総務のところで地域防災の月刊誌があるんですけど、これをぱっと開いたら八王子市の事例が載ってるんです。八王子市も何と１万５，０００人も対象者がいるんですって。それをやるのはもうできない。やるんだけど非常に大変だということで、その中で八王子市が考えたのは災害リスクの高いところ浸水区域ですとか、土砂災害危険区域ハザードエリアに住んでいる人を２，７００人ピックアップして、その人たちを優先的にやっていくっていうふうなやり方をとったそうです。これ８月号で総務のところに置いてありますのであとでちょっと見ていただいて、多分こういう事例も参考になりますんで、私はこれ優先度をつけてスピーディーにやるっていうことが１番大事なことだと思いますんで、この対象者６８４人全部やるってのはなかなか大変ですので、その中でも危険度がより高い人を優先的にやっていくっていうふうな姿勢で先ほど課長がおっしゃったような形でしっかり検討していっていただきたいなと思いますので、ここは要望させていただきます。

　以上です。

○委員長（本多　浩君）　中川課長。

○福祉課長（中川　譲君）　横山委員ありがとうございます。今のような情報提供いただいたことでまたやり方も変えれる必要が出てくるのかなと思いますんで、そこら辺も含めて課内で協議させていただいて、できる限り前に進めていきたいということでお願いしたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　ほかにありませんか。

　大湯委員。

○委員（大湯圓郷君）　成果に関する報告書では３６ページの１番上です。合併浄化槽設置補助金、これ１２０万円となっておりますけど、これは何戸分の数字ですか。

○委員長（本多　浩君）　原田係長。
○環境衛生係長（原田　宰君）　今のご質問にお答えいたします。予算上では４件分、１戸３０万円と換算いたしまして４件分１２０万円の予算を見たということでございます。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　１戸３０万円とすれば今の建物に対する合併浄化槽の金額は相当の値段になってると思いますので、少しは町の補助金としても見直しっていうことは、どうでしょう考えられないでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　ただいまの質問にお答えいたします。以前もたしか一般質問等で大湯委員からそういったお話、会議録等々で確認してございます。６年度につきましては実績はありませんでした。ただ今年度は年度初めに１件あったんですが、今おっしゃられた上限の額、今現在３０万でございます。これにつきましては以前から国の補助だとか、そういった部分もあるようなことを伺っておりましたので、そういったものも活用しながら限度額を引き上げるかどうかということについて新年度に向けて検討させていただきたいと。当然理事者とも協議させていただきながら新年度に向けて検討していきたいというふうに考えております。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　ありがとうございます。前向きな答弁いただきました。今、建物建てるには相当の金額になっております。ですからそこら辺のことも配慮して補助金なるべく出していただけるようなことを考えていただきたいと思います。答弁は要りません。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　濱口課長のほうから以前に一般質問があったと、これ本多委員長が一般質問で取り上げて、そういった類いの提起をしたわけです。今濱口課長のほうからは新年度に向けて検討方進めるということですが、本当に社会情勢というか、諸々物価高が進んでいてこれは建築するにあたっても影響が出てるわけです。ですから先ほどお答えになってますけど、そういったことも含めて、ぜひ大湯委員がおっしゃるように実現するようにご尽力いただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　ただいまご意見いただいた部分、配慮しながら新年度に向けて検討させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　決算書の９７ページ、害虫駆除業務という部分があります。これ１４７万７，３００円となってますけども、ここ最近ハチの被害が多いんで私ハチの駆除に対する数字がわかればいいなと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　原田係長。

○環境衛生係長（原田　宰君）　まずハチの駆除ということでまず件数です。括弧のほうから拾っていきます。令和元年度で６１件、令和２年度で８０件、令和３年度で６４件、令和４年度で１４６件、令和５年度で９７件、令和６年度で１２６件といった推移となっています。件数については推移としては以上です。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　このそれぞれの令和元年から令和５年まで金額って出てますか。お願いします。
○委員長（本多　浩君）　原田係長。
○環境衛生係長（原田　宰君）　金額につきましては、令和元年度から申し上げたので令和元年度から申し上げますと、令和元年度が６１件で５８万３，５２０円、令和２年度が８０件で９６万３００円、令和３年度が６４件で６３万８，０００円、令和４年度が１４６件で１３５万７，４００円、令和５年度が９７件で９６万３００円、令和６年度は１２６件で１４７万７，３００円となっております。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　ありがとうございます。これだけハチの巣を駆除するのに費用がかかっておりますので、これ高いか、安いかはそれぞれの相場ですから私何とも言いませんけども、町の持ち出しっていうのは令和６年でよろしいです。これはいくらぐらい町で補助出してるんですか教えてください。
○委員長（本多　浩君）　原田係長。
○環境衛生係長（原田　宰君）　今出した１４７万７，３００円、令和６年度でいうと、それは全額、委託料として業者に持ち出しております。そして自己負担分なんですけれども、１件あたり約２，０００円の薬剤代分の払いがありますので、そちらのほうは業者のほうに直接お支払いするような形になっておりますので、町の持ち出しとしてはそのまま委託料の１４７万７，３００円が持ち出したっております。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　巣を作られた私たちの建物の駆除はいいんですけども、この数字が町の持ち出しとすればちょっと大丈夫なんでしょうかということをお尋ねしたいんですけども、担当課はどうでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　お答えいたします。昨日も補正予算のほうで今回ハチが大量に発生してるということで補正をさせていただきました。この契約単価につきましては昨日お話しさせていただきました。ただこれが高いか安いかっていう部分でというご質問だと思うんですけども、それがどうなのかっていう部分につきましては、今後、業者さんのほうの人件費といいますか、作業的なそういう部分で、この委託単価を上げていくのかどうかっていう部分につきましては業者との話合いで今後、協議させていただきたいと思いますが、ただ業者さんのほうからは特にそういった部分のお話はちょっと私のほうは聞いてませんので、この金額で進め

ていきたいなというふうには考えております。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　来年度以降もこの金額で業者にお願いするということで、答えでよろしいですか。高いか安いかの問題でなくて、この数字で行きますということで言ってくれればそれでよろしいんです。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　今現在はこの金額で新年度も行きたいなというふうに担当としては考えております。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　資料ができましたので暫時休憩します。

休憩　午後　１時２１分
再開　午後　１時２２分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　休憩時間にちょっとお話しさせていただきましたけど、説明のあと資料のほうは回収させていただきたいということでお願いいたします。それで先ほどの桝田委員からのご質問にお答えしますけども、資料のほうが令和６年度を含む過去３カ年これの北山区、瀬棚区、大成区、丸の４５６と書いてるのは年度だと思ってください。３区全てトータルしての合計数字でご説明いたしますけども、まず令和４年度が対象助成対象世帯が９００世帯、これに対して購入助成券を交付したのが８８３世帯です。令和５年度につきましては助成対象世帯９００世帯、同じく９００世帯、これに対して灯油券の購入助成を交付したのが８１０世帯、令和６年度につきましては決算資料にもありますけども、助成対象世帯が９２０世帯に対して交付したのが７５６世帯､助成対象世帯はそれほど大きく変わっておりませんけども、交付した世帯が年々減っているという状況です。これについては、まず助成対象世帯当初予算で計上する際、まずこの助成対象となる世帯が満６５歳以上の高齢者世帯、あるいは世帯全員が６５歳以上の世帯ということで、まず１番目として高齢者世帯、２番目としまして障がい者世帯、それと３番目にひとり親世帯、この世帯のあくまでも非課税世帯が購入券の助成対象ということになります。それで当初予算組む段階で課税状況は個人情報にあたりますので勝手に私どものほうで調べることはできないので、あくまでこの①から③の世帯を今の町民課のほうにピックアップしてもらって世帯数をまず当初予算計上すると。そのあとこのあと１１月頃に全戸配布になると思いますけども、灯油の福祉灯油の購入助成についてということで、これに申請書兼同意書こちらを添付して申請していただいた方からの同意をもって課税状況を確認して非課税世帯の場合は交付すると。こういう流れになりますので、先ほど私が申し上げた申請

主義ということでの９２０世帯から７５６世帯、要はあくまでその差額は申請していない方っていうだけじゃなくて、申請したとしても課税状況を確認したら対象にならなかったということも含まれますので一概に私が先ほど言った部分はちょっと訂正させてもらいたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　確認させていただきたいんですけど、課税世帯、町民課と連携しながら調査すると。その方々の生活実態、要は台帳含めて、この方は高齢者この対象になるということの判断と伴って、実情で老人ホーム等に入った世帯もこれあるんです。そういった方々も対象に実態としてなってるんです。交付もしてます。そういったことは今後も続けていかれるのか、確認も含めてお答えいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長(中川　譲君)　先ほど助成対象世帯ということで①から③の世帯が対象ですよと。それでなおかつ非課税世帯ですよということのご答弁をさせていただきました。それ以外に助成対象外ということで、まず生活保護世帯こちらは対象になりません。それとあと老人ホームなどの施設に入所している方、こちらの世帯については該当にならないと。それと１２月から３月まで長期不在、長期入院とか、そういう方についてもこの世帯については助成対象外になるということになりますんで、ちょっと今石原委員の言った例えば６５歳以上の高齢者世帯、そのうちのお父さんなのかお母さんなのか、お１人が老人ホームに入所したとしても該当にはなるんです。そういうケースかなって感じもするんで、ちょっとそれは私どもも交付するにあたっては、そういうところもきちんとチェックした上で交付していきたいなと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私は福祉灯油に関しては８０リッターから１００リットルに上げるべきだと一般質問させていただいたんです。これは高齢者にとっては本当に頼りにしてるとか、そういった家庭がほぼ全てと言っていいんですこの対象になる方々は。調査も含めて連携がとれていない、言葉の行き違いそれもあったのかなと推測されるんですが、実際に１人住まいで、やむなく老人ホームに入る方、家族が申請に行ったらいいよと言ってくれたという実態もあるんです。お昼休みに私確認させていただきました。どうだったって、申請に行ったらいいよって言ってくれたんだって、それはそれで結果ですから。ただいや課長、実際あったんです。あとでお名前もお知らせしますから。結果はそういった町の勧めるのとは外れていたかもしれませんけど、要はきちんとした形で各課連携とって、今後もこれはすばらしい事業ですし、新年度に向けて私はせめて１００リッターということは主張させていただきますので、その辺も含めて担当課のほうでご検討いただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　ただいま石原委員のご質問ですけども、もしかしたら申請して決定したあとに施設入所っていう場合かなって感じもしないわけじゃないですけども、あらかじめ申請段階で施設入ってる方はあくまで対象にはなりませんので、ただそこの連携の部分が漏れた可能性もありますんで、そこは徹底してやらせていただきたいと思います。あと１００リ

ッターの部分は政策判断になりますんで、仮に今８０リッター単価関係なく予算段階で９００万程度、令和６年度ベースで計上させてもらってます。仮にこれが２０リッター増えて１００リッターにすると９２０世帯を当初ベースで見てますんで、大体２００万ぐらいの財源が必要になるということもありますんで、これは財政サイドも含めてこのあとの新年度予算に向けて検討させていただきたいということでお願いしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。
○委員（藤谷容子君）　この８０リットルがどうなのかということもあるんですけども、灯油を使わずに電気と薪を中心に暮らしておられる方もいるんです実際に。今金町では１５０リットルまたは電気、ガス薪の相当分として１万５，０００円ということで、またほかの町でも１００リットルで、その分の電気、薪代を現金でっていうような政策を持ってる町がありますので、灯油だけに限らずに電気、薪で暮らしてる方のことも考えて、また検討していただけたらなというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　リッター数がいいのか、単価計算で助成するのがいいのか、他町も含めて今藤谷委員おっしゃったとおり、私どもも他町の把握してる部分は、やっぱりやり方がバラバラです。なので今の町のやり方をすれば、いくら灯油の単価が上がろうと８０リットルは助成しますよっていうやり方がいいのか。今言ったとおり薪で暖をとってる方もいることを考えれば、例えば今言った１万５，０００円をその対象世帯に交付するのがいいのか、そこも含めてですねちょっと協議をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　報告書の２７ページです。社会福祉協議会運営補助金、これ６年度も人件費１００％ということで、これは長年にわたって自主財源を確保するための事業を展開するべきだと。役場財政部局からも長年にわたって指摘があるんですが、この６年度から今年度にかけて何か事業展開、あるいは有資格者の確保、そういったことでの進捗状況をお知らせいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　まず令和６年度の決算にあたっての人件費の関係ですけども、これについては要綱上は１００分の１００の補助率というふうになってますけども、予算審査特別委員会だったかと思いますけど、菅原委員からのご質問に対して、令和６年度については道社協からの債権事務費、これが２６１万何がし入ってますんで、実際に町からの補助率については要綱上は１００分の１００ですけども、実際に交付したのは１００分の９１という率になってます。それで今石原委員から言われた自主財源の関係でございますけども、まず令和６年度につきましては介護予防日常生活支援総合事業ということで町から通所サービスＢ事業、それと訪問サービスＤ事業、それとあと学童の障がい者の送迎ということで、障がい者輸送支援事業、そのほか先ほどご質問のあった避難行動要支援者訪問調査業務、これが５件ほどをやっ

ていただきまして、トータル町からの受託収入については決算額にして８５万６，９５８円という状況になってます。ただ今言われたとおりトータルの事業費収入から比べると、かなり町からの受託金収入、このほかに道社協の受託金収入も２７８万ぐらいありますけども、いずれにしても自主財源の確保については金額的にも少ないということで、令和６年度の当初予算を組む段階でも今の福祉課ですけども、課内で協議して社協ともこういう事業できませんか、ああいう事業できませんかという提案をさせてもらっておりますけども、なかなか事業に結びついていないということがあります。これは引き続き社協に対して自主財源の確保のご提案をさせていただくとともに、先ほど言った避難行動これの単価、社協の場合１件３，０００円ですけども、これを交付税措置分、財政のほうにも確認しなきゃならないですけども、たしか５，０００円から７，０００円ぐらい交付税措置されてるんで、例えばこの交付単価を上げて訪問調査業務をしっかり社協でやってもらうとか、そういうところを引き続き協議させていただきたいと思っております。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　次の質問に移らせていただきます。３５ページ１番下衛生費の資源ごみ回収奨励金交付団体、これ３９団体あります。この結果ごみ回収量それぞれ令和２年度から記載されていますけど、単価はキロ単価４円でよかったですか。確認させてください。

○委員長（本多　浩君）　原田係長。

○環境衛生係長（原田　宰君）　石原委員のおっしゃるとおりでございます。４円の単価で変わりないです。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これも政策判断というか、次年度に向けてなんでしょうけど、単価アップ、せめて１円、５円にしていただきたい。これは新年度に向けて是非、というのは結構、各団体、町内会含めて意識が変わったんです間違いなく。昨年度から衛生センター絡みでいろいろ諸問題が起きてやらなきゃないっていう思いを持っていただいた方が増えてるんです。それが団体に反映され、町内会の中でもいろいろ議論をされてるんです。町の姿勢としては、やはり資源ごみの回収率アップもそうですけど、事業としての取り組む姿勢これを伝えるためには、やはりせめて１円アップしてこういうふうにやりましょうというような周知もこれぜひしていただくためにも内部で前向きな検討をしていただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（本多　浩君）　濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君）　お答えいたします。政策判断にはなろうかと思いますが、課の中でも検討させていただきたいと思います。

　以上です。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これ関連になろうかと思うんですが３７ページになります。北部桧山衛生センター組合の運営及び事業に対しということで関連させていただきます。昨年１０月から処理料無料で始められて、これ担当課のほうから品目別ごみ収集量これ資料として提示いた

だいたんですけど、これすごく町の取組と各団体、あるいは町内会含めた団体と結構リンクした部分があるんです。というのは以前までは組合として段ボールなど、あとは新聞などは各団体のほうに出してくださいというようなすばらしい周知をしていたんです。ところが１０月以降はステーションに出してくださいっていう方向になったんです。それでこの出していただいた組合、これ前年対比なんですけど、すごいです数字上がってるんです。ここで確認させていただきたいんですけど、広報にチラシとして白黒なんですけどごみの分け方、出し方のルールを守りましょうと。これ１番下、出前講座の申込み相談、もちろん北部桧山衛生センター組合とその下にせたな町役場町民課、あとは今金町役場くらし安心課、これもちろん両町連携しながら組合の事業にこういった形で周知するんです。この中に私はこれもう既に発信したんですが、真ん中あたりから下のほう収集した資源ごみはせたな町にあるリサイクルセンターで全て手作業による再分別をしていますと。これ課長、誤りですよね、率直に言っていかがでしょう。

○委員長（本多　浩君）　濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君）　資源ごみにつきましては、まず分別ということで１０月１日から無料化ということで始まりました。それでごみの分け方としましては、缶類が一つです。アルミ、スチール缶の缶類、それと瓶、ペットが一つ、それからその他の紙プ、ラスチックという分類になっております。これがどういうふうにステーションに出して収集されるかと言いますと、資源ごみにつきましては資源ごみの収集車でペットと瓶、それからその他紙、プラスチック、それと缶がされます。缶類につきましては、一度全ての資源ごみは一度計量のほうに通って、それからリサイクルセンターに行く分、それから缶類につきましては石原委員もご承知のとおり破砕処理施設でそこは分類できますので破砕処理施設でスチール缶とアルミ缶という分類で分別されるという流れになっております。

　以上です。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これせたな町内は白黒のチラシなんですけど、今金町のほうはカラーで回覧なり、事業所にはそのままチラシ配布されているんです。ここには手作業による再分別風景写真入りなんです。これ白黒だから見えないんですけど、ただ私がこれ１番先に取り上げたのが、それこそ先ほど課長がおっしゃった缶類の分別なんです。これは仕方ないんです。確かに法律があって分別するのが出す側の責任だと、組合長である町長おっしゃいましたけど、せっかく手間暇かけて袋別にして出した缶類がやはり課長もおっしゃったとおり、業者が別々に収集しても、その処理はいまだに一緒なんです。これ致し方ないんです。リサイクルセンターがそういった処理ができる設備がありませんから。いや私はこういった周知をするのもそれはいいんですけど、でもまだまだ意識のある方々を欺いてるというふうにしか思えないんです。というのは、これ別に黄色い車が来てリサイクルセンターに行って資源ごみとしてリサイクルされるんだという思いの中で、いや父さんあんたこれちゃんと飲んだあと洗いなさい、分けなさい、綺麗にしなさいという家庭もこれ現実にあるんです。ただそういう手間暇かけた町民がせっかく取り組んでいただいて、缶類に関しては６年度これからいくと対比１７６％、すごい

ですよねこの数字の増えた状況は。確かに年度途中ではありましたけど、これはこのあとも増えるはずなんです。ただ繰り返しになるけど缶に関してはそれが実態なんです。ここまで来てしまうと、それを今とやかく問題視することは深めていくつもりはありませんが、実態がそうなんです。ただ今の濱口課長わかってるとおり北部桧山衛生センターの破砕施設はきちんと４種類に分かれて出てくるんです。確かに以前に副組合長である佐々木副町長は鉄屑と混ざっていくんだと、それも実態なんです。だけどこういうふうに数字に表れるように実績として示されているわけです。ですから周知はきちんとして、これからいくとせたな町にあるリサイクルセンターで全て手作業による再分別をしていますと。これは私は誤りだと思ってます。そういったことで発信もしてますし、伝えてもいます。ただ意識のある方はそれでもわけるんです。その上でお伝えしたいのが袋も組合のほうで決めて町民に周知して、以前もこの議会で取り上げたんですが、中には見た限り多いのがペットボトルなんです。きちんとラベルを外して、キャップ外して綺麗にしたペットボトルだけが袋に入ってるんですけど、その袋がレジ袋あとは量販店などの印字がされているのが回収されていないんです。これルール違反にしてるんです。いまだにそれはあります。今後もこれは起こり得ることだと思います。中には袋のサイズ、大きいので出したけど持っていっていただけなかったと。きちんと分別して綺麗にして出したのに袋のサイズが違う。それで袋が違いますよというところでチェックされてる。ただ缶類に関してはレジ袋だろうが、袋が違っていようがこれ実際に回収されています。なぜかというと処理は一緒だからです。リサイクルセンターの業者がこれペットボトルちょっと汚れてるなあ、分別がちょっとなってない、組合の指示でルール違反なんです。もったいないです。同じくレジ袋に入ってるだけでも袋が違うと、もったいないです本当に。いや確かにこれはとんでもないルール違反のごみも我が町のステーションにも入ってるんです。町民も近隣のこれいざこざにも反映されてるんです間違いなく。ですから私はトータルして寄り添った対応をするべくもう一度ご検討いただいて、せっかく意識のある方が出したはいいけど袋が違う、ちょっとしたものが混ざってる、それだけでも回収業者は指示のままシールを張って置いておくんです。それが目について町内会の中でもいざこざが起き、いや確かにこれには町内会のほうでやるようになってますくらいな周知にはなってるんです。だけど今後どうなのかなっていうのは、どうしても疑問視せざるを得ないので寄り添った対応で、これすばらしいと思います。私はこういった数字を、副町長あとでお尋ねしますんで、ぜひ周知して意識向上のために私はなると思うんです。一躍を買うと思うんです。ですから内部と協議してぜひ組合のほうと前向きな協議をしていただいて、少しでもステーションからルール違反のシールが貼られた。もったいない資源ごみの状況の解消に向けてご尽力いただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（本多　浩君）　濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君）　ただいまのご質問にお答えいたします。石原委員のほうからいろいろとご提案いただきました。組合事務局と構成町の職員との担当者会議というのを毎月１回開催していろいろな情報共有、情報交換そういったものを実施しております。今言われたお話につきましても次回の定例の構成町、担当者会議でいろいろとお話しさせていただきたい。情

報を共有していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　石原委員、質問は簡潔にまとめてください。
○委員（石原広務君）　まとめて今の長さになってしまうんですよねどうしても、心得て続けさせていただきます。
　以前はルール違反が多少あっても組合のほうの担当者が収集業者が何日もあるんだよね。したら持ってきてくれ、持ってこいというのでクリアしてきたんです。それも実態としてあるんです。それも解消になっていて、逆に締めつけというか、いやいやこういう状況で回収できなくなってるというのが実態なんです。確かに袋が小さい、それでルール違反、収集できません袋が違います、チェックしてるのも実態。ただ持ち込んでくれてる方々も相当数いらっしゃいます。持ち込んできた方はペットボトルだろうが、資源ごみはレジ袋だろうが、小さな袋であっても置いておけばそれクリアなんです。その置いてった資源ごみをどうしてるかというと、濱口課長もご存じのとおり時間があるときは職員が運び、リサイクル業者が余裕があるときは、それを回収してリサイクルセンターに持っていっているんです。いやですから細かいこと言ったら切りないんですが、とにかく資源ごみが今後もこのような実績で残るように、あとは町民、一部事務組合なので今金町民もそうなるかと思いますけど、法律は確かにあります。でもある程度寄り添った対応をしていただければそれなりに解消できると思うんです私は。確かに収集業者、特に資源ごみの回収業者は手間暇かかると思います。対価も発生します。もう既に車２台体制なので、この資源ごみの収集事業、リサイクル事業については経費は上がってるんです。私はそういう観点から私個人的な考えはあるんですけどそれは申しません。ですから再度のご答弁になるかと思うんですけど実態を把握して、寄り添った形で２町の町民になろうかと思うんですけど、ぜひ構成町のせたな町濱口課長の下、前向きな形でこの北部檜山の資源ごみ回収、この事業にあたっていただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　お答えいたします。ただいま石原委員のほうからいろいろなご提案を受けました。そういった部分では構成町、組合それぞれ連携しながら事業展開していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　これデータで出していただいて令和５年で１，０２３万４，６０４円これがごみ収集量に見合った売払収入かと思うんです。缶から瓶、ペット、紙パック、段ボール、新聞雑誌、その他紙、プラスチック等々含めるとです。これ燃えるごみも入ってるのかな。以前にこの収入になったもの組合としての使途、全所管課長、当初は町民児童課長でしたけど、その課長の答弁だと光熱費が高騰しているので、それに充てる旨のような旨の返答があったんですけど、このセンターの収入になった。町民の方々が一生懸命分別して、結果トータルしてこのように数字も増えてそれが売払金に反映され組合の収入になってるわけです。その使途はやはり光熱費等に充てる財源になってるんですか。確認させてください。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君）　お答えします。ちょっと今手元にその資料がございませんので、後ほど調べて資料で提出させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　副組合長である佐々木副町長、以前に資源ごみの売払収入、利益を追求する取り組みですかというような質問を投げかけたときに、そうではありませんよというご答弁をしていただいたんですけど今の考え方は変わりませんか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　その考え方には変わりございません。衛生センター組合の施設の運営費に充当ということでございます。それで売払単価を令和５年度と令和６年度を比較していただければ相当の差があるところでございまして、この単価は入札で決めてございます。それは社会情勢でかなり上限変動がございます。ですので一概に申し上げられませんけれども、あくまでも衛生センターの運営費に充当をさせていただいているというところでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　事業自体は、利益を追求する事業ではないということの上で今、副町長がご答弁された考え方でよろしいということで確認させていただいていいですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そのとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　副町長のほうから入札行為で、そういった売払単価も決まっていくという旨の説明はいただきましたけど、売払収入、買取業者にしてみればセンター側からしたらキロ単価で高いほうがセンターに組合としてはいいわけです。組合長の高橋町長が大きくうなずいていただいてます。入札をしてるわけです先ほど佐々木副町長のほうからご答弁いただきましたけど。入札して例えば品目で言ってしまうとこれ限定されてしまうんですが、この単価が１円でも高いほうが入札事業者として、これ該当になるわけです買い取る側ですから、センターのほうとしてはそうですよね副町長。私、伝え方が悪いのか高橋町長うなずいていただけないんですけど、入札をして例えば今日単価２０円、もう一方は２１円、そしたら組合としては２１円のほうを選択するわけですよね。そういった考え方でよろしいですよね。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　単価契約の決定でございますので、今お話のとおり高いほうが落札ということになると思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ある買取業者の方から直接電話でしたけど、うちは取引させてもらっても、どうしても赤字になるので単価を上げたことにして上げて入札行為しましたと。というのは外れることを願ったんですと。いうような要は、いやいや、結局、今までやっていた単価だと業者としては赤字になるんです。町外からここに来るそういった燃料費も含めて入札には臨んだと。でも単価を落として入札に参加させていただいたんだと。これは事業所のやむを得

ない事情なんです。いつの段階かわかりませんが同じような状況が起こって、そういうふうに取り組んで、それに対して担当者が連絡をよこして高いほうでとった業者と同じ単価にできないのかというような、ここであえて言っておきますけど、要請、あえて要請とさせていただきますけど、そういったことが現に起きたんです。副町長そういう行為はどう思われます。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そういった行為は好ましくないというか、あってはならないことだというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　間違いなく、それは電話でしたから文書なり、録音したものなりを私は聞くこともできませんし、文書でもありませんから見ることもできません。ただまいりましたと、うちはもう赤字でどうしようもないんで入札はしたけど撤退するそっちの道を選ばざるを得なかったんですよねと。その上で同じ単価にできないのかというふうに言われたんですよ石原さん。その方は苦笑いのようにしてました。それに対しては、それちょっと置いといて、その上でいやなぜかわからないけど、そういうふうな電話をした上で、あるリサイクルを事業として展開している業者を例に挙げて、その業者と付き合っても何の得もないから取引やめろと、ほか紹介してやると。それを敬語で言ったのか、やるぞと言ったのか、やりますよ、あげますよと言ったのかわかりません。そういった指導を組合の事務局担当職員がしていたということが事実であれば副町長どう思われます。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　先ほども申し上げたとおり好ましくないし、あってはならないことだというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そうですね、入札業者に対しての価格の吊り上げを要求する行為は談合行為に当たり、独占禁止法で禁止される不正行為です。入札談合は落札価格を不当に繰り上げることで競争原理を阻害することではなくという厳しい罰則の対象、これは入札行為全般なんです。私が申し上げた例は多少ずれるかもしれませんけど、入札を執行している側、組合側の担当職員がそういった言葉を平気で投げかけるのは、副町長おっしゃるように好ましくないんです。ましてやほかの業者のことを取り上げて、あの業者と付き合ってもいいことないぞって、どっか紹介してあるからあそこは断れと、これは大問題です。いろいろ問題起きてます。パワハラ問題しかり、私は治外法権的な組織だと再三にわたって申し上げさせていただきますが、そういった所業を繰り返している同じ職員なんです、そういうことを平気で言う方は残念ながら。ですから何ら反省もなく仕事上でもそういった行動を起こしています。冒頭で言いましたけどやりとりした物的証拠ありません。私にいやまいりましたとお伝えをいただいたその方の証言でしかありません。その方もこういうふうにしてくれと、議会で取り上げてくれということではないんです。ただ私はその話を聞いて、これはとことん一部事務組合北部桧山衛生センターは本当にこれどうにか改革しないと、今のままだと治外法権的な組織と今後も言わざ

るを得ない状況なんです。ですからせっかく担当課も協力していただいて午前中に公式ＬＩＮＥの話もしました。公式ＬＩＮＥにもごみの分け方、出し方、１番最初にＬＩＮＥで周知してるんです。あれ作るだけでも担当者は相当苦労されたと思います。そういったことを一部事務組合だから別な組織だということではなくて、せたな町も今金町も協力しながらこの北部檜山２町の町民のために寄り添った取り組みをしているわけです。でも残念なことに一部の担当職員がそういった行動を起こすということは、これは厳に慎むべきですし、町のイメージ北部桧山衛生センターを起点にとんでもない状況になっているということだけはご承知おきいただいて、今後の反省材料として肝に銘じていただいて、その旨を所管担当に寄り添った指導していただくことを望みますけど副町長いかがですか。副町長ご答弁になったあと、どうでしょう組合長である高橋町長、明快な見解をお示しいただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　まずこの議会という公式の場でのご発言でございます。おそらく衛生センターの事務職員もユーチューブでこの状況を見てるものだというふうに思いますけれども、それはそれといたしまして、業者から石原委員のほうに連絡があったというようなことですから、これは事務局長先頭に状況、これは物的証拠ないというふうに今委員言われておりますので、言った言わないというような話になるかもしれませんけども、入札参加業者含めて聞き取りなり何らかの対応をしたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　お話をいただきました。証拠も何もないということのようでありますから、今すぐここでどうのこうのということにはならないかと思います。ただそういう話があるということは、これは担当のほうに厳しくこういったことのないようにという注意はさせていただきます。あとこの件については副町長が申し上げたとおりでございます。

○委員長（本多　浩君）　端的にお願いします。

石原委員。

○委員（石原広務君）　物的証拠はありません。内部に確認するということですけど、知りません、覚えてません、記憶がありませんということをおそらく言うだろうなと私の推測での見解を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　会議から１時間以上が経ちましたのでここで休憩をとります。

２時２０分まで休憩をします。

休憩　午後　２時０８分

再開　午後　２時２０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

質疑ございませんか。

菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　すみません。こちらが先に手挙げましたんで、先ほどの問題、私、聞き捨てにならんと思うんです。町長は簡単に物的証拠がないからどうとかこうとかって言ってますが、これ私初めて聞きましたこの問題。この議場で初めて聞きました。これ捨てておけますか。まあ発言なさったご本人は物的証拠がないって言ってますけども証人はいるわけです。証人からはっきり聞き取った上で発言なさったと思うんです。その責任は議員としてきちんととっていただけるものというふうに思いますので、これ決着つけてください。こんな問題が高橋町長５期２０年の末期に明らかになったとなれば、これは任期満了前に決着つけてもらいたいと思うんです。具体的に提案します。今日おそらく決算審査の開催中ですから物理的に無理だと思うんですが、町長どうですか、２２日の朝までに調査して報告してください。これダメですねこういうのは。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　どなたかのお話か私はまだ確認できておりません。そういうことでありましたら石原委員がどなたからこの情報を得たのかあとでお聞きしてその方に確認したいというふうに思いますので教えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや石原委員のほうに向かって言わないで私のほうに確約してください。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　今申し上げたとおりで確認させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや確認って何を確認するんですが、石原委員に確認するという話ですか。私が確認って言ってるのは、石原委員に確認することは当然の前提として事実かどうかの確認を組合長として組合幹部職員に確かめてもらいたい。その結果を報告していただきたいということを言ってるんです。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから相手方もまだ私わかっておりませんので、それを確認して相手方にさらに私たちのほうから確認をさせて、事実関係をきちんとしたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それを月曜日の特別委員会までに完了していただけますか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　それはこれからの作業になりますので、それは今ここでできるできないという判断はいたしかねます。ただをしっかりやらせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや確約できないっていうんであれば、それを目指して努力するとい

う努力の約束だけはしてください。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　確認作業はしっかりやらせていただきます。
○委員（菅原義幸君）　月曜日まで待ちます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　先ほど私の手を挙げたのは、先ほど副町長のほうから特別委員会の様子はユーチューブで流れている。その上で局長を通じて確認をするということの旨のご答弁があったんです。ですから局長は要はそういった資源ごみの回収業者との取引、あとは入札、それに関わってきたその業者それぞれご承知のはずなんです。ですからそこに関わっていた業者に尋ねるのも一つ、あとは事務所の内部でそういうことを言ったのか、やったのかという確認をすることもこれ容易なんです間違いなく。その上で私は先方に確認した上でそういう状況がもし生じたのであれば私から確認をさせていただきますし、その上でお伝えもすることは容易であります。そういった状況で今始まったことではありませんから。数年前からそういうことを再三にわたって指摘をされてきていたというのは今回聞いたわけでもありませんし、以前にも伺ったことがあるので、状況としては私としては間違いないことをしてきたんだなというふうに判断した上で質問に合わせて提起させていただきました。お伝えだけしておきます。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　はっきり石原委員が聞いたということでありますから議員から聞くのが１番早いというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　だから町長、教えてくれればいいだけの話とかじゃないじゃないですか。再三にわたって一部事務組合のことは構成町では関係ないってずっと言ってきて、今ここに来て教えてくれればいいじゃないかと。何ですかその一体態度は。ですから一部事務組合があって、そこに関わる業者からそういう訴えがありました。先ほど副町長はユーチューブで見ているのでセンター側でも把握してるだろうと。まずは手順を踏んで取り組んでください。結論を私申し上げました。知りません、覚えてません、記憶にありませんと。そういったことで再三にわたっていろんな問題逃げてきている方が現にいらっしゃるわけですから職員の中に。ですから事務方の体制が整っているので、きちんとした手順を踏んでまずは取り組んでくださいということを申し上げさせていただいてるんです。よろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長(高橋貞光君)　ですからあなたが業者からそういうお話を聞いたということですから、どなたから聞いたか教えていただいたほうが話は早いということです。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　一部事務組合を構成している北部桧山衛生センター組合、いやいや首横に振ることじゃないじゃないですか。いや早いかもしれません。でもその前に組合のほうに尋ねて、いや私実は言ってしまったんですということになる可能性だってゼロではないわけじ

ゃないですか。即それは作業としてできるわけです。その上で解決できないのであれば、私のほうから業者に確認をした上で申し上げさせていただきます。そこの手続き手順、今までもそういうふうに踏んできてやってるわけじゃないですか。いや副町長おっしゃったんですから副町長にここは任せてもいいと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　普通この種の調査ということになりますと、直接聞いた方どなたから聞いたのか教えていただくというのが普通だと思います。その上で、それをもって本人なり、組合の職員なりに確認をするということが順序だというふうに思っておりますので、それは別に委員聞いたことですから、それは間違いないというふうに思っておりますので、それを教えていただければ調査はスムーズに進むというふうに思っております。時間が設定されておりますので、できるだけ早くこの問題については確認をさせていただきたいというふうに思います。ご協力をひとつお願いします。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　先ほど休憩の間に本多委員長から、もう少し簡潔に質問してくれという要請があったんですが、今のやりとりを聞いてると、とてもじゃないけど黙ってられないんです。じゃ町長、パワハラ問題の訴えを直接、被害者のお宅に訪問して直接聞き取りしましたか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　これは副町長、筆頭にしてしっかり調査をさせていただいて報告をさせていただいたとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ですから組合長である、しかもせたな町長である、それこそあなたが町民のところに被害を受けて命を絶とうとした事実があるそういった方のところに直接訪問して実態を把握しましたか、寄り添った対応をしましたか、そこをお尋ねしてるんです。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　ちょっと話をずらさないで、今議論している話に絞っていただけませんか。どんどん広くなって収拾つかなくなるということもありますので、ご協力をひとつお願いしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　衛生センターに関わる問題です。どんどん広げる、どんどん収束ができなくなる。収束してこなかった町長あなたの姿勢が１番ダメだったわけじゃないですか。それを広がるとか広がらないとかじゃなくて、それを放置してきたからこういう問題も当たり前のように続いてきているんです。議論をすり替えないでくださいとかということではないじゃないですか。私に言うよりご自身のしてきたこと、発言してきたこと、とった行動、取ってしかるべき行動をとっていなかった現実、ここをわきまえて数日しかないんです任期は。最後は笑って終えれない状況ですけど。ですからとりあえずお任せしてどうですか。それでいいんじ

ゃないですか。私は十分協力させていただきます。この場で発言してますから。
○委員長（本多　浩君）　町長、ちょっと問題の論点がずれてきたと私は思っています。菅原委員からの質問、その部分のまずは確認をしっかりと取った上で、また取られたら多分また菅原委員から質問が来ると思いますので、後日ということになりますので、きちんとした確認を取るということで、まずは町長も早急に事実確認をとるという姿勢でありますので、取れた時点でまた問題に対して質疑をしていただければとそう願っております。どうでしょうか。菅原委員どうですか。
○委員（菅原義幸君）　私は月曜日まで待ちます。
○委員長（本多　浩君）　今の問題に関しては総括ってやっていただければと委員長からお願いいたします。
　ほかに質疑を受けます。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　３款民生費、４款衛生費の質疑を終わります。
　説明員交代のため暫時休憩します。

休憩　午後　２時３４分
再開　午後　２時４０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　５款労働費、６款農林水産業費の説明を求めます。
　阪井まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それでは５款労働費の説明をさせていただきます。報告書は３７ページになります。決算書では１０１ページになります。渡島檜山北部通年雇用促進支援事業で決算額１０万１，０００円は全額一般財源です。北部４町と経済団体が連携した協議会活動により事業所及び季節労働者の通年雇用に対する意識啓発を図ったものでございます。
　以上で５款労働費の説明を終わります。
○委員長（本多　浩君）　吉田農林水産課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　続きまして６款農林水産業費になります。報告書は同じく３７ページになります。決算書では１０１ページから１１７ページとなります。まず環境保全型農業直接支払い交付金事業、決算額４０９万７，０００円、財源内訳は道補助金３０９万円でその他一般財源です。１０件の農業者が取り組む堆肥の施用及び有機農業への取り組みの追加的コストを支援したことにより環境保全機能が高められたものであります。
　続きまして報告書３８ページになります。中山間地域等直接支払交付金事業、決算額４，８６２万５，０００円、財源内訳は道補助金３，６３３万８，０００円でその他一般財源です。要件を満たした傾斜地の面積に応じて交付金が交付され、各集落の協定に基づき農用地の保全

活動や地域独自の農業生産活動など当該地区の営農継続の推進につながりました。

次に北海道農業次世代人材投資事業、決算額４０５万円、全額道補助金であります。経営不安定な就農初期段階の青年就農者２件に対し経営確立への支援を行い、安定経営が図られたものであります。

次にスマート農業支援事業、決算額４，８６６万８，０００円、全額産業振興基金からの繰入金であります。スマート農業技術搭載の機械等の導入支援により農作業の効率化及び省力化が図られました。

続きまして報告書３９ページになります。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業、決算額７２２万８，０００円、全額道補助金であります。使用馬鈴薯圃場において罹病株の抜取り回数を増やし罹病率０．１％以下とすることで、種子用馬鈴薯の安定供給が図られたものであります。またそばの安定生産を図るため、そば作付圃場の湿害対策の新規導入を行い収量の確保が図られました。

次に産地生産基盤パワーアップ事業、決算額８６０万４，０００円、全額道補助金であります。能力の高い潮トマト共選機を導入することにより品質の強向上、共選作業の効率化により収益の向上を目指すものであります。

次に産業担い手育成事業奨励金、農業関係分でございます。決算額３００万円、全額担い手育成基金からの繰入金であります。産業担い手育成条例により令和６年度に就農したＵターン者３名に対し奨励金を交付し担い手の確保及び育成を図ったものであります。

続きまして報告書４０ページになります。町営牧場指定管理料、決算額１，５５１万８，０００円、財源内訳は土地貸付料１５１万１，０００円で、その他一般財源です。町営牧場の運営に係る指定管理料で５月から１０月までの放牧期間に乳用牛１７０頭、肉用牛９頭の入牧があり畜産農家の労力や飼料コストの低減、繁殖牛の健康増進が図られました。

次に草地畜産基盤整備事業負担金、決算額１，９１８万７，０００円、財源内訳は過疎債４３０万円、受益者負担金１，０１２万６，０００円でその他一般財源です。最終年となる令和６年度においては１２戸１法人と町営牧場で整備面積約５３ヘクタールの草地整備を実施し、良質な粗飼料の確保により乳量、乳質や乳牛生産の向上が図られたものであります。

次に畜産飼料高騰対策事業補助金、決算額１，３４４万４，０００円、全額一般財源です。飼料価格の高止まりに対し購入飼料の一部を補助し、生産者の負担軽減が図られたものでございます。

続きまして報告書４１ページになります。せたな酪農ヘルパー利用組合事業費補助金、決算額１００万円、全額一般財源です。利用組合への運営助成によりヘルパー利用が促進され休日の確保による酪農家のゆとりある生活が図られました。

次に生乳輸送費激変緩和支援事業補助金、決算額２４４万９，０００円、全額一般財源です。期中での生乳輸送費の改定に対する激変緩和措置として、輸送費増加分の補助を行い生産者の負担軽減が図られたものでございます。

次に基幹水利施設管理事業、決算額１，９１３万円、財源内訳は道補助金１，１０９万５，

０００円、収益者負担金など４７４万８，０００円、その他一般財源です。真駒内ダムの管理や設備点検など適正に管理することにより農業用水の安定供給が図られました。

次に瀬棚地区営農飲雑用水施設整備事業調査計画業務、決算額１５９万５，０００円、全額一般財源です。施設の全面改修事業採択に向けた調査計画資料が策定されました。

続きまして報告書４２ページになります。東大里幹線排水路補修工事、決算額３３８万８，０００円、財源内訳は道補助金１２３万３，０００円、その他一般財源です。流出した排水路線の修繕を行い安定した排水機能の確保が図られました。

次に西兜野排水機場改修事業、決算額３，９５６万５，０００円、財源内訳は過疎債３，９５０万円、その他一般財源です。老朽化し突発的な故障や原動機部品製造の中止により補修ができない状況である当該施設において、令和６年度は電気設備及び機械設備の更新工事を実施し信頼性の向上が図られました。

次に水利施設管理強化事業、決算額７２８万６，０００円、財源内訳は道補助金５４６万５，０００円、その他一般財源です。後志利別川水系、太櫓川水系にある農業水利施設を管理している狩場利別土地改良区に補助することにより農業用水路の管理体制の強化が進められました。

次に小規模土地改良事業、決算額４１３万８，０００円で全額一般財源です。農地の不陸改善や畦畔の補修など事業費の一部を負担することにより安定した営農作業が図られました。

続きまして報告書４３ページとなります。農業センター業務運営事業、決算額１，０３１万円、財源内訳は作物売払収入等５２９万円、その他一般財源です。各種試験栽培、ブロッコリーやトマトの育苗、土壌診断業務を実施し生産者への情報提供や苗の供給による負担軽減、適正施肥によるコスト削減など営農支援を推進しました。

次にふれあいプラザ暖房用ボイラー改修工事、決算額１，０５６万円、全額一般財源です。老朽化により故障した多目的ホール用の暖房設備を改修することにより安定した暖房供給が図られたものでございます。

次に林務関係になります。森林経営基盤情報整備事業、決算額９５万７，０００円、全額、森林環境譲与税基金からの繰入金です。既存の航空レーザー測量の成果を解析し林道や林業専用道等の路網情報を整理することで、森林整備事業計画の検討など業務の効率化が図られました。

次に伐採分保管支援事業、決算額１００万円、全額、森林環境譲与税基金からの繰入金です。適正に伐採された原木を製材工場等へ出荷するため瀬棚港のヤードに一時保管する経費を支援することで需要に応じた木材の安定供給が図られました。

続きまして報告書４４ページとなります。豊かな森づくり推進事業、決算額８５４万９，０００円、財源内訳は道補助金５２４万９，０００円、その他、森林環境譲与税基金からの繰入金です。森林所有者に対し造林作業経費の一部を支援し計画的な事業の推進を図りました。

次に一般民有林造林事業除間伐、決算額３４４万４，０００円、財源内訳は森林環境譲与税基金からの繰入金３０３万３，０００円、その他一般財源です。保育間伐１１０．９９ヘクタール、間伐５．５６ヘクタール、除間伐事業により森林の健全な成長が促進され森林が持つ公

益的機能の増進が図られたものであります。

次に一般民有林造林事業下刈、決算額３１万１，０００円、全額、森林環境譲与税基金からの繰入金です。一般民有林の植栽僕の育成を阻害する雑草木６９．２２ヘクタールが除去され、森林の健全な成長が促進され本事業により森林作業の負担軽減が図られました。

次に森林活性化間伐等搬出支援事業、決算額７００万円、全額、森林環境譲与税基金からの繰入金です。搬出材積３，５００立方メートル、適正に伐採されたことにより発生したパルプ材の搬出運搬経費に対する支援により森林所有者の生産意欲の向上に繋がったものでございます。

続きまして報告書４５ページとなります。北檜山区町有林カラマツ伐採跡地造成工事、決算額６２９万８，０００円、財源内訳は道補助金４４５万２，０００円、その他森林環境譲与税基金からの繰入金です。伐採工事跡地５ヘクタールに１万本のアカエゾマツを植栽し森林資源の巡回を図ったものであります。

次に瀬棚区町有保安林皆伐工事、決算額１，３９１万５，０００円、全額、森林環境譲与税基金からの繰入金です。瀬棚区島歌地区の面積３．５ヘクタールの高齢木の伐採を促し森林の若返りを図ったものでございます。

次に町有林下刈工事、決算額２６４万円、財源内訳は道補助金１７４万４，０００円、その他、森林環境譲与税基金からの繰入金です。植林した幼木の健全な促進を図るため筋刈り５．２ヘクタール、全刈り１０．１ヘクタールの下刈りを実施したものでございます。

次に水産関係でございます。トラウトサーモン海面養殖施設整備事業補助金、決算額６６４万６，０００円、財源内訳は道補助金４００万円、その他産業振興基金からの繰入金です。トラウトサーモンの海面養殖事業の事業化に向け養殖生簀を新たに２基整備し、養殖規模拡大への支援を行ったものでございます。

次に産業担い手育成事業奨励金、水産関係分です。決算額１００万円、全額担い手育成基金からの繰入金であります。産業担い手育成条例により令和６年度に就農したＵターン者１名に対し奨励金を交付し担い手の確保及び育成を図ったものでございます。

続きまして報告書４６ページとなります。檜山ナマコ栽培事業定着事業、決算額５００万円、全額一般財源です。沿岸６町での広域にナマコ種苗１００万流が放流され資源の維持と水揚げの確保が図られ漁業経営の安定へと繋がったものであります。

次に漁船燃油高騰対策事業補助金、決算額１３０万８，０００円、全額一般財源です。社会情勢の影響により燃油価格が高騰し経営を圧迫している漁船漁業者３９隻に対し燃油購入料の一部を支援したことにより、経営の安定が図られたものであります。

次に水産物生産向上事業補助金、決算額１８１万３，０００円、全額産業振興基金からの繰入金であります。漁業経営規模拡大や新規漁法などに取り組む漁業者に対し、施設整備費の一部を支援したことにより生産基盤が強化され漁業経営の安定化が図られました。

続きまして報告書４７ページとなります。日本海ニシン栽培漁業定着事業、決算額２１０万円、全額一般財源です。ニシン資源復興に向け沿岸６町での広域に種苗１００万尾の放流が実

施されたものであります。
次にサケ定置網施設災害復旧費用助成金、決算額９７３万４，０００円、全額一般財源です。令和５年１０月に発生した暴風により被災したサケ定置網施設の復旧にかかる経費の一部を助成したことによりサケ定置網漁の経営安定が図られました。
続きまして報告書４８ページとなります。ウニ資源増殖事業補助金、決算額６０６万５，０００円、全額、産業振興基金からの繰入金です。資源を有効活用するため１５メートル以深に生息しているキタムラサキウニ５５トン、１０メートル以深に生息している未利用のキタムラサキウニ５万粒を操業海域の適地に移植を行いました。またエゾバフンウニ種苗２０万粒を購入し成長が見込まれる適地に放流を行うなど資源の増大が図られたものでございます。
次に水産物供給基盤機能保全事業負担金、決算額１，６００万１，０００円、財源内訳は過疎債１，５７０万円で、その他一般財源です。北海道が実施する事業において、鵜泊漁港及び狩場漁港、虻羅、中歌地区の係留施設等の改修に伴う負担金であり、事業を実施したことにより利用者の利便性や安全性を高めたほか、施設の長寿命化が図られたものであります。
続きまして報告書４９ページとなります。水産種苗育成センター業務運営業務、決算額１，６１９万１，０００円、全額一般財源です。アワビ事業はアワビ種苗購入先である栽培公社熊石事業所において、令和５年に発生した疾病に伴う大量斃死により種苗の購入ができなかったため事業を断念したところです。ナマコ栽培試験事業では、前年度比３３．３万個の減となりましたが、生産目標であった大型種苗が生産され１２万個の種苗を町内３地区での放流を行うとともに漁業者の種苗生産技術取得に対する支援を継続しました。
以上６款農林水産業費の説明を終わります。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では１００ページから１１７ページです。５款労働費、６款農林水産業費の質疑を許します。
石原委員。
○委員（石原広務君）　毎年というか、この決算の中でほかの委員からも質問が出てるんですけど、この４７ページ報告書です。ニシン稚魚放流事業に関して、これまたどうなんでしょう事業効果では放流したニシンは発見されていないということですけど、これ檜山管内全域ということに理解してよろしいですか。これまた再度確認させください。
○委員長（本多　浩君）　伊藤課長補佐。
○農林水産課長補佐（伊藤哲史君）　石原委員のご質問にお答えします。こちらの事業に関しましては檜山管内全域で、海のあるところで取り組んでいるというような事業になりますので、今後ニシン一応回遊魚なので完璧に戻ってきてるかどうかというような調査も含めて情報を調べていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　他町では新聞報道されてにぎわいというか、私個人的にはうらやましいな、いつかせたな町にも群来が発生することを、中には冗談で漁師の人たちも牛乳まいて少

し話題にしようかっていうところまで、これ課長ある意味期待してる事業の一つなんです。ですからかなり調査する追求する、求めるということは困難かと思うんですけど、忙しい中ですけど浜のために漁師のためにご努力いただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　この事業につきましては６年度まで継続してやってございます。また管内で話し合った結果７年度以降も継続してやっていくということになっておりますので、また群来が発生するように見守っていきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　毎年同じような質問をさせていただいてるんですけど、可能性としてはこれありますよね。担当課長強いお答えをいただきたいんですが、江差なり乙部なりで沿岸で群来が発生したという情報があるわけです。ですからそれが実現するまで諦めることなく、大変な状況の中ご努力をしていただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　タグ付けての捕獲調査では実際のところ実際には捕獲できてないということではありますけれども、効果がないとは言えないと思いますので継続してやっていくことが大事かなと思います。管内関係６町足並みそろえまして何とかニシンが帰ってくるように努力していきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　参考までにせたな町内の前浜でこういった事業で調査、発見はされてないということですけど、ニシンの漁獲量、数匹なのかキロ数なのかトン数なのか押さえているのであれば参考までにお知らせいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　伊藤課長補佐。
○農林水産課長補佐（伊藤哲史君）　直近の令和６年度の水揚げの実績がございますので、そちらのほうでお答えさせていただきたいと思います。ニシンの水揚げの数量につきましては、瀬棚区のほうで２１４キロ、水揚げ金額とすれば６万１，０７５円というような結果となっております。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　よろしいですか。ほかに。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これも質疑する予定ではなかったんですが、これちょっと担当課の答弁に若干疑問ありますので関連して聞いておきたいと思うんです。確かに放流したニシンは発見されていないということなんでしょうが、中歌港の水揚げについては注目してほしいと思うんです。私は直接漁業者から写真を撮った上で、それをコピーして担当課に上げてあるんです。その方は今、稚内のほうに退職していきましたから引継ぎされていないのかなとは思いたくないんですが、一生懸命やってる方いるんです。数の子の大きさがどうだとか、今年は少し不透明だとか、いろいろ親子で漁業者大変苦労なさって取り組んでる漁業者いるんです。そういう

ところにも光をあてて今石原委員から指摘のあったような方向での努力っていうのは必要なんじゃないでしょうか。これ課長どうですか前補佐から聞いてませんか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　前補佐から取り組んでる方がいるということは聞いておりました。そして網のほうを何か漁協から用意して何か捕獲に努めてもらってるっていう話も一部聞いておりましたが、そのあと自分のほうでは動いておりませんでしたので改めて確認させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうなんです。網はひやま漁協手配で網を入手したんですが、実はその網がとんでもない食わせ物でありまして中古と言えるような状況でない。私は目に見てますし、実際にスマホに納めてます。その納めたものをプリントアウトして当時の補佐に提出してありますけれども、結局、組合の仲立が悪かったということで別のものとチェンジするという仲介の労をとってくださったのが前補佐です。そのときに漁業者が一生懸命頑張っているということについては耳に入ってると思います。私もその後の細かな報告は受けておりませんが、そうした方が、これはっきり言います中歌港です。そうした方が現実におって、営々として努力しているわけですから、これだけ放流してるんでしょこのデータを見ますと。ただその放流したニシンが現実に戻ってきたという形での発見はされていないんだっていうそういう報告になってますから、これはこれとして受け止める以外にないんですが、獲れてるのは事実なんです。そういうことを大事にして久遠漁協のトラウトサーモンも大事にしてほしいと思いますが、中歌港のニシン放流、そういう業者がいるわけですから、これは課長、腰を上げてバックアップしていただけませんか。いかがです。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　管内としてこれ６町で取り組んでる事業でもありますから、町としても放流してさらには漁獲量も上がってほしいと自分は思っておりますので、それらも含めまして、それらの努力しているその業者に対しましてもまた見守っていきたいと思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　言葉尻を捉えるつもりはありませんけども、見守るんじゃなくて一生懸命応援してやってください。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　すみません。見守るというか、まず現場に行ってお話を聞いていきたいと思いますんで、よろしくお願いします。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
○委員（石原広務君）　関連してなんですけど、数年前に資源調査を目的に漁業者に協力をあおいで刺し網だったかと思うんですが取り組んだことがあるんです。そのときに要は思わぬ産

物が、イカの墨がそれについていて試しに行ったらヤリイカの大漁に繋がったっていう年もあったんです。確かにニシンの調査については漁業者の協力はこれ欠かせないことだと思うんです。ただ町の姿勢というか、漁業者にそういった協力を仰いで、それが発見に至らないかもしれませんけど、そういったことも内部で協議してぜひ次年度に向けて調整をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　十分内部で協議をさせて検討させていただきます。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　横山委員。
○委員（横山一康君）　報告書の４１ページ、ヘルパー組合事業補助金でお伺いします。これ令和６年度は７３２日ということで令和５年度から急激に利用日数は増えてるんですが、またそれよりもっと上がっているということですが、これの要因を教えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　それでは説明のほうさせていただきます。令和６年度は令和入ってから１番利用日数が多く７３２ということで、この要因につきましては傷病でちょっと体調崩した方がいまして、このうち約２３０日がこの傷病対応ということでヘルパーさんがそこの牧場に行って対応したということで日数が増えてます。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　７３２日のうち２３０日は傷病対応だったということなんです。この傷病対応の傾向というのは年々増えているのでしょうか。わかれば教えてください。
○委員長（本多　浩君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　昨年も６００日超えてるというふうに数字出てると思うんですけども、昨年も傷病で約２００日ほどあったかと思いますんで年々増えてるのは間違いないっていうのと、あと利用者さんもある程度この組合自体を運営していく部分もあるんで、積極的に活用してもらったりとか、ちょっと６年度じゃないですけど７年度から肉牛農家さんとかも新たに加入したりとかして組合自体の活性化を図っているというか、継続してできるようにっていう形での活動をされているような状況です。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　やはりこういうところにも高齢化の影響というのがひたひたと来てるなというふうに思います。それでここ数年ずっと補助金１００万円ということで動いてるんですけど、これだけ利用日数多くて１００万円でいいのか、どうなのかということをお伺いしておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　井村課長補佐。
○農林水産課長補佐（井村裕行君）　過去の補助金の推移を見ると１５０万という時期もあっ

たかと思うんですけども、その以降に地域おこし協力隊のほうを国の制度を活用して、地域おこし協力隊を町で雇って町からヘルパー組合に派遣して、そのヘルパー組合に派遣された人は最終的に就農を模索していくというような、この仕組みがここ数年うまくサイクルで回ってて、そこの部分での人件費で年間５００万近くヘルパー組合の恩恵を受けてるプラスヘルパー組合としてもその体制整えるっていうのと、町としても新規就農に繋がるというようないい関係性も図られてるんで、その部分で大きく補助金以外にも支援できてるっていうのがあるんで今の現状として１００万という形で、なおかつヘルパー組合の収支のほうも定期的にやってる理事会とか総会のほうにも出させてもらってるんですけども、そういう数字を見ながら補助金が１００万でいいかどうかというのも常に注視して、場合によっては上げるとかというのも研究しながら担当としては見ていってます。よろしくお願います。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　詳細な説明ありがとうございました。組合の総会ですとかそういうところも行って財務状況もしっかり見ながら今後も注視してやっていくということですので、少し安心しましたけど、ただ高齢化ということを最初私冒頭で申しましたとおり、農家１年ごとに高齢化が進んでますので傷病も多くなってくると思います。地域おこし協力隊で今きちっとこられてそれも含めると１００万円プラスきっと町から５００万円ぐらいを持ち出してることになってると思うんで、そういうこともあって財務状況が安定してるんではないかなと推測するんですが、地域おこし協力隊ってのは最長３年というふうなことを私聞いておりますんで、それが終わったときには大変になってくると思いますので、そこをうまく重なってヘルパー組合に派遣できるような形などを模索しながら今後とも何といってもこの酪農というのは町の基幹産業ですのでここを支えることについては、しっかり見守るというか、積極的に支援していただきたいと思いますがいかがですか。

○委員長（本多　浩君）　井村課長補佐。

○農林水産課長補佐（井村裕行君）　横山委員おっしゃるとおりに、そういう形で地域おこし協力隊が３年で切れてさらにまた次の就農を目指すような若い方が入ってきて、またそういう体制も整えつつ財務的にも支援できるようなサイクルできるように組合長ともお話しして取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願います。

○委員長（本多　浩君）　ほかに。

　橋本委員。

○委員（橋本一夫君）　それではトラウトサーモンの件について少し伺います。３年間の試験が終わって去年から２つの升を増やしながら３つの生簀で行われてきたと聞いております。私も実際１カ月に１回ぐらいって見てますけれども、すばらしいのが今年は上がったんじゃないかというふうに思っております。それで漁協に出されてるデータがあると思うんです。それを委員の方々にも一応提示してもらえばというふうに思います。どうでしょうかその辺。

○委員長（本多　浩君）　伊藤課長補佐。

○農林水産課長補佐（伊藤哲史君）　すみません。ちょっとか資料の確認だったんですが、こ

ちらの養殖事業の水揚げ数がトータルで流れでわかるような資料であればよろしいでしょうか。わかりました。では用意できますので、準備でき次第お渡ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　橋本委員。
○委員（橋本一夫君）　それで漁業者の皆さんといっても人数が限られてくるだろうと思います。その中でもう少しやりたいんだっていうような生産者の声がありますけども、それが全てではないので私の聞いた範囲の中で。ですから冬季間の余剰の労働の中でもう少し増やせるんであれば増やしたいということがありますから、その辺の補助対象につきましても町としてきちんとしたものを示してくれれば漁業者もそれなりに発奮するんでないかと思いますから、その辺よろしくお願いします。
○委員長（本多　浩君）　伊藤課長補佐。
○農林水産課長補佐（伊藤哲史君）　今後トラウトサーモンの養殖事業に関しまして町側からどういった支援ができるのかっていうふうなのも検討しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
○委員（石原広務君）　農林水産業費に関連してヒグマの件で触れてもよろしいですか。本当に今シーズンは担当課本当に苦労してるのも目のあたりにして大変なんですけど。ある高齢者の方が実例を申し上げますと、ご自身の畑で農作物が荒らされて、芋でしたっけ何か掘られた跡があって、糞の痕跡が３箇所あってそれを役場にお伝えしたら、ハンターが土日は対応できないので週明けにしてくれという旨の話をされたということを実際に聞いたんですけど、このハンターの出動土日できないっていうことはあり得ますか。確認させください。
○委員長（本多　浩君）　伊藤課長補佐。
○農林水産課長補佐（伊藤哲史君）　石原委員のご質問にお答えいたします。実際、土日の通報に際しまして私ども職員のほうも対応しております。連絡がありましたらまずハンターのほうに出動可能かどうかっていうものを確認したのちに行ける、行けないというような報告をさせていただいているところであります。今私どもが対応している中でちょっとそのような対応がなかったんでちょっと心当たりがなかったんですけれども、今の現状としてはそういった対応をさせてもらってます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　実は私もねそれ聞いたときに首傾げたんです。いやまさかいやそれはないと思います。後日、確認をさせていただきます。ただ言葉の行き違いで午前中なども決算で取り上げ質疑交わさせていただいたんですけど、どうしても災害含めた今シーズンのこの熊への対応も、先日の一般質問でも取り上げたちょっとした生活に密着した役場の対応をどうもこの言葉の行き違いでおかしな方向に伝わってる可能性もこれあるんだなっていうふうにも今回感じたんです。ですからどうでしょうここで、このヒグマに関することではなくて、例えばそういったん災害含めた、もちろん熊の発見もそうです。土砂が崩れてました。要は避難経路

も壊れてました。そういったことが一報として、基本的に土日は役場は休庁日じゃないですか。ですからそういったときも警備の方が対応して担当のほうに伝えるようになってますよとか、そういうことが町民に伝えるような形で、これは新年度に向けて周知の方法で良いと思います。私は本当に繰り返しになりますけど、罠を役場職員が仕掛けなきゃならないっていう実態がいまだに納得ができてないんです。だって大変です。パトロール行ったらもしかしたら人的被害に遭う可能性だってこれゼロではないわけじゃないですか。もろもろ罠の仕掛け方一つ、苦情が入ってるのも随分私は認識してます。大変な状況ですけどそういった言葉の行き違いで、土日は対応できないというような捉え方をされていることに対して、寄り添った周知の仕方をしていただくことを検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　確かに今年度入りまして熊の目撃情報等も１００件を超えてきております。そしてちょっと情報ですけれども、今日現在で捕獲頭数は６９頭ということになっております。それで土日の対応なんですけれども、まず一報が役場に入った場合は担当者のほうに連絡が入るようになっておりまして、それから担当者、もしくは出れなかったら次の方次の方ということで連絡は来るようになっておりまして、そこからハンターさんにお願いして活動してもらってるということになっておりますので、そういったことも含めまして町民への周知というか、行き違いがないようにうちらのほうからも発信していきたいと思ってます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　支所のほうでも押さえてますし、実際に苦情も私にも寄せられましたが、罠の仕掛け方、これ資格がないと役場職員としては判断できないというのが基本になってるわけじゃないですか。そういったことがなかなか周知されてない面があるんです。ですからそこも罠はこういう状況がないと、こういう資格を持った方の判断がないと仕掛けれないんです。場所も役場サイドからは特定できない、指定できないそういう実情も含めてきちんと周知方よろしくお願いしたいと思いますけど。あくまでも寄り添った周知になるように理解していただけるような周知になるように、お願いしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　伊藤課長補佐。

○農林水産課長補佐（伊藤哲史君）　住民の皆様に勘違いされないような詳しい内容で今後周知できるよう考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　しつこいようなんですけど、伊藤補佐十分わかってらっしゃるんですけど、たまたま親子が出て仕掛けた折には子熊が入ってしまって、その折の近辺で親熊が暴れてるのを伊藤補佐、今下見たんであれかと。そういった確かに実態はそういうことが現に起こってしまったんです。ただ通りかかった方が興味半分なのか、檻の蓋が降りていると、もう１台の車の方がおりて確認をするのを阻止したと。だけどそこを通った例えば散歩に来た方、自転車で通った方、そういった方にも人的被害が出たらどうすんだという内容の苦情が現に入ったんです。でも先ほど言ったように決まりがあってやむなくその場所に仕掛けなきゃない状況

も、これもうどうしようもないですからこれは。そういったことがきちんと少しでも伝わるような形で課長先頭を切って、全町民に伝わるような周知をぜひよろしくお願いしたいと思いますけど。

○委員長（本多　浩君）　吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　今目撃情報を寄せられた場合は、ヒグママップ等に登録しまして、ＬＩＮＥもしくは民家等が近い場合は防災無線等で周知をかけております。ただ箱罠の設置箇所まではちょっと周知しておりませんでしたけども、今後そういうような危険が、今回このような状態になって危険があると思われるような場所に設置した場合はそれらも含めて周知しながら町民に周知を図りながら人命第１に考えて周知していきたいと思っております。

○委員長（本多　浩君）　ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　５款労働費、６款農林水産業費の質疑を終わります。

１時間が経ちましたので説明員交代と合わせて休憩といたします。３時４５分まで休憩します。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　３時４５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開いたします。

７款商工費、８款土木費の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それでは７款商工費の説明をさせていただきます。報告書は４９ページから決算書では１１８ページからになります。ふれあい市場開設事業で決算額９万１，０００円は全額一般財源です。ふれあい市場を開設し地元海産物や農産物のＰＲと地産地消を図ったものでございます。事業の実績については記載の表のとおりでございます。

次に商工会補助金で決算額８７６万５，０００円、地方債８７０万円は過疎債で残り６万５，０００円は一般財源です。商工会へ補助し商工会の適正な運営と経営改善普及事業による会員の安定と負担軽減を図ったものでございます。

続きまして５０ページになります。中小企業経営安定資金利子補給費補助金で決算額１８万６，０００円は全額一般財源です。融資利用者の利子補給を行い負担軽減を図ったものでございます。実績については記載の表のとおりでございます。

次に新型コロナウイルス対策資金融資利子補給費補助金で、決算額２５９万３，０００円は全額一般財源です。国や北海道が創設したコロナ融資制度利用者の利子補給等を行い負担軽減を図るとともに事業の改善、再生を支援したものでございます。実績については記載の表のとおりでございます。

次に次世代型店舗づくり事業補助金で決算額４８２万円は全額、産業振興基金繰入金です。

店舗等の省エネ及びランニングコスト低減を目的とした経費に対し補助し、顧客の利便性の向上と商業等の活性化を図ったものでございます。実績については記載のとおりでございます。

次に産業担い手育成事業奨励金、商工関係分で決算額５００万円は全額その他財源で担い手育成基金繰入金です。商工業発展のための担い手の育成確保が図られたものです。実績につきましては記載の表のとおりでございます。

続きまして５１ページになります。観光協会補助金で決算額７１６万９，０００円です。大変申し訳ございませんがここで訂正をお願いいたします。財源内訳ですが、その他財源の７００万円は地方債の誤りでございますので、地方債７００万円に訂正してください。大変申し訳ございませんでした。財源の内訳ですが地方債７００万円は過疎債、残り１６万９，０００円は一般財源となります。観光協会の運営に必要な人件費や事業費に補助を行い観光ＰＲ等を図ったものでございます。

次にイベント事業補助金で決算額７６３万７，０００円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。３大イベント実施に要した経費に対し補助したものでございます。

次に観光施設管理運営費で決算額６，１９５万７，０００円、道支出金１万３，０００円は北海道からの委託金、地方債４３０万円は合併特例債、その他財源５３７万８，０００円は使用料などで残り５，２２６万６，０００円は一般財源です。記載の施設の適切な管理を図ったものでございます。各施設の使用料及び利用者数の実績については記載のとおりとなっております。

続きまして５２ページになります。温泉ホテルきたひやま管理費で決算額３億４，０１４万５，０００円、道支出金７，７３０万円は地域づくり総合交付金、地方債２億２，８４０万円は合併特例債で残り３，４４４万５，０００円は一般財源です。温泉ホテルきたひやまの適切な管理運営を図るため指定管理料や長寿命化改修工事などに支出したものでございます。実績については記載のとおりとなっております。

次にゼロカーボン推進事業で決算額１，２９４万８，０００円、その他財源７１２万８，０００円は公共施設整備基金繰入金で残り５８２万円は全額一般財源です。２０５０年のゼロカーボンシティー実現に向け町内におけるゼロカーボンの推進を図ったものでございます。

以上で７款商工費の説明を終わります。

○委員長（本多　浩君）　平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして８款土木費について５３ページからご説明いたします。事業名、

北檜山流雪溝施設整備事業、決算額４，６８９万８，０００円、財源内訳といたしまして、国道支出金４，５２５万６，０００円、残り１６４万２，０００円は一般財源であります。流雪溝及び小流雪溝の管理運営を実施したものでありまして、協定に基づく負担割合、経費内訳につきましては記載のとおりとなっております。施設の整備計画に基づき適正な維持保全を図ったものでございます。

次に町道支障木対策事業、決算額６９０万８，０００円、全額一般財源でございます。記載

の町道支障木の伐採、枝払いを実施して通行の安全を確保したものでございます。
次に町道付属物改修事業、決算額７７０万円、財源内訳として地方債６９０万円、一般財源８０万円です。丹羽豊田線の防雪柵部材の交換を行ったものでございます。
次に町道落石対策事業、決算額１，０４６万１，０００円、財源内訳として地方債１，０４０万円、一般財源６万１，０００円でございます。立象山パノラマ北支線及び白浜通線の落石対策を実施したものでございます。
次に町道防雪柵整備事業、決算額１，３５０万８，０００円、財源内訳といたしまして全額その他財源で公共施設整備基金でございます。浮島線に新たに仮設防雪柵設置を行ったものでございます。
次に町道施設補修事業、決算額１２１万円、財源内訳として地方債１２０万円、一般財源１万円でございます。坊主山線の路肩補修を実施したものでございます。
次に５４ページでございます。町道排水改修事業、決算額８３４万９，０００円、財源内訳といたしまして地方債８３０万円、一般財源４万９，０００円でございます。馬場山線の側溝整備を実施したものでございます。
次に町道興長寿命化修繕事業、決算額１，９０６万３，０００円、財源内訳といたしまして、国道支出金１，２４３万５，０００円、地方債６６０万円、一般財源２万８，０００円でございます。委託料では玉川橋補修設計業務、工事請負費では雲内橋補修工事を実施したものでございます。
次に町道舗装補修事業、決算額２，６７０万８，０００円、財源内訳といたしまして、国道支出金１，４１０万４，０００円、その他１，２６０万４，０００円は公共施設整備基金でございます。苔谷地線及び北岸線の舗装補修を実施したものでございます。
次に河川改修事業、決算額１，２７７万１，０００円、財源内訳といたしまして地方債１，０９０万円、一般財源１８７万１，０００円でございます。委託料では、青木の沢川河川用地調査業務、工事請負費では、中の沢川の改修工事を実施したものでございます。
次に５５ページ、準用河川等浚渫事業、決算額２，３３７万５，０００円、財源内訳といたしまして地方債２，３３０万円、一般財源７万５，０００円でございます。最内川、弓山川、湯の尻川の堆積土砂の除去を実施したものでございます。
○委員長（本多　浩君）　吉田農林水産課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　次に港湾管理費となります。上架施設ワイヤーロープ取替工事、決算額３０１万４，０００円、全額公共施設整備基金からの繰入金です。経年劣化が著しく上架、下架作業時に支障を来すおそれがあることから取替工事を行い、施設の安全な利用と維持保全が図られたものであります。
次に瀬棚港修築事業負担金、決算額２，１８７万５，０００円、財源内訳は過疎債２，１８０万円、その他一般財源です。瀬棚港修築事業に係る地元負担金でありマイナス７．５メートル岸壁及び海域における静穏度向上と漂砂対策のため東外防波堤の延伸が進められたものであります。

○委員長（本多　浩君）　平田建設水道課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　続きまして町営住宅等改修事業、決算額１，１２９万７，０００円、全額一般財源でございます。豊岡高台団地２棟８戸の屋根葺替、川沿団地４号棟の換気設備の更新、徳島団地５号棟の避難梯子の改修工事を実施したものでございます。
　次に５６ページ、町営住宅等長寿命化改善事業、決算額３，３９９万円、財源内訳といたしまして国道支出金１，６５０万円、一般財源１，７４９万円でございます。徳島団地１号棟１２戸の屋上防水及び外壁の改修を実施したものでございます。
　以上で８款土木費の説明を終わります。
　よろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では１１７ページから１３１ページまでです。７款商工費、８款土木費の質疑を許します。ありませんか。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　７款商工費、８款土木費の質疑を終わります。
　説明員交代のため暫時休憩します。

休憩　午後　３時５６分
再開　午後　３時５８分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　９款消防費、１０款教育費の説明を求めます。
　髙橋総務課長。
○総務課長（髙橋　純君）　それでは報告書５６ページ、９款消防費でございます。決算書は１３１ページからになります。備蓄品整備事業で決算額６４万９，０００円、その他財源５０万円、残りが一般財源でございます。冬季間の災害発生時に備え避難所等へ配備する石油ストーブを整備したものであります。
　次に衛星電話購入事業で決算額１６４万７，０００円、全額一般財源でございます。有事の際の通信手段を確保するため衛星電話３台を整備したものであります。
　以上で９款消防費の説明を終わります。
○委員長（本多　浩君）　古畑教育委員会事務局長。
○教育委員会事務局長（古畑英規君）　それでは１０款教育費の説明をさせていただきます。報告書の５７ページで、決算書につきましては１３４ページからとなってございます。
　指導主事派遣事業、外国語指導助手派遣事業、英語指導助手派遣事業、学習支援員、特別支援教育支援員配置事業、教育推進計画策定事業、決算額３，３５８万３，０００円、全額一般財源でございます。指導主事につきましては、学校教育、学校経営に関する指導助言を行ったものでございます。外国語指導助手につきましては２名体制により、計画的に小、中学校へ派遣し、子供たちの英語の語学力の向上を図ったものでございます。英語指導助手につきまして

は、小学校の外国語の指導充実ということで町内の小学校３校に派遣し、英語の語学力の向上を図ったものでございます。学習支援員、特別支援教育支援については、学習支援員３名と特別支援教育支援員１３名を配置し支援を必要とする児童生徒に対して支援を行ったものでございます。なお内訳は記載のとおりとなってございます。教育推進計画策定委員については、第４次となるせたな町教育推進計画策定に係る委員となっております。

次にスクールバス運行事業、決算額１億３７万５，０００円、全額一般財源で、遠距離通学に対する登下校時の送迎体制を確保したものでございます。

次に教育ネットワークアセスメント業務、決算額４７８万５，０００円、財源内訳が国道支出金１５９万５，０００円、残り一般財源でございます。町内小中学校ネットワークの問題点や改善策を把握するためにアセスメントを実施したものでございます。

次の５８ページにまいりまして、教職員研修会等補助事業、決算額９９万１，０００円、全額一般財源でございます。各種研究会に対しての補助を行い教職員の資質向上を図ったものでございます。

次に瀬棚小学校校長住宅車庫設置工事、決算額１０４万５，０００円、全額一般財源で、暴風雨により破損し解体した車庫を新たに設置したものでございます。

次にスクールハイヤー運行事業小学校分、決算額３４２万６，０００円、全額一般財源で遠距離通学に対する登下校時の送迎体制を確保したものでございます。

次に修学旅行貸切バス支援補助金小学校分、決算額６８万円、全額一般財源でございます。小学校の修学旅行において利用する貸切バス料金を全額支援し保護者の負担軽減を図ったものでございます。

次に要保護及び準要保護児童就学援助費、決算額３８８万２，０００円、財源内訳が国道支出金３６万５，０００円、残り一般財源でございます。対象となる世帯に対して学用品費等の負担軽減を図ったものでございます。

次に小学校空調設備工事、前年度からの繰越しで決算額８，０５２万円、財源内訳が地方債７，６４０万円、残り一般財源でございます。町内小学校にエアコンを設置し学習環境の整備を図ったものでございます。

次の５９ページにまいりまして、スクールハイヤー運行事業中学校分、決算額、６３９万９，０００円、全額一般財源で、遠距離通学に対する登下校時の送迎体制を確保したものでございます。

次に生徒用机、椅子購入事業、決算額３４６万５，０００円、全額一般財源でございます。経年劣化による北檜山中学校の机、椅子を更新したものでございます。

次に修学旅行貸切バス支援補助金中学校分、決算額１７９万５，０００円、全額一般財源でございます。中学校の修学旅行において利用する貸切バス料金を全額支援し保護者の負担軽減を図ったものでございます。

次に要保護及び準要保護生徒就学援助費、決算額３９７万７，０００円、財源内訳が国道支出金１４万１，０００円、残り一般財源でございます。対象となる世帯に対して学用品費等の

負担軽減を図ったものでございます。

次に瀬棚中学校体育館外壁改修工事ほか３件、財源内訳が地方債７，１００万円、その他財源は公共施設整備基金充当で２１１万２，０００円、残り一般財源でございます。うち中学校空調設備整備工事につきましては前年度からの繰越しとなってございます。内訳は記載のとおりで、いずれも安全確保及び施設の適切な環境整備を図ったものでございます。

次の６０ページにまいりまして、社会教育関係でございます。各種生涯学習講座、決算額１０５万６，０００円、全額一般財源でございます。町内外の人材を活用して少年から高齢者までの各期に対応した学習機会の提供を図ったものでございます。内訳は記載のとおりとなってございます。

次の６１ページにまいりまして、社会教育団体補助事業、決算額１４３万５，０００円、全額一般財源でございます。これにつきましては文化協会、ＰＴＡ連合会、町民文化祭実行委員会、郷土芸能団体連絡協議会、せたな町民芸術鑑賞事業実行委員会に事業や活動等への支援を行ったものでございます。

次に全道全国大会参加奨励補助事業、決算額１９３万７，０００円、財源内訳ですが、全額その他財源でスポーツと文化振興基金充当でございます。こちらにつきましては全道全国大会に参加する団体及び個人の経費の負担軽減を図ったものでございます。

次の６２ページにまいりまして、社会体育団体補助事業、決算額１９１万６，０００円、その他財源はスポーツと文化振興基金充当で７万９，０００円、残り一般財源でございます。団体につきましては、スポーツ協会、スポーツ少年団連絡協議会、スポーツフェスタ実行委員会の各団体の活動に対して支援を行ったものでございます。

次に学校給食センター電気設備更新工事、エアコン設置工事、決算額７０６万２，０００円、財源内訳ですが、全額その他財源で公共施設整備基金充当でございます。内訳は記載のとおりでいずれも施設の適切な環境整備を図ったものでございます。

以上、教育費の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では１３１ページから１５０ページまでです。９款消防費、１０款教育費の質疑を許します。

大湯委員。

○委員（大湯圓郷君）　ただいまの説明で外国語指導助手２名今来ておりますけれども、幼稚園、あるいはこども園、保育所等に派遣するとなると２人ではちょっと足りないのかなと、少しでも外国語、特に英語に慣れていただくためにもう１人ぐらい外国語指導助手を入れるというふうなわけにいかないでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　古畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君）　現状外国語指導助手２名なんですけども、７年度の話なんですけど現状、英語指導助手も募集かけてるんですけど見つからないような状況なんです。それで幼稚園というか、１回一般質問かなにか、予算委員会のときかなにかで話出たとおりこ

ども園のほうとかにも行ったらどうだということで、そちらのほうは行かせてもらってるような状態にあります今の２名の範囲で。それで今ちょっと英語指導助手、日本人の英語堪能な方募集中なんですけども、見つかっていない状況で今まで来てるので皆さんの中で誰かいれば逆にこの場で、ぜひ募集していただければさらに充実した英語教育ってのはできるんじゃないかなって思います。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　大湯委員。

○委員（大湯圓郷君）　ありがとうございます。そういう前向きなお答えいただきましたので、そういうふうな方が見つかって、少しでも外国語になじむように小さいときからいくと私たちみたくならないんじゃないかと期待しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　古畑事務局長。

○教育委員会事務局長（古畑英規君）　自分も大湯委員と同じような感じで英語全然しゃべれないですけども、そのように人的に充実していければいいなと思ってますんで、何とかそのように進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　決算書の１３２ページ、消防費の災害対策費です。負担金及び交付金のところで１番下のところにあります地域活動等推進事業補助金についてお伺いします。これ当初予算では、たしか私の思いだと２５万ぐらいあったと思うんですが決算では６万２，５４５円これで正しかったでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　栗城地域生活係長。

○地域生活係長（栗城惇史君）　横山委員おっしゃるとおり当初予算では２５万円みさせていただいて、３月定例会の補正で１５万円の減額をさせてもらってきてたところです。実績については６万２，５４５円ということで見込みより申請件数、活用件数が少なかったという状況であります。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　これは多分自主防災組織の活動に対する事業の補助金だと思うんですが、これ今自主防災組織どのようになってるか教えていただきたいんですが、各区ごとの組織率、そして近年どういう感じで増えてるのかどうなのかその辺り教えていただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　栗城係長。

○地域生活係長（栗城惇史君）　まずこの予算ですが委員おっしゃるとおり自主防災組織の結成に係る補助金、また結成していただいたあとの活動に対する補助金となっております。それで自主防災組織の結成率ですが、区ごとには出ないんですけども３区合わせて今１６町内会のほうで自主防災組織を結成していただいております。町内会の数が町内で６６ありますので、それを割り返すと単純に約２４％、４分の１ほどの町内会で自主防災組織を結成していただいているという状況であります。近年の新規の結成の状況でありますが、令和６年度については

ゼロということです。令和５年度に１団体、令和４年度についてもゼロということで直近３カ年では１団体の結成というのが今の状況であります。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　令和６年度ゼロ、令和５年度が１で、令和４年度がゼロということで直近３年間見たら一つの団体しか増えていないということで、全体としても４分の１ぐらいの組織率っていうふうなことですので、これかねてから私自主防災組織、共助の面については一般質問で質問させていただいてます。町長の答弁では、いつも自主防災組織は大事だと組織率を上げていくというような答弁いただいてるんですが、結果としてこのようなことで組織率で４分の１、直近３年間では１団体しか増えていないということであれば、なかなかこれ本当に有事のときには大変なことになるんではないかなと。特に私たちの町は高齢化率がならすともう５割超えてると思うんです。そういうような町ですので、これは自主防災組織、共助の組織っていうのはしっかりと担当含めて考えていただきたいなというふうに強く思います。多分町内会単位もうかなり高齢化してまして組織していくというのは非常に困難な状況ではないかなということを私も十分理解できますんで、ここでやはりこの状況が続いてるっていうんであれば、やはり組織率をアップする何らかの対策を打っていかなきゃいけないときになったなというふうに思うんですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　栗城係長。
○地域生活係長（栗城惇史君）　この自主防災組織の結成につきましては、一応毎年度、新年度始まったらすぐに町内会全体自主防災組織結成しませんかというお手紙、全町内会宛てに、あとこんな活動できます、補助金が使えますというご案内をさせていただいているのほかに、各種町内会連合協議会の総会のときにもパンフレット配らせていただいてぜひ自主防災組織、町内会でご検討くださいというようなご案内はさせていただいてたところではあるんですが、実態として直近３か年で１件の新規の結成率ということで新規結成には繋がっていってなかったというのが現状であります。今年度についてもまだ結成するというところが出てない状況です。今すぐに何か今年も同じことをやらせていただいてご案内をさせていただいたんですけども、担当といたしましてはピンポイントでもっと町内会長に面と向かってどうでしょうかというご案内ですね、会って話をしてみてぜひ作っていただけませんかというような話をしていければなというふうに思ってますので、それが今年度実を結んでくれればなというふうには考えております。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　今栗城係長おっしゃるように、やはりこれしっかりと文書だけで通知するんではなくて、１回お会いしてこのような状況だからしっかりとやはり対策を立てなきゃいけない、その共助の団体として自主防災組織ってのは非常に大事なんだよということをきちんとわかるような理解できるような形で伝えていただくという活動は忙しい中だと思うんですが是非やっていただきたいと思います。あと私のこれ一つアイデアなんですけど、今既存の自主防災組織あります。そういう自主防災組織が１回集まって意見交換みたいなものをやったり

して、そこにちょっと脈のありそうな人を呼んでこういう活動やってるんだよっていうようなことをわかりやすい形で実際やってる方を交えながら伝えていくというような、ちょっとした工夫っていうのはこれから必要になってくると思いますので、その辺りも新年度に向けてご検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　栗城係長。
○地域生活係長（栗城惇史君）　横山委員の貴重なご意見ありがとうございます。やっぱり今おっしゃっていただいたように既に結成されている団体での活動の内容を伝える、その意見交換ですとか、自主防災組織があっていいこと、多分いいことしかないと思うんです。なんでそこら辺を情報共有して今言われたような取り組みも検討しながら自主防災組織の結成に向けて動いていきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　関連なんですけど、私もこの数字みてそんなもんかっていうふうに感じたのが実感なんですけど。何か６６町内会があって自主防災組織が１６町内会だと。こういった要因というか何か弊害というか率直に担当として感じるところがあればお知らせいただければと思うんですけどいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　栗城係長。
○地域生活係長（栗城惇史君）　ちょっと補足させていただきたいと思うんですが、まず町内会の結成率は６６団体中１６ということなんですけども、１６町内会の中には人数が大きな町内会があります。人数だけでのカバー率というと、実数１６団体中でも今３，０００人ぐらいの方が一応自主防災組織としているということで人口の半分ではあるので、人数だけでいけば５０％ぐらいの方が自主防災組織に町内会単位ですので加入していただいているといった状況ではあります。ただ今のその人数においてはまだ半分、町内会においても２４％ということで、この自主防災組織ってのはやっぱり少ない弊害といいますか、多いにこしたことはない。よしんば全町内会入っていただいて１００ってのがやっぱり目指すべきところなのかなと思います。やっぱり自助のこの力といいますか、自助の部分の力を上げるためには組織率１００％を目指して動いていくことが大事なのかなと思うので、その弊害っていうとすぐに出てこないんですけど、多いにこしたことはない。たくさんの方がそういう防災意識もっていただいて取り組んでいただければ、防災担当してる身としてはありがたいなというふうに思っているとこであります。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　十分苦慮されてるのは伝わってくるんですけど。どうでしょう１００を目指す、要は町民全員がそういった意識を持っていただいて、こういった組織に加入しながら、いざという時に対応できればいいんでしょうけど、地域事情があって町内会もないと、離れた部落では１人２人生活をしている実態もあるわけです。そういった方もぜひ交えるような形で輪を広げるというか、そういった方向でぜひ大変な状況ではありますけど内部で協議をしていただいて対応していただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　栗城係長。
○地域生活係長（栗城惇史君）　石原委員おっしゃるとおりだと思います。くまなく今言ったように全町民の方がそういう自主防災組織に入ってもらう、自主防災力を高めていただくということではすごい大切なことだと思いますので、それを頭に入れながら今後も自主防災組織の結成に向けて動いていきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　同じく関連になるんですけど、担当所管ではない状況かもしれませんけど、私は一般質問でも取り上げさせていただいた、例えば海岸線に住まわれる方、高台に避難する、逃げるためのそういった経路が町で管轄してるもの、ほぼ道管轄のものが多いという認識なんですけど、そういった維持管理も含めてぜひ横断的な内部協議がこれ必要だと思うんです。担当のほうには少しお伝えしたんですが、４月の大成のイベント会場に我が町から選出されている内田道議たまたまイベントに顔を出していただいて、少しの事例なんですけど写真を見せて要は避難する経路、子供とたまたま通ったときに穴が空いてる状況なんです。それ支所のほうでは捉えていただいて、要は全体的なそういったところがあれば、ぜひお知らせするように伝えてくれということだったので、町として自主防災組織、これを１００を目指すという意気込みの中で関連した問題点というのは多岐にわたると思うんです。ぜひそういったことも抑えていただいて、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　栗城係長。
○地域生活係長（栗城惇史君）　今避難の避難経路の話をしていただきました。一般質問でも町長答弁されたように、避難経路の階段は主に治山施設を利用させていただいて避難経路としている部分が多いです。管理については道の管理になる部分が大きく、ただ避難経路として活用していただいてそういう情報、そこが腐食してて危ない場所があるぞという情報もいただいたときには道のほうにも伝えながら速やかにその状況改善されるような対応も、私たち町としても道のほうに情報共有もお願いもしながら進めていければと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　要望です。組織には出向いていただいて説明をしていただいてるようですけど、要は全町民に自主防災組織に加入することによって、こういったメリットがあるんだよと、こういった取組を町はしてるんだよということが伝わるような形で、そういったことも踏まえて協議していただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　栗城係長。
○地域生活係長（栗城惇史君）　貴重なご意見ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり自主防災組織の案内というのは町内会長あてだったんで、全町民の皆さんに伝わってない部分もあるのかなと思いますので、ツールとしましては広報なども町にありますので、そういった部分の活用も検討していきながら、この自主防災組織のメリットを皆さんに伝えられればなというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　９款消防費、１０款教育費の質疑を終わります。

次に決算書では１５０ページから１５３ページ、１１款公債費、１２款職員給与費、１３款予備費の３款について質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　１１款から１３款の質疑を終わります。

今日の質疑はこれで終わりたいと考えてますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは９月２２日、午前１０時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、９月２２日、午前１０時から再開いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後４時２８分

委員会条例第２８条の規定により署名する。

令和７年１１月２８日

委　員　長　　本　多　　浩

署名委員　　菅　原　義　幸

署名委員　　石　原　広　務

令和７年せたな町議会決算審査特別委員会　第３号

令和７年９月２２日（月曜日）

○議事日程（第３号）

１　認定第　１号　令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算について

○出席委員（１０名）

委員長	本多　浩君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	桝田道廣君
委員	福嶋　豊君	委員	横山一康君
委員	橋本一夫君	委員	吉田　実君
委員	大湯圓郷君	委員	菅原義幸君

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君		
教育委員会教育長	小板橋　司君		
農業委員会会長	原田喜博君		
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君		
代表監査委員	残間　正君		
監査委員	熊野主税君		

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君		
総務課長	髙橋　純君		
まちづくり推進課長	阪井世紀君		
財政課長	佐藤英美君		
税務課長	佐々木正人君		
町民課長	濱口喜秋君		
福祉課長	中川　譲君		
健康推進課長	河原泰平君		
農林水産課長	吉田有哉君		
建設水道課長	平田大輔君		
会計管理者	杉村　彰君		

国保病院事務局長	手塚　清人	君
認定こども園園長	本田　和矢	君
総務課長補佐	尾野　裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	中山　康春	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
福祉課長補佐	長内　京	君
福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
健康推進課長補佐	古守　亜珠	君
子ども家庭センター副所長	垣本　利子	君
認定こども園副園長	浜高　あけみ	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
農林水産課長補佐	伊藤　哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民課主幹	三浦　三津枝	君
地域包括支援センター副所長	大久保　麻未	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養　和伯	君
農業センター副所長	北山　典孝	君
建設水道課主幹	川上　佳隆	君
建設水道課主幹	吉田　一也	君
建設水道課主幹	大野　秀幸	君
建設水道課主幹	岡島　譲二	君
建設水道課主幹	村井　貴大	君
出納室主幹	竹内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	山川　彩子	君
国保病院事務局主幹	大庭　啓	君
総務係長	竹内　佑輔	君
地域生活係長	栗城　惇史	君
情報管理係長	又村　智	君

広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
包括支援係長	山崎	記代子 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
健康推進係長	干場	美沙代 君
子ども子育て支援係長	清水	美千子 君
業務係長	池田	裕之 君
下水道係長	小川	寛雄 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真理子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	浜高	正明 君
次長	高橋	真一 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君
給食センター学校給食係長	伏見	尚志 君

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁 君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	髙橋	純 君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（本多　浩君）　皆さんおはようございます。

全員が出席しており定足数に達していますので決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

整理番号第１、認定第１号令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。決算書１２ページから４９ページまでです。一般会計歳入全款の質疑を許します。

横山委員。

○委員（横山一康君）　決算書の２２ページ、１３款使用料及び手数料の土木使用料のとこでお伺いしたいと思います。住宅使用料の滞納繰越分のところです。令和６年度の収入未済額が１，１４１万２，４６３円となっており、これ去年より増加してると思うんですが、そのとおりでよかったですか。

○委員長（本多　浩君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　住宅使用料の滞繰分になりますが、収納には努めているんですが滞繰分の収納に対しまして、現年分の使用料の滞繰が多いものですからどうしても現年滞繰分の使用料の滞納が増えているというのが現状です。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　去年より増えてるということでよろしいですね。これ私もちょっと令和３年あたりから調べさせていただきました。そうすると収入未済額、これ毎年１００万円から多いときは１５０万円近く積み上がってるっていうような状況が続いています。これ監査委員の意見書の中でも指摘されてはいることですので、行政に対するやはり負担の公平性こういう観点から見ましても、ここについてはいろいろな滞納されてる方ご事情はあるかと思うんですが、やはり公平性の観点というところからしっかり徴収をしていかなければいけないのではないかと思うんですが、ここについてどうお考えでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　分母となっている１，０００万以上の金額のうち入居者も連帯保証人さんも亡くなってる方もいらっしゃいまして徴収不能の状態の方も結構いらっしゃいますので、その辺の処分の仕方というか、そういうのをちょっと検討していきたいと考えてます。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員（横山一康君）　監査委員の意見書を３５ページなんですけど、議案のその３の意見書の中で、これ非常に私大事な視点が書いてあると思うんです。１番最後のところです。滞納処分を視野に入れた徴収計画の策定も必要となると思われる。このように指摘されておりますのでやはりここは監査委員の指摘をしっかりと視野に入れた町側の対応というのが必要となってくると思うんですが、これについて考えをお伺いいたします。

○委員長（本多　浩君）　平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　監査にあたっては毎年同じような内容で指摘は受けているん

ですが、滞納者に対しまして担当のほうから電話連絡と訪問のほうは続けているんですが、それに対してもちょっと収納率が悪い状況ですので、その辺は個別に計画作りながら対応していきたいと思ってます。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　これ個別の非常に様々なしかもデリケートな問題含んでることだと思いますので、ここについては本当に高圧的にならず、威圧的にならず、やはり丁寧な対応を心がけて、ただやっぱり行政サービスに対する公平な負担というこのような観点からしっかりとした無理のない徴収計画を立てていただきたいと思いますので、この辺はしっかり要望させていただきます。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　わかりました。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今のやりとり聞いて疑問に思ったのが、私の聞き間違いかもしれませんけど入居者連帯保証人の方が亡くなっていて、要は未収の状況に影響があるという旨の説明でしたけど、そうでしたか確認させください。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　そういう方も何人かいらっしゃいます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　担当課のほうも苦慮されてるのは十分わかるんですけど、そういった方々の滞納繰越分、方法というか、何かこれを解決するために案というか、方向性というか、内部で協議した内容をお示しいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　最終的にはご子息さんとかいると引き継がれていくところもある。その辺ちょっとまだ勉強不足なんですが、最終的には不納欠損というか権利の放棄をすることにはなると思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかありませんか。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　一般会計歳入の質疑を終わります。
　ここでもう一度、一般会計歳入歳出全款の質疑に入りますが、１９日の衛生費の中で菅原委員からの質疑に対し保留していた町側の答弁を求めます。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　９月１９日の石原委員の質問の件になりますけれども、質問の中で担当者が高いほうでとった業者と同じ単価にできないのかというような要請、それから２つ目はほかの業者のことを取り上げて、あの業者と付き合ってもいいことないぞと、こういうようなご発言でございました。これらにつきまして業者に確認をいたしました。これは文書で取

りあえずファクスで返事をいただいておりますけれども、そういった事実はないということでございます。また職員につきましてはまだ私のほうから副組合長２人からの聞き取りはできていないという状況です。
○委員長（本多　浩君）　それでは一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　全款一括の質疑なんですけど、先ほど副町長のほうから報告ありましたけど、アンケート、何でしたっけ、何で確認をしたかもう一度お示しください。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　繰り返しになりますけれども石原委員の質問の中にありました担当者が連絡をよこして高いほうでとった業者と同じ単価にできないのかというような要請、あえて要請とさせていただきますということと、それから入札を執行している側、組合側の担当職員がそういった言葉を平気で投げかけているのは副町長おっしゃるように好ましくない。ほかの業者のことを取り上げて、あの業者と付き合っていいことないぞ、どっか紹介してやるからあそこは断るというようなことにつきまして関係業者に確認をいたしまして、文書でもってそういった事実はありませんという回答をいただいているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　組合の職員とはまだ面談してないですか。職員との聞き取りはしてないということですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　組合との職員につきましてはまだ面談ができておりません。私１人ということではなくて、副組合長２人で行うことが１番好ましいなというふうに今考えているところです。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　職員に確認しないとこれ事実わかりません。私間違いなくそういったことを話したという事業所の方と金曜日の夕方、あとは土曜日の午前９時前。今朝、朝８時２５分、こちらから電話をして改めて言葉のやりとり確認させていただいてますから、どういったその事業所へ文書で流したというのも内容をちょっと知りたいです。間違いなく入札執行後、終わったあとに結果出たあとに担当職員が声掛けしてますから、これは今朝も電話でしたが確認させていただいてます。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　扱いとしては衛生センター組合の扱いになっていくんだろうというふうに思いますけれども、今石原委員言われたとおり職員にはまだ聞き取りができていないという状況ですし、また石原委員、質問の中で言われてるようなこと、これも石原委員からも確認をさせて詳細に調べて、その上で調査に進んでいきたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今朝のやりとりです。私から確認したんですけど、職員から入札執行

の結果出たあと声掛けされ、要は今回落とせなかったよね。やはり単価は示さなかったようなんですけど、そういった価格ではできないのかいというやりとりをしてるんです。私は入札というのは厳粛に行うべきであって、ましてや入札を落とせなかった事業者、出入りしてる職員に対してそういった声掛けをすること自体も私は慎むべきだという捉え方をしてるんです。ですから職員と実際にやりとりしないと、そういったやりとり会話があったかどうかの事実は究明できないと思います。いかがですか副町長。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　ですので職員からの聞き取りをこれから行っていきたいというところでございます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　であれば冒頭の報告なかったということにはなりませんね副町長。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　ですから業者につきましては、そういったことがなかったという返事を書面でいただいてるということでございます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　組合の担当職員とその業者、実際に組合のほうに出向いて仕事に従事してる方とのやりとりまでは現段階では確認できてないということですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　ですから先ほども申し上げましたけれども、会議の状況を見ながら業者にはそういった点も含めて照会をしているところでございまして、業者からはそういった事実はございませんという回答をいただいているところでございます。繰り返しになりますけれども職員につきましては副組合長２人で聞き取りをしたいというふうに思ってます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　事前に投げかけるなどの措置はしなかったんですか。組合の事務方にです。事務方として内部の職員にこういうやりとりはしていなかったのかというような事前の調査というか、そういった取り組みはしてないんですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　質問の内容からいたしますと組合事務局の職員全員が該当するような案件というふうに思ってますので、これは副組合長２人で全職員からの聞き取りが必要だというふうに判断をしておりますし、確証的なことは申し上げられませんけれども、職員の中にはそういったことはしてませんという職員もいるように伺っております。

　以上です。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　こういった資源ごみの回収に関わる担当というのは決まってると私は認識するんですが、担当者とはまだ話はできてないということですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　担当者というより全職員と聞き取りができておりません。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ですからそういった事業に関して担当者という職員はいると私は認識してるんです。ですから実際に電話でも簡単に進むと私は認識したんです。いやこれやりとりしたことないかい。それだけでも容易だと思うんです。全職員対象にして担当でもないそういった内容も知らない職員にそういった質問投げかけたとしても何ら進展ないんじゃないですか。逆に時間をとってしまって通常の業務に影響を与えませんか。いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　質問の内容からいたしますとこの担当職員だけで済むのかという答弁も町長からしていると思います。ですのでそういった指導的なことも含めてやっぱり全職員から聞き取りをしたいと考えております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　確かに組合という組織の事業なんです。相手方は、事業者、事業所としての要は仕事というか、事業なんです。でもその中で担当者がいるわけです。組合の担当者が入札執行したその日だったと思いますと。落とせなかったね。やっぱり無理なのかい。こういった言葉を交わすこと自体、私は繰り返しになりますけど入札行為ということは厳粛なものであり、入札終了後かもしれないけど次回の入札に対して何かしらの影響を与えかねないというふうに私は捉えています。ですからまだ全職員、担当者で済むと思うんです。これは早急にできるはずです。そういった言葉を使ったのか、投げかけたのか、これは私はもちろん組合職員には連絡する何ものもありませんから取引する事業者側の方には電話で数回にわたって確認をしています間違いなく。今朝もしました。いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　繰り返しですけれども先ほど電話でも聞けるのではないかというお話でございますけれども、内容が内容ですのでこれはやはりきちんと面談の中で聞き取りをしてしっかり状況を明らかにするということが１番大事ではないのかなというふうに思ってます。それから入札後のお話ということでございました。ということからいたしますと入札はきちんと行われているというふうに思っています。入札後、将来にわたってのお話でございますけれども、これは１９日の決算審査特別委員会の中で町長のほうからも組合長として職員には厳しくこういったことないように指導をするんだということも答弁してございますので、それらも含めて繰り返しになりますけども職員と面談をしたいというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私の質疑も踏まえ、あるいは菅原委員の提起も踏まえ、すぐ動かれたようですけど、動いたときに組合事務方の反応というか、何かしら実情というか聞いてはいないんですか。ちょっとしたアドバイスというか、例えばいやいやこうじゃない。これはこうなんですかとかいうそういう確認のやりとりは副町長してませんか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　私が指示したのは業者からこういった案件でございますので業者からは署名をもって報告をするようにという指示をいたしました。また職員につきましては事務局長からは特段のお話はございませんでしたけれども、職場の中でそういった見聞きというようなこともないようなことでのお話はあったようにも思っています。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ちょっとした職員間の事務方トップが気を使い、それなりに投げかけたのかなというふうには推察するんですが、そういった事務局長ですか、局長がやられたことの一定程度の情報の中でもまだ詳細をつかめてないというふうに判断していいですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですからそういったことも含めて副組合長２人で面談をしたいというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　参考までに事業者側に提示した文書というか、それは資料として提示いただけないものでしょうか。するべきだと思いますけどいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　提出できるかどうかちょっとわかりませんけれども、会社名その他プライバシーに関わることがございますのでちょっとここでは即答できませんけれども、業者からはそういった事実はないという返事でございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　いや別に事業者名とかプライバシーの面が記されたものを提出してくださいということはないです。こちらから投げかけた何かしらの何でしょう資料というか、問合せをしたその文章は出せるんじゃないですか。だって原本あるわけでしょ。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　衛生センター組合のことでございますので、ここで出せるかどうかちょっとわかりませんけれども、内容については先ほど申し上げましたように、石原委員が言われました担当者が連絡をして高いほうでとった業者と同じ単価にできないのかという点と、２点目は、入札を執行している担当職員がほかの業者のことを取り上げて、あの業者と付き合ってもいいことないぞと、こういったこの２点について確認をして、そういったことはないというふうに返事をいただいてるところです。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　いや私の言い方が悪かったんでしょうね、２点目の係る事業者に対して、あんなところと付き合ってもいいことないぞと。言ったのその入札に係る事業者って私言いましたか。ちょっと逆に確認させください。そういった認識で私は提起しませんから。他のリサイクルを事業として展開している事業者をもって、なぜかああいう事業者と付き合っても良いことはないと。どこか紹介してやるからすぐ取引はやめたほうがいいんじゃないかという内容で伝えてるんです。町長わかりますか。私はねそういうことで提起したんです。そこはい

いです。先ほどの資料の件ですけど、一部事務組合のことかもしれませんけどこの構成町の決算の中で取り上げたわけです。副町長動いたじゃないですか。動くときに副組合長になったかもしれませんけど、この議会の場で取り上げられた案件なんです。今口頭でも報告してきてるくれてるわけじゃないですか。ですから事業者名、あるいは副町長おっしゃるように、プライバシーの部分は黒塗りにするのか、削除するのか、原本があるわけです。そこの提出を私は求めてるんです。いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　業者の問合せにつきましては衛生センター組合として行ったものでございます。それをこの場で資料として出せるかどうかちょっと私個人的には疑問があります。今判断はちょっとつきかねます。それと先ほど言いました２点目の入札をしてる側ほかの業者を取り上げて、あの業者と付き合っても云々というのは、確かに石原委員言われるように入札に係わっていない業者なのかもしれません。そこはそれはそれでいいんですけれども、ここも含めて確認をさせていただいたということです。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　組合長である高橋町長、この辺どうですか、資料として容易に出していただけるものなりと私は捉えているんですが、せたな町長であり組合長である髙橋町長の見解を求めたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　この件につきまして先ほど来副町長のほうから答弁をいたしておりますが、これそういったことでなかなかここで判断がつかないというような状況かと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　判断をつける場面ってどこですか。別にセンター組合議会を開いてくれとか、そういうことはないんです。組合長であるせたな町長の一存でこれ容易にできませんか。私はおかしいこと言ってる認識はないんです。事業者に文書を送ったわけです。その回答が返ってきたわけです。問いかけた内容と、その返答、おそらく副町長の答弁だと、ありませんでしたという返答になってるんでしょうけど、それを資料として提示いただけませんかということで要請してるんです。町長一存でできませんか。いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　本特別委員会、これはせたな町の決算審査でございます。今私たちが調査しなければならない案件についてはこれは衛生センター組合の職員、それと取引事業者ということでありますから、これは衛生センター組合が対応すべき案件というふうになると思います。ですからこれはきちんと衛生センターとしてどういう対応をするかということについては、しっかり検討して進めなければならない問題というふうに思っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　せたな町と今金町が一部事務組合を構成していて、せたな町からはセンターに対する負担金が出てるんです。そういった観点から私は再三にわたってセンター組合

の問題を我が町せたな町の議会で取り上げています。今、資料のことだけなんです。だけとあえて言わせていただきますけど。そういったことも簡単に出せないというのは私は理解し難いことです。事業者に出した資料でしょ。確かに衛生センター組合でやったことでしょうけど、衛生センター組合の組合長トップは高橋町長なんです。ですから構成町にその内容の資料だけ参考までに提出していただけませんかと。提出してくださいと要請してるんですけど難しいことですか。少し違ってくるかもしれないですけど、私、先週の金曜日取り上げましたけど、資源ごみの売払収入ですか。あれきちんと出していただいたんです参考までに。あれはすばらしい資料です。そういったことでは事業者に投げかけた問合せの文面ですか、資料として出していただける、全然差し支えないと思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　これは先ほど来申し上げておりますが、別の組織の問題ということになります。したがいまして、それはそこでしっかり検討した上でということでなければ、なかなか難しいというふうに思っております。この場でほかの組織の問題を委員おっしゃるような資料についてもすぐ出せるかというと、そうはそうではないというふうに考えているところでございます。慎重にやらせていただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　これ今回だけじゃないですよね品目別ごみ収集量、これ私資源ごみの処理を無料化が始まって相当数これ増えたなっていう感じはしてるんです。それでこられ出してきてもらっているんです。このすばらしい資料。そんな問題ですか、事業者に対して一連の問題からそういった問合せをしたわけですよね文章で。返答が返ってきたわけです。何社あって、その中にプライバシーのものが組み込まれているのであれば、それは全然削除していただいて結構なんです。ですから事業者名がわからないような部分、要は問合せの内容なんです参考までにさせていただきたい。それを資料で出すが何か問題あるんですか、差し支えあるんですか、いかがですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　問合せにつきましては先ほど私から何回も申し上げてますけれども、あのような問合せで業者にいたしまして、そういった事実はないというふうに回答をいただいているところでございます。それからごみ収集の件につきましては、これは両町の負担金に関わる部分だというふうに思うんです。生産物売払収入の増減によっては両町の負担金の増減に関わってくると、こういったことで資料を衛生センターから聞いて町で作成して提出したということでございます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　今回のこの本特別委員会で取り上げられたことを、副町長は率先して動かれたわけです。それ自体が両町に係わる、だって一部事務組合を構成してるわけじゃないですか。口頭でも報告しましたよ確かに。口頭で報告したことを資料として出していただけませんかと。今手元にあるわけですよ。それには事業者名が記されているのか、副町長おっしゃ

るようにプライバシーの点が書き込まれているのかは、それは想像でしか、これ考えつきませんが、そういったものを削除したものをぜひこのせたな町議会の特別委員会に資料として提示していただけませんか。提示してください。要請してるんですけど。それが容易にいかないもんなんでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　１９日の決算審査特別委員会の中で石原委員からは、一般論として入札業者に対しての区画のつり上げを要求する行為は談合行為にあたるとこういう発言がございました。それで質疑の中の状況を見ますと、入札執行後ではございますけれども、業者からは確かにそういった事実はないというふうなことの書面での回答はもらってますけれども、物によっては直接の聞き取りというようなことも出てくるのではないかなというふうにも判断をします。それは当然職員からの聞き取りもそういったことになるわけでございまして、そういったこともございますので、なかなかこの容易に提出するというのはここで判断をしかねるということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　やりとりちょっとおかしいと思います私。これ簡単に決着つかなくなってるんじゃないですか。町長うんって言ってるけどもあなたの態度の問題だと思うんです。だってこれ明らかな食い違い点が明確になったんです。石原委員は今聞きますと１９日の特別委員会以降３回にわたって業者側と確認をして間違いないという、今朝も確認がとれてるという話なんです。その一方で理事者側からは、書面で問合せをしたがそういう事実はないという回答をもらってると。これ全く食い違ってるわけです。だからその点を解決したらいいんじゃないですか。私は方法論一つ提起しますが、石原委員がおっしゃってるその業者という方、この方も社長なのか、専務なのか、どういう役職なのかわかりませんが、その方とそれから書面で問い合わせた業者側の責任者の方が同一人物あるのかどうかということも問題になるわけです。業者が、法人の違いはもちろんですが、同一法人であったとしても誰が書面で回答し、誰が石原さんに電話で回答しているのか。そういう詰めをきちんとやっていただくことが大事なんじゃないですか。私は行政側にも石原委員側にも同じレベルで提起したいと思うんですが、どうでしょうか。それからもう一つ言っておきますが、全職員にあたるっていうのは全くおかしい話です。何で全職員にわざわざあたって、私の目から見れば時間を稼いで先延ばしにするようなアクションを起こすんですか。町長真面目にやってもらわないと困りますよこれ。しかも全職員にあたるべきだとおっしゃったのは町長の発想だって言うんでしょ。入札に参加できる職員、全員参加できますか入札会場に。衛生センターの事務局の職員全員がセンターの入札会場に出入りしますか。ばかなこと言っちゃいかんです。局長なり担当者なり限られたメンバーだっていうのは明らかじゃないですか。そういうことを限定して調べれば済むことなんであって、なんで町長、全職員にあたるべきだとそういう発想出てくるんですか。だからいたずらに決算委員会が先に延びるだけなんです。私は悪く言いたくありませんが、時間切れまた狙ってるんですか。もう去年の決算も予算も時間切れで私何も質問終わってないんです。今回だっ

て私原稿は１５問抱えてきてますから、全部出来上がってます。１問も入れないんです。だからもっと生産的にことが粛々と前に進むように判断していただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今の菅原委員のご発言ですと石原委員が言われていること、それから組合側が言われてること、ここのすり合わせをきちんとしなければ一定の答えが出てこないというふうに受け止めました。そのように取り進めをさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私は組合の事務方局長、事務方トップ、業者名とやりとりした事業者の方です、職員さんです。名前を伝えております。やりとりもしたことを伝えております。ですから容易だと思います。間違いなく組合事務でも局長が率先して電話するなり、聞き取りなんかもしている旨の情報も、これ詳しくはもちろん聞けないんです。そういった私は認識を持つ言葉も実はいただいています。副町長そういったやりとりは副町長としてはされていなかったんですか。そこだけ確認させください。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　石原委員から事務局長に対しまして業者名、担当者を伝えてあるというようなことにつきましては私は伺っておりません。ですので局長には業者名、担当者わかってるということでございますから事業所から出てきた書類と突き合わせをして、その辺の確認をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ですからその事業所から出された資料を参考までに出してくださいということは再三にわたって申し上げさせていただいてるんです。事務方として先週の金曜日の町長の指示で早速職員にも伺いを立ててるというか、どうだったというような言葉もやったのではないかというふうに私は認識したんです。ちょっとした言葉のやりとりで。ですからそういった確認も副町長はされていないと思うんですか。事業者名を申し上げたのは今朝です。担当職員の名前も事務局長には伝えました。その上でこれはあえて私が勝手に判断したんですが、そういう言葉のやりとりもしてるのもこれは間違いないというふうに私は確信を持っています。ですからそういった１９日の特別委員会の質疑の踏まえ、事務方から何かしらの、いやこういうことでしたよ、違いましたよっていうようなことも副町長としてやりとりをしていませんか。できていませんか。そこの確認をさせてください。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そのやりとりにつきましてはできておりません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　詰めさせたらいいんじゃないですか。ここで時間弄するよりも、事務的に詰めたら明確になりますでしょう、そこまで話がいってるんであれば。ちょっと前に進めてもらいたいんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長、町側で調整といいますか。今確認できますか。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時４４分
再開　午前１０時４９分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
町側の答弁調整のため１１時２０分まで休憩します。

休憩　午前１０時５０分
再開　午前１１時２１分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
まだ調査等に時間がかかりますので、ここでまだ早いのですが昼食休憩をとり、午後１時より再開します。

休憩　午前１１時２２分
再開　午後　１時００分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
町側の答弁を求めます。
副町長。
○副町長（佐々木正則君）　すみません時間をいただきました。内容について説明を申し上げます。まず衛生センター組合で確認をした職員というのは入札に係る職員でございます。それで石原委員が話をしたという方は同じ会社の段ボールを回収に来た職員でございます。ですので全然違う人物ということでございます。あくまでも衛生センター組合では質問の中で入札というようなこともありましたので、入札担当者に確認をしたところそういった発言はないということでございますけれども、段ボールを回収に来た職員の方は挨拶、雑談の中でそのようなことを言われたということでございます。事務局の担当者、今日は夏季休暇で不在ですが、電話では相手がそういうことを言ってるんであれば言ったのかもしれないというような曖昧な記憶といいますか、そういった記憶でございます。ですので確認の時点からそういった違いがあったということでございます。これは石原委員の１点目というんですか、担当者が連絡よこして云々という部分のところでございます。
それから２点目の入札を執行してる側組合の担当職員がそういう言葉を平気で投げかけるのは云々とあるんですけれども、これにつきましては今、協議の結果について報告はもらってませんけれども、直接そういったことがないようでございます。
以上です。

○委員長（本多　浩君）　質疑を許します。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　確認させください。直接そういったことがないというのは改めて説明してください。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　先ほど申し上げました業者さんとのやりとりでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　業者とのやりとりはないけど、その業者の中の職員が副町長おっしゃったように段ボール回収に来たときに、組合側の入札に関連した職員からそういう会話があったということで確認していいわけですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　雑談の中でそのようなことがあったようだというお話でございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　先方が言ってるんであれば、あったのかなというようなことは電話では確認できたということですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そこは石原委員も同席されてたと思いますので、よくご存じだと思うんですが、そういう状況です。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　電話で確認できたというのは、今日夏季休暇で休んでる組合職員には、そういったことを言ったような気がするというところで確認できたということでよろしいわけですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　すみません。そういうことです。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私はその組合に係るだけではなく、この入札行為というのは厳粛なものであって、たとえささいな会話であったとしても組織側からそういうことを投げかけるのは何かしらの影響が出かねないというふうに捉えていますので、今後謹んでいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　入札事務にかかわらず、事務全般にも繋がることだと思いますので、その辺につきましては職員に指導したいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　大湯委員。
○委員（大湯圓郷君）　成果に関する報告書の２５ページお願いします。ふるさと納税の応援

寄附金事業についてお尋ねしたいと思います。ふるさと納税このデータで令和３年から令和６年まで４年に亘って数字が出ておりますけども、令和３年は１．４億円、令和４年が１．９億円、令和５年が４．１億円、令和６年、昨年度は２．１億円になっています。これだけ５年でこれだけ４億あったのが、これで６昨年度は２億、約半分近く減ってるっていうことに、随分減り過ぎてるなというふうに思うんですけども、これはどういうわけで減ったのか、もしわかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　大湯委員のご質問にお答えいたします。ふるさと納税、令和５年度４億１，２００万、令和６年度２億１，５００万と約半減と、この理由でございますが、まず令和５年度におきましては、９月にふるさと納税の制度の大きな変更がございました。それに伴って９月中にふるさと納税を駆け込みで行う方が全国で多くなったと。その際に当町のイクラですね、魚卵のイクラが大変人気でその年におきましてはサケも豊漁ということでイクラの返礼品に伴う寄附が大変多くなりまして４億円というような形になりました。令和６年につきましては、サケの不漁もございましてイクラの出荷量に限界もございました。１１月、１２月の最終的な年末の駆け込み需要に十分な数のイクラ等も準備できておりませんでしたので、結果としてこういった２億１，５００万と約半減ぐらいの形となってしまいました。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　大湯委員。

○委員（大湯圓郷君）　ありがとうございます。お返しするものはほとんど水産物のほうが多いっていうことになるんでしょうか。それとも農産物もたくさんありますけれども、そちらどちらが多いかちょっと教えてください。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　返礼品の人気のランキングでいいますと、やはり海産物の中でもイクラが人気で、あとはスルメだとかそういったもの、そして乳製品のチーズだとかそういったものが人気でございます。農産物につきましても人気のものもあるんですが、やはり収穫時期がいっときっていうのもありまして、全体で見るとそういった水産物と水産加工品が人気の商品となっております。

○委員長（本多　浩君）　大湯委員。

○委員（大湯圓郷君）　ありがとうございます。今年はまだ９月ですから半年ぐらいしかたってませんけれども、今までの売行きは例年と比べていかがでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　本日現在で約７，５００万というような実績で昨年度に比べるとやや好調というような推移をしております。９月今年度におきましても、そのポータルサイトのポイント付与というのが９月いっぱいで終了しますので、これからまたちょっと９月中に駆け込みの需要があるかというふうに見込んでいるところでございます。

○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　横山委員。
○委員（横山一康君）　それでは決算書の８ページです。ちょっと財政の構造についてお伺いしておきたいと思います。歳入歳出の総額が出て実質収支金額とか出てる部分であります。この８ページによりますと実質収支金額は３億３，５３０万４，５０１円となっていて、今年も翌年度に繰越しもできますし基金に積立てもできるというふうなことで、大変これは喜ばしいことだなというふうに思います。ただ私３月の一般質問でも質問させていただいておりますけど、この実質収支だけで町の財政構造を見ていくっていうのは非常に危険であって、もっと深いところも見なきゃいけないという観点で、単年度収支そしてもう１点、実質単年度収支、これ令和６年はどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　高森財政係長。
○財政係長（髙森直也君）　ただいまの横山議員の質問にお答えいたします。まず当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支でございますが、令和６年度では約１億３００万円の黒字となってございますが、単年度収支に財政調整基金への積立金や地方債の繰上償還といった実質的な黒字要素を加えて財政調整基金の取崩額といった実質的な赤字要素を差し引いた実質単年度収支につきましては約２億１，０００万円の赤字となってございます。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　単年度収支は黒字を出したけど、実質単年度収支は財調の取崩しとかそういうものを引いた本当の意味での町の力ということで、これが今お聞きしたところ２億１，０００万円余りの赤字というようなことで、去年から見てもたしか増えてると思うんです。令和５年度から見ても増えてると思います。こういうようなことになっているということ、これちょっと財政当局にお聞きしておきたいと思うんですけど、実質単年度収支、これが赤字だというようなこと、これどう捉えたらいいのかわかりやすく教えていただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　高森係長。
○財政係長（髙森直也君）　この実質単年度収支がおっしゃるとおり平成２９年度から８年連続で赤字となってございます。この赤字が今後も継続していきますと、いずれは実質収支の赤字にも繋がる可能性が出てくるのではないかというふうに危惧しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員(横山一康君)　この実質単年度収支が赤をもう平成２９年から連続して出していると。このような状況が我が町では今続いているということを高森係長のほうから今教えていただきました。このような状態が続いていけば実質収支、今年は３億３，０００万あまり黒を出してますけど、これもいずれは赤になっていく可能性があるというようなことなんです。ということは８年連続でこれが赤ということは、私はこれは財政構造上、決して好ましいことではないなというふうに考えます。
　もう１点お聞きしておきたいと思います。これ報告書の２１ページに各基金運用状況というものがありますけど、これによりますと財政調整基金の取崩し３億１，３８５万５，０００円

となっておりますが、これはこれで大丈夫ですか。
○委員長（本多　浩君）　高森係長。
○財政係長（髙森直也君）　横山委員がおっしゃるとおり財政調整基金の残高も今現在も減りつつございまして、令和７年度におきましては当初予算で財政調整基金を約５億１，０００万繰り入れる予定でございます。積立ては１５０万程度を予定してございまして、仮に予算額どおり繰入れを実行した場合は、おそらく今後ですね実質単年度収支は引き続き赤字になっていくのではないかなというふうには考えております。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　高森係長、一遍にいろいろなことをお答えいただいてありがとうございます。今年令和７年度予算でも財政調整基金の取崩しは５億１，０００万あまりというふうなことになっていて、今年もかなり厳しい財政運営、去年が３億１，０００万でありましたので、それを倍増までいかないですけどかなり上回る財政調整基金の取崩し、こうなるともう一度お伺いしておきたいと思います。令和７年度このままいくと実質単年度収支は、当然赤になると私は予想しますが、そういう予想でよろしかったでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　高森係長。
○財政係長（髙森直也君）　仮にこの約５億１，０００万の繰入れをそのまま繰入れを実行した場合、赤字になる可能性は大いに高いのかなというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　これやはり平成２７年までは合併の算定替で普通交付税約５０億ぐらいこの町には交付されてたと思うんです。そのあと縮減期間を経て今一本算定になって、約５億円ぐらいの普通交付税のマイナスがある。このような状況を考えていくとやはりその状況ともう一つ今基金の取崩しが年々増えている。実質単年度収支が赤字が連続して８年既にあって、９年目もまた赤字になる可能性がある。ここを私はこの町はしっかり今押さえておかなきゃいけないと思うんです。こういう現実を目にすると私たちの今せたな町っていう町は赤字を抱える財政構造に陥って、何とか基金をためたものを取り崩しながら今財政運営をしている。このことをしっかり理事者をはじめ私たち議員もそうですし、職員、町民の皆さんも認識しておく必要があるんです。２０１９年、令和元年なんですけど９月の定例会のときに、道高前議員が一般質問、財政問題でしてます。そのときの町長のご答弁に類似団体の目標予算規模７５億円に設定し計画内に達成できるように取り組む、このように町長ご答弁されてるんです。ただ今決算では今年は歳出は９７億ですけど、予算規模は１００億これずっと令和元年まで行っても９０億台、一時期８０億台がちょっとあったかと思うんですけど、ないですね８０億台は決算ベースだけでいくと。決算ベースでいくと８９億ってのが令和３年にあるんですけど、ほぼ９０億台というようなことで、町長が令和元年におっしゃっていた目標の予算規模、類似団体の予算規模この７５億円にかなり遠いところで今町長が任期終えようとしております。この辺について町長この財政運営という面から見て、今本当にもう残りの任期短いわけですけど、どのようにお考えになってるかお聞きしたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　まず財政状況につきましては今、担当のほうから申し上げたとおりでございます。町は一般会計予算あるいは特別会計予算も含めまして黒字であるから、この経営状況というのは良いのかという判断は私たちはしてはいけないと。基金あるいは起債の動向ももちろん単年度収支には大きく影響してくるということでございます。私たちが予算計上をする場合に、こういったことも頭に入れながら議会や町民の皆さんの意向も踏まえた中で予算編成をするということになります。当然この交付税等も含めまして不足な部分については基金繰入ということになるわけでございますが、運営する時点においては、これはできるだけ基金を戻せるようなそういった使い方をして、当初のこの基金の減りの部分を少しでもカバーしていくということにしております。したがいまして執行残というのは当然私たちも大いにこの考えられるようにといいますか、そういった意味ではしっかり精査をしながらできるだけ安価で済むようにという努力はそれぞれ担当課において日常取り組んでいることであります。しかしながら結果として補正でなどいろいろな部分の要素もありまして、結果としてこういう状況になってきているということでございます。これは人口減少、あるいはそういった部分での交付税への目減り分、それから、物価の高騰によってこの経常経費の増加分というものも、ここのところを急激に変化しております。したがいまして、こういった状況がこれからも続くとするならば、今後やはり慎重な予算編成というのを考えていかなければなりませんし、またやはり今の公共施設等の整備の在り方、それからこの体制、こういったものの見直しというのも場合によっては今後将来において議論を始めなければならないという状況も来るかもわかりません。いずれにしましてもこうした見通しの中で今後、行財政運営をしっかりやっていくということになるんだというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　今ちょっと私質問したところは７５億目指したっていうとこなんですけど、そこに達成できなかったこと、ここについてちょっと端的にお答えいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　７５億というのは当時の様々な社会的な状況を考えながらそこまでいけると持続可能な町の行財政運営可能というふうに判断しておりました。しかし今ここに来まして先ほど申し上げましたように様々な物価の高騰、人件費も大幅に上がっております。したがいまして当初の計画はこれはそのままいけるという状況には現状なっておりませんので、今の状況の中で歳出をどう削減していけるかということは今後の課題になろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員(横山一康君)　７５億は努力したけどダメだったというようなことでよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　結果としてそういうことになろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。

○委員(横山一康君)　これ本当に私この合併してから２０年大きな問題だったと思うんです。合併算定替の１０年、そのあと縮減期間も含めて１５年、ここで本来まちづくりの本当の平仮名のせたな町３町が合併した１町になったまちづくりの財政の基礎を作らなきゃいけなかったところ、これ私今２０年終わってみて膨張した財政運営、しかも財政構造としては赤字体質が続いていて、これ今後非常にこの町としては私は大変なところに陥っていくんではないかなと惧してますんで、議員としてそうならないように一生懸命議員活動していきたいと考えていますけど、これ町側もしっかり考えていただきたいと思います。私行政っていうのは民間企業じゃないんで繰越金をいっぱいつくればいいというものではないんです。当然、町民への住民サービスを充実していけば、これは実質単年度収支も赤になるのはやむを得ないんです。やむを得ないんですけど、やはりこれだけ８年連続して赤が続いてるっていうのは財政構造的に決していいことではないと思うんです。赤が続いてもどこかでやっぱり黒になる、基金の取崩しが少し少なくなるこのような財政バランスに持っていく財政運営をしっかり心がけていただかないと今後非常に大変な状況になると思います。高橋町長今ご退任されるんですが、この状況を先延ばししているとたくさん今、全国、全道の中でも先延ばししたが故に合併してから今住民のサービスを急激に減らさなきゃいけない、住民に負担を急激に強いなきゃいけないというような事例が出てきてます。私は我が町もそうならないようにしっかりとした財政運営を理事者はじめ、職員各位がしっかりとその認識を持って財政運営をやっていかなきゃいけないと思いますし、私たち議員一人一人もその辺りはしっかりと目を光らせて今後もこの財政運営に注視していきたいと思います。町長これ最後なんですが、このような財政運営になっていますけど今後どのようにお考えになって退任されるか最後に一言お聞かせいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　ただいま横山委員からは、この財政の大きなポイントをお話をしていただいたというふうに思います。合併当初大変厳しい財政状況でございました。起債は大変大きなものでございましたし、基金は本当に少ない状況の中でのスタートということで、当初からこういった状況を打開する改善するということで病院や消防、それから職員の給与あるいは職員定数などを見直しをして改善を進めてきたところでございます。これについては一定の成果があったという現状の基金から見ましても、起債残高をとりましても大きな成果があったというふうには感じているところでございます。こうしたこれまでのコンパクトなまちづくり、あるいは産業振興、それから財政のバランスなども考えて取り組んできたところでございますが、ここに来まして大幅に賃金、あるいはこの物価が上昇という局面を迎えているところでございます。したがいまして、これは今のままでこの行財政運営を進めるということは大変危険が伴うというふうに認識をしております。ですから今のうちにこれからこういった部分をしっかり認識をしながら予算の編成、あるいはコンパクトなまちづくりなどしっかりと進めていくと。その上で住民生活に資する部分の予算財源を作っていくということに努めなければ、なかなか今のままではいかないだろうというふうなことは容易に想像ができるというふうに思っております。したがってこれから新しい町長が町政のかじ取りということになりますが、そうい

ったことは当然認識をしておられるでしょうし、また議員の皆さん方におかれましてもこういった状況を認識していただいて持続可能なまちづくりをこれからも進めていただきたいというふうに願っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　ちょっとここでやめようと思ってたんですけど、今町長のお話を聞いていて、町長コンパクトなまちづくりですとか、財政バランスを考える、どちらかというと財政を緊縮していかなきゃいけないっていうふうなことをおっしゃってましたけど、私は必ずしもそのような緊縮しとけばいいっていう問題じゃないんです。職員の皆さんもそこは誤解なさらないでほしいんですけど、必要なところにはめり張りをつけてしっかり出す。ただ不必要なところはしっかり大胆に削っていく財政運営、そのようにして財政を健全化していくと、このような姿勢でありますので、そこは誤解のないようになさっていただきたいなというふうに思いますんで、これは別に答弁要りません。私のちょっと思いを伝えさせていただきました。
　以上で終わります。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　決算書の１２６ページ土木費になります。１２６ページの備品購入費で公用車１台３１５万ですか。これどういった使途、目的だったのか確認させてください。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長(平田大輔君)　日産の普通乗用車で通常使う公用車として購入しております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　関連して数年前でしたか災害時に限定したその車両いうのが確か８００万だったというふうに記憶してるんですが、そういったものの使用６年度実績というか、何かこうそういった事態に出動なのか、使ったのか、そういうのが残っているのであればお示しいただきたいと思いますけども。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　大きい災害とかがなかったのでそのための出動というのは、たしかなかったはずなんですけど、総務の防災の訓練か何かのときにコンセントの電源供給ユニットとか使ったことあります。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　通常の公用車としての利用はどうなんですか。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　自分も乗ったりするんですけど、乗りやすいもんですから結構な頻度で使われております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　そのとおりなんです。当時、私反対しました。ただ今現在の状況を見ると、平田課長おっしゃったように私まだ乗ったことないんですけど、かなり人員も乗れるの

で乗りやすいという評判を聞いていたんです。ですからこの公用車１台３１５万で買われたようなんですけど、どんどん私は使ってもいいと思うんです。もちろん町長の公務出張そういったところにも使っていただいて結構だと思うんです。ただ当時の目的からは少し離れてしまうのは何とも言えないところなんですけど、１例を挙げると学童保育所の計画のときに現場に教育委員会の人たちあの車に乗ってきてたんです。ですからそういった使用の仕方も全然よろしいかと思うんです。ですから役場内部の担当課の中で車が空いていればそれなりに課長として判断できるのであればどんどん利用していただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　予約はもう自分たちで勝手にやっていくので、前回の車に関しては本当に毎日のように使われておりますので、用途とかもしそういう用途で使いたいってなればどんどん使っていただきたいと思ってます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　ただ当初の目的は災害時ということだったので、そこは十分、分けまえながらきちんと対応していただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　平田課長。
○建設水道課長（平田大輔君）　十分留意して対応していきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　総括質疑ということなので、地域おこし協力隊ということでは、まちづくりになりますか所管は。今様々な方面で活躍されている地域おこし協力隊員がいますが、情報として知り得たのがそういった方々を一堂に会して何かしらその意見交換ですか。そういった場面があったような情報があるんですけど、いつの段階でそういったことがセッティングされたのか。お聞かせいただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　意見交換会といいますか顔合わせというような形でしたが、事業所派遣隊員が５月に３名着任しまして、事業所派遣隊員が入りましたので事業所と町と隊員とということで顔合わせという形で一度その意見交換会を５月中だったとは思うんですけど行ったことあります。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　地域おこし協力隊員の立場でせたな町に来ていただいてる方、あるいはその将来に向けて個々にもいろいろ構想も含めて、このせたな町に住んで生きていきたいという思いのある方、隊員の方もいらっしゃるわけです。ですから今の稲船主幹が以前からおっしゃってるように協力隊員ファーストだという思いの中で、ぜひそういった機会をそれぞれの都合があると思うんです。現隊員あるいは前隊員、今あえて言いませんがこの場でも活躍されてる元隊員もいらっしゃるわけです。ですからそういった経験談も含めて何か情報提供することによって今模索している方も先々いろいろこう予定ができるというか、道を選べるというか、そういう機会になろうかと思うんです。ぜひ新年度に向けて大変でしょうけど、そういった機

会を率先して作っていただきたいと思います。いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　先ほど事業者派遣隊員だけと言いましたが、既存隊員も全て含めた中の意見交換会を実施しております。先ほど言われたように隊員の方は本当に１人で来られたりとか、知らない土地に来て活躍の中でやっぱりいろいろな困ったこととかいろいろありますので、そういったのは随時、私たちもサポートはしているんですがいかんせんちょっと力不足な部分もありますので、そういったサポート体制についても強化していくような形でいろいろ考えながら、またこのせたなという町でも楽しくお仕事していただくということでさらに意見交換会なのか、飲み会なのかあれですけど、そういった形で隊員の方が過ごしていきやすいような環境というのを作っていきたいと思っております。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今、意見公開会なのか、飲み会なのかっていう発言でした。いやすばらしいと思います。そういった機会を設けてぜひ町からも情報提供してそういった集まりの中で出た意見も含めて、これは全国発信することによってなおさらせたな町は注目を浴びる可能性が私はあると思うので、担当課の中で協議してどんどん発信していただきたいと思います。基本的に考えている協力隊員ファーストと、それはすばらしい考えなのでそれを浸透するようにぜひご尽力いただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　そのとおり頑張っていきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　要は害獣、熊だ鹿だそういったことで苦慮されていらっしゃるわけじゃないですか。ちょっと確認させていただきたいんですけど、今現在で熊、鹿獲ったときの単価､あとはパトロールのときの時給ですか｡それ数字ちょっとお示しいただきたいんですけど。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　現在、熊捕獲した場合には５万円、鹿の場合は２万円となっております。それからそれらに伴う出動の報奨金としましては時間単価４，１１２円、普通作業員賃金で２，６１２円、車借上料として１，５００円、合計の４，１１２円を支給してございます。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　現場のほうから値上げなのか、何かしらの要望というのは上がってきていますか。これは我が町だけではなくて全道的に全国的にも問題になってる部分なので、ハンターの数も高齢化も含めなかなか人数が確保できないっていう実情もあるんですけど、そういった保障というか、そういった要望というのは上がってきていますか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　出動報奨金に関しましては、今年度から新たに車借上料を１，５００円追加して支給してございますので、その辺はまた今回活動してもらっておりますので、それらからまた今回出動も多いですからご意見いただきながら確認をしてみたいと思いますけれども、今捕獲の報奨金については５万円、２万円ということで金額設定しておりますけれども、これらにつきましても今のところは報奨金安いよということはないんでしょうけれども、管内見ましても大体管内５万円一律ぐらいになるんで、それらも含めましてまたハンターさんと協議しながら検討していきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今、課長おっしゃるように今年は本当にとんでもない状況になったわけです先日も触れましたけど。ハンターの方の育成も含めぜひ次年度以降も、要は町民生活に不安やその影響が出ないような形でぜひ取り組んでいただきたいと思いますけどいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　おっしゃいましたように確かに今年につきましては出動回数も多いですし、本当にハンターさんに労力を担ってもらっておりますので十分その辺はしっかり意見交換しながら取り組んでいきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　ほかにありませんか。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　まず歳入からお尋ねしたいと思います。質疑の視点は横山委員と同じであります。実は今朝、決算カードを取り寄せました。せっかく財政課長用意してくれましたから若干紹介したいと思うんですが、先ほど来問題になっております実質単年度収支です。これは町長ご承知だと思いますが紹介していきたいと思います。令和元年度で６億２，５００万マイナスです。それから令和２年度７，３７７万７，０００円これもちろんマイナスです。それから令和３年度１億５，８１３万２，０００円です。令和５年度が１億５，２００万というふうになっています。これは我が町の財政規模にとっては極めて厳しい数字だと見ております。それから単年度収支はどうなってるか。これは元年度黒、２年度も黒、３年度も黒です。しかしながら令和４年度は８，２６６万３，０００円、赤字であります。令和５年度４，５５９万８，０００円です。まだ決算カード令和６年度の分はできておりませんから年度深まってからになろうかと思いますが、これ横山委員おっしゃってる深刻な状況っていうのは決算カードの中で極めてリアルに出ているわけです。過去の議会で私は、せたな町財政危機非常事態宣言を打ってもいいのかなという表現をさせていただいたことがあるんですが、やや大げさかなと思いましたが深刻な事態を共有するという意味では、同じ表現ではなくても何かのアドバルーンは上げておく必要があるというふうに思いますが、町長の率直なご意見を伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　横山委員に引き続きの財政問題での質問でございますが、当初から厳しい財政状況を受けて立て直しということで進めてまいりました。その成果は一定程度回って

今のような起債残高あるいは基金残高に繋がっているところでございます。しかしご指摘いただきましたように単年度収支につきましては赤字が続いているという状況でありますから、これはやはりこのしっかりと対応していかなければならない。早いうちにですね。そういったことであります。したがいまして財政非常事態宣言を出したほうがいいといいのではないかというご指摘もございました。私としてはそこまでしなくてもしっかりこの対応していけるというふうに踏んで今進めてきているところでございますが、この件につきましては新しい町長がどう判断するかということもございますので、それはそういったことであるというふうに思います。いずれにしましてもこの経常経費を削減するということに力点をおきながら今まで進めてまいりましたが、しかし現下の物価高騰あるいは人件費の高騰などでなかなか経常経費が思ったように削減できていないという大きな部分がございます。したがいまして経常経費の削減はもちろんこれからも進めていくということになりますが、加えてやはり公共施設でありますとか様々なインフラの統合などもありましょう。いろいろな形で経常経費の削減というふうなことを進めていかなければならないというふうに感じているところでございます。したがいましてそういったことについての今後の議論ということに今期待をしているところでございますが、経常経費の削減につきましてはこれまでも使用を終えた施設の解体を積極的に進めてきております。こういった部分では、かなりの部分解体が進んできたということからこのあとのそういった部分での経費の削減ということも当然、出てくるのかなというふうに今思っております。まだやらなければならないところというのは当然あるわけでございますので引き続き計画的にそういったものを進めていくということになろうかと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　今、答弁聞きまして、率直に言って私の考え方とは随分違うなというふうに思います。合併直後に財政危機で健全化したということを町長随分宣伝しましたが、立場の違うある方に言わせると健全化されるのは当たり前なんだよと。今の町長の手腕では決してないですよとおっしゃる方もおります。それはどういうことかといいますと合併して町が一つになって様々な削減策が進んでいるわけですが、しかし交付税交付金は３町分来るわけです。１０年間プラス５年間ということで、これで健全化されなかったらおかしい話じゃないかと。特に高橋町長の手腕だということにはならんと思うよと。こういう意見もあるんです。このことは率直に申し上げておきたいと思います。私は６月議会で町長に令和２年度から５年度までの決算カードに基づく所見を伺いました。そのときの町長答弁は各年度において財政調整基金の取崩しが積立金を上回っており、基金の取崩しに依存している状況であると答弁されてるわけです。これは会議録からなぞって申し上げました。基金の取崩しに依存することになった原因、町長どこにあると思いますか、お尋ねします。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　これは行政運営の中で予算編成の中で様々やはり町の仕事としてやらなければならないそういったインフラの整備も含めて、そういった公共施設の整備、あるいは町民にあっては、やはり産業の振興ですとか、福祉の増進と様々なことを町ではやっていかな

ければならないという状況になります。これらについていろいろ議会の要望もございますし、町民の要望もございます。私たちとしてはできる範囲でできる限りこういったものにも応えていくということから、合併前から見ますと相当なそういった予算の上積みというものが出てきているところでございます。ですからこういったものとの収支のバランスをしっかりとっていく必要があるということにはなろうかと思います。これまでもそういったことに努めてまいりましたが、いろいろやはり想定されていなかった部分での繰り出しというものも当然出てきますから、こういったものをもう少し予想しながら当初予算のさらなる圧縮という部分にも気をつけていかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そのことに対しましては、後ほど角度を変えて異なる意見を申し上げておくことにしたいと思うんです。同じ６月議会の私の質問に対して町長はこういうことを言ってるんです。性質別の歳出状況では他会計への繰出金が多いため、この状況を改善するため歳出の削減を進めていかなければならない。こういうことをおっしゃってるんです。理解できるような理解できないようなつかみどころのない答弁というと大変失礼な言い方になりますが、それじゃ歳出の削減策について具体的にどういうふうに考えておられるのかと思うんです。これは私お尋ねしておりませんのでこの場で答弁を求めておきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　歳出の削減につきましていろいろあるというふうに思います。一つだけで歳出を削減して自治体経営の改善ということにはなかなかつながらない。いろいろな部分での歳出削減をする必要があるというふうに思っております。したがいまして横山委員の答弁でも申し上げましたが、いろいろな予算を町は組むことになります。そういった予算の執行にあたっては、できるだけしっかり精査をして予算の執行をするということでこの予算を少しでも浮かせるような努力というものがこれは当然必要になってまいります。それと合わせて様々な、職員数、それから会計年度いろいろ町は働いていただいている職員がおりますが、職員定数の見直しももちろん必要でございます。そのためには、やはり組織の見直しということも当然出てまいります。こういった様々な部分でさらに予算を減額的要素がないのかという部分については毎年、議論をしていかなければならないというふうに思ってます。こうしたことの積み重ねによって、委員おっしゃるそういった状況を何としても作っていくという強い意志が必要というふうに考えているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　ちょっと角度を変えたいと思うんです。主要施策成果報告書２０ページです。ここに第７表というのがございます。大変わかりやすい棒グラフなんですが、この表によりますと令和６年度末一般会計の起債残高は７６億２，５００万であります。前会計の令和６年度末起債残高は、第２回定例会の町長答弁によりますと９６億円というふうに答弁されておりますが、財政課長この数字で間違いありませんか。

○委員長（本多　浩君）　佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君）　令和６年度全会計９６億円で間違いないです。一般会計は７６億間違いないです。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　どうしますか、２時になりましたけど続けますか、もちょっとあるんですけども。
○委員長（本多　浩君）　どのぐらいかかりますか。休憩のあとでよろしいですか。
○委員（菅原義幸君）　委員長の言うとおりにしますはい。
○委員長（本多　浩君）　それでは休憩に入ります。
　２時１０分まで休憩します。

休憩　午後　２時００分
再開　午後　２時１０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　では質疑を続行します。この表を見て目につくのは、令和４年度以降一般会計の地方債残高がやや横ばい状態になってきてるということであります。その一方で今、我が町の大きな宿題としては病院改築、あるいは簡易水道経年劣化対策、町民体育館改築、橋梁強靭化など近い将来において多額の財政出動が想定されております。町長に今後の地方債残高の推移その見通しについてどのように考えておられるか率直にお尋ねしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　将来の起債残高っていうのは、やる事業にもよるというふうに思いますが、これは一時的に増加するということも当然あろうかと思います。しかしそれを見込めるだけのしっかりとした財務内容というものも、これは当然基金も含めて考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。当初、合併当初２０億を切っていたこの基金、これにつきましても現在６０億を超える状況というふうになっておりますので、そういった意味では基金につきましても、ある程度、積んでこられたということにはなろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちょっと私の考え方がちょっと逆向きです。これは率直に申し上げておきます。まともにこれらの事業をやろうとすれば起債残高当然増えます。横ばいでは留まらないですというふうに私は判断しています。それ基金を積み立てなきゃいかんのだって言ってますけども、その基金は財政調整基金を指しているというふうに思いますが減ってきてるんです。取崩しの金額も並の桁ではありません。それで今１０月１日から国勢調査が行われますが、今実務的には開始されましたが、おそらく人口減による地方交付税交付金、この落ち込みも予想されるというふうに思いますが、自主財源の確保策をどのように判断しておられるのか伺っ

ておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　自主財源の確保という意味ではいろいろあろうかと思いますが、この自主財源の確保に加えまして、やはり歳出の削減というものも同時並行的に進めていかなければならないと考えております。自主財源の確保につきましては、これはもちろん一般会計、特別会計も含めましてそういったプラスでの残高です。基金の繰入れを超える残高ということになろうかと思います。それと歳出削減につきましては、やはり役割を終えたようなものにつきましては、思い切った削減をしていくというようなこと。それから何でもできるというような状況、これは今までもそういった状況ではございませんでしたが、やはりあれもこれもというよりも、あれかこれかというそういったものを吟味して進めるということになりますし、事業を行うにしても当然、投資効果があるのかないのかということについても、しっかり吟味していかなければならないというふうに思っております。今回の決算でこういったご質問をいただいておりますが、これは結果でありますからこれは十分精査をさせていただいて次の予算に生かすということが１番大事じゃないかと思っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今町長いろいろ答弁されましたが、私の答弁に一つも答えなかったんです。随分たくさんのことしゃべりましたが、私の質問は自主財源の確保についてどのように思っておられるかと聞いたんです。結局、町長の口からは自主財源の確保策については具体的に語られることはなかったというふうに受け止めておきたいと思うんです。それで国勢調査の結果によってやはり相当落ち込み予想されますからなかなかこの面でも厳しくなるなと私はにらんでおります。そこで町長に提起してみたい問題は、９月いっぱいで辞めていく方にこういうことを言うのもどうなのかなとは思いますが、５期２０年の区切りの問題として政策的に議論させていただきたいと思うんですが、高額の建物解体工事、これはこれまでも相当の件数金額でやってきたわけですが、私はここは踏みとどまって一定の中長期的な展望の中で後ろに倒していくっていうんですか。後ろ倒しです。そういう決断も正確に下しておく必要があるのかなというふうに感じているんですが町長どうですか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長(高橋貞光君)　自主財源の質問の中であまり答えてないよというご指摘ございました。自主財源の確保につきましては、これは当然この事業をやるための補助金、交付金の確保というものももちろん進めていかなければなりませんし、産業振興を進めた中での税収の確保ということ、あるいは今洋上風力の計画もございますが、こういったこの税収を確保すると様々な方法があろうかというふうに思います。せたな町で考えうるそういった部分についてしっかり町政として対応していくということになろうかというふうに思います。もう一つ施設の解体ですが、こういったものの先送りというものもあるのではないかというお話でございました。それは当然、これは予算の中でそういった部分をどこまでやるのかと、どこまでやることが許されるのかということは当然考えていかなければならないというふうに思っております。ただこ

れはいずれ取り壊す必要がある施設でありますから、これはやるときにきちんとやって後年度にツケを残さないというこういった考え方も当然必要になるわけでございます。したがいましてそういったこの収支のバランスを考えてどこまでやれるかということは、その都度、判断していくべき問題というふうに捉えております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　今ここで論争するつもりはありませんから考え方だけ伺っておきたいと思います。ちょっと違うなと思います。それで先ほどから歳出削減の問題に触れられておりますが、私は歳出削減を検討する場合に注意しておかなければならない問題が一つあると思うんです。これは住民福祉、住民サービスこれを安易に後退させるべきではないということを常々考えております。それとの関連で４年前の町長選挙で高橋町長は、１６年間の主な成果として約１６０億円に及ぶ箱物中心の実績を列挙したことがございました。今日これ持ってきたんです４年前のカタログなんですが。前にも見せたことあると思いますけど、高橋町政１６年の主な成果、これはずらっと出てますがあらかた箱物なんです。ソフト面の政策を実績として載せてはいないんです。正確に申し上げますと１６１億５，０７０万円です。すごいです。よくこれだけやったもんだなと私も思います。ただその中には、北檜山小学校改築ほか１０億といいますが、これは前にも指摘しましたが、北檜山小学校の改築は前町長時代に手をつけていたわけですから、その流れに沿って体育館ですとかというものは高橋町長時代になってからやりましたが、ここまで箱物にプライドを持っている方なんだなと改めて敬意を表するわけではないんですが、そうなんだなあというふうに非常に強い印象を持ったことがございます。ただ今日町政全般を考えるときに産業支援策でありますとか、あるいは教育、福祉、暮らしなどの分野における大きな立ち後れが顕著でありまして、私は率直に歯に衣着せない言い方をさせていただければ箱物主義のツケが回ったのかなというふうに判断をしております。町長いかがですか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　人によってはいろいろな見方、捉え方というものは当然あるというふうに思っております。それは別に否定する何物でもございません。しかし私としてはこの２０年在任期間中そういった財政の健全化も含めてバランスのとれた行財政運営ということに取り組んできたつもりでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういう答えをちょっと想定してなかったんですが伺っておきたいと思います。ただ私は自己満足的な評価にすぎないというふうに思います。中長期的な展望に立って高橋町政の箱物主義からの脱却、これを今こそ決断すべきときだと私は考えております。幸いにして１０月から２２歳若い方が町長になりますので、この機会に持続可能な財政構造に転換するための実りある前向きの政策を打っていく議論を主に交わしたいと思っております。

次の質疑に移ります。決算書３７、３８ページであります。１７款１項１目ふるさと応援寄附金について、これは先ほど大湯委員が質問されまして、私も用意していた質疑については一部、解決しておりますので割愛いたしますが、まずは１節ふるさと応援寄附金と２節企業版ふ

るさと納税の決算数値について当初予算の額から、これは見込みですよね年度当初の、額から収入済額に至る一連の経過についてわかりやすく再度になりますが説明を求めたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　菅原委員のご質問にお答えいたします。先ほど一部大湯委員の質問と重複となりますがお答えいたします。まずふるさと応援寄附金個人版のほうからいきます。当初予算につきましては３億６１０万円と、決算額につきましては２億１，５４６万５，０００円の決算というふうになっております。こちらは先ほどもお伝えいたしましたが、令和５年度４億を超える寄附がございまして、こちらをもとに令和６年度の見込みを立てました。そちらは制度改正の部分がありましたので、制度改正の９月だけでやや２億円の寄附がございました令和５年度につきましては。こちらを加味したわけではございませんが、せたな町への寄附を一度行っていただくとリピーターという部分もございますので、そういった部分も含めて制度改正がないので４億まではいきませんが、通常やや２億円で推移しておりましたが、この２億円より多く見込まれるんではないかということで３億円の見立てをしております。こちらにつきましては歳出を伴いますのでどうしても寄附が多く入りますと、歳出もそれだけ多く出るということで歳出側のベースを持ちながら歳入金額をその２倍に持って予算をつけているというような形になっております。結果としまして２億１，５００万という結果になりました。理由といたしましては先ほど大湯委員のご質問にお答えしたとおりでございます。
　次に企業版ふるさと納税でございます。こちら企業版ふるさと納税は当初予算額がちょっと定かではないないですが１００万だったと思うんですが、こちら企業版ふるさと納税につきましては企業からの申出によりまして、せたな町へ寄附していただけるという企業からの寄附がトータルで４４０万になっております。こちらの寄附ですが、件数としましては７件の企業から合計４４０万円の寄附というような形になっております。その寄附の歳入に合わせまして予算を補正しながら決算して行ったということで最終補正後に１件寄附がございまして予算額より１０万円多く収入という形になっております。
　簡単でございますが以上となります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それで６年度決算と７年予算の絡みに踏み込みますが、７年度予算では２億５，０２０万見込んでおります。そういたしますと５年度並の予算を最初から諦めると、表現は悪いんですが下回る数値数値の設定ということになります。これはどういうことなんですか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　先ほど大湯委員の答弁にもございましたが５年度の４億の数字を達成できたところには４年度のサケの豊漁、そしてそのときのイクラの在庫というのも要因の一つございまして、先ほど５年豊漁とちょっと誤った答弁してしまったんですけど、４年度が豊漁で４年度在庫がたくさんあったというような形で準備できましたが、５年度、６年度ということでちょっと不漁が続きまして、かつしかしながらでもほかの返礼品の準備も

少しずつ、お米だとかそういったものをちょっと強化しながら６年度当初予算まではちょっと届かないだろうけど、６年度の決算よりは何とか７年度頑張っていきたいというような形で見込んだ数字が２億５，０００万という形になっております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　担当者としてはそういう説明になります。合理的な説明だと思います。今年につきましては、先ほど答弁されておりましたように１０月１日からポイント制廃止しますので今、駆け込み融資ね、これ全国的にですけどものすごい勢いでされてるわけです。しかしそれはポイントの制度が廃止になるとまた下火になるとその分です。こういう時期はいずれ近いうちに来るんだろうと思うんです。７年度の見込みとしては、今の到達状況でどのように推測しておられますか。答えにくい質問をさせてもらうんですが率直に言ってどういう見込みですか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　大変推測のしづらいようなところはありますが、例年でいくと１１月、１２月の年末に寄附の申告期限に合わせて寄附していただけるんですが、そちらのほうで大体１億１，０００万から２，０００万ぐらいが毎年寄附されるということを鑑みますと今現在７，５００万ほどの収入ございますので、それを合わせますと２億円とそれ以外の月の細かいのを足しますと２億２、３０００万というような形かと。本当であればちょっともうそれを上回ってくれればいいんですけど、現段階で答弁するとしたら２億２、３，０００万の決算かなというふうに予測しております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。なかなか渋い見方です。勇ましい数字を言えばそれでいいかっていう話ではないですから、そこはよくわかります。私何を言いたいかといいますと、やっぱりサケの落ち込みっていうのは大きいんです。これは先ほど答弁されておりましたようにサケ不漁が決定的です。そういう中では、よくあの数値に留めたなと、むしろ善戦健闘しているのかなという評価もありますので、それは率直に申し上げておきたいと思うんです。このふるさと納税のふるさと応援寄附金が、これを伸ばしていこうとすれば有り体に言えば返礼品の開発なんです。そこに行き着くわけです。そこのところについて文字どおり町おこしといいますか、そうしたスケールでの発想というのは、これ本当は町長に聞きたいと思ってるんですが担当者にまず伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　そうですね、返礼品の開発に尽きるというふうに思います。返礼品の開発につきましては各事業者それぞれ努力されて本当に何かいろいろなものを考えていただいてるというふうに思っております。町としてもそういった応援をしていければなというふうに思っておりますが、ふるさと納税推進代行業務におきましても返礼品の開発のサポートというのも業務の一つに入っておりまして、また先般地域おこし協力隊でも商品開発という部分で隊員が着任しております。こういった部分をフル活用しながら何とか各事業者

がいい商品を作れるような環境というのが整備されていければ１番かなというふうに思っております。どうしてもふるさと納税、我が町の事業者の希望であると無限にオーダーに対して幾らでも幾らでもっていう生産する基盤というのも、また今ちょっとそこまでの基盤はないのかなと。これが今寄附件数が１万件ぐらいなんですが、これが伸ばしていくと１万５，０００、２万というふうな商品の数になっていきます。こういった部分でその製造基盤の整備というのをどう考えていくかというのが今後課題かなというふうに思っております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　要するに一次産品ここは豊富な町でありますからそれをベースにして加工して特産品を作って売り出していくと。簡単にはそういうことですよね。そこにどれくらい成功するかということだと思うんですが、これは口では簡単に言えますが実際にはなかなか難しい課題だと思いますが、やはりそこを突破していく必要が私はあるんだろうと思います。そこで次に議論を進めますが、歳出に移りまして５番目に決算書の６７、６８ページふるさと応援寄附金推進費についてお尋ねをしたいと思うんです。１２節で委託料１，１８６万円となっておりますが、ふるさと納税推進事業代行業務の業務委託内容について具体的なメニューを伺いたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹(稲船洋志君)　ふるさと納税推進事業代行業務の内容でございます。８つの項目があります。まず１つ目、ふるさと納税に係る寄附金申込みの受け付け及び寄附金データの管理、

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　すみません、それ資料か何かでいただけますか。難しいですか。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　抜粋したものでよければ資料で出します。

○委員（菅原義幸君）　省けるところは省きたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時３９分

再開　午後　２時４４分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　推進業務の業務内容ということでお手元に資料を配付させていただいたとおりですがご説明いたします。業務の内容につきましては一つ目がふるさと納税に係る寄附金申込みの受け付け及び寄附金データの管理、二つ目がポータルサイトの管理、三つ目、寄附金受領書及びワンストップ特例申請書の管理、四つ目、返礼品提供事業者

への返礼品発注及び配送管理、五つ目、事業者への支援、六つ目、新たな返礼品の開発及び事業者の新規開拓、七つ目、寄附者からの問合せ及びクレーム対応、最後が寄附金の募集に要する経費の管理、以上となります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。私が頂戴したかったのは、新たな返礼品の開発及び事業者の新規開拓、この項目なんです。それで参考までに定例会が終わるまでで結構ですから委託業務契約を行っていると思いますので、その写しを提出願いたいと思います。新たな返礼品の開発及び事業者の新規開拓、これは事業内容として業務委託をしているわけですが、率直に申し上げまして代行業者にのみ任せておいていいのかということを率直に、これは稲船主幹にお答え願いたいと思ってるんです。本当は町長に聞きたいと思うんですが１０月以降のことを考えますと稲船主幹にお尋ねするのが最も妥当かと思いますので、ひとつ踏ん張って答えてください。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　ご質問ですが、もちろん新たな返礼品の開発だとか事業者の新規開拓、これにつきまして委託業者にのみということでは考えておりません。私たちも今まで返礼品出してない事業所に対して、こういったふるさと納税の制度あるんで返礼品出してみませんかというようなアクションを当然起こして、そういった中である程度話つきましたら代行業者に行って詳しく進めていただいたりというような形をとらせていただいております。したがいまして完全に任せっきりということではなく私たち担当のほうも、もちろんそういった部分に入り込んでいきながらできる中でやっているというのが現実でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これ一担当者のするべき課題でもないんです。申し上げたいことは我が町の根本的な根幹になる政策の一つとしてしっかり太く位置づけて、総合的な視点で取り組むということを私は提起したいと思ってるんです。これは自主財源の確保という先ほどの提起の延長線の中で私は質問を展開してるんです。そういたしますと、これは民間の代行業者のみの事業として捉えてしまうならば成功はしないと思うんです。そういう簡単なものではないと思います。我が町は一次産業の町でありますから、これ一次産品に注目をしてそれこそまちづくりしていく中心眼目じゃありませんか。先ほどサケ不漁によるイクラ製品の落ち込みというのをおっしゃっておりましたが、そういう場合に海がダメなら山もあるじゃないかと。これがせたなの強みなんです。山が凶作でダメなときには海があるじゃないかと。こういう両面のよさを持った町でありますから、そこのところを総合的に根太く育て上げていくその発想が私は大事なのかなと思うんです。稲船主幹どうですか。町長になったつもりで一つ大きな観点で答えてください。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　担当として回答させていただきます。そうですね、もちろん海が不漁であれば山の物、当然うちの一次産業として農業が強くありますので、例え

て言うなら今であればお米がやはり全国的人気とそういった部分もＪＡとの協議も大変必要になってくるところでございますが、米、イモといろいろこう特産品がございます山にも、もちろんこういった部分につきましても、うまくこの返礼品にもっともっと取り込んでいけるような形で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私はこの問題はもっと抜本的な力を入れていいと思います。歳出削減で自主財源を確保するって言いましても限界ありますから。やっぱり新たな財源、思い切って確保する方向に踏み出すべきだと思うんです。そうなると今優秀な代行業者がいるわけですから、これはふるさと納税のチャンネルをものすごく増やして全体として受注件数を比較的増やしたというすばらしい実績を持っているわけですから、そういう業者と行政タイアップして、私が言いたいのは業者任せに絶対しちゃダメだと思います。民間事業者では限界ありますから。だから心配しますのは代行業者に契約したからいいんだと。やれやれとこれで町の煩わしい実務はなくなっちゃったというふうに考えているとすれば、いないと思いますけれども、いるとすればそういうことがこの事業の取り組みの後退に繋がっていく大変危険な発想になっていくわけです。せっかく優秀な代行業者が誕生しているわけですから、そこを軸にしながら行政も全力投球して、この町の一次産業を根本的に、抜本的に強化していくっていう思い切った策をとるべきだと思ってます。その際に一次産品だけで出品するということももちろん必要なんですが、付加価値をつけて加工を行っていくとすればやはり町の財政的な支援というものも必要になるんです。加工場の規模、レベルにもよりますが思い切って町自体で考えていくということが私は必要だと思うんです。時間大分経ってますから端折りますが、そういう根本からの構想、発想ですね。これを一つぜひ作り上げていってほしいと。新しい町長になるわけですから、新しい町長もそういう発想を持っているのかなと私は見ておりますが、大きな転換点に立っているというのは、そういう意味も含めてのことでありますので、ぜひ前向きのご答弁を頂戴したいと思います、稲船主幹。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　私も財政長くやっておりましたので自主財源の確保の大切さわかっております。ふるさと納税につきましては半分以上が町に残るという大変貴重な財源でございます。思い切って町で確保することも、そういった案もございました。そういった総合的にちょっと考えさせていただきまして、また全国のいい事例も参考にさせていただきながら、ちょっと今後庁内でいろいろと検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　なかなかいい答弁ですね。

次の問題に移ります。今度は主要施策成果報告書２３ページ、２款総務費、渡島半島振興広域連携促進事業についてお尋ねをしておきたいと思うんです。まず一次産品のブランド力の強

化、高付加価値化がどのように図られているのか説明を求めたいと思います。これは課長からぜひ説明願いたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問でございますが、今回取り組みました特産品につきましては米麺が今金と、それからせたな町の米を使った米麺になっております。それからソースにつきましてはラー油とボロネーゼということでそれぞれ今金町２品、それからせたな町２品ということで作っております。その材料となっているのが米、それから豚肉、トマト、軟白長ねぎということでそれぞれの町の特産品を使っております。米麺につきましては今小麦を使わない、アレルギーにならない、米麺を使うことによってアレルギーにならない麺をそういった方が食べられるといったことで米麺のほうはやらせていただいております。それからラー油それとボロネーゼ、こちらにつきましてはそれぞれの町の長ネギと、それから豚肉、トマトを使用して付加価値をつけて販売のほうをしているというような状況でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　この事業は、渡島半島振興広域連携促進事業として展開されているわけです。それで販売実績について直近の数字を押さえておりましたら伺いたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　販売元につきまして当町の分のみというふうになりますのでご了承願います。４月から８月までせたな産米麺、これが１，８３９個、ポークと軟白ねぎのラー油、これが４月から８月までで１，５３９個でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　米麺が１，８３９個、ラー油が１，５３９個ということです。課長これどうなんですか。４月から８月までの実績だそうでありますが展開としてどうなんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　今まで５カ月の販売ということで先ほど主幹の稲船からご答弁させていただきましたが、町としては当初年間の販売予定数ということで計画を出しておりますが、まずせたな町の米麺につきましては年間２，５００、それとラー油につきましては２，７００戸ということで年間の販売を予定しておりました。現在の数値としては先ほどお答えしたとおり１，８００と１，５００ですので、大体５カ月で予定どおり来ているのかなというふうには考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　当初計画から見るといい数字ですね。わかりました。それで協議会は本事業についてどこまで責任を持つんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　協議会での責任の在り方ということでございますが、既にもう販売のほうにのっておりますので協議会として責任を持つというところはないんですが、引き続き今金町それからせたな町についてはＰＲのほうをしながら販売促進に向けて事業

のほう進めたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうすると特産品販売事業そのものとは手を切れるということなんですね、商売としては手を切るということなんですね。わかりました。この商売の責任母体っていうのはどこになるんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　せたな町の米麺、それからラー油のせたな町の物２品につきましては、作るほうの担い手となりますのが新函館農業協同組合のせたな営農センターという形になっております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうするとせたな営農センターの商売ですよと。こういう理解でよろしいんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そのとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　営農センターの営業展開次第ということなんですね要するに。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　もちろん販売元は新函のせたな営農センターになりますが、販売の促進という部分では観光協会が中間を担っておりまして、そこで販売を促進していると。もちろん町のほうもＰＲ等をしております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうなりますと全くよく理解できないわけです。率直に申し上げますが観光協会の本来的業務じゃないですよこれは。補助金もらってるし行政側から言われたんで断り切れないだろうなという考え方に普通はなるというふうにとられます。だって観光協会自体のメリットは何もないわけですから、商売体じゃないですから。それから新函館農協せたな営農センター、これも組合組織であってそこが商売元っていうのは将来的に持続可能な展開になっていくのかなという危惧を持ちます正直言って、課長どうですか、そういうふうに思いませんか。もうこれでいいんだと、あとはどんどんいけるよと。あとは行政は旗振りますよということなんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　町が責任を持たないとか、そういった部分ではなく、役割として町が販売するっていうことにはなりませんので、そこ販売元には農協になっていただいて商品の提供に伴う米ですとか、それから豚肉そういったものの材料を持って作っていただいて、販売の促進につきましては観光協会と町とでいろいろＰＲをしながら進めている状況です。観光協会についても全くお金が入らないというわけではなくて、自主財源確保になるような販売したらお金が入ってくるようなシステムにもしておりますので、その辺は農協、それ

から観光協会にもウィン・ウィンとなるような形で進めさせていただいております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでどこで加工するんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　米麺につきましては函館の事業者、それからラー油につきましては札幌の事業者ということで今作って提供していただいている状況です。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで加工業者は函館と製造業者は函館と札幌なんですが、これは地元の特産品にはなるんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　地元の一次産品を使っておりますので地元の特産品という形にはなります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。最終的にこの商売の事業元っていいますか、この商売をやってる大元はどこになるんですか。いや極端な話もうこの商品は作るのやめたという場合の最終判断です。あるいは順調に展開してるのでさらに店舗拡張しようと、商売増やしていこうと、営業展開拡大のときのそういう最終的な意思決定権っていうどこにあるんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そこは製造元である新函館農協せたな営農センターになるというふうに考えております。すみません。あくまでも製造元は農協ということで、農協が依頼して製造している事業者に作ってもらうと、発注するという方式になりますので、最終的な事業展開というところは農協が担っているという形になります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうすると農協さんがもしこれ仮定の話なんですが、この商売についてはこれで中止するという判断をした場合には、それはそういうことになるんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　そういうときが来たらそのようになるかというふうに考えます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。そういうことにならないように持続することを私は願っております。それで元に戻りますが協議会の存続は今後どういうふうになりますか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　協議会につきましては、今年春に総会をやりまして、せたな町としては存続をさせていただきたいということでお願いはしてたんですが、今金町はここからはそれぞれの販売になるからということで残念ながらこの協議会につきましては今年の春の時点で残念ながら解散という形になっております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　びっくりしました。これ常任委員会のほうには報告してあるんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　すみません。しておりませんでした。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　どういうことなんですか。これ最初から最後まで議会軽視なんです。やったのも知らない間にやってる。平成２５年でしたが、何年でしたか。もう議会に予算出てくる前からずっと水面下で進んでる。今年の春解散したのに今私が聞かなかったら、これおそらく担当常任委員会も知らないんでしょう。どうですか委員長。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　私も全く知りませんでした。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからどうなってるんですかって言ってんです。私は遺憾だと思いますこれは。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　大変申し訳ありませんでした。以後このようなことがないように気をつけたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや私は全く納得できないんです。１つ２つじゃないでしょ。オフィスキューの問題だってそうでしょう。大体町長が知らないのに課長が勝手に作業していたというそういう実態もあるんです。まちづくり推進課って何なんですか。いや問題だと思います私は。すみませんでしたで済む問題とすまない問題あります。町長の見解を伺います。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　今金との協議の結果そういうことになったということでありますが、これを議会に対して報告することを失念していたということについては全く申し訳ないと。お詫びを申し上げたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや全然納得できないです。もう木で鼻くくったような答弁でしょ。何でそういうことになるんですか。まちづくり推進課のやってる仕事には問題が多いです。
○委員（石原広務君）　議事進行。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私も突然の報告だったんで驚いている所管常任委員会の委員でありますが、総会を開いたっていう旨の課長答弁だったので、その総会の協議資料、それも休憩をとっていただいて、提出をしていただいて、その上でまた菅原委員からの質疑を続行するべきと考えます委員長。
○委員長（本多　浩君）　協議会の総会の資料の提出希望していますので準備できますか。

それでは休憩をとります。３時３５分まで休憩します。

休憩　午後　３時１５分
再開　午後　３時３５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
質問ございませんか。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これすいませんって話じゃないと思うんです。５月１２日、午後４時から午後４時３０分、結局これ解散してるわけです。今後について協議会解散、これで承認されてると。６月定例会前の所管の委員会に報告すればよかったんじゃないですか。何でそういう発想にならないんですか。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　ただいまのご質問ですが、ちょっと頭になかったというか、失念してたという形でしかちょっとお答えできないんですけれども、本当に申し訳なかったというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　頭の中にないっていうことだったら議会そのものの存在が頭の中から消えてるっていうことで典型的な議会軽視です。
○委員長（本多　浩君）　阪井課長。
○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　大変申し訳ございませんでした。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　鬼の首を取ったように責めるつもりはありません。しかしこの総会の写真ですか。これだって道新に出てたスナップと同じかどうかわかりませんけども、大々的に宣伝してたんです町挙げて。道新にも似たような写真出てました。地域を挙げてのものすごい大きなプロジェクトだということになるじゃありませんか。それは商品できて新函館せたな営業センターっていうんですか。そこが大元だと、あとは解散して知らんよと。観光協会と一緒にやればいいんだ。そんな乱暴な話ありますか。何のためにこの事業やったんですかそしたら。私は２町連携特産品開発という大きな目的事業、このこと自体がどうだったのかということに返ってくると思います。行く末見せないうちに何で解散になるんですか。町長答えてください。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　５月１２日の総会につきましては町長代理ということで私、出席をさせていただきました。処理顛末の中にもございますように、せたな町としては協議会を残しながら取組するほうが良いということを申し上げましたけれども、協議の中で解散というふうな方向性になってしまいました。協議会はなくなるんですけれども連携して今後様々なことに取り組んでいくと、この顛末書の中には当商品等のＰＲというふうになってますけれども、

一度製品作りますと普通は改良ですとか、そういった方向性とかいろんなものが出てくると思いますので、私はこの解散すべきではないという意見を申し上げたところでございますけれども、残念ながら解散になってしまったところでございます。今、菅原委員言われるような件につきまして総会の後ろについてます規約の中に目的というようなことであるんですけれども、残念ながら解散に至ってしまったということでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私解散の理由を聞いてるんじゃないんです。どうして副町長聞いてることに答えないんですか。何で解散したんですかっていう質問なんかしてません私。議会に何で報告しないんだって聞いてるんです。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　それにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　手を挙げないのに指名されましたけども、質問します。私まちづくり推進課のやってることにいかがかなということを申し上げざるを得ません。この問題だけじゃないでしょう。オフィスキューとの業務提携の問題もしかり、これまでまちづくり推進課やってることについて非常に違和感あります。特に私は課長の姿勢に問題があるっていうふうに指摘せざるを得ません。過去にも申し上げましたから重ならないようにしますけれども、町長自体が知りませんでしたって、そういうこともありましたでしょう。それに対して真柄議員は、町長が知らないとは何事だと、職員が一生懸命やってるのに職員をさらすのかみたいなこと言ってましたけども、そんな話じゃないです。決裁とらないで勝手に進めちゃったら組織体としての統制取れないじゃないですか。問題があると思います私は。そういう角度で町長この問題見つめてますか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　この解散の件につきましては報告を受けてございました。ただ議会に報告をしたかどうかというところまでは確認はできておりませんでした。ただこういうことで課長答弁したように失念をしてしまったということでございます。課長、副町長同様、私からもお詫びを申し上げたいというふうに思います。申し訳ございませんでした。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　これにつきましては、また機会改めて違う角度で取り上げたいと思ってます。そのときは高橋町長おそらくそこに座ってはいないと思いますが、やっぱりせたなの町の組織の在り方の一つの欠点として象徴的な問題でありますから妥協するつもりはありませんから、これは厳しくやるつもりでおります。

次の問題に入ります。主要成果報告書の２４ページ、地域おこし協力隊支援補助事業について３点ほどお尋ねします。まずこの事業２件、１９９万３，０００円とありますが説明を求めたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　お答えいたします。こちらの地域おこし協力隊起業支援補助金２件でございます。固有名詞除いて答えたほうがよろしいですか。卒業した隊員２名ということになります。現在独立してキャンプ場の指定管理を受けている業者、それとふるさと納税の代行業務を受けている業者２件につきまして企業支援補助金を支出しております。合計１９９万３，０００円でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それで今後の行政とのタイアップということについて具体策は何かあるんですか。どうぞご自由にと、こういうことになるんですか。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　こちら独立されたお２人ということで、これでもちろん私たちは知りませんという話ではありませんで、もちろん今後いろいろな行政に対する相談仕事で協力隊のときと同じような形で私たちサポートを続けていきたいと。むしろ実は卒業された隊員には逆に現役隊員のサポートのほうを行っていただきたいとちょっと思ってるところでもございます。ですので起業しましたのであとは知りませんと言う形ではなく、一緒に町を作っていきたいなというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。知らないよという答弁はしにくいですよね。わかりました。今後さらなる新規の展開というのは想定できるのかどうか、新規企業です。お尋ねしておきます。
○委員長（本多　浩君）　稲船主幹。
○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君）　この２名ということではなく、現在いる隊員のという意味でよろしいでしょうか。そうですね現在会員として着任していただいてる方、もう既に将来的にあれをやりたいこれをやりたいというような話も聞いておりまして、そういった部分にこういった企業支援の補助金を引き続き制度化しながら活用していくというような形で考えており、そういった具体的にやりたいということに対して実現できるようこちらのほうもバックアップをしていきたいというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それでは次に同じく報告書２７ページ、社会福祉協議会運営事業補助金についてお尋ねをいたします。８月２２日の特別委員会に対する参考人出席要請に対して社協会長から欠席の回答がございました。行政側はこの回答書を目にしておりますか、お尋ねしておきます。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長(佐々木正則君)　出席の回答は議会宛てに出されたものだというふうに思ってます。ちょっと見たという記憶は私は持ってません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長に要請いたします。回答書の写しを町長、副町長、担当課長の

ほうにも配付してください。それに基づいて質疑したいと思います。
○委員長（本多　浩君）　わかりました。
　暫時休憩します。

休憩　午後　３時４９分
再開　午後　３時５１分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ご覧になりましたね。目を通されましたか。この回答書の中で寄附米の取扱いについては廃棄処分したものは一切なく町へ報告したとおりとなっておりますという断言をしているわけです。担当課長に伺いますが、どう思いますか。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川 譲君）　報告という表現での正式な報告は私どもはいただいてません。反対に私どものほうから次長に聞き取りをしてそれなりの表みたいな資料はもらいましたけども、正式な報告という形ではいただいておりません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　報告ということについて正しいかどうかということよりも、私が聞いてるのは報告したとおりとなっておりますと。要するに課長が聞き取りをして作成した資料、これを議会に報告しているわけでありますが、それで正しいんだとこういう趣旨で答弁してるわけです。そのことについてどう思いますかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川 譲君）　報告したとおりですということで今菅原委員おっしゃったように聞き取りをもって私のほうで資料を作成して、議会のほうにも議にも提示させてもらいました。その中身が正しいのか云々、これにつきましては前回デジ田の特別委員会のほうでもお話しましたけども、根拠となる資料というものが一切ない中で本人の聞き取りをもっての数値ということで、本当にこれが信じられるのかどうかっていうところからいくと、きちんとした証拠となる書類が一切ない中では本人の聞き取りを信じるしかなかったということです。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちょっと違うんです。この報告自体が真実だとし信じることができるかどうかっていう端的な聞き方してるんです。私は報告に基づいていろいろ疑問点を質しました。課長も一定の答弁しましたでしょ。それ全体を通じてこの報告内容どおりだというふうに信じるに足るかどうかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川 譲君）　ですからす根拠となるものがないんで本人の聞き取りの部分での資料の作成となりました。ただ私から言わせてもらったのは、やはり使ってる量が量だけに本当

にこれを全て使ったんですかと。個人的に使用したものはないんですかと。そういう廃棄の部分は私の前任の課長が確認して廃棄したものはないというふうに確認してますんで、反対に私のほうとしては廃棄の部分ではなくて量があまりにも使ってる量が多いものですから、本当にこれは個人で使用したものがないんですかと。それにつきましては会長、事務局長いる場面でも確認させていただいて個人で使用したものはないと。あと量につきましては現実それを私ども見てません。ごみ回収事業に参加した会員さん、それとそれに携わったボランティアの皆さん、その中での聞き取りでは量までの数値を計測はしてませんけども、事業の中でカレーライスのおかわりも結構ありましたし、余ったお米をパックに詰めて持ち帰ってもいましたっていう証言はいただきましたけども、いずれにしてもその数値的なところの根拠が一切ありませんので、信じるかどうかというところは量のことだけ言えば、ちょっと疑問符がつくなというところだと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そうなんです。疑問符なんですこれは。これを完全に正しい間違いのないものだというふうに受け止めるには無理があるんです。それは質疑の中で明らかになった通りなんです。ところが社協の会長こう言ってるんです。寄附米の取扱いについては廃棄処分としたものは一切なく町へ報告したとおりとなっております。断言してるんです。副町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、これまでの特別委員会での担当課長に対する質疑の中で課長自身が疑問であるということをおっしゃってるわけです。それから会議録今日持ってきておりませんが、こういう答弁もしてると思うんです。米を自宅に持ち帰った疑いも否定することができないという趣旨の答弁をなさった記憶もあるんですが、これは会議録見てないからそうだとは断言しませんが、そういうふうに受け取れる答弁もなさってるんです。これ非常に大きな問題なんです。明確な表を課長が聞き取った上で作成し議会に提出しておりますが、これから見ると常識外の話なんです。米をどうやって炊いたんだと。いろいろシミュレーションしましたが非現実的な話になるんです。そういうことも含めて副町長いいですか、寄附米の取扱いについては廃棄処分としたものは一切なく町報告したとおりとなっておりますと。これは社協会長名で議長宛てに職印をバーンと押して提出してるわけです。どう思います。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　先ほど課長からも申し上げたと思うんですが、やっぱり使用した量というんですか、その量につきましては菅原委員もおっしゃいましたけど１合、２合の話されますと到底私は食べられません。正直に申し上げます。そういったことからすると課長も申し上げましたけれども疑問符がつくのかなというところでございますし、自宅へ持ち帰ったというのは、説明では炊飯調理するために持ってたと。それだけの調理器具があるんだという説明でございますので、それはそのとおりだなというふうに理解をしたところでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長にもお尋ねしておきます。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　今課長、副町長が答弁したとおりでございます。この量から推測、あくまでも個人的な推測でございますが、少し多過ぎるなという感じはしているところでございます。ただ本人がこうして使用したという町の調査の報告もありました。ですからそれはそういう方向で使用したというふうに思われます。先ほど言ったようになかなか理解し難い量だなというふうには個人的には思いますが、それを裏づける物証というものは何もないということからこれを信じる以外にはないというふうに思っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　最後の部分が町長のよくないところなんです。信じる以外ないといういう話なんですが、出てきたんだから受け止めるしょうがないけど、こういう捨て鉢な態度なんです。やっぱり出てきた資料を科学的に分析して、現実に成り立ちうるかどうかという判断は明確にしたときに、この資料の信憑性を疑うに足るだけの十分な数値になってるじゃありませんか。炊き上げること自体だって物理的に可能なのかどうかというそういう基本問題提起してるんです私は。私は議会で取り上げるにあたって信頼するに足る関係者と協議をした上で、これは極めて不自然だという前提で議会望んでるんですから。あり得ないって言ってる人もいますこれ。道具がないのにどうしますって。まずそれはそれ以上言いませんが。要するに課長が聞き取りして整理した表の中では一粒残らずきれいに裁いたことになるわけです。しかも記録やメモなどが一切ないのに記憶を基にしてきれいに３２０キロ全てがカレーライスやジンギスカンで消化されたことになってるんです。極めて不自然だって以外ないでしょこれ。それで話を前に進めたいと思いますが、実は最近ある方から私以外にも昨年８月に告発文を受け取った議員がいるということを知りました。その方は現在、議場に出席をなさっております。聞くところによりますと直接社協に出向いて聞き取りをされたそうでありますが、その方からその内容をぜひ聞かせていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。名前申し上げますか。それか申し上げる前にご本人わかってると思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私は以前、特別委員会で私もいただいたという旨のことは伝えましたが、社協には出向いていません。
○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。
○委員（藤谷容子君）　私もその告発文を受け取っています。でも社協には出向いてはいません。ただそこにボランティアで参加している方から話は聞いて、その方の話でそのときは米の量までは聞いていなかったので、ボランティアとして米を使っていたという話とかで、その資料出されたものと全部炊いて配られたっていうのはちょっと違うんじゃないかなっていう話でした。いろいろ話を詳しくもっと聞くべきだったなというふうには思っています。社協には出向いてません。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　委員同士で討論する気はないんですけど、私の認識は藤谷さんおっしゃっていただければと思うんですけど。行ってきますと、廃棄したんではなくて何かそれ以上

の理由を聞いていたんだなというふうに私は記憶してるんです。もう一度委員長のほうから確認していただけませんか。私から言うべきところではないんで。

○委員長（本多　浩君）　ただいま菅原委員からの質問は告発文を受け取った委員はいませんかというたしか、だから受け取りましたというだけでいいんじゃないですか。受け取った方は。

ほかに誰か受け取った方いますか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　いいです。いなければ無理に強いるものではありませんから。いや私は、私以外に告発を受け取った議員の方は直接社協に出向いたというふうに耳に入っておりますから、そういう方がいらっしゃるんですかと聞いてるんです。

○委員長（本多　浩君）　直接、社協に出向いて行かれた方いませんかという話なんですけど。

石原委員。

○委員（石原広務君）　繰り返しなんですけど、私もいただきました。告発という文言で始まる。ただそれを確認に社協には出向いていません。はいネットで公開はしました。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　社協に行った方はいないということでよろしいんですか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　私はそういう方がいるというふうに聞いてますから。だから聞いたのがそれは間違いだったか。あるいは聞いたんだけれども私の耳に入れた方が事実と違うことを言ったのかどちらなんでしょう。いずれにしてもこの問題については、推測、臆測という問題ではなくて、具体的に資料を解析すると極めて不自然だと言わざるを得ないわけです。であるにもかかわらず寄附米の取扱いについては廃棄処分としたものは一切なく町へ報告したとおりとなっております。ここまで断言すれば一体何なんだということになるわけです。こう言ってんだからそう信用する以外ないっていうのは町長の見解ですが、信用できない大きな疑問これを残した報告書に結果としてなってるということを私は言っておきたいと思います。これで議会が通るんなら、あるいは世間が通るんならどんなものでも通ります。どんなへ理屈でもつうじます。私はたちが悪いと思います。これは今日なるべく早く進めたいと思ってますからこれ以上申し上げませんが、引き続きこの問題については解明をするつもりでおります。

それで次の問題に進めたいと思うんですが、同じく回答書の②です。社協会長の平澤議長に対する回答書の②です。これ余計なこと書いてるんです。なぜかって言いますと、参考人の委員会出席要請を議長がしたことに対して回答してるわけですから、出れるか出れないか、都合がつかなければ出れないというふうにすればいいだけなんです。たったそれだけなんです。私も当日２０日の日に申し上げましたが、２０日にいきなり２２日の特別委員会に参考人招致をするわけだから極めて無理なんで出てこれないのであればそれは致し方ありませんと、これ明確に断言してるんです。だから出れるか出れないかだけ言えばいいのにこの書面なんですか。②のところにこう書いてあるんです。せたな町から社会福祉協議会への運営補助金は、せたな町社会福祉協議会運営事業補助金交付要綱に基づき交付されており、議会決算審査特別委員会

でも承認を受けております。なお使途に関しては不適切な部分はないものでありますと。この不適切な部分がないものであります。何でこれ言えるんですか。これは副町長の見解と全く違いますから副町長に改めて見解を伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　この不適切な部分はないというところは、これ出張旅費のことだというふうに思っておりますけれども、これは特別委員会の中でも申し上げたとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その悪い答弁、悪い癖です。申し上げたとおりっていうんならどういうことで申し上げたのかその中身を言ったらいいでしょう。そういう極めて曖昧なぼかした答弁はそれはダメなんです。言ってることわかりますか。あんたが答えるべきことはそういう表現じゃないはずです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　使途に関しては不適切な部分はないものでありますと、この使途に関しての部分につきましては、社会福祉協議会の中の出張旅費の出張命令の取扱いだというふうに思ってます。それにつきましては町に置き換えますとそういった命令はないというようなことで特別委員会の中で答弁をしております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　もう一遍聞いておきます。町としてはそういう命令はしないっていうんであればその先どうなんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　町としては命令がないのかもしれませんけれども、社協としてはそういう命令があってその命令に基づいて出張したということになるということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　自分で何答弁してるかわかってるんですか。社協がどういうふうな立場でやったかなんて聞いてません。副町長の見解はどうなんだって聞いてるんです。何でその程度のことをここで発言できないんですか。何かあるんですか。したらちゃんと普通に答えたらいいでしょう。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　私としては普通に答えているつもりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや普通の答え方じゃないです。いいですか。不適切な部分はないものでありますというんです。これについてどう思うかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　それにつきましては先ほども申し上げましたけれども、旅費の出張命令だというふうに思っております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでどうなんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　例えば役場ですと日帰りのところ、社会福祉協議会では１泊２日というような命令の仕方だというふうに思ってますけれども、社会福祉協議会では命令のとおり公務をこなしているということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　副町長、真面目に答弁しなきゃダメです。これはね公金である税金なんです。社協のプロパーによる予算の執行じゃないんです。一貫して何が問題になってきたのかあなたは理解していないんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　このことにつきましては、町からの補助金ということですから税金が入っているという理解でおります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　税金の使われ方って適切なんですか。どうなんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　これは特別委員会の中でも答弁申し上げているところでございますけれども、別に虚偽ではございません。命令どおりの出張してるということでございます。ただその命令の仕方がどうだったかなっていうのは社会福祉協議会の内部としてどうなんでしょうかということになると思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　何でそうやって責任転嫁するんですか。納得できますか今の答弁。補助金出したのは町です。あなたは町職員の場合はそうした出張命令はしないって言ってんです。するんですか、しないんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　状況にもよりますけれども、通常はあまりない例だというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういう命令はしないって言ってるんです。もうしょうがないから会議録精査を求めます。４月３０日の予算審査特別委員会の町長答弁、これ３２ページの上段に出ておりますから配付してください。
○委員長（本多　浩君）　資料の配付が求められております。
　暫時休憩します。

休憩　午後　４時１８分
再開　午後　４時２９分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　３２ページ上から６行目です。読み上げます。副町長、佐々木正則君、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。記憶してますか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今改めてこの会議録の拝見をいたしまして、こういう答弁をしたというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういう答弁を今何でできないんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ここで私の６行目、その前に３行目に不適切出張がわかった場合にはというふうになってございます。ですから１泊できるようなところに宿泊を伴うような出張命令もさせませんけれども、もしそういった不適切な出張がわかった場合には当然返還をさせるということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうこと聞いてません。なんで聞いてもいないこと答弁するんですか。聞かれたことを何で答弁しないんですか。高橋町長の悪いところそっくり副町長も受け継いでるわけです。似た者同士っていいますかね。もう１回言います。ここでそういう答弁してるわけです。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。明快に言ってるんです。この答弁を今なぜ答弁できないんですかって言ってんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　申し訳ありません。もし違ってたということであれば、この４月３０日の答弁のとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうなんでしょ。４月３０日の答弁どおりなんでしょ。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　質問の内容がこの４月３０日と同じということであればそういうことになります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　最初からそういう答弁すればいいわけです。もう一遍言います。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。これは本日ただいまこの場所で副町長が当然おっしゃることだと確認させてもらいます。よろしいですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですので繰り返しになりますけれども３行目にございます不適切町、これがわかった場合には当然返還をさせます。そういうことでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　簡単に言います。町職員の場合でしたら、そういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。この言葉を否定しませんね。その上で今日も見解は同じですね、同じ答弁をしますねって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですので繰り返しになりますけれども、不適切出張がわかった場合には返還ということになると思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　３回目になります。いいですか、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還させます。この答弁は今日でも同じですねって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　繰り返しになりますけれども、例えば日帰りのところ宿泊を伴うような主張で仮に日帰りしたというような主張があれば、それは当然不適切な主張ということで当然旅費を返還させるということになると思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長のほうから私が求めてることについて副町長に確認をしてください。町職員の場合でしたらそうした出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。この答弁は今日でも同じ答弁をなさいますね。この確認をとってもらえませんか。
○委員長（本多　浩君）　副町長に申し上げます。今、菅原委員がおっしゃったように副町長は、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけども、もしそういったことがあれば当然返還させます。これに異議はないですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　異議があるとかないとかということではなくて、不適切な主張があった場合には返還をさせますというふうに答弁してるわけです。
○委員長（本多　浩君）　それに変わりありませんか。
○副町長（佐々木正則君）　ありません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長もう一遍言います。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。これは７月３０日の特別委員会で副町長がおっしゃったことなんです。これを今日でも同じように答弁をなさいますねと、この点だけ確認してほしいんです。

○委員長（本多　浩君）　副町長、今も、現時点でも副町長が答弁なさったこと間違いないですか。変わりませんかということです。
○副町長（佐々木正則君）　私の答弁は町職員の場合でしたらそういった出張命令、そういった出張命令、不適切な出張、不必要な宿泊費、不適切な出張そういった出張命令もさせませんけれども、もしそういった不必要な宿泊費あるいは不適切な必要があった場合は当然返還させます。こういう趣旨でございます。
○委員長（本多　浩君）　変わりありませんか。このとおりですか。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　かわりがあるとかっていうことではなくて、今私が委員長の求めに応じて答弁をいたしましたので、そのとおりでございます。私の今言ったとおりです。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認してくださいもう一遍、委員長の言葉で確認をしてください。
○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時３８分
再開　午後　４時３９分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開再開します。
　副町長に確認をとります。副町長は、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけども、もしそういったことがあれば当然返還させます。このことについて確認します。そのとおりですか。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　先ほども申し上げましたけれども、１行目に不必要な宿泊費であります。日帰りができるでしょうということになると思います。それで３行目に不適切な出張、これの２つは、私の答弁の中で職員の場合でしたらそういった出張命令はさせませんけれどもということで、もしそういったことがあるあれば当然返還させますとこういう答弁です。
○委員長（本多　浩君）　副町長、先ほど私が申し上げてるのは副町長の答弁です。町職員の場合でしたら、そういった出張もさせませんけども、もしそういったことがあれば当然返還させますと言ってますと言ってます。そのとおりですねということです。確認をとります。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですから先ほどからも申し上げてますけれども、答弁の中で町職員の場合でしたらそういった出張命令、これ１行目にございます不必要な宿泊費、それと３行目にございます不適切出張、そういった出張命令もさせませんけども、もしそういったことがあれば返還をさせます。例えば日帰りできるようなところを１泊２日で行って日帰りしたらそれは当然返してもらうと、こういうことでございます。
○委員長（本多　浩君）　もう一度、副町長に確認をとります。副町長は、町職員の場合でし

たらそういった出張命令もさせませんけども、もしそういったことがあれば当然返還させます。これに変わりないですか。
○副町長（佐々木正則君）　先ほども申し上げましたけれども、不必要な宿泊費、不適切出張があるような出張命令はさせませんけれども、もしそういったことがあれば返還をさせるいうことで、先ほども申し上げたとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　副町長、もう一度確認をとります。これは副町長の答弁です。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけども、もしそういったことがあれば当然、返還させます。このことについて変わりがないですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですから質問がありまして質問の中に、不必要な宿泊費、不適切な出張、そういった出張命令はさせませんとあれば返還をさせますと、こういうふうに答えてます。
○委員長（本多　浩君）　私が聞いてるのは不適切出張がわかった場合、この前段に書いてありますけど、そこを言ってるんじゃないんです。先ほどから言ってるのは、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさすませんけども、もしそういったことがあれば当然返還させますと言ってます。これに変わりないですねって確認をとってるんです。この部分だけです。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　それじゃ反問権はありませんけれども、委員長の理解の中で、そういったというところはどういうふうに理解をされているんでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　私が言ってることは、副町長が言った言葉そのまま言ってるんです。それに変わりないですかって言ってるだけなんです。
○委員（石原広務君）　議事進行。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　副町長に申し上げます。先ほどの委員長に対して反問権はないんですけど、尋ねること自体はこれもう議会軽視してますから、そこを謝罪も含めて委員長がおっしゃるような単純明快な促し方をしてるんです副町長。会議録にも出てるじゃないですか。それをお認めになるだけでいいんです。そこをきちんとわきまえてご答弁なさってください。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今、石原委員から議事進行発言だというふうに思いますけれども反問権がないということで委員長に聞くようなことではなくて、それは議会軽視だということであればそれは大変申し訳ございません。ただ委員長からは私の答弁だけを切り取って確認をされてますけども、質問に対して答えてますので、そういった場合っていうのはそういった出張命令というのは、不必要な宿泊費、不適切出張こういった出張命令はさせませんけれども、そういったことがあれば返還をさせますと。こういうことでございます。
○委員長（本多　浩君）　副町長ちょっと、私副町長の答弁を切り取ってるわけじゃないです。全部言っているんです。このとおり言ってんです。それに間違いないですねっていう確認をと

っただけの話です。
　暫時休憩します。

休憩　午後　４時４８分
再開　午後　４時５６分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　副町長が答弁の中で、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけども、もしそういったことがあれば当然返還させます。この部分を確認します。よろしいですか。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　この手元にある会議録のとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　このとおり言ったということで確認します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　最初から言えばよかったじゃないですか。何でこうやって会議時間浪費させるんです。言いたくないけども真面目にやってください。もう一つ言いますがあなたの任期もないんでしょう。町長の任期は今月いっぱい１０月１日ということでしょうけども、あなたの任期ももう残り少ないんでしょ。申し上げます。立つ鳥跡を濁さずってのがあるでしょう。濁してかましてメチャクチャにしてるんです。これ全部見てるんですから町民は、何だあの答弁と、私は言いたくないけども、もう町長にも言います。本多委員長から１９日議会終わってから、菅原委員と、決算審査絶対終わらせてくれとこういう要請を受けたんです。私は町長答弁次第だというふうには言ったけれども、それは古い昭和の言葉になりますけども男同士として約束を守ろうと思って、私、今朝１時に起きてびっしり３０問あった質問を１５問に縮めたんです、１１ページです。それで何とか本多委員長の要請に応えたいと思って全部カットしてカットして、エッセンスの部分を１１ページ、１５問に縮めました。これ見せろっていうんなら見せてもいいです。半分に切ったんで今日で上がれば２４日で楽々閉めれるなと思いましたが、今日なんですか、午前中から２時間吹っ飛んでいるでしょう。午後からだっておたくらの答弁がこういう状態だからさっぱり前に進まないんです。終わり際ぐらいきれいにしたらどうですか。私は本当はそういうこと言いたくないんだ。言わざるを得ないでしょう。
　続けます。それで副町長はそのあと、この会議録に沿って言えばこういうことも言ってるんです。その前に私はこういう発言してるんです。ちょっと時系列に沿って言います。副町長が町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせますと。こういう答弁です。それで私は続けて言ってるんです。ところが社協おとがめなしなんです。参考人質疑で明らかになっているのに、その後、是正措置をとったという話は皆無なんです。どう思いますか。これも町民の税金の使われ方の問題なんです。いかがですか。これに対して佐々木副町長、こう答えてるんです。町民の皆さんの血税が適正に使われていないということについて本当に残念でなりませんと断言してるじゃないですか。こ

の言葉の意味は町民の皆さんの税金が適正に使われていない。まずこれを断定してるんです。その上に立って残念でならないという感想が展開されてるんです。これについても確認させてください。変わりありませんか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　このとおり変わりません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私もう少し質問続けたいんですが５時来ましたから今日これで終わらせてください。もうこの状態でもう少しありますけれどもスムーズに進むと思えないですから今日は一旦これで切ってもらって、お互い明日、水を入れて明後日清らかな気持ちでスムーズに全体が進むように切り上げてもらえませんか。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　少し話戻るんですけど、先ほどの匿名の告発として始まった文書、菅原委員のほうから教えた方がいらっしゃると、私が教えた人物なんです。教えた立場なんです。社協に出向いた方がいらっしゃると。それは告発文書が私の手元にあって記憶ですと横山委員に見せた記憶があるんです。そのあとに藤谷委員も私ももらいました。その上で社協に出向いて確認したけど、廃棄したのではなくネズミに食われたという証言もらってきたんで、すごいな社協に出向いたんだ藤谷さんということで私が捉えて、菅原副議長にいや藤谷さん行ってきたみたいですよって。廃棄したんではなくてネズミにも何かやれたというふうな聞き取りしてきたみたいですねっていうことを私が菅原委員に教えた本人です。そこだけはきちんと、藤谷委員の名誉のためにもなるので藤谷委員からきちんと、私のもしかしたら記憶違いかもしれません。ですからきちんと当時のことを、振り返ってもらって発言をさせていただいたほうがよろしいかと思います。
○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。
○委員（藤谷容子君）　それは記憶違いで私は社協には出向いていません。ただ先ほど言ったようにボランティアで行かれてる方からネズミ食べられたという話は聞きました。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　この場で委員長に申し上げることはないありませんけど、私の聞き間違いで、藤谷委員が同じ文書をもらってるけど、調査という目的で社協に出向いてネズミに加えたっていうことを何か調査してきたみたいですよ副議長っていうことが事実ではなくて、藤谷委員がおっしゃったようにボランティアの方からそういった聞き取りをしたということで私は確認できましたので、議事進行発言でこれで終わらせていただきます。
○委員長（本多　浩君）　承りました。
　お諮りいたします。
　本日の会議はここまでとし、この続きは９月２４日、午前１０時から再開したいと思います

が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、９月２４日、午前１０時から再開いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後５時０５分

委員会条例第２８条の規定により署名する。

令和７年１１月２８日

委　員　長　　本　多　　浩

署名委員　　菅　原　義　幸

署名委員　　石　原　広　務

令和７年せたな町議会決算審査特別委員会　第４号

令和７年９月２２日（月曜日）

○議事日程（第４号）

１　認定第　１号　令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算について

○出席委員（１０名）

委員長	本多　浩君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	桝田道廣君
委員	福嶋　豊君	委員	横山一康君
委員	橋本一夫君	委員	吉田　実君
委員	大湯圓郷君	委員	菅原義幸君

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君		
教育委員会教育長	小板橋　司君		
農業委員会会長	原田喜博君		
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君		
代表監査委員	残間　正君		
監査委員	熊野主税君		

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君		
総務課長	髙橋　純君		
まちづくり推進課長	阪井世紀君		
財政課長	佐藤英美君		
税務課長	佐々木正人君		
町民課長	濱口喜秋君		
福祉課長	中川　譲君		
健康推進課長	河原泰平君		
農林水産課長	吉田有哉君		
建設水道課長	平田大輔君		
会計管理者	杉村　彰君		

国保病院事務局長	手塚　清人	君
認定こども園園長	本田　和矢	君
総務課長補佐	尾野　裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村　大樹	君
財政課長補佐	中山　康春	君
税務課長補佐	長内　解人	君
町民児童課長補佐	黒澤　美知子	君
福祉課長補佐	長内　京	君
福祉課長補佐	水野　万寿夫	君
福祉課長補佐	栗谷　一樹	君
地域包括支援センター所長	今川　勇吾	君
健康推進課長補佐	古守　亜珠	君
子ども家庭センター副所長	垣本　利子	君
認定こども園副園長	浜高　あけみ	君
農林水産課長補佐	井村　裕行	君
農林水産課長補佐	伊藤　哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木　涼平	君
国保病院事務局次長	近藤　智博	君
まちづくり推進課主幹	稲船　洋志	君
税務課主幹	小林　朱央	君
町民課主幹	三浦　三津枝	君
地域包括支援センター副所長	大久保　麻未	君
農林水産課主幹	斉藤　真	君
農林水産課主幹	撫養　和伯	君
農業センター副所長	北山　典孝	君
建設水道課主幹	川上　佳隆	君
建設水道課主幹	吉田　一也	君
建設水道課主幹	大野　秀幸	君
建設水道課主幹	岡島　譲二	君
建設水道課主幹	村井　貴大	君
出納室主幹	竹内　亜希子	君
国保病院事務局主幹	山川　彩子	君
国保病院事務局主幹	大庭　啓	君
総務係長	竹内　佑輔	君
地域生活係長	栗城　惇史	君
情報管理係長	又村　智	君

広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
包括支援係長	山崎	記代子 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
健康推進係長	干場	美沙代 君
子ども子育て支援係長	清水	美千子 君
業務係長	池田	裕之 君
下水道係長	小川	寛雄 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真理子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	浜高	正明 君
次長	高橋	真一 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君
給食センター学校給食係長	伏見	尚志 君

（3）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林	和仁 君

（4）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	髙橋	純 君

書　記　次　長　中　山　康　春　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　務　局　長　上　野　朋　広　君
次　　長　松　原　孝　樹　君
主　　事　神　野　翔　亜　君

再開　午前１０時００分

○委員長（本多　浩君）　皆さんおはようございます。

全員が出席しており定足数に達していますので決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

整理番号第１、認定第１号令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

９月２２日に引き続き一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　２２日に引き続きまして、社会福祉協議会運営事業補助金について質疑いたします。理事者側の質疑に入る前に寄附米問題について藤谷委員に確認のお尋ねをさせていただきたいと思います。告発文を受けてボランティアの方に聞き取りをしたという発言をなさっておりました。その中身としては、ボランティアの方に聞いたところ全部炊いて配られたというのは違うと思うという話だったとおっしゃっていたように私は受けとったんですが、間違いございませんでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。

○委員（藤谷容子君）　そのように聞いています。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　理事者に対する質問に関連しますのでお尋ねしておきたいんですが、違うと思うという意味は、どういうふうに理解すればいいのか説明願いたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。

○委員（藤谷容子君）　資料で出されていた食べたあとに赤飯パックに入れて炊いたお米を持って帰ったというところが、炊いたお米を持って帰ったのではなく生の米をもらったということがあったという話でした。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　それで全体として中川課長から提出されている担当職員からの聞き取りの資料全般についてはどんな印象を持ちですか。

○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。

○委員（藤谷容子君）　私は細かく調査をしたわけではありませんけれども、あの数字については明らかに無理があるというふうに思いました。また記録もしていないのに、あれだけきちんと数字を出すというところにも不自然さを感じました。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　わかりました。ちょっと基本的には私が抱いている疑問、それからそれぞれの方がおっしゃっていた不自然さと認識は同じだというふうに思ってよろしいですか。

○委員長（本多　浩君）　藤谷委員。

○委員（藤谷容子君）　それでいいです。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　次に進みます。８月２２日の参考人出席要請に対する社協会長の回答

について、引き続き副町長にお尋ねいたします。社協会長は社協への運営補助金について、使途に関しては不適切な部分はないものでありますと開き直っています。しかし２２日に確認させていただきましたように、副町長は４月３０日の予算審査特別委員会の席上、町民の皆さんの血税が適正に使われていないということについて本当に残念でなりませんという答弁をされました。そうした立場から見て社協会長の平澤議長に対するこの回答内容について、どのように思われますか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長(佐々木正則君)　社協からの参考人の委員会出席要請の回答でございますけれども、不適切な部分はないものでありますというふうに断言をされておりますけれども､私としては、これはデジ特でも申し上げたと思うんですが好ましくないというふうに感じております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　好ましくないって何に対して好ましくないというふうに思ってるっていうことなんですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長(佐々木正則君)　それは前から議論になってございます出張についてでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういたしますと好ましくないというのが行政側の判断なんです。副町長がせたな町の事務取扱という点では最高責任者であるわけです。その方が好ましくないと判断なさっている案件について、結局社協会長は不適切な部分はないものであると。これ１８０度評価が違うんです。副町長としてはどういう対応をしようと思いますか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　この件につきましては政策審査特別委員会の中でもいろいろ議論があったところでございますけれども、社協の会長は不適切な部分はないもの、私の感じでは好ましくないということでございますけれども、補助金返還を命ずるにあたりましてこの不正行為にはあたらないというふうに思っております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　不正行為にあたるあたらないという聞いてるんじゃないんです。副町長の見解と社協会長の回答文の中身と一致しないわけです。要するに対極にある評価をそれぞれがなさってるわけです。このことについてどうしようと思いますかって聞いてるんです。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　この参考人の委員会出席要請についての回答文につきましては、９月２２日、初めて私拝見をいたしました。社協会長には特段これは確認等もしてございませんけれども、機会がありましたらそういったお話は聞かせていただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　機会がありましたらっていうのは具体的にどういう機会ですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　特段今頭の中にはございませんけれども、何らかの機会があればこういった話をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　実はこの文書の内容は今回初めてでないんです。以前にも全く同じ内容の書面が真柄議長時代に返ってきてるんです。それはご存じなかったですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　以前にも議会宛てに参考人の委員会出席だったと思いますけどもそういった文書が提出されたというのは承知しておりました。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そのときの内容寸分変わらないんです。全体の中身自体が蒸し返しなんです。だからこれを見て初めて知ったということには私はならないと思います。以前からこういうスタンスであるということは特別委員会の中でも指摘しておりますし、２２日に初めて知ったんで機会があれば話をしたいということになりますと逃げてるなと私は思いますが、いかがですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　逃げてるなというふうに思われるということでございますけど、決して私は逃げてはないつもりでおりますけれども、今回初めてではない前回のそういった委員会への出席要請について今回のものと改めて確認をして、機会があればお話をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういう悠長な話でないんです。任期何日もないでしょう。日数稼いで期日きて、はいさようならです。そういう悠長な話をしてるんじゃないんです私は。これ将棋の級の問題で、一貫して提起してきてる問題なんです。社協は不適切なものはないと。正確に申し上げますと、使途に関しては不適切な部分はないものでありますと。これはこの数年来一貫して変わらない方針なんです。それに対してどういう対処をなさってきたんですか。今後の問題として聞くのではなくて、これまでの経過の問題として改めてお尋ねをしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　私から改めてこの使途に関しての不適切な部分云々につきましては確認はとっておりません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　要するに放置してきたんです副町長としては。これ重大な問題なんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　放置してきたと言われればそのとおりかもしれませんけれども、ですけれども社会福祉協議会の決算、補助金の確認にあたっては担当課と社会福祉協議会でそ

ういった確認がなされているものと思っています。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　担当課と社協がそういう確認をしたということについて、その結果の問題として議会とやりとりした中では、副町長はこれは大変残念なことだと、適切でないとこういう表現なんです。社協のほうは、不適切な部分はないんだということで食い違ってるわけですから、補助金を交付する行政側としての何らかのアクションがあってしかるべきではないかって言っているんです。そこのところについて事務取扱最高責任者としてのイニシアチブはどのように発揮されてきたのか、改めてお尋ねしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　先ほども申し上げましたけれども、私からそういった確認というものはしてございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや私からしないんであれば、担当課長にどのように指示したんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　補助金に関しましては毎年の精査ということでございますので、私から改めての指示というものはございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうするとやっぱり放置したんじゃないですか。改めて指示しなきゃおかしいでしょう。だってあなたは適切ではないんだっておっしゃってるんです。社協のほうは不適切な部分はないんだって言ってるんです。全く補助金出す側と受け取る側の見解が１８０度違ってるじゃないですか。それに対して担当者に何の指示もしないということは、ほっといていた。社協の不適切行為を容認、黙認ないしは放置したということになりませんか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　放置していたと言われればそのとおりかもしれませんけども、私の認識としては、そういった認識は持っていないところです。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　またおかしな説明しますね。何のアクションを起こさなかったらほっといたってことになりませんか。それで何で私はそういう認識ないんだっていう答弁になるんですか。もう一つ言っときます。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還させますと。これが４月３０日の私の質疑に対する答弁なんです。それは現時点でも変わらないということを、おとといの特別委員会でも確認をさせていただきました。確認するまで２０分も３０分もかかりましたけども。町職員の場合でしたら当然返還させるんであれば、社協の場合はどうしなきゃいけないんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　これは社協内部のことになると思いますけれども、例えば１泊２

日のところ日帰りでしたら旅費の返還とこういうことになると思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういう場合何か、どうしたのか確認してますか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　私からは確認してございませんけれども、毎年度担当課と社協の間で行われます補助金の精査の中では確認されているものと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　どのように確認されているものと思うんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　出張命令とその内容だというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　出張命令とその内容がどうなんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　出張命令どおり公務を行ったかどうかということだと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　おかしいじゃないですか。１日で行ける出張を１泊２日にした場合には返還させるんだとこうおっしゃったんです。出張命令そのものが正しいかどうかの検証しないんですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　正しいかどうかの検証というのは、これは社会福祉協議会監査の方もおられますし、通常の業務の中で確認されるものというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで副町長はどういう認識をしてるんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　社会福祉協議会できちんと確認をしているというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますと、またおとといの答弁おかしくなってくるわけです。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれどもって、社協の出張命令を否定してるんです。今の答弁と一昨日確認した答弁もう食い違ってるじゃありませんか。町職員の場合でしたらそういった出張命令させませんとあなた断言したんです。その上で何て言ってるか。もしそういったことがあれば当然返還をさせます。これは町職員の場合はっていう前提条件つきですから。だから私聞いてるんです。町職員の場合なら返還さする出張案件を社協の場合、そうでなかったということなんだから、補助金を交付する側のアクションとしてどうなさったんですかって聞いてるんです。補助金というのは出した先が勝手に使っていいというものではないんです。補助金を出した側の責任を問われるんです。

○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですから繰り返しになりますけれども不必要な宿泊あるいは不適切な出張、特に不必要な宿泊費ということでございますけれども、これは命令どおり１泊２日で言ってるわけです。日帰りではありませんでした。ただそれが日帰りできるかどうかということについては社協の中でも冬季間というような理由の中で命令をしていると。ですから命令どおり公務を行っているということでございます。不適切出張、好ましくない出張でございますけれども、これも命令どおり公務を行っているという理解でおります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからあなたの今答弁してることと違うんじゃないですかって言ってんです。町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんって言っているです。社協の出張命令と町の出張命令の判断が違うということを言ってるんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですから町職員の場合ということで私断り入れてございます。社協内部の事務処理、旅行命令でございますので町側と考え方が違うということになると思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だんだん深みはまりますもんねそういうことで。町側に準じて使わなきゃおかしいでしょう。公金であり税金なんです。社協の独自の財源で社協の規定に従って執行されるんであれば、これは議会で問題にする何物もないんです。ところが議会は補助金を議決する機関なんです。その場合に議決した補助金が適法的に使われているかどうかということを決算においてしっかり検証する責任があるんです。そういう９８条調査権も含めた権利権限の中でお尋ねしたときに不自然な問題がこれだけ出てきたんです。議会で私の質疑の中で初めてはっきりしたんです。だから副町長も町職員の場合でしたらそういった出張命令をさせませんとはっきり言ってるんです。だって冬季間だって言ったって春先に上ノ国１０時から始まるのに何で前日の午後３時から出張しなきゃないんですか。もう吹雪で前も見えないっていうなら別として、そういう天候でなかったんですよあれは。私いろいろ調べてみたら。せいぜい７時に出れば悠々余裕をもって上ノ国にはつける距離です。それを事務局長、次長そろって前の日の午後の２、３時頃だっていうんです。出かけていって多分江差だと思うんですが１泊して、その間何やってるんですか。これ全部税金ですから今私が取り上げている旅費は町が１００％補助している旅費に限定して調査した問題ですから、それを社協がどう使ってもいいということにならないわけです。私がずっと取り上げた中であえて前の日に出張して不必要な宿泊費と２日分の日当取ったということになるんだと。これをいろいろカウントすると３万７，２００円になると。こういう指摘をした中で副町長は町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんとおっしゃってるんです。今聞いたら社協にやってることだから口出しできないんだと。何でそういう答弁になるんですか。あまり時間かけたくないんで辻褄の合わない答弁はしないでください。今日は多分最後の機会になると思いますから辻褄の合わない答弁をされたと

きには私は妥協しませんから、それで時間が経過したとしても私の責任ではなくて辻褄の合わない答弁をする理事者側に責任がありますからこれ申し上げておきます。よく考えて答弁してください。思いつきで答弁したらダメだよ。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長(佐々木正則君)　繰り返しになりますけれども１泊２日の命令でございましたので、この命令どおり公務をこなしたということでございます。日帰りであれば当然その部分については返還ということになると思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　出張命令が正しいという見解ですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　これは社協の命令行為だというふうに思ってますので、それを正しいか間違ってるかという判断は社協内部のことだと思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　副町長がこう言ってるんです。私が具体的に６件あげたことに対して、町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんと言ってるんです。せたな町なら出張命令しないのに社協なら出張命令出すんですか。それから１日で行けるところ２日出張命令出しただけじゃないです。１人で済む出張を２人で出張命令出してるんです。これ出張命令っていうこと言いますが、社協の場合私が調べますと事実上出張命令は事務局長作ってるんです。当事者が作ってるんです。だから自分でつくって自分で判押してるのとほとんど変わらないんです。全部事務局長絡んでるんですから。チェックどこで効きますか。後日監査委員が云々って話じゃないです。そういう出張したこと自体が問題だって言ってるんです。真面目に答えてください。いや真面目に答えてください。真面目さ全然感じません。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　真面目に答えているつもりでございますけれども、このときにおいては社会福祉協議会では１泊２日相当という判断で命令をしたものと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからその命令が間違ってるんじゃないかって言ってるんです。上ノ国で１０時から会議があるのに何で前の日の２時や３時から出張しなきゃないんです。町職員にそういうことをさせますか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そういう命令につきましては今ここで何とも申し上げられませんけれども、普通は日帰りになるのかなというふうに思いますけれども、そのときの状況の判断で命令されたものと思ってます。不適切な出張、好ましくないというふうには思っています。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だから好ましくない出張なんでしょ。命令そのものが好ましくないということになるんでしょう。違いますか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　その判断についてはこれ繰り返しになりますなりますけれども、社協内部の命令というようなことだと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　またごまかしてるんです。内部の命令なのか外部の命令なのかそういうふうに聞いてませんよ私は。上ノ国で１０時からやる出張を前の日の２時、３時に出張するように１泊２日の命令を出し、最終的には会長が出してるわけですが、それが正しいということになるんですかって聞いてるんです。内部が出したか外部が出したかってそういう質問してません。だから真面目に答えてもらいたいって言ったんです。もう今日これで３０分です吹っ飛んじゃって。藤谷委員の質疑は極めて正確に誠意を持って答弁を頂戴しました。あなたの番になったら全然進まないよこれ。私の原稿ほとんど進まないんです。真面目にやってもらえませんか。委員長それから答弁自信がないんだったら、よく協議をして間違いのない、あとでひっくり返すことのないような答弁してください。昨日だって２０分から３０分さんざん頑張って結局私が最初に質問したとおり会議録を認める答弁に落ちついたじゃありませんか。だからそういうことを繰り返してもらったら困るって言ってるんです。よく落ちついて担当課長や総務課長や町長にも相談して私の言ってることに的確に答弁するように調整してください。何も進んでないんですさっきから。
○委員長（本多　浩君）　町側答弁調整しますか。何分ぐらい必要ですか。
　それでは１０時４５分まで休憩します。

休憩　午前１０時３１分
再開　午前１０時４５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　町側の答弁を求めます。
　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　時間をいただきましてありがとうございます。この出張命令もそうなんでしょうけれども、業務全般につきまして今後、社協へ指導してまいりたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことなんです私が聞いてるのは。先ほど休憩中ですが監査職にある方からこういうアドバイス頂戴しましたよ私は。こういう状況であるならば、せめて町はイエローカードくらい突きつけなきゃおかしいよねっていうんです。非常に明言だと思います。イエローカードも出してないんです。だって出張命令どおりやってるんだから問題ないんだっていうそういうことをおっしゃったわけですから。私はこの機会だから申し上げておきますが、出張命令自体に問題があるんです。何で問題があるかっていうと出張命令を作ってるの

が出張してる当の本人だからです。会長は非常勤職ですから後閲で判を押していくと。だからやりたい放題なんですはっきり言って。調べてみたらそのことはわかります。どうやって調べたかっていうと、私は担当課を通じて正式に書類、補助金に関わる部分の正当な請求権を持って調査権を持って資料を出していただいて、解析した結果、補助金の使われ方に問題があると。出張命令から支払命令書まで全て一連のものを目に取ってみて、おかしいなというものを６件リストアップしたんです。だから副町長も社協に問題ありということがずっと対議会との関係で問題になってきてるのはわかってるわけですから、そこは神経を普通に張りめぐらしてこうだぞという提起を担当課長にすべきなんです。今追い込まれてやむを得ず答弁したんだろうと思うんですが、そういう基本的なところに欠落があったということを一つお認めになっていただきたいと思います。よろしいですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　今菅原委員からは社協へイエローカードをつけるというゆきつけるというか出すといいますか、なるほどなと今お聞かせをいただきました。早速これは内部で協議をいたしましてそういった対応を取りたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういうふうにしていただければ議会として社協会長と補助金の使途に関しては不適切な部分はないものでありますということについて一々やりとりする必要がなくなるわけです。私は別にそこまで目論んで意図して取り上げてるわけじゃないですから。疑問な点を問いただしてみて明らかにおかしいと思うからこれは変じゃないですかという指摘をさせていただいてるにすぎないのであって、使途に関しては不適切な部分はないものでありますと２回にわたって公文書でせたなの町議会議長あてに会長名があって職印をもって出してきているんです。これ放置しておくってことはできないから、それは補助金を出している側の行政の主体性において指摘をしていただきたいとこういうことなんです。よろしいですか。それ理解していただいたと思いますがよろしいですか。

○委員長（本多　浩君）　副町長。

○副町長（佐々木正則君）　そのように理解をいたします。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　それでその内容なんですけれども、やっぱり町の場合であれば、上ノ国のレベルであればこれ真冬であっても１日で済む出張の範囲内です。前の日の午後２時や３時から出かけなきゃならないような距離じゃないです。このこともしっかり伝えてください。そういう出張命令を出すこと自体に問題があるし、出張命令は公金である補助金なんだからしっかり検討してほしいということ。それからもう一つは１人でできる出張を２人でやってるわけです。これは徹底的に特別委員会の中で私疑問を正して、向こうのほうはパワハラだとか、警察のような取調べだとか言ってますが、いやパワハラでも何でもないです。警察の取調べなんてのはあんなもんじゃないですよ。私も経験してるからはっきり言いますけどもね。あんなの警察の取調べのうちに入りません。ただ普通に疑問点をごくごく正論を持ってお尋ねしてる

にすぎないわけですから、これを内部干渉だ、権限ないことをやってるみたいな発言を取り消せ、謝罪しろ、処分しろとまで言ってるんです。だから私は社協のそういう体質そのものをきちんとここで改めさせていかなければ大変なことになるんじゃないかという危機感を持って提起をしてるんです。そういうレベルと、そういう規模のものとしてしっかり認識をしていただけますか副町長。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今のお話の中で具体的に出張の内容のお話もございました。これは補助金対象であれば一つ一つ確認を十分していくと。その上で指導もするというようなことで取り組んでまいりたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そこは結構ですわかりました。私が提起してる角度がどこにあるかっていうその視点の問題を提起してるんです。ただ単に補助金の問題だ。あるいは後でちょっと米の問題もやりますが、米の問題だということだけではなくて、せたな町社会福祉協議会の今日の時点における構造的な問題点そこにしっかり補助を出す側の視点を定めていただきたいという提起を議員として理事者にやってるんだということなんです。そこのところをご理解いただけますかって言っているんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　わかりました。その点、十分気をつけてまいりたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　具体的に申し上げておきますが、一つは歴代の事務局長、これは何回も指摘させてもらってますが全てせたな町の現職の職員かＯＢなんです。全部そうです。合併以来今日に至るまで、現在の方だってＯＢでしょ事務局長は。それから会長は今は元副町長です。現在の佐々木副町長の前の方になります。だから世間はどう見てるかって言いますと、結局役場の組織なんだろうっていうんです。だって両支所長だって結局は町のＯＢという構図になってるんです。だから役場も社協も結局は同じに町民は見るという非常に厳しい状況に置かれてる組織なんです。なるほど補助金だって私調べましたら、これまで５億円を超える補助金出てるんです。これは財源の性格からいって一般財源ですから、いわゆる町民の血税だと言って過言でもないんです。社協の現場で不正なこと、あるいは不適切なこと、こういうことが発生したら町そのものがおかしいんじゃないかと見られるんです。議会は何を知ってるんだというふうに見られるんです。だって横領事件ありましたでしょ。着服事件と言っていいのかな。７００万ほどでしたか。このときだってひどい強い批判、私どもは受けたんです。当時たしか私議長だったと思うんですが、社協さんといろいろ意見交流やりたいって言ったけども、議会と懇談すれば酷いに目に遭うから絶対出ていくなというようなやりとりがあったんだそうです社協内部で。かたくなな態度だったんで行政も交えて道社協から呼んで講演会を開こうじゃないかということで３者一体となって開催したこともありましたけれど、なかなか議会側の意図が通ずる組織じゃないんです。だから行政がきちんとやっていただきたいと思います。これ町

長にもお尋ねしておきたいと思います。いかがですか町長。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　こういったいろいろご意見ございました。こういったご意見いただかないように今後指導してまいりたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで担当課長に伺っておきたいんですが、この自主財源の確立の問題についてどこまで社協側と詰めが進んでますか。教えていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　では７年度の予算策定段階では、その前の財政課の提出がその前の１０月、１１月という時期でございます。その時点で当時は保健福祉課でしたけども保健福祉課内部の中で社協に対してできる仕事がないかどうかということを協議いたしまして、社協のほうに検討した各種事業をできるかどうかということの提案、またそれをもって回答ということをいただいてます。そういう中であっては、なかなか社協も職員の定着がなかなかできてないというところもありますけども、なかなか町から提案した事業が受け入れないというか、受け切れていないという状況となってます。現在、先般横山委員に対する答弁をさせてもらいましたけども道の受託事業、それと町の受託事業をしている中にあたっては町の受託事業については８０万程度、金額にして社協の事業のベースでいくと３，０００万以上の事業費となってますので、そのうちの１割にも満たないという状況になってます。なのでこの部分は新年度に向けてさらに協議して提案をしながら自主財源の確保に努めていただきたいということにはなります。それと瀬棚町民センターこちらの受託の部分も以前協議しまして菅原委員からもたしか新年度の予算だったかと思いますけども、そういったご指摘の中で瀬棚町民センターの受託管理運営に関しては、とりあえず内部での協議がきちんとされてないという部分もありましたのでまた瀬棚支所のほうで地域の方々からの声もいただいた中で、瀬棚町民センターの受託に関してはまずは１回白紙に戻させていただいて、先ほど申し上げたとおり新年度、令和８年度の予算編成に向けてもう一度内部での協議、また社協との協議の中で自主財源の確保に努力していただきたいということを指導していきたいと思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今課長のほうから自主財源の捻出方法で瀬棚町民センターの社協への委託の問題出ましたから、前にも言ったかと思いますが指摘しておきたいと思うんです。これをただ単純に受託事業費だからといって社協の自主財源強化にはなりません。私はそう思います。現実には管理人おいてないわけです今は。使用頻度も少ないわけです。社協の事務所としてはやすらぎ館があると。このやすらぎ館に今人は配置されておりませんが、合併前からずっとあそこの場所で住民に慣れ親しんできているわけです。そういう瀬棚区の独自の流れやこれまでのいきさつということを考えますと、自主財源を作るために瀬棚町民センターの管理委託業務を社協さんに発注するというのは私はやめたほうがいいと思ってますはっきり言いまして。これは中川課長の発想というよりは引き継ぎ事項の、問題だと思いますので、前の課長からも

そういう構想があるんだというふうには聞いてました。聞いてましたがそれは本当に町財政にとって有益なのか。社協のためにも有益なのかという視点できちんと結論出していただきたい問題だと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　先ほども答弁させていただきました。この瀬棚町民センターの管理運営の社協への受託、これに関しては地域の声も聞きながら町としては当初はそういう構想で進もうという考えでおりましたけども、ご指摘も踏まえて町としてはまずはその管理運営に関しましては白紙とさせていただいて、改めて瀬棚老人と母と子の家ですか、それも含めた管理運営等を引き続き協議していきたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。答弁をいただいたものというふうにいたします。それで時間相当経ちましたからまとめに入りたいと思うんですが、最後に一言申し上げておきたいと思うんです。現時点では寄附米の問題も社協補助金問題も何ひとつ解決していません。それは社協側からの平澤議長に対する書面これが生きてるからであります。繰り返しになりますけれども社協補助金の使途に関しては不適切な部分はないものでありますと、これが最終的な見解になってるわけです。生きてるんですこれは。それから寄附米の取扱いについて廃棄処分したものは一切なく町へ報告したとおりになっておりますと。これが最終見解になってるわけです。全く一つも譲歩の余地がない。参考人質疑の問題については都合が悪いからこれないっていうんで、私は都合が付く時に来ていただいて率直な意見を聞かせていただきたいと思ってます。パワハラでもないし、内部干渉でもないし、発言を取り消しませんし、処罰も受けるつもりもないし、粛々と地方自治法に基づく権利権限これは行使させていただくという不退転不動の見解であります。それで行政側も、町長も今月いっぱいで退任される、１０月２日からは新しい町長に変わります。副町長も副町長の任期が来たら再度提案、３度目提案されるのか、そしてそれを引き受けるのか、これは私どもも全くわからないことでありますから、任期はそう長い残任期間ではないと思いますので担当課長に申し上げておきたいと思うんですけれども。そういう大きな宿題を抱えて５期２０年にわたる高橋町政から次の町政に引き継ぐことになる、その際にあるということをしっかり受け止めていただきたいと思うんですがいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　私のほうも担当課長として社協の米の問題と補助金問題も含めてですけども、当然として新しい町長、副町長にはこういう状況ですと、改善をするための提案等もしていきながら改めて課題を整理していきたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　中川課長ならやっていただけるというふうに信頼しております。その２つだけではなくて、愛情銀行の運営の基本問題、これもう非常に大きな問題として残ってるわけです。つまり入ってくる分については限定的ではありますが公開されているけれども、出て行った先については明らかになっていないものが見られるということです。前にも申し上げ

たことがあるんですが、やはりきちんとしたオープンな運営を社協の内部でやるべきが筋だという意見をかつて評議員の立場にいた方が随分内部でおっしゃったそうです。いわゆる独立した会計としてきちんと見えるものにすべきだと。運営をオープンにすべきだということなんです。今の場合、特に寄附米なんかの問題を見ますと、特定の職員任せになっていてそれが真実どう運用されたのかということの評価というのはできないわけです。記録もないと。だからおそらく事務局長や会長の決裁すら得ていないんだと思います。それで正しいんだ正しいんだとこの報告なんだと言われてみても、これ信用できないということになりますと愛情銀行の基本に係る問題になってくるわけです。だってそうでしょう、米の問題だって報告している課長自身が全幅の信頼を持ってこれが真実だとおっしゃることができないわけですから。副町長しかり、町長もしかりと、ただ不正だという証拠がないというそういう表現はなさってますが、極めて正確な報告だというふうにはどうも不自然だという感想なんです。藤谷議員も先ほど同様の見地だというふうにおっしゃってました。こういうことが愛情銀行の寄附行為の扱いとして出てくるようでは、そもそも社会福祉協議会としてのイロハのイが１番大事な信頼関係ここがきちんと構築されていないのではないかという疑問を提起せざるを得ないんです。これ大変残念なことです。そこに毎年３，０００万前後の公金が注入されていくということですから、これは我が町の福祉政策の強化策からいっても非常に大事な案件ということになりますので、そうした視点、そうした観点で心して腹を決めて対処していただきたいというふうに改めて提起をしておきたいと思うんです。私もこの問題は終わった問題で今後あとはもう質疑いたしませんということは申し上げませんから、引き続き未解決案件として、未処理案件として新しい町長のもとで論戦を交わしていきたいというふうに思っておりますので、もう一言、担当課長から答弁願います。

○委員長（本多　浩君）　中川課長。

○福祉課長（中川　譲君）　ただいまの菅原委員の内容ですけども愛情銀行へ向けての取扱いの関係だったと思います。この点に関しては金銭の寄附、あるいは今回のようにお米も含めた物品の寄附、これまでは物品の寄附でいくとリングプルだとか、古切手、テレホンカードの古いカード等を社協の愛情銀行としての寄附という形で受けてました。お米に関しては令和３年、令和５年と過去も含めてこの２回しか寄附を受けてないっていうこともありましたけども、今後も当然寄附者の意向によってはそういう寄附も当然あり得るということからすると、きちんとしたルールづくりといいますか、そういったことをこれまでも私のほうからもそういった形で答弁をさせてもらってますけども、評議委員会の中では金銭の寄附者の誰からいくら受けたっていうのは評議員会の総会の中でも提示はされてるんですけども、寄贈に関しては一切されてないという現状もございます。私も評議会の総会に出席してその資料も見ております。なのでそれも含めてですけども、きちんと開かれた場所というんですか、そういった評議会の総会の場で、匿名ということもあるんでなかなか全てを氏名含めて公表できないところもあるとは思いますけども、いずれにしても誰から何の寄附を受けてその寄附受けた物をどう使ったか、そういった一連のルールというんですか、運用方針というんですか。そういったものをきちん

と整備していただきたいということをこの間も言っておりますけども、今後もその部分を社協に対して求めていきながら指導もしていきたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりましたけども、この米の問題なんかは不思議なことまだまだあるんです。前課長は今まで私がここで触れていないこともおっしゃっていたんです。これあえて出しませんが、今まで出しませんでしたけれども。基本的に問題のやりとりが終わったという前提で申し上げておきますが、前課長はこういうことも言ったんです。やめておきますか終わった話ですから。いずれにしてもこの米の問題については今まで触れていないもっと奇怪な情報は幾重にもあります。一言だけ確実な話をしておきたいと思うんですが、３２０キロ全部きれいな米で全く問題なく全部食料用として提供され切ったというものではないと私は思っています。この報告自体が極めて人為的であって、作文として中川課長と前課長が聞き取りの中で作ったものなんでしょうが。これが正しいなんていう、廃棄処分としたものは一切なく、町報告したとおりとなっておりますと。こんな報告なんかそれこそ大問題です。そういうことまで私はご赦免にするつもりはないということを申し上げておきます。今後も何かの形できちんとした追及の仕方があるのかないのかということの検討も含めて大きな立場から関わっていきたいということを申し上げておきます。同じことの繰り返しになりますから委員長次の問題に移ってよろしいですか。休憩はどうしますか。
○委員長（本多　浩君）　よろしいです。
○委員（菅原義幸君）　それでは決算書８２ページ、福祉施設管理費、瀬棚区老人と母と子の家についてお尋ねしたいと思います。まず令和６年度の使用実績を伺います。
○委員長（本多　浩君）　濱登瀬棚支所長。
○瀬棚支所長（濱登幸恵君）　ただいまの質問でございますけども、申し訳ありません具体的な数字手元にないんですが、実績としましては、ほぼボランティアセンターの活動に使用していただいております。ほかには町内会の集まりですとか、あとはほかの団体さんが会議等で使っておりますけども、ほぼボランティアセンターの活動で使っていただいているというのが実態でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。あとで資料が出せるようでしたら事務局宛てに出しておいていただきたいと思います。この施設は利用されているんです比較的。何を申し上げたいかといいますと、カラオケ愛好会の利用者から特になくてはならない施設なんで、使い勝手もっとよくしていただきたいということなんです。それでこれは担当課のほうになるんでしょうか、エアコンを設置してほしいという要望が上がっておりませんか。伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　担当課というよりも瀬棚支所、濱登支所長の前の支所長のときだったと思いますけども、そのときにそういった声が上がって新年度予算に計上した中で先ほど

申し上げた施設も古いというところも含めて、エアコンを設置するのであれば瀬棚町民センターを有効活用をしていただくっていう流れで協議をしてきたところでございます。ただ瀬棚町民センターについては先ほど申し上げたとおり一旦白紙とさせていただいて、母と老人の家も含めた管理運営の仕方を継続して協議していきたいというふうなことでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それでようやく先ほどの社協の問題と今の問題リンクしたわけです。愛好会の方が率直に言ってました。クーラーつけてほしいというのを出したら、何か母と子の家なくなるみたいな返事なんだと。これは誤解ではあると思うんですが、一定の根拠があったのかなと思うんです。なくしないでくれと、俺たち本当によく使ってるんだって。こういう声がありますから、これはこの場から届けておきたいと思うんです。それでエアコン設置の問題なんですが検討していただきたいと思いますこれは。ありとあらゆる公的施設全部つければ１番いい話でありますが、もちろん緩急の問題あります。財源問題限界ありますから。だから町全体でも計画立てていかなきゃいけないんでしょうが、そういう必要性、切実性、要望の強弱等々も勘案して全町的な計画を立てた中で前向きに対応していく。こういう展望になりますというふうに提示していただければ、利用者の非常に安心できるのかなと。いうふうに思いますのでね。その点についての特段の配慮を要請しておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　中川課長。
○福祉課長（中川　譲君）　私の一存でつけるつけないということには当然なりませんけども、今の菅原委員のご意見も踏まえて新年度予算に向けて検討はさせていただきたいと思います。その上でエアコンをつけれるかつけないかも含めてですけども、老人と母と子の家を今後どう運営していくのか。施設は古いとはいえ、以前、菅原委員からはまだまだ使える施設だよということのお言葉もいただいてますので、そういったところも全て含めて今後検討協議をさせていただきたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　なかなか難しい問題だと思います。ただやっぱり利用度という点、それから地域住民の利便性という点、総合的に検討してほしいと思うんです。少し話はずれますが葬儀場ということになれば利用数は児童会館です瀬棚の中では圧倒的に。町民センター何で使わないんだっていう言いますと、これ率直に言います。それぞれの遺族の立場にもよりますけれども広過ぎるんです町民センターを葬儀場にしようとすれば。結局児童会館が総合的に判断してここがいいなというふうに判断なさるご家庭、遺族が圧倒的に多いってことなんです。そういうふうに状況状況によって柔軟に判断していただいて統廃合の問題は検討していただきたいと思います。６区町内会にあった児童館です。あれは新しいのに解体かと思いましたが、利用度や維持費等々を考えるとこれはこれでやむを得ないのかなというふうに思って納得をしておりますが、母と子の家なんかはやっぱり固定的な利用者がいるわけです。そういうところはそれとして重きを置いていただきたいし、今日明日壊れるっていうもんでないですから。建物は確かに古いんです。古いけれどもええいやっちゃえ潰しちゃえと。センターに集約しよう

という話ではないと思います。そのことを申し上げておきたいと思います。
　次の問題に移ってよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　よろしいです。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これは委員長のほうに今日、全部で８項目通告しておりますけれども、１昨日から通算しますと１０番目の問題になります。決算書９８ページであります。公営温泉浴場管理費についてお尋ねをしたいと思います。瀬棚公営温泉浴場やすらぎ館の直近５年間の利用実績、もしお答えいただけるようであれば伺いたいと思います。資料がなければ後日で構いません。
○委員長（本多　浩君）　濱登支所長。
○瀬棚支所長（濱登幸恵君）　申し訳ありません。後日資料提出させていただきます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　こういうのはあらかじめ言っておいたほうがいいですよね。財政課のほうには手回し良くカードの問題はお願いしていたんですが、大変失礼しました。この温泉も大変評判がよくて成分が合う方には非常に頻繁に利用されているんです。固定的な利用者がございまして、特に高齢者の憩いの場としても非常に親しまれているということであります。末長く維持、管理することが必要だと私は思っております。担当課の特段のご理解を要望したいと思います。そこで利用者から要望が出てるんですこれも。これは担当がどこになるんですか。決算書９８ページ、これ担当課はどこになるんですか。あくまでも瀬棚支所ですか。わかりました。支所長のほうに向かっていますが、利用者から要望が出ております。議会で言ってくれっていうからいいますが、脱衣場の床と壁の損傷です。古くなってるそうです。それから電気が暗いじゃないかと。もう一つはサウナの腰掛けあります。これが相当古いとこれは男女ともにっていうことなんでしょうか。そういう経年劣化による不具合があるということからくる要望です。温泉浴場にもかなり予算投入されておりますから、あれもこれも一気に全てというふうには申し上げませんし、そういう約束を住民にはしておりませんが、議会の場で伝えてくれということですので、この場でお伝えをしておきたいと思います。特段のご尽力を要請したいと思います。お答えください。
○委員長（本多　浩君）　濱登支所長。
○瀬棚支所長（濱登幸恵君）　ただいまのご質問ですけども、委員おっしゃるとおり脱衣場などは利用者の方が言っているとおりだと思っております。昨年非常に故障が次々ありまして故障が起きたところはその都度修繕して、利用者の皆様にできるだけご迷惑かけないように進めてきましたけども、数日やはり温泉を止めなければいけないというような事態も起きまして迷惑もかけております。私どもも考えていたのが、やはり都度年数が経つとどうしても修繕箇所も出てきますので、温泉も事業者の方だとか、それからボイラーの技術を持っている管理人もおりますので、何年計画というところで故障する前に計画を立てていく必要があるのではないかという話は支所のほうでもしておりました。ですので来年度の予算を計上する前にはいろい

ろな方面の話を聞きまして私ども素人でございますので、中身をきちんと見抜くことができませんので、いろいろな方からお話を聞いて計画を立てて、それで予算計上を毎年していくようなそういう形をとっていきたいと思ってみんなで話ししていたところでございます。

以上です。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　わかりました。一息入れます。

○委員長（本多　浩君）　ほかに質問ありますか。

石原委員。

○委員（石原広務君）　総務費になります。選挙管理委員会費で少しお尋ねをさせていただきたいと思います。この決算書７４ページには選挙管理委員４名とありますけど、各区もちろんお名前は結構ですから区ごとに分けた人数をお知らせいただければと思います。

○委員長（本多　浩君）　髙橋総務課長。

○総務課長（髙橋　純君）　先日の議会で新しい選挙管理委員会選任同意されたと思うんですが、北檜山区１名、大成区１名、瀬棚区２名、計４名となっております。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　選挙管理委員会という業務というか、私から申し上げますけど、選挙人名簿の管理、立候補の受付、投票区（投票所の増設や変更）あるいは投票事務や開票事務、それと違法文書、図面の調査こういったことで確認させていただいてよろしいですか。

○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　そのとおりでございます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　私の認識も間違いないとは思うんですけど、違法行為の情報そういった受付窓口ということでは、その後、選挙管理委員会の在り方ということでいかがでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　そういう情報の窓口といいますか。その部分も含まれると思います。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　そういった情報が入った場合の選挙管理委員会の動きというか、１例申し上げますけど、高橋町長の公選法違反に抵触するような事案が発生したときは、選挙管理委員長としては選挙管理委員会を開くまでもなく違反なのでご本人に口頭で注意したということでしたけど、そういった動きが基本になりますか。

○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　選挙管理委員会といたしましてはそういう情報があった場合は、調査して公職選挙法に違反する恐れがある場合については、その当事者に対して注意をすると、そういう流れになると思います。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　当時は選挙管理委員長の判断だと私は認識したんですが、選挙管理委員会を開くまでもなく確認したので注意をしたと。それはどうなんでしょう。正しいやり方というか、選挙管理委員会として間違いのない取り組みというふうに理解してよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法に違反するかしないかの判断をするところでありませんので、あくまでもそういう情報があった場合は公職選挙法に抵触するおそれがある場合は指導するということでございます。あくまでも違反の処分につきましては警察とか、そういう方面になると思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　違反を処分するのは司法、警察サイドだというふうに十分認識してるんです。ですけど先ほども申し上げましたが、選挙管理委員会を開くまでもなく違反行為に当たるので注意しましたと、違反行為になるという判断は委員会を開くまでもなくできるものなのか。そういった行為があって委員の方々に周知をした上で判断を仰ぐのか、どちらになるんでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　選挙管理委員会でそういう判断する場ではございませんので、あくまでも情報入った場合は、その当事者に対して報告、法律に抵触するおそれがありますよということで注意といいますか、そういうのはするべきものと思っております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私の問いかけの仕方がちょっと不勉強なのかされていないかもしれません。ですから公選法に抵触するおそれそういった判断はどの場で選挙管理委員長なのか、各委員の考え方なのか、事務局サイドで行っているものなのか、そこを確認させてください。
○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　決裁は事務局サイドで判断し、その結果を委員長とも相談させていただいております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私このたびの町議補欠選挙に関して数件の問合せを受け、物的証拠もお借りした形で､私個人としても道選管檜山支所､電話でしたけど確認させていただいた上で、町選管にもご相談申し上げました。そのときに後日になったんですけど、局長のほうからあれは違反なので本人には口頭で注意したということでしたけど、それであれば先ほどの書記長の説明からだと事務方サイドでそういう判断してご本人に注意したという理解でよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　その件につきましては、そういう情報がありましたので道選管のほうにも確認しました。道選管のほうでも公職選挙法に違反するおそれがあるという見解でございましたので、町としてもそういう形で捉えております。警察のほうにもその情報がいってますのであとは警察の判断になろうかと思います。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　私問合せを受けて返答する責任もありましたので、警察にも出向いているんです。情報提供もさせていただいた上で、そのあとに現物を手に入れたのでまた改めて伺って、その現物を提示して写真等もとっていただいたんです。その上で警察のほうも選管の判断、選管の見解これはどうなんですかということだったんです。ですから今書記長の話を聞くと情報共有をされて、最終的に司法の判断、警察の判断になります。これはもう選挙管理委員会としては基本的に間違いのない動きをしてたと、行動してたというふうには捉えるんですが、宙ぶらりんの状況なんですこちらからしてみれば。返答させていただいた町民の方々も、じゃどうしたらいいんだろうっていうのが率直な意見なんです。基本的に例えば公選法に関する違反行為に思われる情報は、これネットなどにも配信されてるんですけど提供された情報の内容によっては謝礼が支払われる場合があるというところまで積極的な動きは司法サイドにもしてるんです。ですからこの公選法に関しては軽い重いというか、自動車の要は違反行為とはまた点数それによって違います。それとはまた違うよなという認識を私はしてるんです。ですからまた再度確認なんですけど、そういった違反行為があった、見受けたという町民の方がいらっしゃった場合は町選管のほうに伺いを立てる。あるいは要は電話をしてもこれは差し支えがないということでよろしいですか、確認させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　そういう情報につきましては、選挙があるたびに町民の方からこれは選挙違反じゃないかとか、そういう照会がありますので、選管としてはそういう問合せがあった場合には調査して対応してるというところでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員(石原広務君)　警察のほうでも物的証拠を私は預かったものを見せて写真まで撮って、きちんとした手続き、そして相談にも乗っていただいたんです。その上でこれは当然なんですが捜査に踏み込む、捜査をする、そういったことは石原さんとこちらからは明らかにはできないので、そこはご了承くださいということで私は終わってるんです。ですからもちろんある程度の情報共有は警察サイドとなされているというふうに私は認識したんですけど、選挙管理委員会としても踏み込んだ捜査状況は、これは知り得ることができないということでよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。
○総務課長（髙橋　純君）　そのとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　今回の件は残念ながら町民の一部でもすごく話題になってしまっていて、私も最初は話を聞くだけだと到底納得できなかったんです。１件、２件あとは捨ててしまった様々な意見があったんですけど、先ほど書記長も言われたように町選管というよりは、道選管の檜山支所に確認して口頭で説明して、説明しただけで正直言うと電話口でえっ、もう表情が見えるから失笑する状況だったんです。私としては失笑したことで随分私は認識できまし

たよと、見解は伝わってきたけど改めて内部で協議して改めての見解を後ほどお聞かせくださいということで、後ほど道選管の見解としては、それは書記長おっしゃるように公職選挙法、事前運動の禁止に抵触するおそれがありますとはっきり私に電話で伝えていただいたことをもって、問合せをしてくれた方々にはその旨をそのまま伝えました。私としては、町選管も間違いのない動きをしてくれるはずですよということまでお伝えしています。ですから次年度以降、せたな町議選挙は１年６カ月後にありますけど、様々な問合せもあるいは情報のなどの電話も選管のほうに入ると改めて確認させていただいたので間違いのない体制を整え、ある程度、一定程度町民が納得するような形でお答えいただくなど、今後もそういったことで進んでいただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　町の選挙、町長選挙後、町議選挙につきましては、選挙前に事前に立候補説明会を実施してその辺説明しておりますので、そのような形で選挙運動していただきたいと思っております。そういう選挙違反だと思われる行為の情報があった場合には、選管としてしっかり対応していきたいと思っております。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　私も事前に説明会があるというのは十分認識してるんです。説明をした上でも今回残念ながらそういった事例が発生してしまったんです。ほかにも１件あります。そこは私は物的証拠持っていませんが、状況としては誤った事前運動の禁止に抵触する行為はほかにもありました。今私が質問させていただいてるのは、書記長ご存じのとおり物的証拠も携えて、当時補佐はカラーでコピーをしていただいて保管まで選管のほうにしている状況でありますし、警察のほうにもそういった同じような対応をしていただきました。今後、少しかでもそういったことが消えて、本当に私自身も十分認識し気を付けなければならないというような基本姿勢はありますけど、なかなか町民にも、例えば供託物の提供など、あるいは葬儀などで実名で例えば供物が上がっているとかっていう事例も以前からありますので、そういったことに私も十分認識しますが、そういったことがきちんと町民に周知できるような形で、ぜひご尽力いただければと思います。いかがですか。

○委員長（本多　浩君）　髙橋課長。

○総務課長（髙橋　純君）　そのように取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　ほかに。

　石原委員。

○委員（石原広務君）　ちょっとしたことなんすけど、報告書の３２ページです。１番下の保育アプリ導入事業、これ民生費になります。認定こども園、大成保育園、瀬棚保育所、要はこのネットワーク環境を整備しタブレット端末を導入したということですけど、たしか常任委員会で当時の認定こども園副園長だったと思うんですけど、おじいちゃんおばあちゃんまで１２０％使えるような形で頑張るということでしたけど、今現在その進捗状況というか、つかんでいればお示しいただければと思います。

○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　この主要成果に関する報告書でも説明申し上げましたけれども、令和６年度ではネットワーク環境とタブレット端末を購入しまして、今令和７年度では、それらを活用して保育士と保護者の関係というのは非常にスムーズにいってるという状況でございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　７年度に入ってそういった動きをしてるっていうのは、私も認識してるんですけど。現在そういったお父さん、お母さんに限らず時にはおじいちゃん、おばあちゃんまでが認定こども園閉園っていうか、預かり時間に向けて迎えに行ってるんでしょうけど、そういった方々へも対応できるご家族にはそういった方向で進んでいるというふうに認識してよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今のご質問ですと父兄に代わってご家族の方が迎えに来るというようなケースだと思うんですけども、それは家庭の中で十分な連携がとれてるというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今副町長が今の立場で兼務しなきゃないということですけど、先ほど冒頭で言いましたように、当時の副園長がおじいちゃん、おばあちゃんまでにもきちんとできるように１２０％進めるように頑張りますと強く常任委員会の中で宣言していただいたんです。ですから私は努力を十分買わせていただきましたし、そういった方向でぜひ進んでいただければなという思いの中で今質問をさせていただいているので、ぜひそういった方向で今後近づけるように進めていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　石原委員からは応援してもらってると思ってますので、そのように取り組んでまいりたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　よろしいですか。ほかに。
　ここで多少早いのですが昼食休憩に入ります。
　午後１時から再開いたします。

休憩　午前１１時４８分
再開　午後　１時００分

○委員長（本多　浩君）　休憩前に引き続き会議を再開します。
　質疑を。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでは委員長に提出しております通告に基づいてお尋ねします。決

算書１００ページ、北部桧山衛生センター組合負担金についてお尋ねをいたします。８月２２日のデジタル戦略特別委員会においてセンター幹部職員の女性に対する傷害事件に関わる質疑の中で１点訂正したい箇所がございます。加害者からの金銭的償いを原資とする女性被害者が行った瀬棚中学校への寄附は、バックネットではなくてバッティングマシン、いわゆるピッチングマシンになります。これご本人から指摘がございましたので、この場で訂正をしておく次第でございます。町長よろしいですか。一般女性にビールを引っかけてコップを振りかざして前歯を折るという傷害事件を起こした職員について、懲戒処分審査委員会を設置せず懲戒処分の基準に基づく処分を一切しなかったのは使用者責任が問われる重大な行為であります。町長の見解を伺います。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　本件につきましては公務外の事案ということでございました。そういったことから内部でのそういった取扱いはしてございません。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長その答弁おかしいんです。もうそういうことであればこれはもうその答弁自体が問題です。もう一遍私読み上げます。北部桧山衛生センターは、せたな町の条例を準用することになっておりますから、せたな町職員に係る懲戒処分の基準、これに基づいて判断をさせていただいてよろしいですか。

　私は北部桧山衛生センター組合独自に懲戒処分の基準があるのではなくて、せたな町職員に係る懲戒処分の基準、これを準用することになるんですねということの確認を求めてるんです。そうであるのか、そうでないのかということだけ答えていただければ結構なんです。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　衛生センター組合は、せたな町の規定を準用しているということになります。準用して衛生センター組合の規定を作っているという状況でございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そうなんです。だから私は衛生センターの組合のほうに組合職員に関わる懲戒処分の基準の資料要求はしてないんです。これはせたな町職員の基準で十分だというふうに判断してるんです。それで町長いいですか。この基準の中に今町長が答弁したことは、違反してると、誤りであるという明快な根拠があるんです。ちょっとご紹介申し上げたいと思います。せたな町職員に係る懲戒処分の基準の３になります。ここには公務外非行関係というのがあるんです。公務外であってもこの非行関係に該当する場合には懲戒処分の対象になるんです。先ほど町長は公務外の事案なんでこれに従わないんだっていう答弁なさいましたが、どうですか細かいことに立ち入る前にこれは間違いなんで訂正していただけませんか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　そういった認識では間違いということになろうかと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長、５期２０年組合長をやってきた方がこの後に及んで初歩的な問

題で答弁ミスされちゃこっちも拍子抜けしてしまうんです。しかもこの指摘は前回既に私は指摘してあるんです。そのときの記憶すらないとなればちょっと寂しいです。念のために申し上げておきますが、公務外非行関係で（１１）という部分があるんです。これは酩酊による粗野な言動等です。酩酊して公共の場所や乗り物において公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動した職員は減給または戒告とする。つまり公務外の事案であっても明快な処分規定があるんです。これ私のほうから指摘しなければ気がつかない問題ですか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　本件につきましては公務外ではございましたが、この懲戒処分についてこれは処分本人、それから事務局長の２名について処分をしていたところであります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　さっきの答弁は撤回するんですか。まずそこをそもそもそこをはっきりさせてほしいと思うんです。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　１回目の答弁は訂正をさせていただきたいというふうに思います。その上で本件につきましては処分ですが、本事案についての本人、そして上司であります事務局長については処分をしておるということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　本人と局長を処分したということなんですか。処分の内容を伺います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　町長への質問でございますけれども私のほうから当時の書類を見ながら答弁をしたいと思います。ご本人につきましては訓告でございます。局長につきましては口頭注意ということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　訓告だとか口頭注意というのは処分じゃないでしょう。こういうのは処分って言わないんです。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　懲戒処分ではございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私はどういう懲戒処分をしたんですかって聞いてるんです。質問に噛み合った答弁を求めます。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　懲戒処分ではございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからどういう懲戒を処分したのかを聞いてるんです。これは懲戒処分の対象になる案件なんですから。これ懲戒処分対象案件なんだからどういう処分をしたのかって聞いてるんです。

○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　懲戒処分についてはしでございません。通常の処分ということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうするとこれもまた訂正なんですか。２名処分をいたしました。こういう答弁先ほどして、その内容を聞いたら本人は訓告、局長口頭注意だと。訓告や口頭注意という処分はありませんから懲戒処分の規定には。だからもう答弁最初から２つが２つともバツじゃないですか。バツ２つそろったらちょっと議論なりません。どうしますか委員長。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　まず懲戒処分、この公務外であろうとなかろうとそれは懲戒処分の基準に則って処分をするということでございます。それで今のことでいきますと公務外非行関係の（１１）だろうと思います。当時の書類を見ますと懲戒処分はしていないということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は先ほど２名の懲戒処分をしたんだと町長おっしゃったけれども、やってないでしょって言ってるんです。いいですか最初は公務外の事案だから対象にならんというそういう答弁したんです。それ違うだろうと言ったら違いますと。どういう処分したんだっていったら訓告と口頭注意だって、訓告と口頭注意なんて処分ないんです。経歴にも乗っかれないし、これは処分の類にカウントしないんです。それで今副町長が言いました１１です。酩酊による粗野な言動等、これ私前回も紹介し、今日も紹介してるんです。この規定でいけば減給または戒告なんです。どっから見てもこれ以下にはならないんです。なぜこの処分をしなかったのかって聞いてるんです私は。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今の私の立場で答弁を申し上げますと、なぜ懲戒処分ということにならなかったのかとはちょっと私もわかりません。通り一辺倒の決裁ではちょっと判断を私はつきかねます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私、佐々木副町長に聞いてません。だって当事者でないでしょう当時、大体答弁席から手を挙げること自体が失礼な話です。私一貫して町長に聞いてるんです。この案件は私の判断に間違いなければ平成２７年もしくは２８年ここらだったと思います。佐々木副町長当時副町長やってましたか。やってないでしょ。答えちゃダメなんです。町長に聞いてるんですから。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　これ起案を見ますと２７年でございます。私も決裁をしておりますので、これは目を通しているというふうには思っておりますが、当時の状況、なかなか正確には記憶にございません。ただこのとき起案の内容を見ますと、副組合長等々と協議をした結果、

当該処分を別紙のとおり処分してよろしいかという起案でございます。そういう内容につきましては、本人は訓告、先ほど申し上げましたように事務局長については口頭注意という状況でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　個人情報にあたらない範囲で資料提出していただけませんか。私は今私が質した質問の答えになってないと思います。なぜ懲戒処分しなかったのかって聞いてるんです。今読み上げた内容では懲戒処分してないじゃないですか。減給または戒告っていう処分になってないでしょう。一応資料はいただきたいと思いますその決裁文書の。
○委員長（本多　浩君）　答弁調整しますか。資料の提出を求めていますが。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　非公式発言ですが聞こえてますから私はあえて言いますが、私は衛生センター組合議会の資料要求を公式に公開請求してあらかたの会議録、あるいは協議会会議録ですか、資料一式持ってます。そういう手続を取れって言うなら取っても構いませんが、今答弁したその内容を確かめておきたいから写しを出していただけませんかって言ってんです。どうしても衛生センター組合のほうに所定の手続きを取らなければいけないというのであれば、それは取って構いません。申請用紙も持ってるし、手数料も渡島信金に払えばもらえるわけですから、それは遅いか早いかの違いだけであって、今この質疑を効率的に進めさせるためにお見せいただけないかって言ってるんです。それは裁量権の範囲内でありませんか。
○委員長(本多　浩君)　衛生センターの公文書を入手できないのかということなんですけど、できますか。休憩とりますか。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　今ちょっと内部で協議をしたんですが、裁量権の範囲内にはあたらないのではないかという判断をしたところでございます。これは正確かどうかと言われましても、その辺については、はっきりしなさいということであれば時間をいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それじゃはっきりしてください。
○委員長（本多　浩君）　答弁調整のため時間をとります。何分かかりますか。１５分、１時４０分まで休憩します。

休憩　午後　１時２４分
再開　午後　１時４０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　衛生センター資料提出の件について町側より答弁をお願いします。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　お答えを申し上げます。今回の件につきましては、町長の裁量権の範

囲外というふうに判断するところでございます。個人情報をということでもありますので正式に開示請求をいただいて、これは構成両町正副組合長あります。この中でそれを精査をさせて判断するということになろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いいですよ出せないんであれば出せないように手続きとりますから結構です。それで次に伺っておきますが、この事件は先ほどちょっと町長言っておりましたが、平成２７年です。７年の春から初夏にかけての時期だったと思います。いずれにしましてもこの時期に、職員懲戒処分審査委員会が設置されていたのかいないのか。次にこの点についてもお答えをいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今の確認をいたしましたら設置をしておらないということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　設置してないなら最初からこれ処分する気がなかったんでしょ。懲戒処分の基準では減給または戒告なんです。減給または戒告するとなれば懲戒処分審査委員会を設置して、そこで取り扱わなければ処分できないんです。酩酊して町民にビールをかけて、コップ振り上げて前歯折って少なくない金額をお見舞金で出したというのに何でこれ一切処分の動きがなかったんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　当時このなんで懲戒処分審査委員会を設置しなかったかということについては、はっきり記憶ございません。ここで今答弁するということはできないところであります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だってこれ酩酊した粗野な言動等、公共の場所や乗り物において公衆に迷惑かけるような著しく粗野または乱暴な言動した職員なんです。この職員が現認されているのに稟議した町長が決裁した文書が手元にないから中身は申し上げることできないんですが、いずれにしても一定の認識をしておったわけです。一定の認識をしておって、それが本人には訓告だ、局長は口頭注意だという判断をなさってるわけですが、処分には至ってないわけです。これ説明つかないんじゃないですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　おっしゃる意味はよく理解いたしました。ただこの決裁をした文書を見ますと、組合長はじめ、関係課長、課長補佐と協議をしたということになっております。それがどういった形での協議だったかということについては記憶してございません。いずれにししましても協議をしてこういった結論を出したということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私そういうことを聞いてません。何で処分しなかったのかって言って

いるんです。処分しなかった理由を聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから先ほどもから申し上げているように、これに至る状況については残念ながら記憶してございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　記憶していないのか記録していないのか、どっちなんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほど申し上げましたように、その部分については記憶をしてございません。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長、記録は。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今手元にはございませんし、それはあるかどうかということについては今この場ではわかりかねるということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　調べてください。前に議論進まないじゃないですか。これだけ明確な違反行為やっといて何で懲戒処分できなかったのかという問いに答えれてないんです。これ単純明快な極めてシビアな問題に何で答えられないんですか。
○委員長（本多　浩君）　答弁時間かかりますか。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　当時の状況として考えるに、副組合長はじめ幹部職員と協議をして処分の判断をしたということになります。何で懲戒処分審査委員会を開かなかったかということについては、先ほど申し上げましたように記憶にはないということでございます。ただ議員の指摘を受けまして、これは当時の判断としてそれでよかったのかということになりますと、これは反省すべき点はあるなというふうに今考えているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　もう全然答えになってません。しょっぱなから町長ダメだよ本当に。おとといと午前中の副町長の答弁も酷かったけども、午後の町長の答弁も出だしからダメじゃないですか。記憶にないから答えられないって言うんだったら実際上の答弁拒否なんです。記憶にないで済ませたらみんなそれで逃げれます都合悪いことは。町長これ現状認識が全く違います。少し前に進めたいと思いますが、８月２２日の特別委員会これは本多委員長のときです先月の。このときのユーチューブでの議会中継は視聴数が今日までに１，８８０回を超えてるんです。これは過去のユーチューブの議会中継ではトップから５番目です。ものすごい関心持ってるんです。これ軽視しないでくださいよ町長。人権問題で人の命２回危うく失う重大問題なんですから。それで私は８月２０日の質問を終わった夜から次の日翌々日にかけてかなり反応いただきました。こんな問題ぶん投げておいたら大変なことになるだろうと。議会中継見てない人もいるんだから街頭でしゃべって歩けというハッパかかったんです。議長が酒飲んだと

きにはあれだけ全町ずらっと歩いてるんだから今度の問題も知らして歩けと、それで私は３町６４箇所街頭から報告をさせていただきました。相当な反応ありました。笑い話ですけども中には菅原いよいよ町長選挙に出ることになったのかと。こんな反応がありましたけども、町長選挙直前でしたから。笑える話じゃないんです町長。傷害事件を起こした幹部職員を放置している組合長に対する批判も極めて強いものがある。組合長としての責任、今日あまり感じません。しかも被害者本人がお見舞金をもらったのをよしとせず、バッティングマシンを寄附したというんです、もう少し足し枚をして。その経過を誤解されたくないので組合長である高橋町長のところに出かけていって説明してきたんだって言ってるんです。そのときに衛生センターの事務局長もおりましたと言ってるんです。８月２２日のやりとりでは、記憶にないっていうんです。びっくりしました。全然この問題、最初から町長が重視してなかったんでしょ。何も重大事件だという認識なかったんでしょ。だから記憶に残ってないと思うんです。いかがですか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　本当に申し訳ないなというふうに思っておりますが、正直申し上げましてそういった部分については記憶にないということが正直なところでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　被害者の訴えそのものを記憶にない。それから何で規則に乗っ取った懲戒処分をしなかったのか。その経過についても記憶がないと。いやそれで町長役目果たせるんですか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　それは最後は町民の皆さんの審判を仰ぐということになるんだというふうに思いますが、もう１０年以上前のことになります。そういったことで残念ながら記憶には残っていないと。これはどうしようもない話だというふうに思っております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　１０年以上前の話だから記憶にないどうしょうもないんだって。この答弁問題じゃないですか。部下職員が飲酒の上、ビールをかけコップを振り上げて前歯折ったんです。金額私聞いてますよここでは言いませんが。少なくない金額です。相当の事件だったなと思います。よく警察に訴えなかったもんだなと思うくらいですが。そういうことが１０年も前だから記憶にないんだと、どうしようもないんだと。この一言で片付けてそれで議会済むと思っているんですか町長。被害を受けた女性はユーチューブ見たんです。私質問したよっていう連絡をしましたから、そうしましたらお子さん２人おりますけれども、お子さん２人とも見たそうです。それから身内の方にも見てもらったそうです。深刻な問題なんです。ところが町長は記憶にないんだ、１０年前だからどうしようもないんだと。何か話がおかしくありませんか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　おっしゃっていることはよくわかります。この事案につきましても起

きたことについては私の記憶にございます。しかし今この質問いただいた部分についての記憶というのは残っていないということで、これ以上もうどうしようもないというふうには思っておりますので、これ以上の答弁はできないと、残念ながらできないというふうに思っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　開きなおりです一種の。それじゃ前に進めます。事件のことは記憶してると言いました。事件があったことは記憶していると言いましたよね。ならばこの事件というのは懲戒処分の対象案件なんですから何で懲戒処分審査委員会設置しなかったんですか。これは答えてもらいます。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　それもはっきり記憶にはございませんが、ただこの組合長をはじめ関係幹部職員ということで協議をしたということになっております。こうしたことから推測をするに、この場でこういった処分にしたということになるものと思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　処分してないんです。こういった処分にしたっていうけども、処分何もしてないんです。処分してないその証拠に訓告ですませ、口頭注意で済ませてると。だから私は何で処分しなかったんだって理由聞いてるんです。全然説明できてないじゃないですか。だからその処分するなら、その前提となる懲戒処分審査委員会をなぜ設置しなかったんだと聞いてるんです。いやいいんです私は前の日まで設置してなかったらそれはやむを得ないですある意味では。それが事件わかったんだっていうならわかった日にでも翌日でも設置すればよかったじゃないですか。これは答えきちっともらいます。記憶にある内の問題じゃないですから。委員長正確に処理してください。大事な肝な部分ですから。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　処分していないという質問でございましたが、訓告にしても、口頭注意しても、これは軽微な処分ということでございます。処分をしていないということではございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これ問題発言です。処分なんかしてないんです。何で軽微なんですかこれが。何で軽微な事件なんですか。これ被害者怒ると思います。女性が何の罪もないのに飲み屋で、文句付けられ、ビルかけられ、コップ振り上げ前歯折られたんです。被害金額言いますかそれじゃ。何で軽微なんですかこれが。処分に値しない訓告、口頭注意程度だと。これも真面目にやってもらわないと、とっても質疑前に進めることできません。何ですかその無責任な態度、私は今日もっとスムーズにことの是非を極めて質疑進めて一定の方向を出したいと思って臨んでるんです。何でそういうおかしな答弁のオンパレードなんですか町長。納得できません。
○委員長（本多　浩君）　町長、軽微な事件なんですかまず。軽微だから処分しなかったとい

うことなんですか。そこを多分、菅原委員は聞きたいと思ってるんじゃないですか。ここは明快に答えてください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ですから先ほども申し上げましたように組合長、副組合長、それから幹部職員も含めて協議をしたということになっております。この場で先ほど処分でないということでございますが、これは軽微な処分でございましたが、こういった形で処分をするということになったということでございます。委員のおっしゃってるところも十分理解をしますが、当時としてはこういう結果というふうになったということでございます。なぜ懲戒処分審査委員会を作らなかったのかということにつきましてですが、これは会議の中でそういった判断をしたということになったのだというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　全く答弁になってないじゃないですか。私は何で軽微な処分で済んだんだって聞いてるんです。もう１回言いますか。女性が衛生センターの幹部職員に酔った上でビールをかけられて、コップ振り上げられて前歯折られた重大な傷害事件なんです。本人が出した金額も聞いてますが私は言いませんここでは、少なくない金額です。それが何で軽微な処分で済むんだって聞いてるんです。事件そのものは重大事件じゃありませんか。答弁なってないんです。これは私の納得いくまでやりますから。こんなことじゃ前に進めません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員、端的にここを説明してくれと。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これで３、４回目になると思いますが、女性が飲食店でいきなり文句つけられ、ビールをかけられ、コップ振り上げて前歯を折られたと。こういう重大な傷害事件が何で軽微な処分で済むのかって言ってるんです。重大事件でしょ。それを何で軽微な処分にしたんですか。大体、規定から言えば処分にも何もなってないんです。だからそこをきちんと返事してくれって言っているんです。何をもって軽微としたんだっていうんです。
○委員長（本多　浩君）　町長、質問の意図はわかりましたか。答弁してください。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　何で軽微な処分になったかということでございますが、これは当時どういう状況でそうなったのかということについては、聞き取りをしながら処分をしなければならないということになります。中身についてはこれは個人情報ということにも触れてまいりますから申し上げられませんが、しかしそういったこと、様々なことを判断をしての処分となったということでご理解いただきたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　理解できないって言ってるんです私は。もう１回言いますか。酩酊による粗野な言動等、酩酊して公共の場所や乗り物において公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動した職員は減給または戒告とするっていうんです。飲食店で女性客にビールをぶっかけて、コップ振り上げて前歯折ったんですから。これは著しく粗野または乱暴な言

動に入らないんですか。私は粗野または乱暴な言動以上の問題だと思います。減給または戒告とするというのに、そんなに重いことをしなくていいんだと。いわゆる国家公務員や地方公務員においては処分とは言えない訓告、口頭注意で何で済ませるのかって言っているんです。私は理解できないんだっていうんです。だからそれを説明してくれって言ってんです。これ私納得できるまで何遍でも要求しますから。もう今日も一昨日も譲歩できるギリギリまで譲歩してこれ以上ないがしろな答弁されたんじゃ私もこれ以上譲歩できません。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　今の質問の趣旨は理解しております。その点については私の答弁したとおりでございます。まだ納得されていないという状況のようでございますので、これは衛生センター組合に持ち帰りまして再度当時の状況等をしっかり確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　だから私言ってるんです。今日の議論を効率的に前に進めるために資料を出してくださいって言ってるんです。結局そのことが目の前にあれば私、目を通してみてなるほどなと。次の質問に進めるんです。それも出さない、持ち帰らせてくれったらどうしますか、持ち帰って協議するまで私待ちますかこの質問。持ち帰って来たら協議してください。待ってますから。

○委員長（本多　浩君）　石原委員、議事進行ですか。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時１３分
再開　午後　２時４９分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

町側の答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君）　この件につきましては、私の記憶もしっかりございません。どういう経過を辿ってこういうことになってるのかということにつきまして、副組合長、関係幹部職員と当時のことについてしっかり聞き取りをして解明をさせていただきたいと。大分時間が必要というふうに思っております。時間をいただければありがたいなと。特にこの個人情報等もございますので、この辺の取扱いについてもしっかり協議をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　いつまで待てばいいんですか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　今日こうして議会開催中ということで私も副町長も体を空けるという

わけにはまいりません。したがいましてこのほかの関係職員、もう退職した方も当然おられますから、そういった方に聞き取りをしながら整理をさせていただくということで、いつまでということはこの場では申し上げてられる状況ではございません。しかしできるだけ早い時期に整理をさせていただきたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　期限つけないんであれば納得できません。だって町長任期１０月１日で終わりでしょ。町長の意図目に見えてるじゃないですか。そういう無責任な対応について私はよしとするわけにはいきません。
○委員長（本多　浩君）　町長答弁ありますか。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　そうは言われましても相手のあることでもございますので、いつまでということについては今のこの現時点で申し上げるということは不可能でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それなら了解できないと。相手のあることっていうけど相手誰々なんですか。そんなに大げさなことなんですか。組合長自身の責任において答弁できる話でしょ。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　組合長の責任においてはっきり答弁できるはずだということでございますが、それは私は今ここには町長という立場での答弁をさせていただいております。もちろん組合長としての立場での調査というのは当然これからさせていただくことになります。そうした中においてこの調査をするための時間というのは当然必要になってまいりますし、これは副組合長等からも、あるいは関係幹部職員からの聞き取りというものもしていかなければなりません。そういったことから今の段階でいつまでということについては、これは申し上げるという状況ではないということでご理解いただきたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや答弁拒否と同じじゃないですかそれなら。それは納得できません。誰と会ってどんな調べをするんですか。自分のやった行為を聞いてるんです。組合長として何でこれだけ重い傷害事件を起こしているのに処分しないで済ませたんだと。最終決裁権者である町長の見解を聞いてるにすぎないんです。組合長の見解を聞いてるにすぎないです。組合長と町長は同一人物なんだから、ここで答弁できないこと自体がおかしいじゃありませんか。それを時間を稼いでいつまでかわからんと。相手のあることだと。答弁拒否と同じじゃありませんか。これは委員長こういうこと許しちゃダメです。
○委員（石原広務君）　議事進行。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　議事進行発言の中で確認させていただきます。先ほど私から申入れして委員長と別室で協議しました。先ほどからのやりとりを聞いていると、町長今手元にある何かしら組合内部で協議したものが手元にお持ちなのでしょうけど、それは組合自体の公文書に

なるので出せませんということでしたけど、その協議するきっかけ、先ほど別室で委員長にも申し上げましたが、要は被害者女性が町長のところに出向き当時の局長が同席していて、私としては、それがきっかけで何かしらの協議をするように組合長の立場で促したものが手元にある協議につながったのかなというふうに推察したんです。ですから私の考えですけど、プライバシー、あるいは知られてはならない文字が記されているのであれば、それを割愛してせめて出すことはできないのかな、組合長一存の判断で、その部分を割愛して出すことはできないのかなということを私先ほど委員長に申し上げたんですけど､やはり出せないということですか。いかがですか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　それは先ほど菅原委員のほうから、この示談をしたあとでバックネットじゃなくて、バッティングマシンの話を町長のところに行って話されたということのようです。したがいましてそれは文書にも何も残っているものではございません。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　質疑を聞く限りですけど。バッティングマシンだけではないじゃないですか。被害者女性はそれ相当の金額を受理したあとに経過説明で町長のところに出向いて、当時の局長が同席した中で私は訴えてきたという旨の証言というか、菅原委員からそういったことが質疑の中で町長に示されてるんです。ですから私としては、当時の組合事務局長が同席した上で顛末として上がってしかるべき状況だったと私は判断してるんです。ですからそういった顛末も含めて当時の状況を話した中で協議した中で町長がおっしゃる軽微な処分につながったのかなというふうに私は先ほどのやりとりを聞いてそういうふうに判断したんです。その上で町長が口頭で報告していますから当時、誰かどういった立場の組合職員が関わってるか私は目にしてませんけど、口頭で説明した範囲だけでも資料として組合長である高橋町長の判断で構成町であるせたな町議会に資料として出せないのかなというふうな思いで、先ほど委員長には私の考えとしてお伝えしておりますがいかがですか。やはり組合の判断が必要なものなんでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　そういうことではなかったというふうに思います。この案件につきましては何度かご本人に事務局長が聞き取りをしておりますし、この起こした職員についても聞き取りをしております。その話でこの私のところに来たということではなくて、今までの、その時点で最終的にどういう話であったかということは、先ほどから話をしているとおり記憶にはないわけでありますが、そういったことでは多分報告に来たということではなかったのかなというふうに感じております。それはですからそういった聞き取りの文書等組合にあるのかどうかということも含めてしっかり聞き取り及び調査というものをさせていただけなければ、その当時の動きというのは明らかにならないというふうに考えているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　議事議事進行発言ということでしたけど、また私としては伺いたくな

るような発言があったので、これは以上は今なおさら混乱させますのであとは委員長きちんと裁くようにしていただければと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長、今の状況の中ではこれ以上、衛生センター組合の資料に関しては出せないというのか、そういうことなんですか。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　これまでのやりとりの中で自分として答弁できる部分については答弁をさせていただきました。これ以上の答弁につきましては、時間をいただいて調査をさせていただいたのちの答弁ということでお願いしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　時間切らないで調査させてくれって言っても、納得できませんって言ってるんです。任期町長いつまでなの言ってくださいよここで。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　任期は皆さんご存じのとおり１０月１日でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　１０月１日まで結論出せるんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは調査によるものと、これも先ほど来答弁しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　はっきり約束できないんでしょ。
○委員長（本多　浩君）　今日はできないということですか。
　町長。
○町長（高橋貞光君）　そのとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ならば納得できませんって言ってんです。逃げてるってことでしょ。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　今の時点で申し上げることができるとすれば、できるだけ早くということだと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長、もう少し時間をかけさせてほしいということですか。その上で答弁報告できるということですか。時間がかかりますということですか。ちょっと待ってください。委員長から菅原委員にお伺いしますが、今日の段階でこれ以上の答弁が町長できないと言ってるんですけど。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁拒否認めるんですかそうすると。事実上の答弁拒否です。理由になってないじゃないですか。組合長として自らこういう処分をしなかった判断を最終的にしてるんです。だからその措置の根拠は何だって聞いてるんです。これは組合長以外に答えられな

い問題なんです。誰に聞いてどういう手順で何をしようというんですか。だから私は逃げかけてるんだろうと、任期中１０月１日過ぎればあとは知らないよと。言いたくはないけども後ろ足で砂かけて、あっちのほうに行ってしまうようなやり方じゃないですか。だから納得できないって言ってんです。

○委員長（本多　浩君）　町長、処分できない根拠を聞いています。町長が今の段階で処分できないということですよね。処分できなかったと。処分できなかった根拠です。

　菅原委員、申し訳ございません。もう一度、質問してください。

○委員（菅原義幸君）　こういう措置をとったご本人は組合長でしょって言ってるんです。組合長自身の自己責任において答弁してくださいって言っているんです。組合長以外の誰とどう会って何をどうしようとしてるのか理解できませんって言ってるんです。簡単に言いますと最終決裁権者は高橋組合長なんです。最終決裁権者の見解を伺いたいと申し上げてます。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　ですからそれはどういう経過をたどって、どういう協議をしてそこに至ったのかということは、今の時点ではわかっておりませんので、それを調査をさせていただきたいということでございます。

○委員長（本多　浩君）　桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　ちょっと今までの流れの話聞かしてもらってちょっとわからないんですけども、高橋町長は今は答えられないけどできるだけ早く判断すると。そしてその任期が１０月１日であると。それまでに出なかった場合これだけの話になってる以上、町長が退任した後に来たということでこの話が終わるということにはならないと思うんです。そうなった場合に、その責任と今後どなたが説明して責任を持たれるのか。

（不規則発言する者あり）

○委員（桝田道廣君）　だけど町長は今１０月１日で終わるっていうそれが決まらないということであれば、このあとどういうふうに考えておられるのかをお尋ねしたい。

○委員長（本多　浩君）　町長に答弁が求められております。

　石原委員。

○委員（石原広務君）　町長、行政の継続性ということだけで済むんじゃないですか。今の質問に対しては。仮にそうなった場合です。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　それは石原議員のおっしゃるとおりでございます。私としてはできるだけ早くこの答弁できるように、報告できるようにさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　確かに議会は継続するんだと思います。ですけれども当時そこにいた組合長だった高橋町長が残って調べるとおっしゃってるわけですから、その責任は高橋町長にあるんじゃないかなと私自身は思うので、その責任を果たしていただく必要があるのかなというふうな思いで発言をさせてもらってます。

私が言いたいのは確かに継続性だと思うんですけれども、これから変わる新しい町長にその責任を負わせるということは、この今の状態の中でいかがなものかと思うので発言をさせていただいております。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　振るところではないんですけど、町民課濱口課長、以前センター組合の局長やってた立場で、今の時系列というか、当時の顛末そういった被害女性が組合長である高橋町長訪問して当時の局長が同席したやりとりの顛末なるものは、組合のほうに存在していたか、いなかったか確認は取れていたかどうか端的な質問なんですけど、そこをお答えいただけませんか。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　先行して質問してるんです。これ先に裁かなきゃおかしいんじゃないですか。私は桝田委員の質疑には理があると思います。極めて大事な原則問題提起してますから。これは桝田委員だけではなくて私も同様の質問点持ってますから、ぜひ桝田委員に対する扱いを先に処理してください。
以上です。
○委員長（本多　浩君）　桝田委員の質疑に答弁してください。
町長。
○町長（高橋貞光君）　これは私の任期中の事案でありますから、それは当然責任はあるというふうに思っております。任期後の話でありますが、任期後の話については、これは石原委員のおっしゃるとおりかと思います。
○委員長（本多　浩君）　桝田委員。
○委員（桝田道廣君）　確かに継続性という部分になると思うんですけども、町長は今すぐ出せるよう早急に努力をすると言っているわけですから、ここでそれを出してもらうことで一つ前に進めるというふうに私自身は思いますし、その責任は次の町長ではなく現町長にその責任があるんではないかなというふうに思いますので質問させていただいてるんですけれども、あと何日かしたらもうそれで次のというのは、その責任の所在という部分に関してもちょっと納得できないものが私自身にはあります。
○委員長（本多　浩君）　町長、責任の所在は誰にありますか。
○町長（高橋貞光君）　そうならないようにできるだけ早く調査を進めたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長にお聞きします。高橋町長の任期中にこの問題について結論づけるということですか。確認します。
町長。
○町長（高橋貞光君）　できるだけ早く解明できるように報告できるように努力をさせていただきます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　期限切ってください。そんな曖昧なことで先ほど来一貫して町長の中

に見えるのは期限切れ待って逃げ切っちゃうっていう意図丸見えなんです。顔見たらそういうふうに書いてあります。無責任なこと言って。町長以外に答えは出せないんですよこれは。最終決裁したのは町長、最終決裁権者は町長なんです。町長以外の誰に相談して、どういう答えを作り上げるんですか。次の町長に引き継ぐ問題じゃないです。行政は継続してるなんて言うけども責任は高橋町長にあるんですから桝田議員おっしゃるとおり。先延ばしさせてくれというなら日にちを明示してください。今の態度は終始一貫納得できません。こんなの許しておいたら食い逃げです。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　私としては、できるだけ早く報告させていただきたいというふうに思っているところでございます。私の任期１０月１日でございます。それまでには何とか努力をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長、任期中に解決するということで、そういう強い意志をお持ちなんですね。

　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これは報告ということでございます。

○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時１９分

再開　午後　３時２１分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

　休憩地に委員長として町長にお話しました。その内容は任期中にこの問題を解決してほしいという強い要望でした。それに対して町長の答弁をお願いします。

　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　繰り返しになりますが任期中に説明報告をするように努めたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　このことに対して質問ありますか。

　桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　町長の言葉を信じて待ちたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　町長発言に対して、いいですか。

　石原委員。

○委員（石原広務君）　私は先ほど確かに行政の継続性という発言しました。ただそれは桝田委員の尋ねたことに対してそれしかありませんよねっていうことを言っただけで、考え方は桝田委員と菅原委員と同様です。責任を持ちます。待ちますということには私もなりません。今すぐにでも、私の考えは組合長である高橋町長の判断のもとで出せるものは出せる答えるものは答えるそれ今すぐにでもできるというふうに私は判断してるんです。ですから先ほど町民課

長には当時の顛末書がありませんかということも、そういったことが今すぐ確認できるかなという浅はかな考え方ではあるかもしれませんけど、そういった趣旨で私は発言をしました。やはり菅原委員がおっしゃるように、菅原委員食い逃げという言葉を使ってましたけど、これ逃げ得、私もあえて使わざるを得ない状況です。今すぐ組合長の責任のもとにできる判断を今すぐ構成町の議会に示すべきです。いかがですか町長。菅原委員は食い逃げだと、私はあえて逃げ得になってしまいますよ町長、真摯な姿勢最後ぐらい見してください。いかがですか町長。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いずれにしましても衛生センター組合の問題でありますから組合長としてしっかり調査をさせていただくということになろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　町長、石原委員の質問に対して。
　石原委員。
○委員（石原広務君）　その上で先ほど町民課長には質問したんですけど、そういった当時の経過、そういったものは顛末として残ってるというのは確認はできていませんか。あるなしも含めてお答えいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　記憶は定かではないんですが、その事案の経過を書かれた顛末があるかと思うんですけど、その辺はちょっと確認させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　何回も繰り返しなんですけど、ですから当時は先ほどのやりとりを聞いていて町長、今あったかなという町民課長の答弁なんです。だからその経過を踏まえて何かしらの協議をして要は結果、軽微な処分に至ったということではないんですか、そういった記憶もありませんか。そこだけ確認させください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういった処分になったという、この理由は当然であるというふうに思っております。その辺も含めて精査をしていきたいというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長、徹底的に逃げてるしごまかしてるんです。だから私そのときの関係の文書を出してくれって言ってるんです。それを拒否しましたでしょ。そっからつまずいてんですこの問題。私は解決の糸口先に見せてんですから。それを出してくれればもう今日終わってたかもしれません。それを個人情報だから云々って言って出さないというふうに拒否するから、そっから混乱が始まってるんです。当時の記憶今ここでなければ組合に帰って当時の決算書出して調べればいいだけでしょう。任期いっぱいかかる問題じゃないでしょう。あなたがどういう判断をしたのかということを聞いてるんですから。何でこんな軽微な措置をとったのかということを聞いてるんですから。記憶になかったら当時の顛末表、稟議書なんでしょうけども結局は。最終的に決裁したの町長なんだから。その文書を電話でもしてファクスも送ってもらってこの場に出したら済む話じゃないですか。何でそうやって逃げまくるんですか。私

は納得できないってのはそこなんです。意図的に時間稼いで任期切れを待って、あとは関係ないわという町長の腹が透けて見えるんです。これ妥協できません委員長。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員にお聞きします。これまでの町長発言ではこれ以上進めないということですか。町長答弁ですね。納得できない、これ以上進めない、納得行くまで、書類があるなら書類の提出をしなければこれ以上前に進められないということですか。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　本多委員長だから私も柔らかく対応しますけど、だから私が言ってんです。組合にある当時の決裁文書を出してくれって言ってるんです。今記憶にないって言うんでしょ本人は。今即答できないって言うんだから、だから組合にある当時の稟議書、決算書ですよ最終的には町長が決裁したんですから、最終決裁権者は町長なんですからそれを出してくれって言ってるんです。最初に提案したときから素直にやっていればもう提出されてとっくにこの問題クリアできて前に進んでるんです。何でこうやってブレーキかけるんですか。これやり方阿漕だと思いますね私は。前に進めてください。
○委員長（本多　浩君）　町長、町側に今出せますか。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　できるだけ早く調査をさせていただくということには変わりはございません。今どういう書類が残ってるかどうかというその確認をしなければなりませんし、この案件は個人情報に関わる案件ということになりますと、これは出せないものも当然あるということになります。そういった部分については情報公開請求をしていただくということになる可能性もないとは言えません。したがいましてそういった部分をしっかり精査をしながらできるだけ皆さんの要望に応えていくということになろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　なんか喧嘩売っているようなもんです。真面目にやらなきゃダメですよ町長。私があれ何時でしたっけ相当早い時間です。当時の決裁書を出してくれて、それを見てみたいと。私が言ってるのはこれだけ重大な傷害事件であるのにかかわらず懲戒処分をしなかったんです。それで処分でないような全く軽微な手続きで済ませようとしてるからその理由は何ですかって聞いたそこなんです。だってそれだけなんです。なんで何日もかかったり１０月１日までかかったりするんですか。センターに行って当時の決裁書を出してくればいいだけでしょ。それが個人情報だ、センターで検討しなきゃダメだとか、いろんな屁理屈つけて時間かかりますとか言って、挙げ句の果てに自分が記憶のないことを最大の理由づけにしてるんです。私非常にたち悪いと思います。だから事実上答弁拒否なのかって言ってるんです。そういうことは認められませんから。組合に電話して当時の関係書類一式をファックスで送れと。そうすればそれをコピーして出せばいいだけです。個人情報に引っかかるっていうなら、その項目だけ黒塗りにすればいいんであって、ものの２０分もあれば解決しますでしょ。真面目にやってくださいっていうそこなんです。委員長その点についてやっぱり責任を持って議事をつかさどっていただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時３７分
再開　午後　４時４７分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでは先ほどの件につきましては一時質疑を留保いたしまして次の質疑に移ります。平成３０年年末と見込まれますが、この時点でパワハラ問題の処分について被害者の父親に処分しておいたからと伝えておりますが、懲戒処分審査委員会は開催された経過があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　平成３０年につきましては懲戒処分審査委員会は開催してございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　開催していないということは設置されていなかったと解釈させていただいてよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　そのとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういたしますと町長が被害者の父親に対して処分しておいたからという趣旨の発言をなさっているわけですが、どういう処分をしたんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　戒告でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それじゃ戒告処分をした根拠となる基準を教えてください。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　これは北部桧山衛生センター組合の例規集でございますけれども、その中に北部桧山衛生センター組合職員に係る懲戒処分の基準、これの一般服務関係の標準例でございますけれども、一般服務関係（１３）にパワーハラスメントという項目がございまして、ここに相手に著しい精神的または身体的な苦痛を与えた職員は停職、減給または戒告とするとございますので、標準例を参考に戒告としたところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　その資料出してもらえませんか。私今まで目にしたことがないんです。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　資料というのは戒告の処分の内容でございますが、これは確か衛

生センター議会にも報告をしてると思いますので、その書類をもって提出をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで結構です。ただし今の処分を行った１３の関係ですか。これちょっとそれだけコピー出してもらえませんかとりあえず。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　休憩中にコピーして用意いたします。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私１３というふうに申し上げましたが、要するにパワーハラスメントに関わる部分、この写しをお願いしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　濱口課長。
○町民課長（濱口善秋君）　資料として今すぐ提出させていただきます。
○委員長（本多　浩君）　どのぐらいかかります。暫時休憩します。

休憩　午後　４時５２分
再開　午後　４時５７分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
それぞれ文書確認のため少々時間をおきます。
確認終わりましたか。
質疑を再開します。
菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますと、これせたな町の規則と同じですね。せたな町職員に係る懲戒処分の基準、これと同じですね中身は。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　せたな町の標準例といいますか、これはちょっと今手元にございませんけれども同じだと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。あとで全文そろったものを出していただければと思います。よろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　全文そろったものというのはせたな町の処分例ということでよろしいでしょうか。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　せたな町の処分例と同じなんでしょうが、名目として北部桧山衛生センター組合職員処分審査委員会規程に絡んで処分関係基準出てると思いますんので、同じ内容

でも結構ですから提出を願いたいと思うんです。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　それでは町の分をお出ししたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで、せたな町の規定を準用するということになるわけですが、処分、戒告ですから、これ明らかに規定に則って下した処分ということになるわけですが、審査委員会は設置されていないんです。どういう手順で処分に至ったんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　懲戒処分審査委員会は設置されておりませんでしたけれども関係構成町、要するに組合長、副組合長、あるいは構成町のそのほかに確認をしながら処分だったというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことできるんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今思いますと手続きとしては好ましくなかったかなというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　好ましいとか好ましくないとか、それは道徳的な評価の問題ではなくて基準に反しておりませんか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　確かに懲戒処分審査委員会は設置されてございません。組合長から諮問もない中での処分ということでございますけれども、最終的には組合長名をもって処分をしたということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　流れを聞いてるんじゃないんです。懲戒処分審査委員会を設置しないままに、懲戒処分やったということは規定に違反しておりませんかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　まず衛生センター組合組合長の判断で諮問をするしない。処分につきましても組合長の判断で処分をしたということでございますので、懲戒処分審査委員会を設置しなかったという点については、それは好ましくなかったんでしょうけれども、処分としてはこのような処分を出したということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いやめちゃくちゃでしょうそれなら。好ましくないというよりも審査委員会を設置していないでしょ。していないでどうやって処分できるんですか。いや道徳的な問題じゃなくて既定基準の問題です聞いてるのは。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　処分審査委員会の設置につきましては組合長の判断ということでございます。ですから懲戒処分審査委員会を設置しなくても処分は可能だというふうに理解します。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　本当ですか。せたな町の場合どうなるんですか。
○委員長（本多　浩君）　答弁今できますか。
　横山委員。
○委員（横山一康君）　これ今私も聞いててちょっと耳を疑ってるんですけど、そこ非常に大事なとこでありますんで、きちんとした資料をもとにこの議論を進めていっていただきたいと思います。慌てることなくしっかりやっていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　資料の準備等もありますので少し早いんですけど夕食のため休憩をいたします。
　午後６時１５分から再開いたします。

休憩　午後　５時０８分
再開　午後　６時１５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちょっとお尋ねしますが、ただいま提出していただいた資料は、せたな町職員懲戒処分審査委員会規程という写しです。それで伺いますが北部桧山衛生センター組合職員懲戒処分規程というタイトルのものはあるんですか、ないんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　答えを申し上げます。北部桧山衛生センター組合におきましても名称ですが、北部桧山衛生センター組合職員懲戒処分審査委員会規程というものがございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。せたな町のものは全部一式持ってるんです。それで何を言いたいかって言いますと、北部桧山衛生センター組合の懲戒処分審査委員会規定がどうなってるか知りたいんです。お配りいただいたのは、せたな町職員のほうになってますけども。私はそういう質問したんです先ほど。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　コピーしてお渡しをいたします。
○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午後　６時１７分
再開　午後　６時２５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　質疑ございませんか。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今、審査委員会の規定を読みました。それで第３条では委員会は委員長及び委員をもって組織するいうことで人数は書いておりません。その２で委員長は、組合長の属する町の副町長だから現瞬間でいくと佐々木副町長ということになりますか、それから委員は構成町の副町長、これは今金町なんでしょう。それから構成町及び組合職員のうちから組合長が任命すると。これ任命しなきゃならないわけです。そこでお尋ねしますが平成３０年時点で委員長及び委員これが組合長として任命していたのかいないのか。いないという答弁だったと思うんですが､いなかったと確認させていただいてよろしいですか｡平成３０年時点です。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　任命されていなかったと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　そうしますと所掌事項として第２条で委員会は組合長の諮問に応じて、職員の懲戒処分に関し必要な事項を調査、審議し結果を報告すると。いわゆる懲戒処分にあたっての手続き規定がここに明確にされてるわけです。決めたのは平成１９年３月２０日だから当然平成３０年時時点ではこの規定が生きてるわけです。設置していないのに処分を下したということについていかがですかっていうのが私の質問なんです。そこはまだ正式にお答えいただいていないと思いますのでお答え願いたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　この懲戒処分審査委員会につきましては委員の任命をしてないということでございますので諮問を受けて適正に処理する、要は組合長が判断する答申をされてなかったという中で組合長が処分を決定したということでございまして、これは先ほども申し上げましたけれども非常に扱いとして好ましくなかった。改めなければならないことだと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　何か随分悠長な答弁です｡改めなければならないというんじゃなくて、懲戒処分が有効か有効じゃないかっていう根本的な問題を私は問うてるんです。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　組合長が処分するにあたりその判断となることについて答申はしてございませんけれども、組合長が処分したということについては私は問題がなかったのではないかなと思ってます。審査委員会はあくまでも組合長の判断するにあたっての答申ということでございますので、手続き的にはちょっと至らないところがありましたけれども、そういう判断でおります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そんなこと言ったら大変なことになりますよ。自分で今何を答弁してるか分かって言ってるんですか。審査委員会なんか要らないよという話ですよ今の答弁は。取り消したほうがいいんじゃないですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　組合長から諮問がなかったというような中で処分を組合長はしたということでございまして、それは本当に申し訳ないなというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　申し訳があるかないかということを聞いてるんじゃないんです。この手続きは問題でしょって言ってんです。だって規定があるのに審査委員会置いてないんです。にもかかわらず処分下してるんですから。その処分が有効かって話になりますよ。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　確かに懲戒処分審査委員会は設置されておりませんし、任命もされていないところでございますけれども、それに準じたわけではございませんけれども構成町で確認をしながら事務を進めたということでございまして、組合長の処分というのは私としては間違いがなかったっていうか、有効なのではないかなと思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　まずいんですよ。先ほど同理事者から出されたせたな町職員処分審査委員会規程第１条になんて書いてありますか。読み上げます。第１条、地方公務員法、括弧省略します。地方公務員法第２９条の規定による町長の事務部局に属する職員の懲戒処分について、公正な取扱いを期するため懲戒処分審査委員会を置くっていうんです。簡単に言いますと職員の処分等について公正な取扱いを期するために委員会を置くんだって言うんです。そういう規定になっているにもかかわらず委員を任命しないで処分してるんだから、この通り解釈しますと公正な取扱いに疑義が生じるということになるんです。違いますか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　確かに懲戒処分審査委員会は、委員を任命してございませんけれども、これは繰り返しになってしまいますけれども、組合長として構成町の判断をもとに処分をしたということでございまして、それがここで組合の審査委員規程でいう適正に処理されてるかどうか疑義があるということでございますので、そこは私としては適正に処分されているものというふうに思ってます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答えになってないです全く。非常にいいかげんな答弁です。構成町の判断に基づいて処分したんだと。何でそこで構成町が出てくるんですか。処分の主体者は組合長です。組合長が処分する場合に公平を期するために組合に処分審査委員会を置かなくちゃいけないという規定なんです。第１条になんて書いてあります。もう１回言います。職員の懲戒処分を適正に処理するため懲戒処分審査委員会を置くってなってるんです。置かないでやった場合には適正に処理できない危険性があると言うことを警告してるわけでしょうここでは。規

定があるにもかかわらず審査委員会を設置していなかったんだから、これは手落ちじゃないですかって言ってるんです。手落ちであるのかないのか明確にまず認めてください。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　職員懲戒処分審査委員会を設置していなかったということについては任命もしてなかったということについてはこれは手落ちがあったというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでこれ手落ちなんです。それで一つ申し上げますか。３０年の場合にはパワハラだということで戒告にしてるわけです。平成２７年の時の例の女性の町民に対する傷害事件のときは何も処分してないんです。ただ本人に訓告ですか。それから局長には口頭注意と、だから公平性も何もないわけです。いいかげんだということなんですよやってることが。これが衛生センターの職員に対する懲戒処分の実情です。実際の姿です。町長、お認めになりますか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ご指摘のとおりだというふうに思っております。こうしたことによって、その処分が適切であったかということも合わせての質問だと思いますが、これは組合長として先ほども答弁差し上げましたように、副組合長はじめ関係幹部職員と協議をした上でのもちろん構成町もありますから協議をした上での判断をさせていただいたということから、必ずしも公平ではないということにはならないかというふうに思います。そうした議員のおっしゃることも十分理解するところでございます。そのあと令和３年のタイヤの問題がございました。このときからそういったこともありましたので審査委員会を設置して審査をいただいてその上での処分ということにしているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それじゃ私聞きますが、このたびパワハラ問題で私が問題にしている幹部職員は、職場の飲み会で上司である事務局長を飲み屋の外に連れだして馬乗りになってボコボコにした事件があるんです。職員驚いて出てきたらお前ら引っ込んでいろと、来るんじゃないと。この扱いどうだったんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ただいまのご質問でございますけれども、答弁逃れではございませんけれども、私の時代ではないというふうに判断をいたします。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私別に副町長の時代のことかって聞いてないです。何で聞いていないことをもって答弁に変えるんですか。この扱いはどうなったんだって聞いてるわけです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　実は私もそういった報告はこの実際衛生センター組合としては受けておりません。それがいつのことであったのかということについても承知をしていないという状況でございますので、当然この処分というのは行っていなかったのではないかというふうに思

っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　加害者の当事者まだ在職してますから聞いてはっきりさせてください。目撃者もおりますから。結局、事件の事実が組合長に報告されていないということが歴然としてますね。これ大きな問題なんです。前にも少し触れましたが、懲戒処分の基準ありますがこれの１番最後の５です。算用数字の５、監督責任関係っていうのがあるんです。これご覧なってください。（１）指導監督不適正とありまして、これは部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合に管理監督者が受ける処分です。もう一つは（２）のほうなんですが、非行の隠蔽、黙認というのがあるんです。部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠蔽しまたは黙認した職員は停職または減給とすると。だから組合長に報告されなかったこと自体が処分対象だって言ってるんです。わかりますか。もう一遍繰り返しますけども、部下職員が非違行為をやったことを知得したにもかかわらず、わかってたにもかかわらずその事実を隠蔽、黙認した場合は停職または減給とすると。これ部下職員から局長がボコボコされたわけです。固有名詞ここで申し上げてもいいんですがあえて伏せます。それ調べてみたらすぐわかることですから、局長です。退職されてますすでに。被害者であるというだけじゃなくて上司でもあるわけです。被害者であるという立場と上司として部下職員の非違行為をですよ。見ていたというよりも体験していたわけです。なおかつ組合長に報告しなかった。これは被害者であると同時に被処分者の対象になってるんです。こういうことについて町長どう思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　本件の場合については監督責任が生じるものというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員(菅原義幸君)　ちょっと聞き取れませんでしたので、もう一遍おっしゃってください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今委員の発言の内容からして、監督責任関係に抵触するおそれがあるというふうには感じて聞いておりました。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　これも同一人物ですから。調査してください。要するに今回パワハラを受けたと言って届出がありましたが、相手方職員がこういう事件を起こしてて全く処分されないままに今日に至ってるということを私は申し上げたいと思うんです。だから何で平成２７年、これは春先から初夏にかけての事件だと思うんですが、１０年も前の古いこと何でしゃべるんだと、町長休憩時間に私におっしゃってましたが、それは１０年前であろうが８年前であろうが同じ人間が飲酒した上で傷害事件を起こして、ただの１度も処分されないで今日まで来てるんです。これ衛生センターという職場は全くブラック企業じゃありませんか。そういうことについて町長どう思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いろいろ委員のご指摘がございました。それらこれまでもいろいろと

委員からのご指摘がございました。そういったことも踏まえまして局長については町職員を出向させるということにいたしまして、いろいろ内部での風通し、そういった問題等に対応をさせているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちょっと聞き取れなかったんです。局長については何をしたっていうんですか。よく聞き取れなかったんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　町から出向をさせているということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　全然関係ないじゃないですかそんなことは。何の脈絡もないです。町長真面目に答弁してください。酒を飲んで傷害事件を複数回起こしていた職員を放置しておいたのはなぜなんだと。それはブラック企業じゃないかって言ってるんです。町から事務局長を出向させたことによって根絶できるんですか。現に昨年だってその前だってパワハラ事件起きてるじゃないですか。町から派遣した職員、事務局長に就任させればことが解決すると。そういう短絡的な問題なんですか町長。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　パワハラとして確認された案件につきましては、先ほど来申し上げてるとおり処分をしているところでございます。調査の結果パワハラにあたらないというものもございました。しかしいろいろとこういう状況が衛生センター内部で懸念されるということから組織をしっかり立て直すと、働きやすい職場環境を作るということから町職員を出向をさせてそういった対応を４年前からになりますけどしているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長、横道にそれた発言をしたのをあえて承知で私も横道にずれますから。これはあとづけの話でしょ。取ってつけたようなこと言わなくてもいいです。本来ならば現事務局長がいる間に管理職を育てて次長が次の局長になっていくという幹部養成、職員を育てていかなきゃいけないんです。歴代の事務局長は全部内部から出てました。初代の事務局長も知ってますし、２代目の事務局長も私は知ってます。３代目もそれぞれ内部から成長していった職員じゃないですか。幹部養成に遅れがあってやむを得ず町職員を衛生センターに派遣したというのが実態じゃないですか。何か非常に立派な幹部政策をやってるんだ。パワハラ防止のためにわざわざ町の職員を派遣したんだと。こういう話ではないと思います。育ってないんです職場に幹部が。そういうツケが回ってきてるということなんです。なぜか、ブラックだからです。あんな職場なら育ちませんって高橋町長。そこに着目をして抜本的な策を打ち立てない限りあの職場はなかなか変わらないと思います。どうですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういうことだと思います。残念ながらプロパー職の幹部として育っていないということでありますので、そういった意味で今、町の職員の出向で対応していると

いうことでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　指摘されて渋々認めると。こんなところでしょうね。それからもう一つ平成３０年のパワハラあったときの事務処理として、副組合長１人増やしました。それは今金町の副町長を副組合長にして３人体制にして、今金町長は筆頭副組合長というんですか、そしてそれぞれに副町長と置くと、それをもってパワハラ対策にするんだというようなことでしたが、何も直ってないじゃないですか。根絶されてないじゃないですか。私の目で見て昨年１人、今年２月１人と辞めていってるんですよ若手の優秀な方が。いろいろ理事者のほうは否定するような表現してますけれども、私２人のうち１人は合ってます。直接私の家に来ましたから。中身もいろいろ聞かせてもらいました。ところがその人の受けた被害について正確に副組合長や組合長に伝わっていないんです。どういう伝わり方をしてるかって言いますと、本人がよりよい職場を見つけたので自主的に退職していった、去っていったんだと、その程度の押さえ方です。これは違いますよ町長。働きやすい使命感のある職場だと思っていたけれども、とっても勤められなくて、やむを得ず探した結果の転職なんだと。これはっきり本人おっしゃってましたから。だから私議会でも言いましたでしょ。誇りを持って地域住民の皆さんのために働ける職場にぜひ改革してほしいと。私そういうことを議会で取り上げるけれどもよろしいですかと言ったら、ぜひ取り上げてくださいと。これはユーチューブで議会中継されてますからご覧になっていただいたということです。これなんかパワハラによる早期退職というふうに私は見ております。ところが理事者の見方はそうじゃないんです。いい職場見つかったんだ、本人行くんだと。これも酒を飲んで傷害事件を起こしてきたその人物が相手だということはっきり言ってますから。根が深いんです。どう思いますか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　退職された方につきましては、パワハラとは私は聞いてませんけれども過度な指導というようなことを当時の局長と本人の聞き取りの中であったというふうに思ってます。そこは過度な指導をした職員に指導といいますか、そういったことはしたところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だから過度の指導ということで濁してるでしょう。過度な指導を受けて、その職場にいたくなくなって違う職場を探して去っていくということは、これは本人の言い分をそのまま聞きますと典型的なパワハラなんです。それを過度な指導だなんて言って何でお茶濁すんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　本人からはパワハラという訴えはありませんでした。あくまでもこれは言葉濁してると言われるかもしれませんけども、指導がきつかったということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　正式に訴えなくてもパワハラを受けてやめていってるわけです。きつかったって言ってるわけでしょ。過度な指導を受けたわけでしょう。そういうことがなかったらいたかったって言ってるんですから本人は。だから救済されることのない非常に暗い職場なんです。私はブラックだとこう申し上げてるんです。救われる希望、見通しが出てこないんです。もう一遍、平成３０年１２月７日のパワハラを行った職員の処分について取り上げますが、組合議会定例会に対する行政報告の内容では次のようになってるんです。職員の懲戒処分について、職員の懲戒処分について報告いたします。このたび衛生センター組合に勤務する職員につきまして、同衛生センター組合に勤務していた部下職員へ業務上の不適切な指導対応が発覚し、当該職員に対し１２月５日付けで懲戒処分を行いました。処分の内容は戒告としております。これなんです。処分審査委員会設置しないで正規の手続きによらないで戒告処分にしてるわけです。このときの処分理由が部下職員への業務上の不適切な指導対応だと言ってるんです。じゃ去年辞めていった若手に職員に対する過度な指導とどこ違うんですか。どこが違うんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　これは本人と面談の中で聞き取りをいたしましたけれども、明らかにパワハラであるというような申立てがなかったわけです。そういったことから加害者とされる方について処分がなされなかったということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　調査不足です。嫌になって一昨年の連休直後に、やや１週間ぐらいと言ってましたかね。休んだことがあるんです。何とか思いとどまりましたというのは本人の声です。要するに副組合長のほうに本当の悩みを言えなかったにすぎないんです。要するに聞き取って吸い上げていくそういう体制になってないからです。だからブラックだっていうのはそういう意味なんです。いじめられてる被害者が実際にいるのにそれを見えないんですかね、わからないんですかね。だからブラックだなという以外にありませんけれども。深刻な状況だということは申し上げておきたいと思うんです。さっきの問題にもう一遍戻らせてもらいますが懲戒処分の審査委員会作ってなかったってのはこれ重大な手落ちですから。現に酩酊して傷害事件を複数回にわたって起こしている職員が無傷でしょ。何のお咎めも受けてないんです。公平でもなければ公正でもないでしょう。改革改善の余地があると思いませんか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　職場内では全職員参加のもと風通しのよい職場を作るということで今取り組んでございますけれども、今言われた改善改革の余地があるのではないかということでございますけれども、そういった余地は十分にあると思います。
○委員（菅原義幸君）　もう一回言ってください。聞こえない。
○委員長（本多　浩君）　副町長。
○副町長（佐々木正則君）　改善改革の余地は十分にあると思っています。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　十分にあるどころか横行してるんです。バックしてるんです。おとがめなしで本人大手を振ってるんです。質問続けてよろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　よろしいです。
○委員（菅原義幸君）　私、いくつか提起したいと思います。まず１０年前とはいえ明らかに傷害事件を起こしておりながら処分されていない幹部職員が現存してるわけです。処分規程いろいろ調べたんですが時効っていうのがないんですよこれ。刑事事件なんかは時効ありますけれども。１０年前でもいいですから適切に規程に従った処分やるべきじゃありませんか。これは組合長である高橋町長に伺っておきます。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほども答弁いたしましたが、私たちとしては確認をしておらなかったということでございます。委員からそういうご指摘がございました。組合内部でしっかり精査をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認してないはずないでしょ。訓告といういいかげんな措置とったにすぎないわけでしょ。その事件のことを言ってんです私は今。訓告だとか、事務局長に対する口頭注意ってのは処分じゃないんだから。起こした非違行為にふさわしい処分をなさってくださいって言ってるんです。何で確認してないんだってそういう言い方になるんですか。自分で決裁文書に決裁印押してるんです町長は。それで訓告でいいと。事務局長は口頭注意でいいと。いいかげんに済ませてるから規定に基づいた処分を厳格にやり直すべきだということを提起してるんです。今の答弁になってないです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほどの質問は、菅原委員が言った酒に酔って馬乗りになってっていうその案件と取り違えて答弁をしたところでございます。申し訳ございませんでした。おっしゃっている事案につきましては、これは組合に持ち帰って先ほども答弁申し上げましたが、しっかりとその処分の内容について精査をしたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認します。処分内容を精査するということなんです。１０年前の事件ですから言っておきますが、正規の懲罰処分審査委員会にかけられてませんから現在は設置されてると思いますので、正式に付議して１０年前ではあるけれども規定に基づく厳格な処分を求めたいと思うんです。改めて答弁お願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　同じ答弁になりますが、そういった部分についても内部で協議をさせていただきます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういう曖昧な言葉じゃちょっと、検討した結果ダメでしたみたいなこといって、責任持って処分しますよと明快に答弁してください。処分すべき案件であるのに

懲戒処分してなかったんですから、だから遅れながらやりますよと言えばいいんです。これ時効はないと思います刑事事件と違うんですから。在職してる方です現に。手落ちだったんだからそれを正規に補ってくださいと。これわかりやすい話をしてるんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほど申し上げましたが今の段階ではっきり申し上げる状況にはございません。持ち帰ってその当時の状況をもう一度確認しながらという作業が必要になるというふうに思います。その上で委員おっしゃるようなそういった必要があるかないかという部分についても協議をさせていただきたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それは譲歩しておきましょう。しかしでたらめなやり方では納得しません。いずれにしても１０月１日までしか任期がないわけですから時間作戦で逃げ切ろうという姿は見え見えですけども確認だけはしておきたいと思います。それから馬乗りになってボコボコにした件についてはきちんと調査してください。本人に言えばわかってるんだから、目撃者もいるし聞いてる人もいるわけです。これをきちんと調査してこれも未処分ですから、退職した上司は処分対象にはならんと思います残念ながら、しかし加害者側、現在いるわけですから、これも厳格に処分してください。町長よろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほども申し上げているとおり、ただいまの案件については承知をしておりません。私たちとしてはなぜこれが報告されなかったのか。両方とも衛生センターの職員ということでございますので、これはそれなりの理由があるというふうには思っておりますが、その辺についても確認をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ボコボコにした件については、それは調査していただければいいと思います。しかし女性にビールをかけて前歯をコップで折ったことについては、被害者が町長に面接して報告してるんです。あなた自身の責任じゃありませんか。何のんきなこれから調べるんだみたいな話しするんですか。ちょっとおかしくないですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それにつきましても先ほど来答弁をしているところでございますが、これはそれなりの理由があったというふうには、この処分についてそういったいろいろ内容を精査してこれ私１人で決めてるものではございませんので、そういった事情があったのかなかったのかという部分についても、しっかりもう一度この資料を確認する必要があるというふうには思っているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私は記憶にないということが問題だって言ってんです。改めて調べる問題じゃないでしょうよ。本人が出向いて町長に直接報告してるんですから。びっくりしてましたよご本人は、記憶にないなんて言われて。記憶にないで通すんですもんね町長。それじゃ

先ほどの約束は守ってもらいますが、もう一つ提起しましょう。被害女性に大変失礼な答弁をしてるんだから、記憶から忘れ去ってしまって大変申し訳ありませんと一言詫びを入れてもらえませんか。ものすごい失礼な話なんです。

○委員長（本多　浩君）　答弁できますか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　被害女性に対する話がございました。私としてはしっかり内容の精査をして処分をさせていただいたというさせてもらったという認識をしているところでございます。その内容についてはこれからきちんと精査をさせていただきたいというふうに思います。その上で、もしこの可否があるとすればそれは申し訳ないことだなということになるのではないかと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　その答弁おかしいじゃないですか。被害があった実態を町長に報告をしたにもかかわらず記憶がなかったと、こういう対応について失礼じゃないかって言ってるんです。忘れてしまったからしょうがないじゃないかという態度なんですが、そのこと自体が失礼だから申し訳なかったと謝ったらどうですかっていう提起なんです。失敬でしょ。町長の部下職員に傷害事件を起こされたんです。任命者、使用者に対して被害者はこうこうこうでしたという報告をしたにもかかわらず、１０年も経ってるからといってすっかり記憶からなくなってしまったって。こんなばかな話があるかってことなんです。だからそれは申し訳なかったって一言おっしゃっていただけませんかっていう提起なんです。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　それはこの事案の発生を受けて、それぞれから当然処分の案件になりますので聞き取り調査はしっかりしているものというふうに思っております。ただ内容について今ここで詳しく記憶にないということで申し上げているところでございまして、したがいましてそのせいで処分ができなかったということではございません。しっかり処分はしたということであります。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　聞いててておかしくないですか。私の質問に答えてないんです。もう３回も同じこと言いたくありませんから整理してもらえませんか。

○委員長（本多　浩君）　町長、整理して答弁してください。

会議再開から１時間以上経過しましたので、ここで７時３０分まで休憩します。

休憩　午後　７時１９分

再開　午後　７時３０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　当時については記憶は定かでないという話は申し上げました。ただ状況からして、このうちの職員がご迷惑をかけたということについては当然お詫びしているものというふうに今思っておりますが、委員おっしゃることはそれと違って忘れていたということが問題だということでありますから、その辺の対応について私も考えていきたいというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それで結構です。ぜひ柔軟な対応をしてください。被害者は決して嘘を言っているというふうにはなりませんから。私、中学校にバックネットを寄附したと間違っていましたが、本人からはバッティングマシンだというお話だったんで、これは教育行政側を通して現場の確認をしてあるんです。なるほどそれはバックネットじゃなくてバッティングマシンもピッチングマシンもこれ同じ表現なんです。同じものを表現してるんです。ご本人はバッティングマシンを寄附したんだと、訂正してくれっていうことですので訂正を申し上げたわけですが、町長に会っていないのに私は会ってきたという方ではないです。ある人に言わせると町長記憶にないっていってるんだから記憶にないっていうものをそれ以上責めてどうするんだといわんばかりのことをおっしゃる方もいますけども、私は被害者は決して嘘言ってこういう議場の場で取り上げてくれって言うほどの虚偽の提起をする何物もないんです。理由ははっきりしてるんです。金銭的なやりとりがあって、それを自分の懐に入れるということは潔しとしないと、もらいたくないと。しかしどうしてもということで受け取らざるを得ない流れになったんで、それは中学校に寄附をするということを決断したんで、そういうことをきちんと全面的に理解してほしいという願いも込めて町長に会いに行ったって言ってるんですから。そこまで嘘のことを私に言っていかほどのメリットがあるんですか。しかも衛生センターの事務局長も同席したまで断言してるんですから、これはご本人の代弁者として町長に強く申し上げておきたいと思います。処分が軽いとか、重いとかいう話をしてるんじゃないですから私は。大体処分してないんですから、処分してないんだから重いも軽いもないわけです。ただ記憶にないということについてあまりにも失礼な話だから、これは一言申し訳なかったという言葉をかけてあげたらどうですかという提起をしてるんですよ私は。はっきり言っておきますが本人は謝ってくれとは言ってません。これ誤解しないでください。しかし相当やっぱり心に残るものがあったと思います。つまり行政のトップっていうのはそういう立場にいるんです。立ち位置なんです。忘れていいこと忘れちゃならんこともあるということは言っておきたいと思います。少し長くなりましたけども、これは町長がそのように考えてみるということですから結果どうなるかわかりませんけれども、その言葉で一応引き下がっておきたいと思います。
　それで時間相当押しておりますから前に進めたいと思うんですが、この問題は取り上げておきたいと思うんです。昨年来問題にしてきたいわゆるパワハラを訴えた職員がパワハラに該当しないという判断をされてしまって、結局最後、職場から去っていったという問題を取り上げておきたいと思うんです。この職員は訴えた幹部職員の酒と暴力による恐ろしい姿というのを目の当たりにしてるんです。だから事務局長飲み会で外に連れだして馬乗りになってボコボコ

にした姿も見ているし、相当恐ろしさがあったと思います。町長あれでしょう右翼、暴力団気持ちいい存在ではないでしょう。要するにおっかないんでしょ。それは人によって受け止め方がやっぱり違うんです。私はどうかということは言いたいとは思いませんけれども、町長異常に怯えてるなと、恐ろしがってるなと私は思います。しかしそれは町長の受け止め方で個性だからそれはそれとして受け止めざるを得ないと思ってますけども。このパワハラを受けた方は恐ろしいっていうんです。顔を合わせるのも嫌だと言ってるんです。だって飲んだら何されるかわからんのですからね。上司までやっつけてしまうんですからメタメタに。女性に対してコップで歯を折った方と同じなんです。そのほかにいとこの方も酒を飲んでいて、これは足の不自由な方でありますが、暴行傷害加えてると。そのほかにもいろいろありますよってことなんです。そうするとこの上司に睨まれたら恐ろしいという意識を持ちます。そこで町長、５年前に夜中に飲んだ勢いで電話で、要するにチャランケつけられちゃったわけですよ仕事上のことで、２年間あったっていうんですそういうことが。それは本人に相当ダメージとして残っていたと思います。ですから相談整理簿、これは昨年１２月２日に佐々木副町長に促されて提出した書面でありますけれども相談内容の冒頭にこういうこと書いてあるんです。以前から某主幹から仕事に対する叱責を受けていたがと。この仕事に対する叱責というのは夜夜中に飲んだ勢いで徹底的にいたぶられる、しゃくられる、こういうことも入ってるんです。仕事上の問題でチャランケつけられたんですから。おっかなくてしょうがないっていうんです。いうような叱責を受けていたけれども、昨年１１月２１日に新年度予算見積書の作成が進んでいないことなどで強い口調で叱責され精神的な苦痛を受け体調が崩れると、パワーハラスメントとして取り扱ってほしいと。こういう短い内容ですが、前経過をたどってみれば恐怖心、精神的な圧力、圧迫、相当蓄積されていたというふうに見るべきなんです。町長そう思いませんか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この案件につきましては、調査をしっかりしたというふうに思っております。調査は副組合長２名、これは今金、せたなの副町長でございますが、担当して両者からの聞き取りはもちろん､職員全体の聞き取りもして最終的にまとめたところでございまして、衛生センター組合議会に報告をさせていただいたところでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　また私の問いに答えてないんです。どんな調査したかなんて聞いてないんです私は｡何で普通に素直にストレートに答えられないんですか｡もう１回申し上げます。ご本人にとっては、酒、暴力に基づく恐怖心というのは相当年度にわたって蓄積していたものと思うと、町長いかが思いますかって聞いてるんです。そこに何で答えないんですか。関係ないことばっかり言って。頭傾げなさるな。私は単純に聞いてるんだから。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この調査結果は私も報告を受けているところでございます。調査結果の報告は委員もご案内かと思いますがパワハラとは認定されておりません。そういったことでよろしかったでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことを聞いてませんって、何回同じこと言わせるんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　過去からのそういった部分が恐怖心としてあるんだという質問だったようでありますが、それはそういったことでその方は恐怖心を強く持っておられたということではないかと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そのとおりなんです。だから調査結果と全然違うんです。それで委員長、これ本人がいかに恐怖心を持っていたかということを明確にする客観的な資料を私持ってるんです。多少時間かかりますけれどもここで申し上げざるを得ないんで時間頂戴できますか。そのことのほうが今私が町長にお尋ねしている中身より正確な伝達ができると思いますので、ぜひ許可お願いしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　許可します。
○委員（菅原義幸君）　よろしいですか。全部で３通あります。１通は昨年の１１月２２日に当時の事務局長です。それから２つ目は１２月２日に副組合長と事務局長です。それから３つ目は１２月１７日、事務局長です。これはいずれにいたしましても被害者宅において被害者夫妻と面談したときの音声データありましたが、音声データを文書に起こしたものです。その中にいかに長年にわたって加害者からの恐怖心を受けていたかということがリアルに理解できますのでご紹介を申し上げたいと思います。固有名詞一部伏せます。これ町長よく聞いておいてください。

令和６年１１月２２日です。これは局長です。行ってきたのどうだった。

本人、はい行ってきました。不安うつということで行ってきました。本当は２７日だったんですけど、局長と中村さんいないと思ってずらしたと。先生は休んで休養したほうがよいと言われた。精神的にしんどい。昨日嫁さんと話してもうきつい。こうおっしゃっているんです。

次に局長です。今朝、中村次長と主幹を２階に呼んで話したんだけれど、主幹からそういう話を聞いたからさ。

ご本人、昨日もどうなられてもう限界、嫁さんに話して辞めてもいいかと話して、僕らだけの問題じゃないんで実家に行って兄とおばあさんと兄の嫁さんといたんで皆で話した。兄もうすうす様子が変だと思っていて、いつ言おうかタイミング見てると見て思ったみたいで、昨日、実家に行って話をしてきた。もうどうすればこの状況から逃れるかと思って不安で不安で、実際にもう死ぬしかないんじゃないかと、そこまで考えちゃって、実際２回くらい病院でも話してきたんだけど、薬飲んだら死ねるのかと思って家にある薬飲んだりして、そういうのもやっちゃったりして。

これに対して濱口局長です。そっか今の環境を変えれるかって言ったら、こういう小さい組織の中だから常に顔合わせる状況というか、役場だったらおっきい組織だから異動とかね。

ご本人、病院でも言われた。移動とかないのって聞かれたんだけど、事務所と焼却している

所の２つしかないんで僕にとってはもう丸々さんが怖くて怖くて、本当はやらなきゃならないのわかっているんですけど事務所に行きたくないっていうのが出てきてて、それが１番しんどくて、発端と言ったらなんですけど、あるとき酔っぱらって電話が来たときがあって、何年か前の正月だったんですけど、中村さんとやってたときに正月は誰もいないから水の点検とか確認とかやってるべって、今度ずっとやってきた。Ｋさんとかも含めてローテーションで今まで報告とかも別になかったんだけど、その正月に電話が来て、おまえその報告ないべと頭ごなしに。

局長ですね次は、それは何年前の話、それはダメだよねそういうことは。

嫁さん、被害者の奥さんです。３年くらい前。

次に局長、俺が来たとき。

ご本人、それより前だと思います。植村さんいたときだと思う。４、５年前かも。電話来てさんざんけなされて、ダメだの、なってないだの、報告ないだの、だからあんた酔っぱらってるでしょうと。したらそんなわけねえべやって、でも呂律は回っていない感じで、そのときうちの嫁さんも横にいて聞いていたんで、もう切るからねって切ったんですけど。次の日また点検に行ってきて連絡したら、昨日の電話内容、全く覚えていないと。それが発端ですっていうんです。それが２年くらい続いたのかな正月に。

局長、それがきっかけというか、その前とか何か話あるの。

ご本人です。まあ元から合わないっていうのはあったんですけど。

何年くらい前に入ったの。

ご本人、２４年前だから平成１２年、１３年とかそのあたり。

局長、あなた的にはどうしたい。

ご本人、俺的にはもう戻りたくない。昨日２人（嫁さんと）２人で話したのも辞めたいってのは伝えて嫁さんも了承してもらって、実家でもわかったと。そういう状況だったらしょうがないなって。本当に怖いっていうか、病院でも言ってきたんだけど、死ぬしかないなんてそこまで追い詰められてて。

局長、そっか俺も全然ね、しばらくあなたとも話できていなかったから、ちょいとバタバタしてああいうこともあったから。

ご本人、俺もこの話、植村さんが局長のとき面談したときに、そう言えば言うの忘れてたかなっていうのがあって、植村さんまだいたとき、植村さんから何か言ってきたかって言うから、この話局長にするの忘れてたって言ったら、ちゃんと言わなきゃダメだって言われて、次何か聞かれたら言いますって。事務所に行きたくないから会議室にノートパソコンがあるのでそこでやったんですけど昨日の話になっちゃって。

局長、具体的にどう話されたの。

本人、予算のやつやってて、破砕の人はこのパソコン使うんで要はネットつながっているからうちの情報見られると破砕の人にと。情報漏えいだべやと。

局長、破砕の人たちのそれ。ご本人、日報とかやっているときにそれを使ってて、僕もう事

務所に行きたくないってのもあったんでそこでやってたんですよ。それが情報漏れると、でその話しされて僕も本人に言えるタイプでもないので、僕も弱いのでＫが１人でいたらって話をしたら、今Ｋのせいにするのかって言われて。

局長、そっかと。今Ｓ君も１２月で退職するんだけれど、昨年彼から相談を受けて年休がまだ残っているから１２月中に引っ越しだとかあって行ったり来たりしなきゃいけないから、１２月中には年休消化させてくださいって、だからちょっとね、あなたには組合としてはね痛いのさ。

ご本人の奥さん、旦那と昨日話したのは、どんな体制が変わっても人が入っても丸々さんが辞めても戻るつもりはないと。私もそんな辛いなら辞めてもいいよと。これだけ不安でいっぱいだけど、ごめんなさい、泣きながら。不安でいっぱいだけど死ぬとか考えられたらこっちも辛いし、そんなに辛いなら辞めてもいいよって、本当に死のうと思って言われたときには、本当に娘と私を残してどうしていくんだろうとか、今もすごく不安でしょうがないし、目放したら何かするんじゃないかと毎日不安で過ごしているし、こうなる前に助けて欲しかったし、もっと耳傾けて欲しかったし、救うことができなかったのかなっていうのはずっと我慢してきてて。

ご本人、副町長の面談のときも本心で話したんだけど、次の予定が入っちゃったとか、そういうので途中で切られたとか、この前も話してＭさん苦手なんですよねって話してて、もう本気で受け止めてくれているのかどうかっていうのは感じはない。

局長、ごめんね。本当に俺も常に話聞いてやれればよかったんだけど、本当申し訳ないと思っている。とりあえずあなたの気持ちはわかったわ。本当は副町長と一緒に来ようと思ったんだけど、ちょっと予定が入っていたから、まず今日俺が言ってくるって話はしたんだけど、この話は副町長にもしておくから。

ご本人、もう寝れない。寝るんだけど１時間おきに起きちゃって、もう２時、３時に目が冷めたら、それからもう不安で不安で怖くて、朝になるのがもう怖くてどうすればいいのかとずっと考えていて。

局長、取りあえずはこの診断書どおりさ、これがあれば病欠になるから。

ご本人、本当、月曜日に行くのが怖い、不安で不安で。

局長、いかなくていいんじゃない。

本人、ただただ怖い。

局長、この話はＭさんに話していい。

本人、いいです。

本人の奥さん、本人に伝わらないと何も解決にならないので。

局長、ありのまま話してもいい。

奥さん、ちゃんと言ってほしいです。何ならここに来て話してもいいです。暴言はくかもしれないけど、ここに来てもいいくらい。もう本当言ってやりたいくらい沸々と怒りが沸いているので。

本人、昨日、情報漏えいだべやって言われて、ずっと車に乗ってて考えたんですけど、あの人だって聞いた話では、タイヤの揉め事があったとき石原さんに紙を渡してたっていうのを坪井さんが見てた話では、見てたみたいで、それを聞いたことがあって、何かやってるんじゃないって坪井さんが聞いたことがある。したらそれはどうなのよってずっと考えてた。俺もこういう性格だから本人には言えないし。

局長、そっか。

嫁さん、本当、愚痴をこぼさないタイプなんで家に帰ってもお互い仕事の愚痴とかは話せないけど、だからポツンと出してくれたのか、そこまで追い詰められてたんだなってことだし、もうMさんに話したとしても、俺はそんなつもりはないとかいうと思うんですけど、その辺がわかってない。そういう人だと思うんですよきっと。でもしっかりと伝えてほしいです。ここまで追い詰めているっていうのを。

本人、昨日話したのは、僕２月に採用なので２月で一応区切りで辞めてって考えているって話を家族に。

奥さんすぐにでも辞めたいって言ったんだけど、２月で２５年になるっていうから、２月いっぱいで２５年で辞めて３月いっぱいゆっくり休んだら４月から新しい仕事になり、仕事しても構わないと。家計がね、やっぱり家族もいるので年明けぐらいから仕事探し始めて３月いっぱいで休んだらどうかなっては思ってた。それまで辞めるっていう方向でいけば、本人も気が晴れると思うんですよ。あと少しで終わるって考えれば、だからそのつもりで私的には今ちょこっと休んだとしても２月までは続けてほしいなと。

局長、目処としては２月末。

本人、そうですね。病院でも言われたんだけど、ちゃんとそういう計画立てながらやっていったほうがいいですよと。

局長、したら１２月いっぱいは、これ（診断書）で休んで、年明け１月、２月末まで。

本人、有給もあるので先生の状況を見てそういうのを使いながらやったほうがいいんじゃないのって言われたので。

局長、そっか、申し訳ないね。局長としての力不足だわ。

奥さん、Mさんの行いって皆さん知っているんですか。見てて、見ぬふり誰も何も言えないっていう感じですか。

局長、一応そういう状況は上のほうには伝えるし、何かトラブルあったとかは常に言ってるし、そこは理解もしている。

奥さん、じゃ誰も本人に伝える人はいない。

局長、いや俺は言ってるよ。

奥さん、それでも改善されない。辞めてほしいですよねそういう人。

局長、人は変わらないよね。性格はやっぱり昔からああいう感じなんでしょ。

本人、そうです。

奥さん、若い人が入ったってどんどん辞めていく理由はそこですよね。どんどん辞めてどん

どん負担が来るじゃないですか。今回せっかく入ってくれたのに辞めちゃうし、そういうとこですよね。辞めてくれればいいのに。

本人、こんなこと言えばあれだけど、自分だって飲み屋で酒飲んで、皆でいる前で人を殴ったりさ。

局長、あれ、それで誰だっけ。

本人、神野局長のときです。酔っぱらって神野局長に馬乗りになり、忘年会か何かの時です。何で外に出たんだべと思って開けてみたら、おめえらは見るなって、植村さんか誰かが止めに入って。

局長、そうなの。そんなの傷害だべさ。

本人、神野局長、顔腫れて、そのほかにもあって２回ぐらい見てる。人にコップ投げて歯折ったとか、議会か何かのときに女の人言ってた。

局長、そのとき神野さんって訴えなかったの。

本人、許したんだと思う。

局長、そっか。僕の心は変わらない。まあ月曜日、火曜日どうしたもんかと思って、失礼しました。これは本人ですね。いや局長です。失礼しました。局長、そっか、僕の決心は変わらない。まあ月曜か火曜どうしたもんかと思って。行かないほうがいい。

本人、本当にもう朝になるのが土日でも怖い。カーテンの隙間から陽が見えたらどうしようかなって思っちゃうんで。

奥さん、だからといって家に１人で残すのも不安なんですよ。自分の仕事で娘もいないし家に１人でいるときに薬飲んだりするから、それはそれで不安なんですよ。どうしたものかですよ本当に。

局長、この話はお兄さんと、あと本人、うちの母親と兄の嫁と。

奥さん、うちの母です。

本人、実家のほうはわかったと。

奥さん、でもここ家族だけの問題じゃなくＴ全体の話になってるからこの状況はちゃんと共有したいし、するつもりでいるので。

局長、まず俺は副町長に話すから、で副町長はＭと面談する話になってるから。

本人、もう本当に人には関わりたくない。強過ぎるんで。また顔見たら何言われるかっていうのが怖くて怖くて。

局長、して今日受診して何か薬とかもらった。

本人、薬２週間分もらって、それ飲んで、また不安と緊張とそういうのを消す薬と、あと睡眠剤。

局長、今までって何か薬とか飲んだの。

本人、胃の薬。

局長、そっちのほうは大丈夫なの。

本人、胃痛は今もある。再発ではないけど痛い。薬は不安と緊張を消す薬と睡眠剤と、それ

をとりあえず２週間飲んでみてもう１回来てくださいと。

奥さん、でも休んだとしてもまた出勤するようになったら顔を合わせるようなことになるから、せっかく家で療養したのにまた同じパニックになっちゃうっていうふうになってしまうと思うので、行っても顔合わせないようにするとか、何か対策がないと、いつまでも会社に行けない状態だと思うんですよ。そこは本当に何とか。

局長、そこは話しますね。

奥さん、何とかお願いします。

本人、なかなかあんな小さいとこだと顔合わせないっていうのは難しいかもしんないんですけど、その辺はちゃんと話します。

わかりました。

本人、病院で泣いてきました。話してる途中で死ぬっていう話をしたらね、子供もやっぱりね。

局長、来年小学校１年生だもんね。

奥さん、だからそれだけは絶対にしないでねって約束したので、そうしたらわかったって。それを信じたいっていうのはありますし、娘も旦那大好きだから、だから娘も小学校に上がるのに４５歳にもなるし、ここから別の転職っていうのは不安でいっぱいだけど新しく気分も変えて前向きにいけばいいなと。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　もう少しありますが、この分はそこまでにしておきたいと思います。これが１１月２２日、局長とのやりとりですよ。局長、記憶してますか。

○委員長（本多　浩君）　濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君）　お答えいたします。今お話しされた部分全て記憶しているっていうことで言わせていただければ、全てではちょっと記憶はないですが、そういった発言をしたんだなというふうに今聞いておりました。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　それで今度は短くしますが、１２月２日このやりとりもかなり重要なんです。これも紹介させてもらいます。これなかなかこういうことを申し上げる機会ないんです。空中論戦やってても議論が深まりませんから、本人がどういう状況だったかということを客観的に町長に理解してもらうためには朗読する以外にありませんから、もうちょっと許可願います。

○委員長（本多　浩君）　わかりました。

○委員（菅原義幸君）　１２月２日、昨年です。副町長、手土産持参。

副町長、早速なんだけども、このたびはいろいろとご迷惑をかけて本当に申し訳ないなと思っているんだけども落ちついてるかい。

本人、一応今病院に行って薬もらってるんで、それを飲みながら少しは落ちついたかなと。

副町長、いろいろ考えないようにしているんでしょう空っぽにして、時間あればね、散歩で

もしてね。

局長、薬はこの前２週間分出てるって言ってたよね。

本人、はい、今週の金曜日受診日です。

局長、気をつけてね、冬道だから。

副町長、産業道路沿いかい病院。

本人、メガドンキの向かいっていうか、わき入っていく。

副町長、いろいろ見させてもらったりして、主幹からの聞き取りを見ましたら、あっ顛末書を出してもらって見ましたら、継続的に随分丸々丸々のことを言われてたのかなって判断してるんだけれど、今回の予算の関係で最後の原因になったと思ってますけど、それであなたがパワハラを受けたと。これパワハラって人によっては、ねえ受け止め方があるんだけれども、肝腎なのは本人の取り方なんだよね。人によってもあるし、パワハラと指導って難しい線引きもあるんだけど、取り方なんでね、あなたの気持ちとして、これはもうパワハラを受けたんだと思いでいるのであれば届け出てって言うのかな、あるんでそれを出してもらうことが１番解決になるのかなというふうに考えてはいるんだけど。

奥さん、それはどんな解決になるんですか。

副町長、それが今度ですね。審査してこれがパワハラだということになれば主幹に対して改善を求めるし、あるいは処分というとこまで行くと思います。どういう処分になるかはまたそれは別ですけど。懲戒処分審査委員会というところで審査することになります。

本人、僕も仕事上悪い部分もあるんですけど、やっぱり１番答えたのは４、５年前にあった電話でさんざん貶された、酔っぱらって電話して、本人は酔っぱらってないって言うんですけど、それが１番それはパワハラだと思っているんで。

副町長、したらそれを出してもらうということでいいですか。

本人、それはあれですか。Ｍさんとかを合わせるとかということはあるんですか。

副町長、それはないと思う。

本人、顔を合わせたらきついので。

副町長、そこは配慮するし、合わせることはないと。

奥さん､Ｍさんにはこのことはお伝えしたんですか｡今旦那がこういう状態になっているよ。あなたのせいですよってことはお話したんですか。

副町長、うん。

奥さん、どういう反応だったんですか。

副町長、受け止めとしては申し訳なかったと。

奥さん、自覚があるってことですか。

副町長、自覚はあるってことです。局長もわかっているとおり非常に熱くなる方ですよね。だから、そこで行き過ぎた言葉遣い。

奥さん、旦那は本当にそのせいで仕事にも行けなくなってしまったし、心も病んでしまったし、仕事を辞めなければならなくなって、新しい職を探さなければならないんです。その責任

とかは何かあるんでしょうか。

副町長、そこは難しいですね。

奥さん、こっちも生活があるんですよ。そのせいで会社にも行けなくなってしまったし、１番悪いのは自分のせいで部下が辞めることを気づいていない人がいるってことが１番悪いと思ってるんですよ。だからＭさんにはちゃんとした処分をしてもらわないと。うちも出るところに出ようかなって思ってしまうので、それくらい怒りは沸いているので、なのでその辺は本当にしっかり、あと近況報告とか状況報告も逐一欲しいですね。どうなっているんだろうというのは気になるので、その報告はきちんとしていただきたいです。あとちゃんと話を聞いてほしいです。すいません。ちょっと熱くなってしまいますが、これくらい思ってるということはあるので。

本人、やられているのは僕だけじゃないって、ほかの人たちも感じてると思ってるんで、そういう言い方がきついとか、それは昔からあの人はあるんで。

副町長、それは議会でもよく言われる業者さんに対してもっていう。

本人、はい。

副町長、いつも議員にも言われていますけど、よく火のないところに煙は立たないって言い方しますけど、そうなのかなと思って議員からは聞かせてもらっています。もしそれが改善になっているんであれば、なる前にこうなったということで申し訳ないなと思っています。本人からも、この後、明日、明後日、議会の特別委員会もあるもんですから、それで終わってからまた改めて本人と話してみたいなと思っています。２回目になりますけど、これ局長話してもいいかな。いろいろその他ありますけどこれは伏せておきます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員に伺います。まだ。

○委員（菅原義幸君）　あと２ページです。これ読ましてください。２ページで終わりますから。

副町長、わかりました。参考までに聞きたい聞かせてほしいんだけど、この前３連休で焼却施設にアポなしで言ったよね僕、それでもう１人の方はどうなんだろう、きついのかなやっぱり。

本人、きついのはきついです。Ｋに対してのあたり方が結構すごいので、それはありますね。そういうのを見るのもしんどいのでＳ君にも昔言ってたけど、次おれじゃないかと。

副町長、Ｓ君の前はＫさんがね。Ｋさんのときは次長処分受けたんだけど、今回すぐ辞めるって。少なくともそういうのを見て反省してほしいと思うんですよ。上司というか、管理職ですから。それがないままにこんなふうになったというのは非常に残念だし、預かる者として大変申し訳ないと思っています。あなたの気持ちは変わらないんですよね。全く違うところでっていうことで、それとパワハラ問題の解決してほしいということですよね。

本人、それを解決しないと、あそこの職場は何も変わらないと思う。

副町長、Ｋさんのときは処分して、Ｓ君のときだって処分まで行かなかったけど繰り返しにもかかわらず、こういうことになっちゃうんだろうけれども、古い時代というか体質も。

本人、そうですね、昔からそういうのはあった。業者にもあたりはきついとか、そういうのは昔からです。

そこまでにしておきますか。まだもう少しありますけれども。いずれにしても町長こういう状況です。何か感想ございませんか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　今ご本人のお話の状況というものを聞いておりました。いろいろなことをお話をしていたということ。それからなかなか本人の捉え方も深刻な状況をというのはよく理解できたところであります。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　これはせたなの副町長と今金の副町長の調査では本人が仕事でミスを犯したんだから、多少きつく言われたってしょうがないと。パワハラに該当しないという結果なんです。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　こうした状況を受けてこの調査をさせていただいたというところでございます。先ほども申し上げましたように、本人それからもう１人の当事者、それから職員全体の聞き取りをしっかりやったと。その結果、前回も申し上げましたようにパワハラという認定はできなかったという報告でございました。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そういうことになるんですか。

○委員長（本多　浩君）　町長。

○町長（高橋貞光君）　私としては自分で調査しておりませんので、それは副組合長２人でしっかり調査をしたと。聞き取り調査も含めて調査をしたということでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　調査内容と全然違うじゃないですか。本人の仕事でミスをしたからパワハラではないんだという調査結果なんです。そういうことを言えますかこの内容で。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これは申出のありましたこの１１月２１日の件ということでパワーハラスメント事案調査報告が出てきております。そういう調査経過というふうになっております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　相談整理簿は１１月２１日のことだけだって書いてないんです。何でそういうふうに矮小化するんですか。もう一遍読み上げます。相談内容、以前からＭ主幹から仕事に対する叱責を受けていたがとこういう前提があるんです。そもそもの出発点は５年前、夜中に電話で仕事上の叱責を受けたと。怖かったって言ってんです。それを一切前後の関係捨象してしまって１１月２１日のことだけ切り取ってパワハラではないと。こういうでたらめな調査ありますか。

○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　今の件でございますけれども、確かに本人からはそういったこともございましたけれども、１番の訴えは１１月２１日に令和７年度の予算見積書の作成が遅れていたこと。それと焼却処理施設に配備のパソコンを使用し見積書の作成をしていたことに対しまして強い口調で叱責をされ、精神的な苦痛を受け体調が崩れたということで、そこについて調査をしたということでございます。ただその聞き取りの中で今菅原委員が言われたようなことは確かに題としてあったように記憶はしておりますけれども、本人とのやりとりの中では、この１１月２１日ということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だから正確な結論でないわけです。たった１回で行為をパワハラだと言ってるんじゃないんですこの方は。以前から仕事に対する叱責を受けていたって言うんです。そういうチセキの上に立って１１月２１日に新年度予算見積書の作成が進んでいないことなどで強い口調で叱責されたと。濱口局長や副町長との会話の中で自分は悪いと思っているということはわかってるわけです。しかしそうできなくなった原因があるわけじゃないですか。そういうことを一切捨象して１１月２１日そこだけ切り取って、仕事上で叱責されたから、手落ちがあったんだから、ミスしたんだからパワハラじゃないと。こんな調査の仕方ありますか。本人２回も命を絶とうとしてるんです。人権と人命がかかってるんですこれは。パワハラの典型じゃないですか。これがパワハラでなかったら何がパワハラですか。私はこの方が死に至らなくてよかったなと思ってます。そういう深刻な問題として人の心の本当の痛みに寄り添った対応何でできないんですか。同じ赤い血が流れている人間じゃないですか町長。そこまで言わないとあなたわからないんですか。町長、余計な手を挙げなくてもいいよあなたは。町長に聞いてるんだから。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これはそういう事案を、相談を受けて調査をした結果でございます。私としてはそういった報告を受けたところでございますので、これは調査報告書として承ったところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　全て責任転嫁じゃないですか。あなた自身何も踏み込んでやってないでしょ。あなたの息子さんと同級生だって言うんです。人の親であるならば、そういうことを感ずることできないんですか。私、今３通あると言いましたが、３通のうち２通しか読んでないんです。３通のうち２通も全部は読み上げてないんです。しかしこれ聞いてわかりませんか。本人がどれだけ苦しんでいたかということを。もう少し申し上げておきます。令和７年第１回全員協議会、北部桧山衛生センター組合議会会議録です。これは公文書公開請求で取り寄せたもんですから正真正銘の交付された原本です。ここには、せたな、今金両町長が調べた報告が系統的になされてるわけです。その中でものすごい大事な点が一つあるんです。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員、お話の途中なんですけど休憩をとってから質問を。
○委員（菅原義幸君）　そうですね。わかりました。熱が入ってしまいまして休憩忘れてまし

たよ。
○委員長（本多　浩君）　それではここで休憩します。
　８時４５分まで休憩します。

休憩　午後　８時３０分
再開　午後　８時４５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　時間経過しておりますけれども、私の予定では９時で終わる筋書きになってますから、もうちょっとよろしくお願いしたいと思います。大事なことを申し上げます。令和７年第１回全員協議会、これは北部桧山衛生センター組合議会の会議録です。この中で今金の副町長が副組合長の立場で経過報告やりまして、これはパワハラに当たらないんだという報告を議会側にしてるわけです。その中で非常に大事な部分がありますから紹介しておきたいと思うんです。会議録５ページの上段です。なお前年度までは予算関係の事務はしっかりできていたという経過も踏まえてという表現があるんです。これ何かって言いますと、確かに仕事上のミスを犯しているんですご本人は。それで上司から叱責を受けてるわけです。それで仕事上のミスで叱責を受けた場合はパワハラにはあたらないという論拠を持ってパワハラでないという否定の構図を作り上げてるんです。しかし前年度までは予算関係の事務がしっかりできていたということを今金の副町長認めてるんです。何でできなくなったのかってことです。その分析が大きなごまかしをしてると思います。それは仕事の部署が変わったんで、そこから精神的に不調になったんだと、こういう分析をしてるんです。ところがこの流れ全体から見ますと結局パワーハラスメントを受けて長年の心理的圧迫によって夏に十二指腸潰瘍を患っておって相当ダメージを受けているんです。顔合わせるのも嫌だという流れの中で本人も認めているようなミスが確かにありましたが、さらにそれを一つの理由にして１１月２１日ですか、徹底的に攻撃を受けて陥落してしまったと、絶望してしまったという流れなんです。だから前年度まで予算関係の実務は事務がしっかりできていたにもかかわらず、できなくなるところまでパワーハラスメントによって追い込まれたというふうに見るか。そんなの違うよと、本人部署替えで不調に陥った本人自己責任だよというふうに見るかで評価は１８０度変わってくるわけです。私は調査不足だと思います。こんな冷たい非人間的な極めて行政的、事務的な調査なんてあり得ません。そういう調査わかっていながら調査結果を私は尊重しただけだと。そんなしらっとしたことを答弁でよく言うなと思います。しかし高橋町長らしいなというふうにも思いますが、そういうやり方はこれは通用しませんから。そこのところをしっかりやっぱり見てとって、これは再検討の必要が十二分にあると私は思うんです。まず町長にその点、伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　先ほど来この１１月２１日、それから１２月２日、１２月１９日これらのテープの内容についてお話を聞かせていただきました。パワーハラスメント事案調査としてこの調査のお願いをしたのは、調査はそのあとでございまして令和６年１２月２６、２７、それから７年の月の１４、１月２４とそのテープのあとでございました。そうした中でこれらの調査をさせていただいて、調査結果についても本人にまず説明をされたということを聞いております。したがいましてこの調査の結果については本人もこの内容は承知をしているというふうに感じているところでございます。その時点でのどのような話合い、報告がされて本人からもどのような意見があったのかということは今のところまだ確認はできておりませんが、これはあとで確認をさせていただいていただくというふうに思っておりますが、いずれにしましても私の手元に報告書が来たのは、一連のそうした流れの整理をされたあとということでございます。両副組合長がしっかり調査をされたということでございますので、その調査の報告について、そのとおり受け止めたということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　全然答えてないですよ。同じことのオウム返しで。本人のそういう状況をどう思うかって聞いてるんです。調査が間違いなんですから。一面的なんですから。一面的なほうにばっかり傾斜して、本人の本当の心の叫びを何で受け止めないんですか。町長だから安易だっていうんです。１番安易な報告に飛びついて悲鳴を上げている本人の心の叫びに耳を傾けない。これは結局、高橋組合長のエラーからくる衛生センターに巣くっているパワーハラスメントの構造だと。黒い構図が明らかになったと私思ってます。部下見殺しです。連続的に衛生センターの職場ではパワハラが発生してるんです。組合長は何の処分もしないと。無為無策だと。訴えてもこれはパワーハラスメントでないので、しれっとしてよくああいう報告できるなと思います。町長そこまで言われて腹立ちませんか。やってることめちゃくちゃです本当に。被害者の立場に立って物を考えたことありますか。訴えてるんですよあなたに。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　いろいろな報告に対しての取り方っていうのはあるんだというふうに思います。しかし客観的にこの事案については調査をしたというふうに理解をしているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　客観的に調査をしたっていうけども、客観的じゃないんです。極めて主観に満ちて一面的な独断、断定に立った偏った結論です。これだったら日本国じゅうパワハラで受けた被害者っていうのはほとんどゼロでしょうよ。そういう理屈になるんです。パワハラを受けた人間が心身ともに変調を来して、正常な生産活動、日常活動できなくなるっていうのは当たり前なんですから、そこで起きてくる様々欠点、欠陥を本人の失敗に帰着させて、だから叱責されても仕方がないんだとこういう構図で調査結果をまとめたら世の中からパワハラの被害者いなくなるじゃないですか。そういう程度の調査なんです。だからやってることひど

いっていうの。だから二重のパワハラだって言ってんです。上司から受けたパワハラと両町の副町長によるとてもひどい人権無視のパワハラと二重のパワハラがあるって言ってんです私は。それを許してるのは高橋組合長ご本人なんです。それで私９時までに終わるっていうか、もう少し申し上げておきますが、町長の最大のごまかしは、いいですか。本人に説明し本人も承知していると。文句があったら訴えばいいんだと。この論法が１番よくないんです。首かしげる必要ないって。心病んで自ら命を絶とうとしてる弱り切った人にパワハラでないという全く理不尽な結論を押しつけておいて不服なら申立てしろと。こんな非人間的な提起ありますか。最初から不服だということを想定した中で捨て台詞のようなことを言ってますでしょ。弁護士でも立てて、そして弁護士にそうした作業をしてもらうならいざ知らず、命を今どうしようかと思って弱り切ってる人間にそういう戦いのエネルギー残ってると思いますか。ふざけたこと言うんじゃないと私は申し上げたいと思います。これは被害者ご本人は多分このやりとりは見ていないと思います。もう今一刻も忘れて新しい職場になじんで、第２の人生をスタートさせているところだと思いますのでこれ見ないと思います。しかし家族は多分ご覧になると思います。取り上げるって私言ってますから。そのことはきっと家族にも伝わると思います。家族の心境たるや町長わかりませんか。親がおり母親がおりです。お兄さんがおりです、奥さんがおりですよ。人権を害された被害者のご家族の本人以上の心の痛み、そこに理解はできないとすればもう町長終わってます。最も任期終わりですからね、文字通り任期終わりですが、これは酷いことをなさったなと思います。本人なんか申立てするのエネルギー残ってませんよこれこっちも。申立てしないから本人が納得してるんだと。それでいいじゃないかと。こういう理論立てになりますか町長。私はこれで時間来ましたから途中でやめるような形になりますが留めておきたいと思います。しかしこの問題は一貫して追及します。事の問題の本質が明らかになるまで徹底的にやりますから。だから今日、留保されている案件につきましては次回の特別委員会までに報告を願いたいと思います。次回の特別委員会の招集日というのは、おそらくこのあと委員長のほうから明示されるであろうと思いますから１０月１日以降ではないと思います。あなたがせたな町にいる日にちということになると、あなたのご都合を委員長のほうでは把握なさってると思いますから、その日また審査特別委員会が再開されるであろうというふうに思いますが、そこの場面で今日預かり宿題になっている問題についてさらに補充の質疑を行いたいと思っております。今日は委員長９時になりましたからここで一区切りということにさせていただければ、次の最終招集日の中で残った案件については終了させる努力をしたいと思っておりますので、よろしくご判断をお願い申し上げたいと思います。

以上で終わります今日は。

○委員長（本多　浩君）　それではお諮りいたします。本日の会議はここまでとし、この続きは９月２８日午前１０時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じ、９月２８日午前１０時から再開いたしますので、ご参集

願います。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会　午後９時０１分

委員会条例第２８条の規定により署名する。

令和７年１１月２８日

委　員　長　　本　多　　浩

署名委員　　菅　原　義　幸

署名委員　　石　原　広　務

令和７年せたな町議会決算審査特別委員会　第５号

令和７年９月２８日（日曜日）

○議事日程（第５号）

１　認定第　１号　令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
２　認定第　２号　令和６年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
３　認定第　３号　令和６年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
４　認定第　４号　令和６年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
５　認定第　５号　令和６年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
６　認定第　６号　令和６年度せたな町簡易水道事業会計歳入歳出決算について
７　認定第　７号　令和６年度せたな町公共下水道事業会計歳入歳出決算について
８　認定第　８号　令和６年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算につい
９　認定第　９号　令和６年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（１０名）

委員長	本多　浩君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	桝田道廣君
委員	福嶋　豊君	委員	横山一康君
委員	橋本一夫君	委員	吉田　実君
委員	大湯圓郷君	委員	菅原義幸君

○欠席委員（０名）

１．せたな町議会委員会条例第１９条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小板橋　司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間　正君
監査委員	熊野主税君

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	髙橋　純君
まちづくり推進課長	阪井世紀君

財政課長	佐藤英美	君
税務課長	佐々木正人	君
町民課長	濱口喜秋	君
福祉課長	中川譲	君
健康推進課長	河原泰平	君
農林水産課長	吉田有哉	君
建設水道課長	平田大輔	君
会計管理者	杉村彰	君
国保病院事務局長	手塚清人	君
認定こども園園長	本田和矢	君
総務課長補佐	尾野裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村大樹	君
財政課長補佐	中山康春	君
税務課長補佐	長内解人	君
町民児童課長補佐	黒澤美知子	君
福祉課長補佐	長内京	君
福祉課長補佐	水野万寿夫	君
福祉課長補佐	栗谷一樹	君
地域包括支援センター所長	今川勇吾	君
健康推進課長補佐	古守亜珠	君
子ども家庭センター副所長	垣本利子	君
認定こども園副園長	浜高あけみ	君
農林水産課長補佐	井村裕行	君
農林水産課長補佐	伊藤哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木涼平	君
国保病院事務局次長	近藤智博	君
まちづくり推進課主幹	稲船洋志	君
税務課主幹	小林朱央	君
町民課主幹	三浦三津枝	君
地域包括支援センター副所長	大久保麻未	君
農林水産課主幹	斉藤真	君
農林水産課主幹	撫養和伯	君
農業センター副所長	北山典孝	君
建設水道課主幹	川上佳隆	君
建設水道課主幹	吉田一也	君
建設水道課主幹	大野秀幸	君

建設水道課主幹	岡島	譲二 君
建設水道課主幹	村井	貴大 君
出納室主幹	竹内	亜希子 君
国保病院事務局主幹	山川	彩子 君
国保病院事務局主幹	大庭	啓 君
総務係長	竹内	佑輔 君
地域生活係長	栗城	惇史 君
情報管理係長	又村	智 君
広報統計係長	西田	幸恵 君
商工労働観光係長	山崎	英人 君
財政係長	髙森	直也 君
環境衛生係長	原田	宰 君
障がい福祉係長	平田	慎太郎 君
包括支援係長	山崎	記代子 君
地域支援係長	田畑	貴子 君
地域支援係長	安藤	麗香 君
健康推進係長	干場	美沙代 君
子ども子育て支援係長	清水	美千子 君
業務係長	池田	裕之 君
下水道係長	小川	寛雄 君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登幸恵 君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田	良子 君
次長	山本	亨 君
瀬棚保育所長	水野	真理子 君
福祉係長	稲船	奈穂子 君

《大成支所》

支所長	浜高	正明 君
次長	高橋	真一 君
大成保育園長	浜高	あけみ 君

（2）教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑	英規 君
次長	斉藤	哲章 君
次長	尾野	真也 君
主幹	藤谷	希 君

給食センター学校給食係長　　伏　　見　　尚　　志　　君

（３）農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事　　務　　局　　長　　小　　林　　和　　仁　　君

（４）選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書　　記　　長　　髙　　橋　　　　純　　君

書　　記　　次　　長　　中　　山　　康　　春　　君

（５）代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事　　務　　局　　長　　上　　野　　朋　　広　　君

次　　長　　松　　原　　孝　　樹　　君

１．本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事　　務　　局　　長　　上　　野　　朋　　広　　君

次　　長　　松　　原　　孝　　樹　　君

主　　事　　神　　野　　翔　　亜　　君

再開　午前１０時００分

○委員長（本多　浩君）　皆さんおはようございます。

吉田委員より遅刻の届出がありました。ただいまの出席委員９名で定足数に達していますので決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ち９月２４日開催の当特別委員会の質疑中に個人名が出ておりました。本来、個人名が出た段階で止めて注意すべきでありましたが、そのまま進行してしまいました。委員会の進行について委員長として大変申し訳なく思っております。

申し訳ございませんでした。

菅原委員からも発言が求められております。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　委員長のご指摘を厳粛に受け止めまして、今後繰り返さないように注意いたしたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。

○委員長（本多　浩君）　それでは議事に入ります。

整理番号第１、認定第１号令和６年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

２４日の菅原委員の北部桧山衛生センターに係る質疑で、重大な事案にもかかわらず訓告、口頭注意という対処とした理由の答弁を留保しておりました。この答弁を町側に求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　お答えいたします。先日の菅原委員の答弁におきまして当時の処分決定の過程に法的問題はないのかということでございました。北海道町村会に照会いたしましたところ、懲戒処分審査委員会は組合の規定上、あくまでも組合長の諮問により設置されるものであり、さらには施行法上の懲戒処分は任命権者が特別権力関係に基づいて行う制裁であることから、必ずしも懲戒処分審査委員会を設置する必要はなく、組合長の裁量の範疇という解釈ができるということで、当時の処分決定過程について法的な問題はないという見解であります。なお今後におきましては、このような事案の発生した場合には組合長の諮問により懲戒処分審査委員会を設置して決定してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　それでは９月２４日に引き続き一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。ありませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　順序として衛生センターの問題から入るべきでありますが、委員長に通告いたしましたように複数の案件抱えておりますので、確実に質疑答弁を終えることができるというふうに判断できるものから先に照会したいと思いますがよろしいですか。

○委員長（本多　浩君）　よろしいです。

○委員（菅原義幸君）　しかる後に衛生センターの問題に戻りたいと思います。

それではまず最初に社会福祉協議会運営事業補助金について積み残しの案件がございますの

で副町長にお尋ねをしたいと思います。１人で可能な出張を何の理由もなく事務局長と次長が２人で出張し事務所内の仕事をしないままに日当を受け取ることは町職員であれば認められないにもかかわらず、高野社協会長は不適切な部分はないと断言し何の反省もしないで正当化しております。これは町の補助金団体として認められないことだと判断いたします。社協の補助金不適切使用に対する町の警告措置は行ったのかどうかお尋ねをしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ただいまの質疑につきましては前回にも答弁を申し上げたと思いますけれども、好ましくない出張ということでまず答弁を差し上げました。そして今後におきましては補助する側として団体の指導をしてまいりたいということでございまして、改めての警告というものはしてございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私はぜひやってほしいっていう提起をしてるんです。今後の指導一般に解消しないでください。その理由は議長宛ての参考人質疑欠席理由の中で前回同様の理論立てを再度にわたって行っているから極めて悪質だと私は思います。そのことをご認識なさってるわけですから一般論として片付けるのではなくて、具体的に指摘する責任があるだろうというふうに思います。ご指摘申し上げます。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　参考人出席の回答につきましては議長あてできないということでございますけれども、その理由として何点かございました。その中で今の出張問題こういったことにつきましては社会福祉協議会に今警告ということでございますけれども指導してまいりたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ですからそういう答弁この間なさったんです。ですからやりましたかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　その点につきましてはまだ行ってございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　速やかにやってください。なぜ私そう言うかといいますと、理由を言っておきますが、私はこの問題全く片付いていないと思っているんです。これ前回も申し上げました。それから寄附米の問題しかり、愛情銀行の在り方しかり、自主財源の問題しかり、社協運営全般の問題しかり、これから３，０００万円に及ぶ補助金団体が適切に補助金を有効活用する団体に変われるように行政側も議会側も責任があるわけです。１００％町民の税金ですから。そういうときに参考人に来ていただきたいという議長の要請に対して、日程都合が悪いから出ないということはいいんです。それはもう当然のことなんです。それで済ませばいいのに問うてもいないのに補助金の使途に関しては不適切な部分はないんだと。こういう返事をよこすわけです。さらに寄附米の取扱いについても廃棄処分としたものは一切なく、町へ報告し

たとおりとなっておりますと再度断言してるわけです。この寄附米の問題につきましても、町長、副町長をはじめとする行政側の見解も、私ども議会側の見解も全員から聞いてはおりませんが、この報告はおかしいよと、不自然だよと、そこは一致してるわけです。にもかかわらず廃棄処分としたものは一切なく町へ報告したとおりとなっておりますと文書で回答してよこす。まるで参考人質疑には出ない理由を正当化するための文言を勝手に並べてるわけです。私は根が深いと思います。正当な参考人質疑に対して抗議する、取り消せ、処分をしろと何事ですかこれ。そういうことがあるから今改めて参考人質疑を要請するつもりではあるけれども、間違った明快な問題については、補助金を交付している町自身から必要な警告を出してほしいと。イエローカードという言葉を紹介いたしましたが、これ監査委員のなるほど明言だなというふうに思いましたが、これはきちんとしていただきませんと補助金を交付する町側が問題にしていないのに何で議会が横やりいれるんだと、内部干渉だ、団体に対する圧力だとこういうこと言い出しかねないんです。そういうことを考えますと、私どもは町長にも副町長にも議長宛ての文書をお示ししているわけでありますから、そこでは行政側の見解と明確に食い違っている判断をなさっているわけですから社協さんは、必要なアクションを速やかに起こしてくださいよという提起をしてるんです。わかりますか。

○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　速やかに指導をしてまいります。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　疑うわけではないですけども、速やかに指導してまいりますっていうことなんですが、速やかにっていつまでやっていただけますか。それから指導っていうことの内容、具体的な何を指導するのか、どういう形式でやるのかということも含めて明快に答えていただけませんか、抽象的なんです極めて。

○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　まず指導につきましては今期限というお話もございましたけれども、これは社会福祉協議会の対応もあると思いますので、そこは協議会に申入れをして指導してまいりたいと思います。それから具体的な内容ということでございますけれども、これ一つ一つ事務事項を改めまして指導してまいりたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　２つ目はどういうことですか。何を言ったんですか２つ目。ちょっと聞き取れないんです。

○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　事務について、業務全般についてということで質疑があったと思いますけれども、それを具体的にどういうふうに対応するんだという質疑であったと思いますけれども、それらにつきましては十分内部でまず協議をしながら社会福祉協議会に指導してまいりたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　やっぱりもう先日のやりとりした中身を副町長は理解されていないんです。単純明快に言います。先日問題にしたのは２つだけなんです中心的にしてきたのは。一つは不適切出張の始末の問題、もう一つは寄附米の問題この２点なんです。それに対して補助金の使途に関しては不適切な部分はないという書面が返ってきてるわけです議長宛てに。だからこれは間違いだということをきちんと指摘していただきたいということなんです。そんなことないよと、不適切だよと、役場であればこういう出張を認めないし、万一そういう出張した場合にはお金を返させますよと。それを先方に伝えればいいだけの話なんです。それをやってくれって言ってるんです。それから寄附米の取扱い、これも廃棄処分としたものは一切なく町へ報告したとおりとなっております。これ再検討してもらわないと、どなたも信用してないわけです。要するに３２０キロ１粒も残さず完璧に消化したという報告なんです。そうではないのではないかと。いういろいろな角度からの疑問事項が多角的に指摘されているわけです。疑問もそこにあるわけです。令和３年度産米を令和５年度まで後生大事に持っていて、それをカレーライスですか、ジンギスカンですか、みんなで炊いて食べたと、こういう話をにわかに信じろと言われても、どうも信ずるのは難しいですよねって話なんです。だからそういうことに対しても正しいんだと、報告したとおりなんだというふうに断言することに対して必要なアクションを起こしていただきたいと、こういうことなんです。それは何カ月もたたなくていいんです。今日か明日書面作って先方に出していただくだけで結構なんです。そうすると今後私たちが参考人招致をする場合に、そこのところに焦点を当てて来ていただくということが行政と歩調を合わせた形で展開可能になるわけです。そういう意味なんです。もう一遍答弁してください。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　２点質疑がございました。まず１点目の出張でございますけれども、不適切な部分ということでございますのでまずこれについての指導と、それから２点目の寄附米につきましても疑義があるということでございますから、これにつきましても再度の調査まで行くかわかりませんけれども十分な説明を求めたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　速やかにやってください。できるならば今定例会会期中に行っていただきたいと思います。まだ３日間ありますから、副町長よろしいですか。
○委員長（本多　浩君）　副町長、定例会の会期中にできますか。
　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今定例会の会期中にできますかということでございますけれども、これは相手もございますので、ここで会期中にできるというふうに私は断言できません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　何で相手関係あるんですか。こっちが一方的にやればいいだけなんです。何か考え違いしてませんか。この間も町長は自分でやった決算について、いろいろな人に会ってみなきゃ答え出せないなんて、何か浮世離れした答弁再三にわたって繰り返しましたけ

れども、答弁かみ合わないんです。行政側が書面をもって社協に届ければいいだけなんです。そういうアクションを起こしていただきたいって言ってるんですから。何で相手の事情が出てくるんですか。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　今質疑でお話がございましたように町側から社会福祉協議会に対しましてアクションを起こしたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　起こしたいというのはわかりました。それはもう了解してるんですこっちは。そのあと私何を質問したかわかってますか副町長。
○委員長（本多　浩君）　本定例会中にアクションを起こせますかということです。
　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　ですので先ほど申し上げましたけれども、まずは内部で検討してアクションを起こします。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いいんですよ、内部で検討することも結構だし、アクションを起こすのも結構なんです。会期中にやっていただけますかと聞いてるんです。私内部で何時間も何十時間もかけて検討するような問題じゃないと思います。せいぜい文書を起こせばいいだけの話じゃないですか。私、町長も副町長も悪いくせで答弁をごまかし、はぐらかし先延ばしにするために妙な理屈をつけるんです。その理屈も全部現実から見ると荒唐無稽な有り得ない理屈なんです。やめてくださいって。私は今日、決算審査を終えたいという立場で臨んでるんです。実は本多委員長わざわざ私の家に来られまして改めての協力要請を受けました。本多委員長には、私の真意はそこにあるということを申し上げてるんです。ただ答弁そういうふうにされますと幕引きたくても引けないじゃありませんか。もう今日これ２０分ですたった一つの質問で。真面目にやってください本当に。
○委員長（本多　浩君）　佐々木副町長。
○副町長（佐々木正則君）　アクションは会期中に行います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　了解しました。次の質問に移ります。
○委員長（本多　浩君）　はい、菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長に提出いたしました１３番目、決算書で申し上げますと１１５ページ、成果報告書では４５ページになります。水産業振興費、トラウトサーモンについてお尋ねをいたします。まず農林水産課長にお尋ねしますが、実証試験の年度これを特定していただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　吉田農林水産課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　実証試験につきましては令和３年度から５年度までの３カ年となっております。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういたしますと令和３年、４年、５年この３年間だということになりますね。５年目の成果というのは６年の水揚げということになります。それで実証試験が昨年の水揚げで終わっているわけですから試験研究結果の報告書というものが存在すると思うんですがいかがですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　令和３年度から５年度の海面養殖事業の総括というものはまとめまして常任委員会等で報告しております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私が言っているのは常任委員会に出した総括表でないんです。実証試験でありますから試験結果をどこかに届け出るということにならないんですか。実証試験は好き勝手に任意でやったものじゃないでしょう。一定の基準と様式があって、こういう様式で、こういうものが、こういうメンバーが試験を行いますよというものがあるんじゃないんですか。違うんですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　残念ながらこういうメンバーでこういうものがあるっていう様式等は特に用意してございません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　様式っていう形を言ってるんじゃなくて、それをどこかに届けてこういう試験をやりますよという届出のようなものはないんですか。全く何の関係もなくただただ試験やるぞという話なんですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　どこにも届出を出すということは特にしておりませんで、町独自での養殖試験事業を実施したということになります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町独自じゃないでしょう。檜山漁協がやったもんでしょう。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　漁協を含め、町も含め、部会も含めという形になっております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いやちょっと違うんじゃないですか。町を含め、漁協含めてと、実験の申請者は令和３年の時点で大成支所長になってたはずです。今日私手元に資料持ってきておりませんが、大成支所長の名前で計画書を上げられたはずなんです。確認してみていただけませんか。それを町でやるっていうんなら町長名も併記されてるんですか。あるいは水産課長も併記されてるんですか。はっきりさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君）　すみませんちょっと確認をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　何分かかりますか。１０時４５分まで休憩します。

休憩　午前１０時２７分
再開　午前１０時４５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
町側の答弁求めます。
吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　お時間をいただきありがとうございます。ご説明したいと思います。令和３年１１月１日から令和６年１０月３１日の試験期間としまして、養殖試験承認申請書を漁業協同組合から北海道へ申請をして実施をしております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますとこの実証試験は申請書を前提にして展開されたものなんでしょ。違いますか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　この申請書をもとに実施したということになっております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そうしますと、わかりました。先ほどの答弁と違うわけです。先ほどの答弁は申請書を必要としない全く任意の極めてフリーな研究試験なんだというふうにとらざるを得ない答弁なさいましたが違いますね、訂正するんですね。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　大変申し訳ございません。訂正させていただきます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それでこの北海道に申請したときの書類を今日私持ってきてないんですが、たしか当時の大成支所長の名義だったというふうに記憶してるんですが、この北海道に対する申請書の申請者は誰ですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　申請者は漁業協同組合になります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　漁業協同組合なんですか。漁業協同組合の担当者はいないんですか。法人名だけでやってるんですか。それともセクションというのはなかったですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　申請者は漁業協同組合代表理事組合長名で申請をさせていただいております。担当としましては、総務指導部栽培振興係というところが担当しております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　わかりました。私手元に資料ありませんからこれ以上質疑はしません。それで申請に基づく実証試験でありますから最終的にはこういう結果であったという成果表、実証試験の結果をこういう結果であったということを北海道には出さなくていいものなんですか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　栽培試験結果報告書というものを毎年度漁協から北海道知事のほうに提出しています。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　栽培結果報告書。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　養殖試験結果報告書です。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。私の手元にあるのは例えば、令和３年度から５年度の事業総括という名称でありますとか、あるいは令和３年度、そうですね。総括っていう名称での資料はいただいておりますが、今課長がおっしゃった結果報告書ですか。そのものは提出されましたか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　議会のほうには、この結果報告書の写しとかっていうのは報告してないと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。ようやく話かみ合ったんです。それ差し支えなければ出してもらえませんか。また個人情報だから出せないという話にはならんでしょういくら何でも。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員にお聞きします。今すぐ必要ですか。
○委員（菅原義幸君）　出せるか出せないかだけ。
○委員長（本多　浩君）　出せますか。
　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　今、過去の書類を見てまして実際に手元にあるのが３から４年度の結果報告書しか実はございません。それでそれ以降の分も含めましてちょっと探しまして提出できるかどうかあとで検討したいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　また時間貸してくれとなれば時間たちますから。いやいいです探して、試験終わったわけですからその結果報告書、これ是非、出してください議会側にも。これはできるだけ早くしていただきたいと思います。あともう一つ聞いておきたいのは、実験に着手して以来、相当額に上る補助金、これは道補助金も入ってる金額でありますけれども出されているわけです。これの年度別の金額を手元にありましたら教えていただけませんか。

○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　これまでのトラウトサーモン海面養殖試験事業の補助金の金額でございますが、令和３年度につきましては８４９万２，０００円、そのうち道補助金が２５０万円です。残りの５９９万２，０００円につきましては産業振興基金を活用してございます。続きまして令和４年度ですけれども４４２万７，５００円、こちらにつきましては全額産業振興基金からの繰入金です。続きまして令和５年度ですけれども５７３万３，６９５円、全額産業振興基金からの繰入金です。それと令和６年度ですけれども予算額６６４万６，０００円ですけどそのうちの補助金が４００万円、残りの２６４万６，０００円につきましては産業振興基金ということになってございます。６年の施設整備まで含めますと２，５２９万９，１９５円、そのうち道補助金が６５０万円、残り１，８７９万９，１９５円が産業振興基金を活用してございます。
　以上です。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。今メモしましたが、それも後ほど資料と一緒に出していただければと思います。もう一つ聞いておきたいのは、組合側もしくは組合員側からの持ち出しがどれくらいあったのか伺っておきます。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　それらにつきましては集計してませんでしたので、後ほど提出する時に整理して出させていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　了解しました。昨年度から事業化したわけですが事業化したグループの正式名称、参加人数、代表者を伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　正式名称は大成養殖部会です。部会長とそれから部会員の名簿につきましては、ちょっと手元にございませんので後ほど提示したいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。それで令和７年度初夏の水揚げ量は５，６２６尾かと思いますが、水揚げ額はいくらになりますか。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　今申しましたように５，６２６尾ということになってございます。そのほか水揚げ高につきましてはちょっと確認をとれておりませんでしたので確認をさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それじゃあとで結構です。それも合わせて提出願いたいと思います。最後になりますが、今後の事業継続に向けた課題、これは担当課としてどのように考えておりますか。伺っておきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　今現在２基増としまして３基体制で取り組んでおります。それも今回これから事業化になるに至っては、八雲町さんの稚魚が入る、それから飼料につきましても八雲町さんから入るということで経費の節減が図られ、それで事業化になったものと思っておりますので、今後それらの関係、それから生産部会も新たに２人加わり８人体制となったと聞いておりましたので、それらも含めて規模的に収支的に実際どのような推移をしていくのかというのが大事かなと思いますので、今後とも状況を把握しながら注視していきたいと思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。事業化ということになると、どこまで続いていくかというと持続性の継続性の問題になりますのでそこは行政側としても慎重に腰を据えて見つめていっていただきたいと思うんです。人数を多くしようとすれば単純に言いますと利益配分に影響を受けるわけです。規模拡大しようとすれば生簀の数と参加人数を増やさなきゃいけないという問題。その相関関連の中で事業として、いわゆる商売として成り立っていくのかどうかという非常に微妙なデリケートな問題をいよいよ見極めていかなきゃならないそういう段階にたち至ってるのかと思いますの短期間で終わったということのないように、ひとつ長い目で見つめていく必要があるんだろうと思います。その点についてひとつ担当課長の決意を伺っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　吉田課長。
○農林水産課長（吉田有哉君）　うちも３年間、実証試験を踏まえまして事業化ということになりましたけれども、この事業が今３期になりまして事業化進んでおります。それから檜山管内においても各地を取り組みまして今檜山管内全町が取り組む形になろうかと思いますけれども、うちの町のみならず管内の状況も踏まえながらいろいろな問題点等を管内各町と連携を図りながら事業が今後とも継続して続けられるよう検討していきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　わかりました。私どもが得ている情報では単純に一路前に進むというふうには必ずしも言い切れない地域もあるし、そういう例もあると伺ってるわけです。事業化の課題というのは、それほど難しい壁にチャレンジすることになるわけですから、これだけ公金投入した試験事業をやってますからダメになりましたということのないように、しっかり行政サイドの作業も進めていただきたいと思うんです。消えていったところの話聞きますとこれはなという情報もやっぱりあるんです率直に言いまして。それは課長も聞いてると思いますが、だから３年間の実験が終わっていよいよ本格操業に入ったからそれで安心というわけにはいかないのがこの問題だということをしっかり踏まえておいていただきたいというふうに思います。答弁は要りません。委員長次の問題に入っていいですか。
○委員長（本多　浩君）　はい。
　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　それでは次に１１番目に通告しておりました北部桧山衛生センター組合負担金について伺いたいと思います。先ほどの町長の答弁なんですが、私そういうことを聞いてません。その回答のために町長が時間を貸してほしいって言ったんではないと思いますけども、何か違うんじゃないですか答弁は。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　私の答弁は冒頭、委員長のそれを答弁してくれということから答弁したところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　委員長が何というと私が聞いたのは、平成２７年に発生した女性に対してビールをかけ、コップを振り上げて前歯を折ったという傷害事件の処分について聞いたんです。それについて一言もないじゃないですか。それで２４日終わらなかったんです。
○委員長（本多　浩君）　もう一度、私のほうから言います。重大な事案にもかかわらず訓告、口頭注意と対処とした理由の答弁をしてください。菅原委員よろしいですかこれで。
○委員（菅原義幸君）　そういうことです。
○委員長（本多　浩君）　答弁に時間がかかりますか。大丈夫ですか。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　お答えをいたします。今回のこの質問の事案でございますが、通常であれば標準例での懲戒処分ということになるわけでありますが、事案発生に至った経緯、それから情状酌量の余地があるとして標準例に掲げる処分よりも軽いものとなったというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　懲戒処分の標準例の中に訓告や口頭注意なんていうものが入ってるんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　同じ答弁になろうかと思いますが、この発生に至った経緯から情状酌量の余地があるということで標準例に掲げる処分よりも軽いものとなったということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　発生の経緯って何ですか。発生の経緯は飲食店で一般の女性客に文句をつけてビールを引っかけて、コップ振りかざして前歯折ったということです。傷害事件じゃないですか。これが何で軽微になるんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それについては個人情報ということになりますので、この場で申し上げることは差し控えさせていただきます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　個人情報じゃないです。別に個人の名前出してるわけじゃないですか

ら。そういうふうに逃げるから議会が前に進まなくなるわけです。私が聞いてるのは、飲食店で衛生センター職員が酩酊の上そこにいた女性客にビールをかけて、挙げ句の果てにコップを振りかざして前歯を折ったということが、これは規定からいくと処分対象案件なんです。にもかかわらず全く処分をしてないんです。その理由は何だって聞いてるんです。何が個人情報ですか。また町長時間稼ぎやるの。個人情報じゃないんですよこれは。判断を聞いてるんです。

○委員長（本多　浩君）　懲戒処分の案件ではないですかということなんです。

町長。

○町長（高橋貞光君）　通常であればそういうことになるというふうに思っておりますが、これは先ほど来答弁差し上げてるとおり、こうした事案の発生に至った経緯ということもございまして、そういうことになったということでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　いや全然理解できません。個人情報だから処分しないんだって、明らかにしないんだって言ったことをまず答えてください。個人情報を聞いてるんじゃないです。だから個人情報だということで明らかにできないというんであれば、その理由を伺いたいし、個人情報にあたらないというんであればまず先ほどの答弁取消ししてください。順次整理して前に進めましょう。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　委員もご承知のとおり本件につきましては、衛生センターは組合の事案ということで衛生センター組合で整理をさせていただく問題ということになります。私がせたな町議会決算審査特別委員会の中で答弁できる部分というのは、これは当然限られてくるものというふうに思っております。そういった意味でこの場でお話しできることについては、お話をさせていただいてるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　またメチャクチャじゃないですか。先ほどは個人情報だから答えられないとおっしゃったんです。今度は衛生センターの案件だから答えられないと。何を言いたいんですか。これ２４日のときには公務でないから処分対象外だと。もうその都度支離滅裂なんです。あまりにもいいかげんじゃないですか。納得できません。委員長整理してください。

○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時１０分
再開　午前１１時３３分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　お答えをいたしたいと思います。この今回の事案については懲戒処分審査委員会を設置しないで先ほど申し上げましたが、衛生センター組合の局長、副町長、総務

課長、総務課長補佐によって協議をして判断をしたという状況でございます。その中身でございますが、この事案の発生をした際の前、発生する直前といいますか、その辺のやりとりの経過なども踏まえたということで衛生センター組合として判断したという状況になっております。その詳細につきましては、先ほど申し上げましたようにこれは個人情報という部分になりますので答弁は控えさせていただきます。そういった一連の事案の流れをしっかりと精査をさせていただいての判断ということでご理解いただきたいと思います。

○委員（石原広務君）　議事進行。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　先ほど別室で私の考え方も示しましたけど、今町長どういった報告になるか調整してくださいっていうふうに私の考え方でお伝えしたんですけど、先ほどの話からいくと、今確かに審査委員会を設置してないと。その上で事案が発生する前の経過、先ほど別室では事務局長と被害者側のお宅に伺ったっていうことも報告していいんじゃないですか。始末書、顛末書、これもちろん加害職員と言われる職員から出てるわけじゃないですか。もろもろを加味した中で協議した上で情状酌量に至ったと。私としてはその中身をもちろん知りたいです。被害者側から何かしら情状酌量に至る何かの言葉があったのか。加害職員からは、ことの顛末全てが伝わったものなのか。そこは何の言葉もいただいてないので想像するしかありませんが、始末書、顛末書の類いも含めてある程度詳細は説明するべきです。委員長、議事進行発言。

○委員長（本多　浩君）　町長、今石原委員から事案が発生した経緯、それを。

　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　繰り返しになるかもわかりませんが、当然この４者協議の中では、そういう部分をしっかり加味したということになろうかと思います。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　また議事進行発言ということで。先ほども言いました別室で。今の段階では被害女性の訴えからいくと、飲食店でいわれもない何か、暴言とあえて言わせていただきますけど、暴言を言われ、ビールをかけられ、挙げ句の果てにグラスをぶつけて前歯を折ったと。そういうことがクローズアップされてるんです。ただ町長、町側からの説明だと、そういったことがクローズアップされているのに情状酌量に至る何かがあったわけじゃないですか。ことの顛末全て私は知りたいです。加害職員からは顛末書、始末書が出てるわけです。その中身も私としては全て知りたいです。ただ今のままだと一方的な、加害した側の職員からの一方的な話を聞いて、それじゃ情状酌量になるんだという判断をしたのかなというふうに思ってしまうんです。ですから個人情報はあるんでしょうけど、ある程度説明できる範囲できちんと説明するべきと思います。委員長、終わります。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　行為に至った前のやりとりというのは、これはあったようでございます。そういったことを含めて、いろいろ精査をしての判断になったということでございますが、

その中身についてここでお話しするというのは、これは先ほども繰り返しの答弁になりますが、控えなければならないと考えているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　すみません再三にわたって議事進行発言で。こういった傷害事件に該当するような事案が発生する。その前の経過それは全く新情報なんです。情状酌量に至ったその前の経過が何かあるわけでしょう。かいつまんでもそれぞれ説明できないんですか。いろいろ皆さん予想してしまいます。加害職員が言われもない文句をつける、ビールをかける、グラスで挙げ句の果てに前歯を折る、女性の方です。そこまで至る発生する前に、そこまでしてしまう何かがあったのかなと私はもちろん想像してしまいます。大の大人が飲食店の中で何があったとしても、それは大きい声で何か文句を言うことは可能性としてあるかもしれません。でもビールかけますか、グラスで前歯折りますか。そこまでに至った事案が発生する前の経過というのは何だったんでしょうかと私は個人的に疑問を生じるわけです。ですからどこまでが個人情報なのかその経過についてわかりませんけど、そこをある程度伝えていただいたほうがよろしいかと思うんですけど。いかがでしょうか。あとは質疑されている菅原委員の判断だと思うんですけど。
○委員長（本多　浩君）　石原委員からは事案が発生した原点、その経緯があったんじゃないか。そこを町長は答えられないのかということなんですか。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　その行為に及んだという事実はもちろんありますが、その行為に及ぶ前に何があったかということがこの情状酌量の関係と、理由ということになると思いますが、これについては本当に個人のプライバシー、逆に言うとそういったこの部分に影響するようなことがあったということではないかというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いやあったのではないかというふうに思ってますって、無責任きわまる発言じゃないですか。納得しません。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　当然こういった処分を重い、軽いにかかわらず処分を科すということになりますと、それは根拠を持ってやらなければならないとは当然のお話でございます。今回の事案につきましては、事務局長をはじめ４名の幹部職員で協議をしたということになっております。その協議の過程では当然のこととして、そういった始末書、顛末書をしっかり確認をしながらということには当然のこととしてなるわけでございます。そうしたことでこのような処分になったというふうにご理解をいただきたいというふうに思いますが、その内容につきましては、ここでお話をするということには、これは控えさせていただきたいということでございますのでご理解をいただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや全く理解できません。そんな支離滅裂な無責任な答弁ありますか。

さっき何て言いましたか。傷害行為に至る一連の経過があったんだろうと臆測、推測いたしますって話だよ。臆測、推測で答弁してるんですか。確たる事実に基づいて明快な答弁してください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　それは先ほど答弁したとおりでございまして、そうした始末書、顛末書も確認をしながら処分の判断をしたということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認して判断したのか、臆測、推測の域を出ないのか、どっちなんですか。町長言っておきますが、もうこの間から答弁、する答弁する答弁一貫性は全くないんです。もう一遍臨みますか。最初は業務外の行為だから処分対象じゃないとこう言ったんです。そんなことないと、業務外の非行でも処分しなきゃならんのだよって言ったらすっかり黙り込んでしまって何の弁明もしないんです。やり方はあまりきれいじゃないです。次に今日は個人情報だから答えられないと。何が個人情報ですか。こういう個人の情報だけ黒にすればいいわけでしょ。生年月日、年齢、思想、信条、宗教こういったものを町条例で項目決まってるんです。それ以外全部明らかにしなきゃならないじゃないですか。何が個人情報です。それで行き詰まってきたら今度センターの問題だから応うずれないって。これまでせたなの議会でさんざんセンターの問題に答弁してきて不利になった途端そういう理屈を持ち出すっていうのもいいかげんな人ですあなたもね。それで２０年やってきたんですか町長を。何回も言いますが、去り際は綺麗にしなきゃダメです。散り際綺麗にしてください。普通に答弁すればそれでいいんですから。さらに今度、臆測、推測するって、その後軽微な問題だと判断するに足る前の一連の経過があったんだみたいなことをいうと。これ町長大変な問題です。私被害者に確認します。あんたにも非があって前歯折られても当然のいきさつあったのかと、これ聞きますから。違ってたら町長責任とってもらえますか。どうです。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　前歯が折られているような重大な傷害事件を、いいですか、これは軽微な問題だと扱うような前さばき一連の経過があったんだと町長おっしゃるわけだから、それは被害者本人に確かめて事実でなかったら町長責任取りますねって言ってるんです。あなたも悪いから前歯折られたんじゃないかと。あなたの責任半分あるんだぞと、こういうことを言ってるんです町長は。もし違っていたら責任をとりますかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは何回も申し上げてるようにこれは衛生センター組合の問題ということになります。しかし今、本議会での質問でございますので可能な限り答弁をさせていただいているところでございます。そうした中において軽微なこの処分に至った質問を受けて、その答弁としてそういった始末書、顛末書等も確認をしながら、この４人の幹部職員の中で協議がなされて処分ということの最終決裁を私がしたということでございます。今の詳細な中身についてという質問もございましたが、これにつきましては、これは個人情報の中に入るとい

うことに考えておりますので、この部分については差し控えさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにしてもこの事案の処分につきましては、こういった経過の中でされたということでご理解をいただかなければならないというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　私そんなこと聞いてません。聞いていないことなんでそうやって長々しゃべって争点ずらして逃げ切ろうとするんですか。悪い癖だね、とうとう最後の最後まで直りませんでしたね。もう一遍言います。前歯を折られておやむを得ないような経過があったんだという趣旨の発言をなさるから本人に確かめてもし違っていたら町長は責任をとりますねと、あなたが責任を取るか取らないかそこを聞いてるだけなんです。何で答えないんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この前歯を折られての部分に対する処分がどうなのかっていうことではなくて、それは先ほど申し上げてるように経過があって、そういったものも加味をして判断をされたということで、その部分での処分は行われていないということでございましたが、これは軽微にはなったところでございますが、本人についても、事務局長についても処分をしているということではあります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答えてくださいよ私が言ってることに。処分はしてませんから、それはこの次やります。歯を折られてやむを得ないようないきさつがあったという趣旨の答弁をしてるわけです。本人に確かめてその経過が嘘だということになれば、町長は開かれた公の場面で本人の名誉を傷つけたことになるんだから責任をとりますかって聞いてるんです。それだけの覚悟があって答弁してるんですかと聞いてるんです。あなたの覚悟を聞いてるんです。その１点に絞って答えていただけませんか。委員長そこの点に絞って答えさせていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　何度も答弁しておりますが、歯を折られても仕方がないというような答弁はいたしておりません。それは会議録を精査していただいてもわかるかと思います。ただ、そういった情状酌量の余地もあるということから軽微な処分となったということで何度も答弁しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　町長、責任を取るか取らないか。
○町長（高橋貞光君）　責任の話でありますが、これは処分をしたという事実はございますので、そういった最終的な決裁はしております。この責任をとるかとらないかという部分については、これは責任の所在というものはどうなのかということについては今の時点で答弁することはできません。もし答弁が必要ということであれば、これは少し時間いただいてしっかり考えてみたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　１２時きますねもう。１２時で一旦打ち切って午後にしてもらいたい

と思いますが、町長何も答えてませんよ今。関係ないことをベラベラ長々しゃべって何で人聞いてること答えないんですか。私は前歯を折られたのに、その事実を結局、詐称してるわけです。軽微な事件だっていうんだから。これ前歯折るっていることは重い事件なんです。絶対これはどんな経緯あったって、この傷害行為を与えたという事実は変わりませんから。それで午前中一つだけ申し上げておきますが、実はせたな町職員に係る懲戒処分の基準について、私２４日に間違った項目を申し上げてました。それは酩酊による粗野な言動等、つまり酩酊して公共の場所や乗り物において公衆に迷惑をかけるような著しく、粗野または乱暴な言動した職員は減給または戒告とすると。これに該当するっていうふうに申し上げましたが、こんなもんじゃないんです。こんな軽いもんじゃないんです。正確に申し上げますが、これは公務外非行関係の（３）です。町長、どこの項目はわかりますか。（３）に傷害という項目があるんです。ちょっと見ておいてください。その項目は、人の身体を傷害した職員は停職または減給とすると明快なんです。人の身体を傷害した職員です。これは停職または減給とするっていうんです。これ（３）で傷害です。私が当初思っていたよりはるかに重いんです。だからなおさらのこと、どんな事情があったにしても前歯折った事実は変わらない。それを何か聞いておると前歯折られてもやむを得ないような処分をしないで済ませても仕方がないような前提になる事情があって町長が決裁したんだと取れる発言をしたんだから、もし違っていたらご本人に対する重大な名誉棄損になるわけです。これ町長の行為です。実は２４日の議会中継も３，６００超えてるんです視聴回数が、多分３，７００も行くのかなと思いますが、とんでもない数なんです。これまでの最高視聴回数は２，７００です過去。以前の事件なんですが。今回、僅か中３日で３，６００突破です。おそらく７００いくのかと思いますが。なぜかっていうことです。こうやって日曜であるにもかかわらず傍聴されてる方もいるわけです。私、全町６４箇所街頭報告をしてきたということも町長申し上げました。寄ると触るとこの問題です。問題の焦点は何かというと傷害事件を起こした側がぬくぬくとしてまだ現職の職員で実際に在職しているということについてビックリしてるんです。一方でパワハラを受けた方は職場を去ってます。どうしてこういう問題を町長は放置していくんだと。町長のやり方、組合長のやり方に納得がいかないというふうに高橋批判にだんだん状況が変わってきてるんです。私もそういう立場で問題を立ててますから。個々の職員が憎いからどうこうしようということではないんです。衛生センターの職場はブラック職場で、これをホワイトにしなければ将来、私どもの町民生活は安心してごみの事業に委ねることができないという町民生活の重大な案件ですから、この問題を解明したいと思ってるんです。話横道に逸れましたが町長いいですか。歯を折られてもやむを得ないというふうに受け取られるような答弁をしたわけですから、事実を調べてそういうことは違うということになったときに名誉棄損したという問題になりますから、町長は責任をとっていただきたいと思います。私昼休みに確かめますから本人に、午後からもう一遍、町長の答弁もらいます。

○委員（石原広務君）　議事進行発言。

○委員長（本多　浩君）　石原委員。

○委員（石原広務君）　真相究明のために、これ以前にもすったもんだあったんですけど始末書、顛末書、個人情報の部分を削除してぜひ提出していただきたいと思います。というのはことの顛末があまりにも伝わってきませんし、いろいろ想像してしまうわけじゃないですか。先ほど委員会で別室で私申し上げましたけど、何かがあったわけでしょ。もちろん被害者側からも聞き取りしていたかどうかも含めて事実確認をした上で、午後から委員長、資料として提出するように委員長からも強く申入れをしていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　これより昼食休憩に入りますが、町側は質疑の趣旨をきちんと把握して午後から答弁をお願いいたします。
それでは昼食のため休憩いたします。午後１時１０分から再開します。

休憩　午後　０時０５分
再開　午後　１時１０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
町側の答弁から始めます。
高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　菅原議員のほうで本人に確認をお昼休みするといういうことで終わったかと思います。それについてお知らせをしていただければというふうに思います。それから石原委員から始末書、顛末書の提出という話がございました。これにつきましては一部事務組合は別な組織でございますので、ここでせたな町議会に提出するということにはならないということであります。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認できませんでした。ただ一つ明確に言えることは、既にその辺の事情については聞いてありますが、いきなり文句をつけられたっていうことです。ある方といろいろお酒を飲んで楽しくやっていたら、そこに介入してきたっていうんです。絡まれてビールをかけられ、激高してコップを振り上げ前歯を折られたと。それだけです。女性だから組くんず解れずの決闘やったと、その結果、前歯を折ったんだという話ではないんです。だって本人も無傷なんです加害者側は。だから町長のおっしゃってることは、かなり１００％に近いくらい理由になってないとはっきり申し上げときます。嘘をおっしゃいということです私に言わせると。そう言われて遺憾だというんであれば文書出してください。これは私２４日の日から要求してることなんです。これだけの事案を処分なしで済ませたという根拠を示していただきたいと言ってんですから、組合の文書であろうがなんであろうが構成町の町長として持ってるんであればお出しになったらいかがですか。通用しませんよ。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　まず処分が軽いということのご指摘かと思います。それにつきましては、この衛生センター組合の処分の基準、失礼しました。菅原委員もこれの基準に照らしてと

いう話だったと思います。私が申し上げたのは、これはあくまでも標準例ということでございます。処分の種類より軽いとすることがある場合ということもございました。こうした中で先ほどの答弁のとおり情状酌量という部分で判断をさせていただいたという答弁をいたしました。その書類等という話でございますが、これはセンター組合の公文書ということでございますので、これは私がこの場で出す出さないという今はせたな町長としての答弁をしておりますので、これはここですぐ判断ということにはならないということについてご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　いや中身がないから出せないんでしょう。そういうことで逃げてるわけでしょう。高橋流ですね。自信あるならきちんと出すと思います。中身が空っぽで個々の論争に耐えられないから出したらまずいと。口実として衛生センターの書類だからせたな町長としては出せないんだと。そういう理屈だっていうの顔に書いてあるんです本当に。わかりやすいです。衛生センターの基準は、せたな町の基準を準用することになってるんです。それを町長は否定するんですか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　別に否定をしているつもりはございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　否定したら大変なことになりますでしょう。準用することになってんだからせたな町の条例どおりやらなきゃいけないわけです。何でやらないのかっていうことを聞いてるんです。もう一遍言います。公務外非行関係で３障害、人の身体を障害者職員は停職または減給とすると。これを処分審査委員会にかけて職員の懲戒処分等について公正な取扱いを期するために調査または審査させなきゃいけないでしょう。この理由も明確じゃないんです。全部闇の中、不明、何ひとつきちんとした説明できないんじゃないですか。納得できる答弁を改めて求めたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　繰り返しの答弁になろうかと思いますが、これはもちろんせたな町の規定を準用しているということはもちろんのことでございますが、そうした中におきまして懲戒処分審査会は組合の規定上、あくまでも組合長の諮問により設置されるものである。さらに地公法上の懲戒処分は任命権者が特別権力関係に基づいて行う制度であることから、必ずしも懲戒処分審査委員会を設置する必要はなく組合長の裁量の範疇という解釈ができるということで、本件についても法的に問題ないというふうに考えているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　全然答えになってません。無責任の限りです。組合の規定を町長自から破るんですか。処分審査委員会を置かなきゃなんないことになってるんです。置かないとないのに何で設置しないんですか。そこまで言うんなら答えてください。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　昨日のやりとりにもありましたようにこういった形で処分をさせていただいていたということでございますが、この部分につきましては、タイヤの問題以降、現在この委員会を設置しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや今の話聞いてないです。当時、何で作らなかったんですかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ご指摘のとおり当時作っておりませんでした。今までの慣例ということもあったように思っておりますが、しかしそういうご指摘もございましたので、大変この案件以降その辺の整理をさせていただいているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答えになってないです。当時何で作らなかったんだって聞いてるんです。前歯を折るという傷害事件起きたんです。処分するんであれば審査委員会設置しなきゃないじゃないですか。作るも作らないも自由だというふうになってないんです。作らなきゃならない規定になってるんです。答えてください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これは先ほどの繰り返しになりますが、懲戒処分審査会は組合の規定上あくまでも組合長の諮問により設置されるものでありまして、またさらには地公法上の懲戒処分は任命権者は特別権利関係に基づいて行う制度であるということから必ずしも懲戒処分審査委員会を設置する必要はなく、組合長の裁量の範疇という解釈ができるということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だから何で置かなかったんですかって聞いてるんです。裁量権で置かなきゃいけないものを何でしなかったんですか。現に傷害事件を起こしてるんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　裁量権の範囲っていうことを申し上げましたが、裁量権の範囲によってこの審査会を設置するか、しないかという判断をするにあたってしないという判断をしたということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　だからしないという判断をした理由は何ですかって聞いてるんです。真面目に答えてください。
○委員長(本多　浩君)　審査委員会を開かないとした判断はどこにあるんですかということ。
　高橋町長。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　こういった過去にこの組合として設置をしたという例がなかったということも大きなこの諮問をしなかったという要因というふうに考えているところです。

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　過去に設置していなかったからこそ、こういう重大な傷害事件起きたときには設置しなきゃいけなかったんじゃないですか。過去に傷害事件いっぱい起こしてたんですか組合職員が。そういう事例があるんだったら開いてください。
○委員長（本多　浩君）　事件の事例、そういう事例ありますかと聞いてます。
　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　事例については申し上げておりませんので、そういう経過をたどってきたということのことからそういう状況に至ったとそういうふうに考えております。しかしそれ以降、何度かそういった事例が発生しております。したがいまして現在は審査会の設置をしているという状況でございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いやそんなこと聞いてません。平成２７年に傷害行為を職員が起こしたのに何でその時点で設置しなかったんだって聞いてるんです。組合長責任ですよそれは重大な。行政上の手落ちなんです。何でそれを素直に認めないんですか。大体これ訓令違反ですから、組合長のサボタージュです。申し上げておきますが、平成１９年３月３０日北部桧山衛生センター組合の訓令第５号です。この訓令第５号によって平成１９年３月３０日こういうふうになってるんです。第１条これは北部桧山衛生センター組合職員懲戒処分審査規程です。ここでは第１条でこうなってるんです。地方公務員法第２９条の規定により職員の懲戒処分を適正に処理するため北部桧山衛生センター組合職員懲戒処分審査委員会を置くってなってるんです。置くも置かないも自由だってなってないんです。置くっていう規定になってるのに何で置かないんですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　先ほど繰り返しになりますが、本来そういう委員おっしゃるような基準になってるっていいますか、この規定になっております。これはなぜ置かなかったのかということでございますが、先ほど言われましたように慣例という部分に沿ってやっていたということでございます。もちろん本来は置くべきであったということは今になって思うところでございます。したがいまして先ほど申し上げましたように、例のタイヤの事案以降設置をしているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　置いても置かなくても処分できるんだと。先ほどの間違った答弁を撤回しますか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　諮問するかしないかってのは、これは町長、組合長の判断ということになりますので、処分ができないということではないというふうに思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そういうことは聞いてません。聞いたことに答えてください。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この組合長が諮問するかどうかということについては組合長の判断ということになろうかと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　諮問するしないの問題を聞いてません。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員、もう一度質問してください。すみません。お願いします。
○委員（菅原義幸君）　設置するということになってるわけです。処分審査委員会を置くというふうになってるわけです。これを認めになるんであれば、置いても置かなくてもいいんだと。町村会がそのように言ってたという趣旨の答弁を撤回するんですねって言っているんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この設置するかどうかにつきましてはこれは規則でそのようになっております。本来設置しておくべきものというふうに考えます。それはこれまでの慣例ということもございまして、設置するに至っていなかったということについては反省をしているところでございます。それともう一つ、それとは別にこの諮問するかどうかっていう判断は、これは委員会を設置するかどうかという判断こととはまた別の問題でございまして、それは最初に答弁したとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　設置しておくという規定になっているのに、置かなかったことが手落ちでありましたとこれだけでいいんですよ答弁は。私は諮問するしないのことを聞いてません。何か設置してもしなくてもいいようなことを最初答弁したけれども、訓令で平成１９年３月３０日に置くっていうふうになってるわけだから、置かなきゃいけなかったでしょって言ってんです。慣例でどうしたとか、これまで置いてこなかったかどうかということではなくて、１９年３月３０日に決めたんなら１９年４月１日でも５月でも決めなくちゃいけないものを決めてなかったということなんです。重大な行政上の手落ちじゃありませんか。しっかり責任を認めてください。これ全部あなたの組合長時代の話です。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　当時、規定に基づいて設置していなかったという点につきましてはお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　最初からそう言えばいいんです。それで設置していないんだから土台諮問なんかできるはずないでしょう。それをごまかしてるんです。設置した場合に諮問してもしなくてもいいんだという答弁一貫してしてますよね。これもアウトだと思いますよ私は。さはさりながら設置していないんだから、そもそも諮問なんてこと問題にならないじゃありませんか。答弁が土台からおかしいんじゃないですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　もし諮問をしていれば、これは当然設置していないことに気がつくわ

けですから、これはすぐ設置するということをできたというふうに思っております。ですからこれを設置していなかったから諮問しなかったということではなかったというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ちっちゃな子供が屁理屈言ってるのと変わりません。こういう厳粛な議会の場でする答弁じゃありません。恥ずかしいたらありゃしません。これ公開されてるんですから。土台置くということになってるのに置かなかったことに問題があるんです。それは町長お認めになったとおり。動いてないんだから諮問のしようがなかったわけでしょう。最初から諮問するなんて発想なかったんでしょ。どうですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　最初からっていいますか、この事案につきましては、これは諮問しないで処分を協議させたということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　最初からするつもりなかったということなんですよ要するに。今白状したじゃないですか。だから処分審査委員会の規定があるのに根底から無視をして審査委員会設置していないし、そもそも設置するという発想がないから設置していなかったことにも気がつかないし、１番大きい問題は懲戒処分の基準があるのにこれも無視したと。要するに全ての既定基準を最初から最後まで連続的に無視した結果なんです。これは認めてください。規定守ったという事実が一欠けらもないじゃないですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これも先ほど答弁をさせていただきましたが、懲戒処分審査の規定の中に委員おっしゃっておられる標準例というのがございます。ただ標準例の中には標準例に掲げる処分の種類よりも重くする場合、あるいは軽くする場合この両方ございます。そういうそういったことに照らして、このご質問の処分については事務局長を含めて幹部職員で協議をして、そういう決定がなされ、組合長としてそれに決裁をしたということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　またまたでっかい嘘つきましたね。真っ赤な嘘です。でたらめな答弁も程々にしたらどうですか。懲戒処分の基準に照らしてやったんであれば、そんな結論でようがないじゃないですか。懲戒処分の基準に照らさないで最初から外れたことをやった結果なんです。正直にそういったらどうですか。頭傾げない、バレてるんだから。どうですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これにつきましては、先ほど来何遍も申し上げているとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　何も申し上げてないでしょ。みんな逃げてるでしょ。答え一つも出してないじゃないですか。

○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ご質問に答弁をさせていただいているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　答弁させていただいてるところだっていうなら答弁もう１回なぞってください。もう一遍しゃべってください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　今までの答弁をもう１回いいということでございますが、全てを話すということになると長くなろうかと思います。かいつまんで要点だけ答弁申し上げたいというふうに思います。今回の審査会は設置をしておりませんでした。したがいまして組合長の諮問はしてございません。処分の判断につきましては副組合長、総務課長、課長補佐、それから組合の事務局長この４名で協議をし決定をしたと。それに決裁をさせていただいたという状況でございます。内容は情状酌量ということを考えて軽微な処分ということになったということでございます。委員会の設置については、これは当初から設置すべきものであったということはこれはそういうことでございますが、ただ設置しなかった経緯については、これまでの慣例といいますか、そういったものがあったということでございます。しかしながらやはりこの規定に沿って設置しておくべきものというふうに考えましたので、これは誠に申し訳ないということで一連の答弁をさせていただいたところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　結局私の聞いた質問にただの一言も答えてないんです。なんで人のしている質問を素直に答弁できないんですか。私は懲戒処分の基準に基づいて処分を下したんですかって聞いてるんです。もう一遍言います。懲戒処分の基準に基づいて処分をしたんですかって聞いてるんです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これも先ほど来答弁にしておりますが、基準に基づいての処分であったかという質問でございました。答弁させていただきます。基準に基づいての処分ということではございませんでした。情状酌量の余地があったということから軽い処分に至ったということでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　ようやく答え出てきました。基準に基づいて処分してないんです結局。今そうおっしゃったんです。基準に基づいた処分ではありませんて言うんだから。午前中からずっとかかってようやく答え出てきました。これ全部基準から訓令から一切遵守したものが、ただの一つもないと、１かけらもないってことなんです。これは町長認めますか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　処分の基準というものをさして、それを基準という話だというふうに思って聞いておりました。これは懲戒処分の規定の処分については、これはあくまでも標準例ということでございますから、これは状況によってはこれ以上の重い処分もありますし、また

今回のような軽い処分もあるということは、規定の中にもそういうことがあるということは示されているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　重大発言です。懲戒処分の基準を上回ってもよし、下回ってもよしと、そういう基準どこにあるんですか。教えてもらえませんか。
○委員長（本多　浩君）　町長。
○町長（高橋貞光君）　私がお示しをした規定でございますが、これは北部桧山衛生センター組合職員懲戒処分審査委員会規程の北部桧山衛生センター組合職員に係る懲戒処分の基準というところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　基準の何項目に書いてありますか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　ページ数で言いますと３１２ページ、第１の基本事項でございます。１番下にこれらについては標準例ということで取扱いを参考としつつ判断するということになっております。その上には軽いものとすることが考えられる場合、その上には重い標準例に掲げる処分の種類より重いものと考えられる場合ということが記載しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　それコピーで出してもらえませんか、手元にないんです。
○委員長（本多　浩君）　資料の提出を求めています。すぐ出せますか。何分かかりますか。
　２時まで暫時休憩します。

休憩　午後　１時５１分
再開　午後　２時００分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　矛盾同着っていう言葉ありますが、この答えも答えになってないんです結局。申し上げます。非違行為を行うに至った経緯、その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときというんです。この規定は重いんです。好き勝手に軽くしたり重くしたりしてはならないという意味なんですむしろ。そこを町長自覚してください。つまり特に酌量すべきものがあると認められるものがなけりゃダメなんです。何にもないのに勝手に好きに軽くしていいということにならないんです。これ大変大きな縛りなんです。町長逆に解釈しているようですが。そこで特に酌量すべきものがあると認められるのであるならば、この場で明らかにしてもらわなきゃダメでしょう。どうですか町長。
○委員長（本多　浩君）　特に酌量したその酌量の事実は何ですかと。
　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　この部分の答弁をさせていただきたいというふうに思います。当然のこととして始末書、顛末書についてはこれは当然資料として見て確認をしておりますし、さらに示談等が成立したということなどなど含めて総体的に酌量すべきものがあるというふうに判断をしたとしたところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　今大事なこと言いました。始末書、顛末書これは当然確認していると。その上に立って情状酌量の余地ありと判断したんだとこういう答弁でしたね。確認させてもらっていいですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　そういうところをだというふうに考えております。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　確認した内容を口頭で結構でございますからおっしゃってください。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これ以上のことにつきましては先ほどから言ってますとおり、これは衛生センター組合の問題ということでございます。せたな町の決算審査においては人事介入になりかねないというそういう心配をしているところでございますので、これ以上の答弁については控えさせていただきます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　また全然おかしなほうに話が進んでるんじゃないですか。組合の問題になりますかここから先。せたな町の議会の問題としてずっと問題にしてるんです。情状すべきものがあるという根拠を求めたら途端に組合の問題になるんですか。それから人事介入になるって、どういう介入になるんですか。しゃべればいいってもんじゃないです。納得させてください。どんな人事介入になるのか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　こういった人事に関する、これ人事案件ということでございます。私たちも議会の質問に応じてできるだけ答弁をしたいというふうに今望んでいるところでございますが、これ菅原委員も知ってのとおりこれはあくまでも衛生センター組合の問題でございます。したがいまして、ここでせたな町長としての答弁をすることにはもちろん限界があるということは、これは理解をされた上での質問というふうに思っておりますが、私としては今のこれが限界というふうに感じているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　そんなの通りません。ここまで存続質疑してきて答弁不能になった途端、衛生センターの組合の問題だって完全に逃げと隠蔽でしょう。ただ斟酌すべきものがあるんだったらそれを言えばいいだけなんです。何を恐れているんですか。そういう事情が何にもないからでしょう。あるんだったらおっしゃってください。人事介入でないです。ちょっと用語間違ってませんか。人事介入というのは、この人間を例えば、こういう役職にしろ、これを

降ろせということで具体的な特定されるアクションを任命権者に指示強要することですよ介入するっていうのは。私なんもそんなことしてません。何で軽微なんですかって聞いてるだけです。町長、何でもかんでもしゃべればいいってもんじゃないです。自分が何を言ってるのかしっかり自覚して責任ある言葉を発してください。これ組合の問題だから答弁しない、人事介入だから答弁しないと。これは取り消していただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これまでの答弁で相手方あるいは当事者など事案の経過なども踏まえまして組合として処分判断されたということは答弁をさせていただいているところでございます。この処分につきましても、もちろん委員おっしゃいました人事これは職場の異動、あるいは係長、主幹、あるいは事務局長と、これももちろん人事でありますが、この処分をするという誰々職員を処分をすると、これも人事ということはもちろんお分かりのことというふうに思います。これは全体を通して人事ということになるわけでございます。その部分を指して答弁したところでございます。したがいまして、これは行き過ぎますと当然この他自治体に対する人事介入ということにもなりかねません。そういうおそれもあるということでございますので、そういった意味で答弁を申し上げたところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや答弁ごまかして逃げてるだけでしょ。何も難しいこと聞いてませんよ私。人事の介入もしてないし、個人情報の公開を求めていないし、我が町せたな町の町民が飲食店で楽しく飲食してるときにセンター職員から文句つけられてビールかけられ、コップ振りかざして前歯折られたと。被害者せたな町民なんです。その被害者の町民であるトップが高橋町長なんです。我が議会で問題になったって当然じゃないですか。しかも町長は組合長の職務をしてるわけですから。その限りで答弁する十分な情報を得ているわけです。固有名詞出してくれって言ってません。個人情報欲しいなんて言ってません。町長の答弁がおかしいから変ですねと、説明してくださいと言ってるだけです。もう一遍言いますよ町長。非違行為を伴うに至った経緯、その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。このときには軽くしていいんだということなんだけれども、じゃ酌量すべきものがあるその内容って何ですかって聞いてるだけです。酌量すべき事情って何ですか。何で前歯を折った傷害事件がです。軽微な事件に解釈できるんですか。傷害事件なんです。人の身体を傷害した職員なんです。これがそうでないという事実に入れ替わる何の事情があるんですか。納得いく説明をしてくださいと、ただそれだけですよ私言ってるのは。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　納得いただけないということでございますが、私は町長として答弁できる範囲については答弁をしているつもりでおります。したがいましてそれ以上、衛生センター組合の問題ということはこれは間違いございません、事実でありますから。それは組合議会に対しても当然こういった部分については、しっかり説明をしながら整理をしていかなければならないというふうには思っておりますが、やはり先ほど申し上げましたように、この組合の

人事案件と、あくまでもそれは事実でございます。そういった意味ではこれ以上の答弁はできない。できかねるというふうに考えているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　いや全然答弁なってないです。それで逃げ切るっていうのは無理があります。だって今まで答弁できる範囲の中で答弁してきたわけでしょ。特別に酌量するべき事情が何で答弁できないものになるんですか。そんなものがないからでしょ。傷害事件なのに傷害事件でなかったかのように扱うような情状酌量の根拠ってのは何もないから説明できないだけでしょ。それを組合の問題だとかさ、人事介入するとか、嘘をついてるの誰だって私思います。これネット中継で皆さん見てるんですから非常識の答弁、私はいわかりましたというわけにいかないです。真面目にやってもらえませんか。
○委員長（本多　浩君）　答弁調整しますか。
　横山委員。
○委員（横山一康君）　私、町長ずっと答弁してるように、一部事務組合のことなんです。ほかの地方公共団体ですので、私はこれ基本的に深く介入していくっていうのはあまり私自身としてはいかがなものかなというふうに思ってます。ただこれずっともう我がせたな町議会で取り上げて質疑もされて町側も答弁してることですので、そこは誠意を持った答弁をやっていただかないと、もう会期１０月１日までしかありませんので、そこはしっかり誠意を持った答弁をしていただきたいと思います。そしてもう１点なんですけど、今日午後から町側の答弁の中で平成２７年の事案に関して懲戒審査の委員会を設置していなかったことについてはお詫びするとおっしゃいましたよね。そういうところが私、今回これ起点になってくると思うんです。お詫びした、ずっと慣例で設置してなかった。そういうことを町のガバナンスの在り方、町というか一部事務組合のガバナンスの在り方、あと手続きの不備、こういったものを反省した上で先ほど町長はお詫びされたと理解してるんです。そこを起点に今菅原委員が質疑してるところ素直に答えていけば私はここは前に行けると思いますので、あまり防衛を貼り過ぎて時間をかけるっていうのはいささか問題ある態度だと思いますので、そこは真摯に質問者の質疑に答えていただければというふうに思いますので、そこを委員長にも特段お願いしておきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　規定に基づく委員会の設置については先ほどお詫びを申し上げたとおりでございます。この事案の答弁につきましても、できるだけ答弁をさせていただこうというふうに捉えておりまして、そのとおり答弁をしてきたところでございますが、しかし委員おっしゃるように、これは衛生センター議会内部の問題ということでございまして、せたな町議会に対して町長として、町長という立場で答弁できるというのは当然限界があります。そういった意味で先ほども申し上げましたように町長として答弁できる範囲については、これまで答弁させていただきました。これ以上の答弁については、やはり立場を考えますときちんと整理をしておかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　今この直近でこの質疑の中で話題になってる情状酌量したところなぜだと。それ口頭だけでも説明できないのかという質疑だったと思うんですけど、そこで町長はもうこれは衛生センター議会でないからこれ以上この町議会の質疑の中ではできないというふうなことで今暗礁に乗り上げてると思うんですけど、先ほどの私の質疑の中で町長は、大変申し訳なかった、委員会を設置してなかったのは申し訳なかったというふうにおっしゃったんであれば、それ以降の処分ですとか、手続きというのは間違いがあったということにならないんでしょうか。間違いがあったんであればそこは正していく、そして質問者の質疑にも誠実に答えていく、このような態度でやっていかないとこの案件についてはなかなか終点が見えませんので、そこは一旦、懲戒審査委員会を設置してないということでお詫びをして今後はきちんとやっていくっていうふうにおっしゃってるんですから、そこについてはそれに沿った答弁をされていけば、私はこの委員会進んでいくものだと思いますので、あまり片意地はってこれはセンターのことだからこれ以上は無理だとかそうじゃなくて、できる範囲最大限答弁するというような姿勢をまず見せていただきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　横山委員おっしゃるとおり、そういったこともございまして私としては誠実な答弁をさせていただいてきたところでございます。委員会の設置につきましても、これはこの前のタイヤの事案以降設置をして改善を図ってきたということ。それから今回審議いただいているこの事案の処分につきましても、これは当事者、相手方、両方のやりとりや経過などを踏まえまして衛生センター組合として、これは判断をさせていただいたというところでございますので、これ以上の答弁はなかなか本当に中身に入ってしまうと、衛生センター組合の問題ということになってしまいますので、これはそういったことで当然、答弁できるものではないというふうに判断しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　町長としては、質問されたことに対する答弁は全て出尽くしたという判断だということですか。
○町長（高橋貞光君）　委員長おっしゃるとおりでございます。
○委員長（本多　浩君）　石原委員。
○委員（石原広務君）　町長午前中でしたか休憩して議長室で委員長交えてお話させていただいたんですけど、今のままだと現職の組合職員が酩酊の上いわれもない文句を言い、ビールをかけ、その上暴力沙汰これ傷害事件にも該当するような事件を起こしてしまったのに、なぜその当時処分しなかったんだ。発表したけど軽いんだ。なぜいまだにぬくぬくとその職場にいるんだという状況になってるんです。町長だけの身を守るんではなくて、それこそ一部事務組合、北部桧山衛生センター、組織そのものの名誉のためにも今菅原委員もおっしゃってるじゃないですか。個人情報とか要らないんだよと。そういった重大な事件を起こしたのに訓告あるいは当時の事務局長は口頭注意、なぜそういう軽いことで済ませたんだということへの理由を述べてくださいということなんです。踏み込んだ説明を求めてません。今それで進んでないんです

今日の特別委員会が。そこだけなんです。組合に確認することですか、組合長である高橋町長が。お互いにせたな町民なんです。加害者とされる人物も被害を受けた女性も、あとで報告しましたでいいじゃないですか組合議会のほうへ。そこの理由、端的に聞いてるので端的という言葉がこれ似つかわしくない状況になってますけどそこだけなんです。委員長ここ答弁調整というか、時間も経ちましたので休憩の間にきちんと協議していただくことを指導して休憩に入られたらどうですか委員長。

○委員長（本多　浩君）　それでは暫時休憩します。ここで２時４０分まで休憩します。

休憩　午後　２時２７分

再開　午後　２時４０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

町側の答弁から始めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　これまでの答弁の繰り返しになってしまうかもわかりませんが、答弁をさせていただきます。本件の処分につきましては、発生した際の両人のやりとり、それから経過などを踏まえ、あるいはまた示談が成立したというようなこともありますが様々なことを組合としては踏まえて判断をさせていただいたということで、これまでも答弁しているとおりでございます。それからそれ以上の中身についてはこれは衛生センター組合の問題ということになりますので、これはせたな町長としての答弁は控えさせていただきたいということで答弁を繰り返しているところでございます。

○委員長（本多　浩君）　質問ございませんか。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　ここで質問なしじゃ次に行きますってはならないです。無理です委員長。それで町長私率直に言います。今日一つ前進したのは懲戒処分審査委員会の未設置、これは非認めてお詫びをするというスタンスに変わったんです。だから前進したんですその部分。それを特に私は責めません。認めてくれればいいわけですから。いいんですよ攻め込むために取り上げたわけじゃないんですから。それで前に進めようと思って発言するんですが、したがって諮問もしてないわけです審査委員会がないんだから。そうなると審査委員会は公平に処分するための審査委員会だと。これが審査委員会の第１条の目的なんです。職員の懲戒処分について公正な取扱いを期するため設置するんだって言っているんだから、調査したり、審査したり処分に関することをやるんだと、行うんだと。この審査委員会を設置していないんだから当然、処分結果がおかしくなるのも当たり前なんです。これはやっぱり条例というのは、あるいは規定というのは非常に合理的にできておりまして、規定を遵守しない場合の処分というのは、かなり標準から外れたものになるんです。軽いにせよ、重いにせよ。これはその典型の一つだと思います。今回の場合は傷害を起こしたのになかったかのような扱いを結果としてしてるわ

けです。それじゃどんな酌量すべき事情があるんだと聞いてもそんなものないです。町長ないんだって、私、全部訴えられたときに聞き取りしてるんだから。何か相手に悪口言って怒らせて、挑発して腹立たせたのかっていったら、そんなことしてないって、友達と２人で仲よく話してるところにいきなり刺さり込んできたっていうんですから、かなり酩酊していて何をどう勘違いしたのかビールぶっかけて、こういう流れなんです。だから町長が言うように、そこに傷害事件を御赦免にするような酌むべき情状酌量の余地っていうのは私が聞いた限りではないです。ましてや被害者が屈強な若者か何かであれば売り言葉に買い言葉ってこともそれはあると思いますけども、相手女性です。ふだん人様に手を挙げるような方ではないです。何で斟酌すべきものがあると認めたのかっていうと、むしろそのほうが不自然だと思います。これは町長あくまでもそういうものがあるんだって頑張るんだったら後日決着つけさせていただきますから。町長の座から降りた場合であっても私やりますから町長の態度によっては。別にそれが目的で言ってるわけじゃないんですけども、やっぱりこれは本人聞いたら怒りますおそらく。何か私が悪くて、それで前歯折られたような言い方になるじゃないですかという話になると思います。それで町長わかりやすく言います。これ審査委員会作っていないのもミスだし、したがって当然審査委員会の諮問なんてのはなかったわけだし、４人で決めたっていうけれども公平でも妥当でもないんです。これは前歯を折った傷害事件であるという点に照らしてみると人の身体を傷害した職員は停職または減給だと。そうやって明確に規定ではなってるんですから。これを町長いいですか、停職または減給とするというこの厳しい規定を全く度外視して戒告ですらない。処分の基準に全く存在しない対応で切り抜けるに足るだけの情状酌量というのはあり得たのかって話です。実際にこれ何も処分しなかったわけですからゼロ処分なんです。これも町長ときちんと問題整理しなきゃならないけれども、町長は処分した処分したって言ってるけども、地公法でも国公法でもこれは処分したことにならないんです。全く処分しなかったと言っていいんです。ただ自己満足的に訓告したよ、口頭注意したよという程度の慰めものですそれは。そうするとこのこと自体も甘かったし手落ちなんです。私は一言、手落ちでしたと言われてみれば。一生懸命いろいろ判断したつもりではあるけれども指摘を受ければやっぱり手落ちだし、軽すぎたと一言言ってもらえば前に進めるんです。それ以上のことは言いません。小言の一つや２つ言いたいところですけども、たったそれだけですよ私。事実そうなんだからこれは。内部の規定や基準、全く遵守した事項は一つもないんです。言葉は失礼な言い方になるかもしれませんが、適当なことでお茶濁したなと。この程度のことしかやらなかったのかという私の思いはあります。しかし事実そうなんだから、そうでしたって認めれば次の質疑に移れるんです。私もう一遍言います。今日中には５特別会計３事業会計を含めた全ての決算については今日中に終わりたいと思って臨んでます。そこは協力するつもりでいます。本多委員長が、この間わざわざ私の家まで来てダメ押ししてるんですから、また昭和の言葉になりますが男同士の約束は私は守りたいと。現瞬間でも持ってます。私は町長にそのように運びをつける対応させてほしいんです。だから申し上げます。一言、処分も甘かったと思っておりますというこの言葉を発信していただけませんか。そうすると次の質疑に移りますから。

以上です。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　本件の処分の審査につきましては、先ほど来申し上げてるとおり委員会の設置というのはしておりません。しかし当然設置していれば委員になりうる職員の皆さんであります。だからいいんだということではございませんが、しかしそれは協議するにあたって真剣にそれぞれ協議してくれたものというふうに受け止めているところでございます。そういった意味では、この事案についての両当事者やそれ以外、始末書あるいは顛末、それから示談の成立などを踏まえて判断をしたものというふうに考えているところでございます。それは委員の意見とは違うという形にはなりますが、そういったことを私としては尊重して決裁をしたということでございます。それと先の答弁で申し上げましたが、これ以上中身に入っての答弁というのは控えなければならないということで、これは衛生センター組合の問題ということもございますのでこれはご理解いただきたいというふうに考えているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長、親の心子知らずっていう言葉ありますね。私がどんな思いで先ほどの発言をしているかわかりますか。いい形で任期を終えていただきたいという気持ちがあるから言ってるんです。町長あくまでも頑張るなら頑張ってください。こっちも頑張りますから。そういうことにさせないでほしいって言っているんです私は。どっから見たってこれだけの傷害事件を停職でもない減給でもない、ましてや戒告でもない。つまり処分をしなかったんです。どんな言い方しても処分しなかったんです。それで当たり前ということになりますか。いやいや訓告やったんだ、口頭注意したんだって、それは処分でないですから。処分じゃないんです。大体経歴載っからんでしょう。訓告何百回受けたという経歴になにも傷つかないんです。しかし戒告は１回だけでも経歴載っかるんです。それが懲戒処分であるかないかの分かれ目なんです。そんなこと言わなくても町長分かってると思いますけども、だから私は明らかな傷害を起こした職員に、いかなる事情や斟酌すべき事情があったとしても、処分なし、お咎めなしこんな状態でいいんですかって言ってるだけなんです。もし一切懲戒処分をしないたるだけの斟酌すべき事情があるなら明らかにしてください。個人情報全部すればいいじゃないですか。それもしないと、組合の問題だと。もう組合の問題になりませんからね。先ほど横山委員おっしゃってましたが、我が町の議会でここまで議論進んじゃってるんですから。都合悪くなった引き返すというのは、これ高橋流なんです。それはそうなりませんから。町長もう一遍休憩とってもいいですからよく頭冷やして。私も頭冷やしますからスタッフ立派な方がいらっしゃるんだから。処分軽かったと一言だけ言っていただければ前に進めます。委員長の取り運びを要請いたします。
○委員長（本多　浩君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時５６分
再開　午後　４時１２分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。
　質疑を許します。ありませんか。
　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長いずれにしても議長から聞いたと思いますが、今日で区切りをつけるということですから率直なご答弁をお願いしたいと思うんです。不必要な責任追及はしませんから、やはり２７年の傷害事件については処分なし、町長は訓告と厳重注意をしたんだって言いますが、これは基準に照らしてみて情状酌量の余地以上の軽さだと指摘せざるを得ませんので、そういう点では手落ちがあったということを率直に認めていただけませんか。どうです。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　これまで町長の立場でといいますか、答弁できるところはさせていただいたところです。これ以上の答弁はいたしかねるということでございますが、委員のただいまの質問につきましても委員のご意見をして承っておきたいと思います。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　町長。承ったときにこれは難しい話をしてるんじゃないです。処分なしっていうことで済ませてしまったということについて遺憾であったとおっしゃっていただけませんか。大体、懲戒処分審査委員会設置していないんですから、したがって公平な調査の審査もやってないんです。その結果、処分の基準に照らしてみてゼロ処分、処分なしと、こういう扱いになってるわけですからそこは足らざるものがあったと。普通に認めて何か支障はあるんですか。衛生センターの組合長ということよりも、この町の行政のトップとして衛生センターの組合議会に出ていって組合長を拝命しているわけですから、この町の町長としての見解を述べても一向に差し支えないわけです。そうしたときに、これが当たり前だということなのか、冷静に考えてみて足らざるものがあったというふうに考えるものなのか。その程度は町長、率直におっしゃってください。おっしゃっていただければ次の問題に進めて、全体として収まるように質問をアレンジしますから、どうですか。
○委員長（本多　浩君）　高橋町長。
○町長（高橋貞光君）　この処分につきましては、先ほど来答弁申し上げているとおり、この事務局長含めて幹部職員で慎重に協議をして結果を出したというふうに思っているところでございます。そういったことで衛生センター組合長の立場でこれは決裁をさせていただきました。私としては、これは協議をした職員については、いろんなこのことを十分考えて協議をしたというふうに思っております。優秀な職員ばかりということもございますし職責をしっかり果たしてくれたものというふうには判断しているところでございます。
○委員長（本多　浩君）　菅原委員。
○委員（菅原義幸君）　もうちょっとやらせてもらいますそれなら。何ですか今の答弁。優秀なんですか。立派なことをやった職員なんですか。どういうことなんです。何をもってそういうんですか。私は普通に言ってるんです。飲んでるお客さんに対して被害者が言うのは、勝手

に話に入り込んできてクレームつけてビールふっかけて、コップ振りかざして前歯折られたんだっていうんです。その職員が何でお咎めなしなんですか。その程度のことを事ここに至っても、なおかつ率直に足らざるものがあったと言えないというのは町長何なんですか。もうゼロリセットして徹底的にやりますかそれじゃ。あと４０分でしょう。これまでにやるとエンドレスになると思いますから、これはこれ以上の質疑は留保します。今日、私の原稿では半ページ分しか進んでないんです。あとびたり止まってますから。それ一言言ってくれればもっと進ませ方ありますが、これはそうですねえ今日終わらせるという前提に立つならば、ここで留保いたします。誤解も何もしてないからいいって町長、一言足らざるものがあったって言えばいいでしょう。何でその程度のことを言えないんですか。こんなの当たり前ですか。これだけの傷害を起こしておいて、みんなと相談したんだとかなんとか言ってるけども、結局正式な審査委員会作ってないんです。大体そこらから間違ってるんです。最初間違うと最後まで違うんです。いいですよまた答弁しても私は多分納得のいかない答弁に終始するだろうと思うから。同じ答弁なら要りません。委員長、私これでとりあえずデジタル対策特別委員会の中でやるということであるならば今日ここで中止したいと思います。おそらく視聴者の方からはいろいろご批判頂戴すると思いますが、それは覚悟の上であります。なお先日朗読をいたしました３文書、これは１２月２日の当時の衛生センター事務局長と被害者ご夫妻、それから１１月２２日の当時の衛生センター事務局長とご夫妻の会話の起こしたものです。それから１２月２日には、当時の事務局長と佐々木副組合長とご夫妻、それから１２月１７日これは読み上げなかったんですけども、事務局長とご夫妻、この音声の記録を文書に起こしたものがございます。これにつきましては、ご家族のほうから議員の皆さんにぜひ目を通すように写しを配ってほしいと。配ってほしいというか、配ることについて了解をいたしますというふうに了解いただきましたのであとでこれ事務局に提出しますから、事務局のほうで固有名詞の部分、いわゆる個人情報に当たる部分については事務局の公平な目で判断していただいて、その上で議員の皆さんに後日で結構でありますから配付願いたいと思います。その場合に町理事者にも、町理事者と担当課長にも配付をしていただきたいと思うんです。これ委員長のほうにお願い申し上げます。それからもう一つなんですが、北部桧山衛生センター組合議会会議録これは令和７年第１回の全員協議会でありますが、日時は２月２６日開催のものであります。これは公文書公開請求によって組合から私が取り寄せたものでありますけれども、この協議会で森副組合長から、なぜパワハラでないと判断したのかという詳細な報告がなされております。これも本当は今日、重大な誤りを含んだ報告だということをここで論証したかったんですが、これも今日留保したいと思います。さわさりながら議員の皆様にこれも提出しますので、３文書と合わせて配布をしていただくようにお願いを申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（本多　浩君）　そのように対応します。

　質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　残った案件につきましては今日全て留保することにいたしまして、デジタル対策特別委員会で行いたいと思います。町長に申し上げます。議長から要請があったと思いますが、できるならば強制力はもちろんありませんが、参考人として出ていただいて高いレベルで率直に次の１０年、２０年に向けた議論を交わしたいと思いますので可能な限りご出席をお願いしたいと思います。その時には私も柔らかく町長が気持ちよく答弁できるような、そういうスタンスで臨みたいと思っておりますので、大きな気持ちで新しいまちづくりをするんだぞという意気込みの中で新町長を交えながら率直なやりとりができればなというふうに思いますので、ご返事は必要としませんが、この場から特段の要請をしておきたいと思います。

以上であります。

○委員長（本多　浩君）　ほかに質疑のある方。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

これより討論を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君）　私は令和６年度せたな町各会計決算、反対の立場で討論いたします。その理由は本会議で述べさせていただきます。

○委員長（本多　浩君）　賛成討論を許します。

桝田委員。

○委員（桝田道廣君）　私は賛成の立場で討論をさせていただきます。討論につきましては本会議でさせていただきます。

○委員長（本多　浩君）　反対討論を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより起立により採決します。

お諮りいたします。

認定第１号を認定することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○委員長（本多　浩君）　起立多数です。

よって、認定第１号は認定することに決しました。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩　午後　４時２８分

再開　午後　４時３０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

整理番号第２、認定第２号令和６年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議

題といたします。決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により所管の担当課長に内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君）　それでは報告書の６３ページでございます。国民健康保険事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。第１１表（１）決算の状況、歳出から説明いたします。１款の総務費３，７５２万２，０００円、職員の人件費や国保連合会の負担金が主なものでございます。

２款の保険給付費で６億２，６５８万５，０００円、療養給付費が主なものでございます。

３款国民健康保険事業納付金２億６，９６０万円、国保の運営の主体である北海道に対する納付金でございます。

５款保健事業費７９５万１，０００円、特定健診事業やインフルエンザ予防接種事業などにかかる費用でございます。

６款の基金積立金では１万２，０００円、国民健康保険事業基金へ積み立てたものでございます。

８款諸支出金２，６６６万５，０００円、国保病院及び診療所の運営等に係る経費について北海道からの交付金を病院会計へ繰り出ししたものが主なものでございます。歳出合計では９億６，８３３万５，０００円でございます。

次に歳入についてですが、左左側の欄１款保険税から８款の国庫支出金までの合計が９億６，８６１万６，０００円でございます。歳入歳出差引額２８万１，０００円は次年度へ繰り越すものでございます。また右側の（２）保険税の状況、（３）保険給付費の状況、（４）経理関係諸比率につきましては記載のとおりでございます。

次に６４ページをお開き願います。第２表は事業効果表でございます。決算額は先ほどの説明のとおり９億６，８３３万５，０００円、財源内訳は国道支出金で６億７，２６７万４，０００円、その他は繰入金で９，０３９万３，０００円、一般財源２億５２６万８，０００円となっております。令和６年度の事業実績としましては、被保険者数では平均被保険者数が１，６４８人、保険給付費では療養給付費から葬祭費までの合計で６億２，５１７万２，０００円、保健事業費では特定健診等事業からインフルエンザ等予防接種業務までの事業を実施いたしました。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では１７７ページから１９１ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第２号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって認定第２号令和６年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第３、認定第３号令和６年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君）　それでは報告報告書の６５ページでございます。後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明いたします。第１３表（１）決算の状況、下段の歳出から説明いたします。１款総務費４００万８，０００円は一般事務費及び電算システムの運用に係る経費でございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１億６，３９０万５，０００円、広域連合の運営経費や保険料等を広域連合へ納付したものでございます。

３款繰出金１６０万８，０００円、後期高齢者の健康診査分を一般会計へ繰り出したものでございます。

５款その他支出２１万７，０００円は保険料の還付金でございます。歳出合計では１億６，９８１万円となったものでございます。

次に歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料から４款その他の収入までの合計が１億６，９８３万１，０００円となっており、歳入歳出差引額２万１，０００円は次年度へ繰り越すものでございます。

次に６６ページをお開き願います。第１４条の事業効果表についてご説明いたします。ただいまの説明のとおり決算額が１億６，９８１万円、財源内訳は、その他、一般会計繰入金等で６，１６６万８，０００円、一般財源１億８１４万２，０００円となっております。令和６年度の主な事業実績としましては被保険者数が１，９０４人、後期高齢者医療広域連合納付金の合計が１億６，３９０万６，０００円となったものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では２０１ページから２０９ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第３号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、認定第３号令和６年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

休憩　午後　４時３９分

再開　午後　４時４０分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

整理番号第４、認定第４号令和６年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中川福祉課長。

○福祉課長（中川　譲君）　それでは報告書の６７ページをお願いいたします。介護保険事業特別会計の決算状況についてご説明をさせていただきます。はじめに歳出からご説明をいたします。１款総務費、決算額３，４７０万８，０００円で人件費及び事務費に係る一般管理費のほか、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等でございます。

次に２款保険給付費、決算額７億９，０９５万３，０００円で介護サービス給付費のほか要支援者に対する介護予防サービス給付費、低所得者への補足給付である特定入所者介護サービス費等でございます。

次に３款地域支援事業費、決算額１億１，２１３万円で人件費及び事務費に係る包括的支援事業費及び包括的支援事業費（社会保障充実分）のほか、住民主体による介護予防生活支援サービス事業費、配食サービス等の一般介護予防事業費、除雪サービス等の任意事業費等でございます。

次に４款基金積立金、決算額８５万円は介護保険事業基金積立金。

次に６款諸支出金、決算額４，３１３万円は介護給付費負担金等返還金が主なものでございます。歳出合計が９億８，１７７万１，０００円でございます。

次に歳入でございますが１款保険料から９款諸収入までの歳入合計が１０億５，１７８万円で、歳入歳出差引額７，０００万９，０００円が次年度へ繰り越すものでございます。

続いて６８ページ主要施策効果表でございます。決算書は２２９ページからとなります。はじめに総務費、決算額３，４７０万８，０００円で全額その他財源は一般会計繰入金でございます。人件費をはじめ介護人材確保育成支援事業助成金や介護従事者確保定住対策事業助成金のほか、介護認定審査会等の事務事業に取り組んだところでございます。

次に保険給付費、決算額７億９，０９５万３，０００円で国道支出金３億４，０９１万６，０００円、その他財源の３億７６７万４，０００円は支払基金交付金及び一般会計繰入金、介護保険事業基金繰入金で残りが一般財源でございます。地域密着型サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金など介護サービス給付費が主なものでございます。

続いて６９ページでございます。地域支援事業費、決算額１億１，２１３万円で国道支出金４，４６６万１，０００円、その他財源の４，７３６万１，０００円は支払基金交付金及び一般会計繰入金、残りが一般財源でございます。介護予防事業や訪問活動、各種研修会等を開催し高齢者が要支援要介護状態にならないための予防に努めたほか、権利擁護支援の推進、高齢者の社会参加の促進などに取り組んだところでございます。なお事業実績等は７１ページまで記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では２２１ページから２４１ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第４号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、認定第４号令和６年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第５号、認定第５号令和６年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中川福祉課長。
○福祉課長（中川　譲君）　それでは報告書の７２ページをお願いいたします。介護サービス事業特別会計の決算状況についてご説明をさせていただきます。はじめに歳出からご説明をいたします。１款サービス事業費、決算額６，５６７万５，０００円でデイサービスセンター事業費のほか、介護予防支援事業費、居宅介護支援事業等でございます。歳出合計が６，５６７万５，０００円でございます。
次に歳入でございますが１款サービス収入から４款諸収入までの歳入合計が６，５７８万３，０００円で、歳入歳出差引額１０万８，０００円が次年度へ繰り越すものでございます。
続いて７３ページをお願いいたします。主要施策効果表でございます。決算書は２５７ページからとなります。はじめに通所介護サービス事業費決算額４，６９６万１，０００円で、その他財源の２，３３４万円は一般会計繰入金、残りが事業収入でございます。要支援、要介護認定を受けた高齢者に対し入浴食事などの介助や機能訓練、送迎などのサービスを提供し、利用者の心身機能の維持向上や生きがい、楽しみづくりのほか介護者の負担軽減も図られたものでございます。
次に認知症共同生活介護事業費、決算額１２１万６，０００円で全額その他財源は一般会計繰入金でございます。グループホームあさなぎの指定管理者を有限会社ケアステーションせたなに指定し施設の運営及びサービスの提供を行ったものでございます。
続いて７４ページでございます。介護予防支援事業費、決算額７６７万５，０００円で、その他財源の２２３万２，０００円は一般会計繰入金、残りが事業収入でございます。地域包括支援センター内に設置の介護予防支援事業所として要支援者介護予防事業対象者に認定された高齢者に対し、介護予防サービス計画を作成し介護保険サービスの利用など自立した生活に向けて支援を行ったものでございます。
次に居宅介護支援事業費、決算額９８２万３，０００円で、その他財源の５５２万８，０００円は一般会計繰入金、残りが事業収入でございます。同じく地域包括支援センター内に設置の居宅介護支援事業所として民間事業所に委託できないケースについて居宅介護サービス計画を作成し、介護保険サービスの利用など自立した生活に向けて支援を行ったものでございます。
以上で説明を終わります。
ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では２５１ページから２６１ページまでです。
歳入歳出全款一括質疑を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第５号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、認定第５号令和６年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第６、認定第６号令和６年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　それでは報告書の７５ページでございます。第１９表の風力発電事業特別会計の決算の状況でございます。まず左側の表でございます。１収益的収支では総収益で２，１３６万１，０００円です。内容としましては、営業収益８万７，０００円は料金収入、これは北電への売電収入が３万円と、その他風力発電事業基金運用収益が５万７，０００円です。営業外収益では、その他これは基金からの繰入金などで２，１２７万４，０００円です。総費用は２，１３０万５，０００円で収支差引は５万６，０００円となっております。

次に２の資本的収支はありません。右側の表になりますが３収支再差引５万６，０００円、４積立金は５万６，０００円、５前年度繰越金、７形式収支及び８翌年度に繰り越すべき財源はありません。

続いて７６ページの第２０表、事業効果表でございます。事業名は、風力発電事業、決算額２，１３６万１，０００円で、その他財源２，１２７万４，０００円は風力発電事業基金繰入金などで残りの８万７，０００円は事業収入です。事業実績及び効果としましては過去２０年間の発電によりまして、環境に負荷をかけないクリーンエネルギーの推進及び創出等が図られておりますが、令和６年度より発電を停止しまして施設の安全な維持管理に努めているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では２７１ページから２７６ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第６号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、認定第６号令和６年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

休憩　午後　４時５３分

再開　午後　４時５５分

○委員長（本多　浩君）　休憩を解き会議を再開します。

整理番号第７、認定第７号令和６年度せたな町簡易水道事業会計決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは簡易水道事業会計について別冊の決算附属資料により説明させていただきます。まず２ページ、令和６年度せたな町簡易水道事業報告書になります。１概況（１）総括事項について説明いたします。令和６年度から簡易水道事業については、地方公営企業法の一部を適用し複式簿記発生主義の公営企業会計に移行いたしました。令和６年度の収支状況といたしましては、収益的収支の収入が４億２，５３０万７円で、支出は３億６，７５７万２，６９１円となり、この結果、損益計算書での当年度の純利益は５，７７２万７，３１６円となり、この利益につきましては普通預金積立金に積み立てる予定としております。

資本的収支につきましては、収入１億７，３２４万８，０００円、支出が２億３，０１５万８，０９５円で不足額が５，６９１万９５円となり引継金、消費税、資本的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填しております。また業務状況では給水人口６，６２６人、給水栓数３，７７４件で年間配水量は１３０万３，９４１立米、有収水量は８１万６，１４４立米となり、有収率は６２．６％となりました。その他の決算の状況につきましては資料のとおりとなっております。

続きまして事業効果表について説明させていただきます。２０ページとなります。事業名、松岡浄水場井戸新設工事、決算額７，６７８万円、財源内訳といたしまして地方債７，６７０万円、事業収入８万円です。事業実績といたしましては、既設の取水井戸が取水不可となったことから井戸を新設し安定した水道水の供給が可能となったものでございます。

次に瀬棚簡易水道配水管新設工事、決算額２，２００万円、財源内訳といたしまして全額地

方債でございます。老朽化した配水管の更新を行い維持管理コストの軽減、耐災害性の向上を行ったものでございます。

次に雲内配水流量計更新工事、決算額２９７万円、財源内訳といたしまして地方債２９０万円、事業収入７万円です。雲内地区の配水流量計の更新を行い施設の適正な管理が可能となったものでございます。

次に冨里配水流量計更新工事、決算額３５２万円、財源内訳といたしまして地方債３５０万円、事業収入２万円です。富里地区の配水流量計の更新を行い施設の適正な管理が可能となったものでございます。

以上で簡易水道事業会計の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では２８３ページから２９０ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第７号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、認定第７号令和６年度せたな町簡易水道事業会計決算は認定することに決しました。

整理番号第８、認定第８号令和６年度せたな町下水道事業会計決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君）　それでは下水道事業会計について別冊の決算附属資料により説明させていただきます。まず２ページ、令和６年度せたな町下水道事業報告書、１概況（１）総括事項について説明いたします。下水道事業においては、簡易水道事業と同様に地方公営企業法の一部を適用し公営企業会計に移行いたしました。令和６年度の収支状況は、収益的収支の収入が４億６，９０２万３，９４９円で支出が４億３，２２３万５，９２６円となり、この結果、損益計算書での当年度純利益は３，６７８万８，０２３円となり、この利益については普通預金積立金に積み立てる予定としております。資本的収支については収入２億７，７６４万１，０００円、支出が２億８，２３４万３，７０９円で不足額が４７０万２，７０９円となり引継金により補填しております。また業務状況では処理人口４，３７３人、年間有収水量は

４２万４，１３１立米で、１日平均有収水量は１，１６２立米となりました。その他の決算につきましては資料のとおりとなっております。

続きまして事業効果表について説明させていただきます。１９ページとなります。事業名、下水道事業資本的支出、１目管渠費で決算額１０８万９，０００円、財源内訳といたしまして地方債１００万円、その他８万９，０００円です。事業実績といたしましては、公共汚水桝新設工事北檜山区１箇所を行ったものでございます。

次に資本的支出、３目処理場費、決算額１億４，９２５万４，０００円、財源内訳といたしまして国道支出金８，０２８万７，０００円、地方債６，０７０万円、その他８２６万７，０００円であります。事業実績といたしましては、委託料では雨水浸水想定図作成業務、瀬棚中継ポンプ場耐水化計画策定業務、大成浄化センター改築更新工事委託業務、２０ページの北檜山下水処理場改築更新工事委託業務をそれぞれ実施したものでございます。工事請負費では、太櫓地区排水処理施設更新工事（３工区）を実施しております。以上の各処理場の老朽化対策などを実施し公衆衛生の向上を寄与することができたものでございます。

以上で下水道事業会計の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では２９３ページから３００ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第８号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。

よって、認定第８号令和６年度せたな町公共下水道事業事業会計決算は認定することに決しました。

整理番号第９、認定第９号令和６年度せたな町病院事業会計決算を議題といたします。

別冊の病院事業会計決算附属資料により内容の説明を求めます。

国保病院手塚事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君）　それでは病院事業会計について別冊の決算附属資料の事業効果表により各医療機関ごとに説明をさせていただきます。資料の２８ページをご覧願います。国保病院の事業効果表でございます。収益的支出についてご説明いたします。決算額８億

７，８１８万４，０００円、財源内訳は国道支出金等１８６万９，０００円、繰入金４億３，２４３万２，０００円、病院事業財源４億４，３８８万３，０００円でございます。事業実績は入院収益で病床数が一般病床６０床、入院診療実日数が３６５日、１日平均入院患者数は１８．６人、年間の入院患者数は６，７７９人、これは対前年９７７人の減でございます。収益は２億２，９９７万５，０００円で対前年度３，９５９万円の減でございます。許可病床６０床に対しまして利用率は３１％にとどまりまして、コロナ前に横ばいで推移してきた入院患者数はコロナ禍で減少したまま低水準での推移という状況でございます。

次に外来収益では、外来診療実日数２４４日、１日平均外来患者数は７６．４人、年間外来患者数は１万８，６５０人で対前年度１，５３２人の減でございます。収益は１億８，１３０万４，０００円、対前年度２，００３万４，０００円の減でございます。一般診療のほか各種専門外来、夜間診療は継続し地域に必要な医療の提供を図りました。

次に訪問看護事業収益では１，８１６万６，０００円で、在宅での療養必要とされる患者様、ご家族のニーズに対応いたしました。

続いて一般会計からの繰入金は４億３，２４３万２，０００円で、対前年度１億１，６９０万１，０００円の増でございます。地域の人口減少に伴う医業収益の減少に加え物価高騰などの影響や新型コロナ関連補助金がなくなったことなどによるものでございます。

次に資本的支出でございます。決算額１，６２８万１，０００円、財源内訳は国道支出金５５万円、繰入金９６４万２，０００円、病院事業財源６０８万９，０００円でございます。事業実績は建設改良費の医療機器等購入で電話交換機、臨床検査室システムの更新に係る機器購入、窓用エアコン１２台、公用車の購入１件、合計で９９２万６，０００円です。それと企業債償還金は６３５万５，０００円でございます。

続きまして４８ページをご覧願います。瀬棚診療所の事業効果表でございます。はじめに収益的支出でございます。決算額１億２，２１４万８，０００円、財源内訳は国道支出金等１，０４４万３，０００円、繰入金３，７５３万１，０００円、病院事業財源が７，４１７万４，０００円でございます。事業実績は外来収益の外来診療実日数が医科で９９日、歯科は２３２日、１日平均外来患者数は医科で４６．４人、歯科が２４．５人というふうになっております。年間外来患者数は１万２８８人、対前年度２０９人の減、収益は６，５０２万４，０００円で対前年度３０７万２，０００円の増でございます。

次に一般会計からの繰入金は３，７５３万１，０００円で、対前年度１，１１５万８，０００円の減でございます。医業収益が横ばいに推移した中で人件費の減、委託料の見直しによる経費の減などによるものでございます。

次に資本的支出でございます。決算額７３２万６，０００円、財源内訳は国道支出金２８０万５，０００円、病院事業財源４５２万１，０００円でございます。支出の建設改良費は医療機器の購入で歯科用デジタルレントゲン装置、それとＸ線画像管理システムの更新で２件合計で７３２万６，０００円でございます。

続いて６８ページをご覧願います。大成診療所の事業効果表でございます。すみませんここ

で資料の修正をお願いいたします。左の財源内訳という欄の繰入金が４，８５２万円というふうになっているところを５，７０７万７，０００円に修正をお願いいたします。右隣の病院事業財源３，３９３万５，０００円を２，５３７万８，０００円に修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。大成診療所収益的支出でございます。決算額９，０９４万５，０００円、財源内訳は国道支出金８４９万円、繰入金５，７０７万７，０００円、病院事業財源２，５３７万８，０００円でございます。事業実績は外来収益で外来診療実日数が１５０日、１日平均外来患者数は２４．１人となっております。年間外来患者数は３，６２２人、対前年度１，４２５人の減、収益は２，４５８万１，０００円、対前年度３２６万５，０００円の減でございます。患者数の減少はございますが、生活習慣病管理料算定などに伴う診療報酬の増があり収益の減収は３２６万５，０００円にとどまったという状況でございます。

次に一般会計からの繰入金は５，７０７万７，０００円で前年比８５５万７，０００円の増でございます。外来収益の減少と民間病院への委託経費の増に伴い増となっております。

次に資本的支出でございます。決算額４７１万１，０００円、財源内訳は国道支出金８５万８，０００円、繰入金が１４６万３，０００円、病院事業財源２３９万円でございます。事業実績は建設改良費の医療機器等の購入で解析付き心電計、診療所長室のエアコン設置、２件合計で２２１万１，０００円と企業債償還金２５０万円の支出でございます。

以上で病院事業会計の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（本多　浩君）　説明が終わりました。決算書では３０３ページから３４２ページまでです。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

横山委員。

○委員（横山一康君）　ちょっとだけ確認だけさせていただきたいと思います。附属資料の４ページ１番上段の表です。医業利益率等と人件費比率これ前年度から比べて約８ポイントと１０ポイントということで悪化してるように見えるんですが、これの原因を教えていただきたいこと１点と。あと同じく９ページで病床利用率これ３１％というふうになっておりますが、これについて病院のほうでどのようにお考えになってるかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（本多　浩君）　手塚事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君）　医業利益率につきましては、医業収益の減少というところ、特に入院収益も入院患者数も減ったことによりまして大きく減少しておりますし、主に医業収益の減というところでのポイントの減ということでございます。また人件費の比率につきましては人事院勧告での人件費の金額の改定ですとかそういったところ、また医業収益も下がっておりますのでそういったところでポイントは上がっているということでございます。病床利用率につきましては現状の届出して６０床に対する率ではありますけれども、この病床が今の病床数が今の入院患者数に対してと大きくなっているところもございますが、先ほど申し上げたとおり入院患者数の減少がありますので、ここを経営強化プランとかそういった目標あり

ますから、そういった目標値に近づくようにちょっと今後努力をしていかなければならないというふうに思っております。
○委員長（本多　浩君）　横山委員。
○委員（横山一康君）　昨日の新聞でしたか、北海道新聞のほうに自治体病院のことをいろいろ出てたかと思うんですけど、多分どこの病院も非常にコロナあと厳しい状況続いてて我が町の病院もこのような状況ということをしっかり把握して、担当もそうですし、理事者もこれからより一層経営の健全化に努めていただきたいと要望して終わります。
○委員長（本多　浩君）　ほかに。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
認定第９号を認定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）
○委員長（本多　浩君）　異議なしと認めます。
よって、認定第９号令和６年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。
以上で本特別委員会に付託された９会計の決算審査は終了いたしました。本委員会は全９会計全て認定すべきものと決定いたしましたので本会議にその旨報告いたします。
これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。
長時間にわたってご苦労さまでした。
閉会　午後５時１７分

委員会条例第２８条の規定により署名する。

令和７年１１月２８日

委　員　長　　本　多　　浩

署名委員　　菅　原　義　幸

署名委員　　石　原　広　務